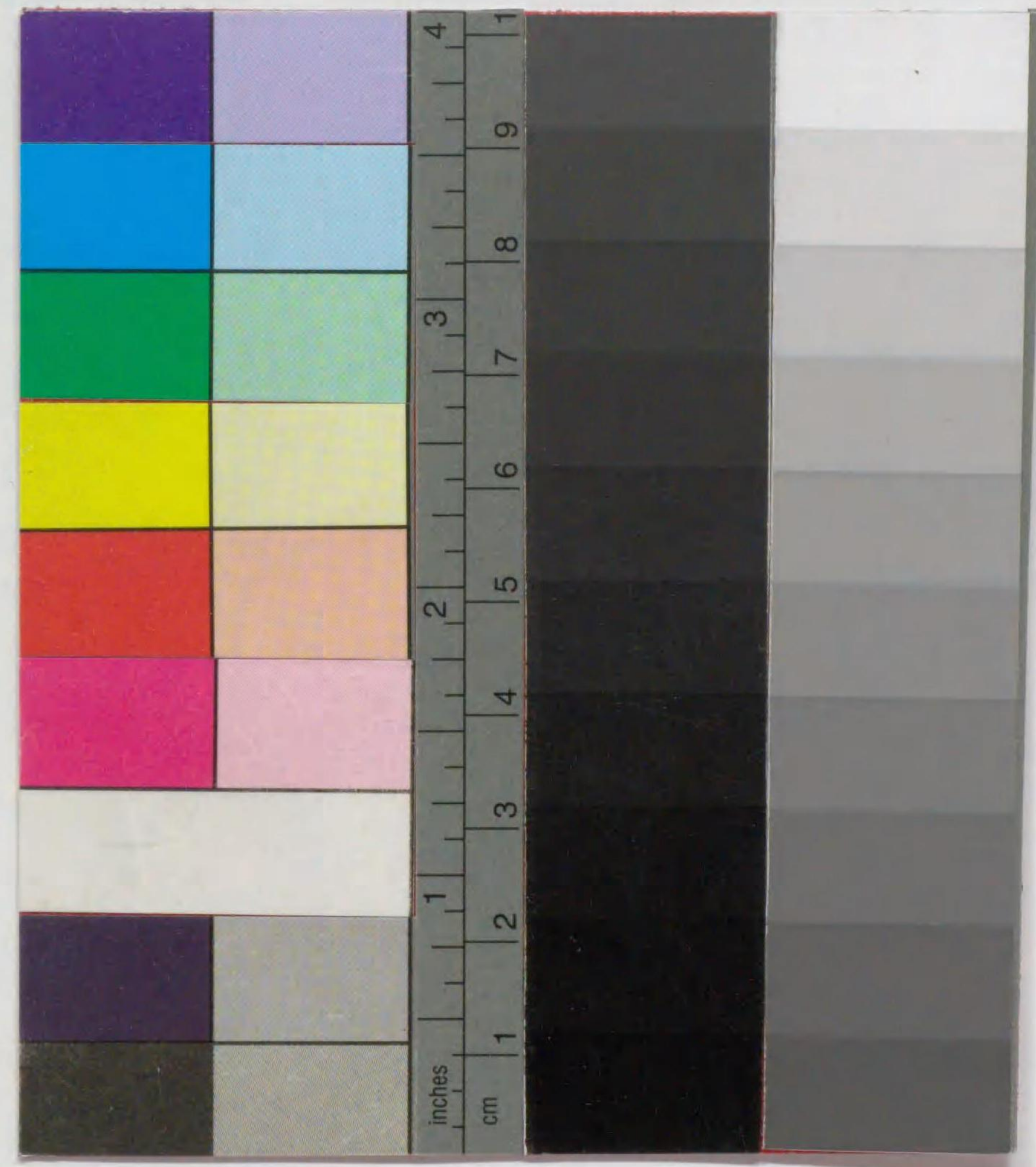



578-197




1200501520692

578
197



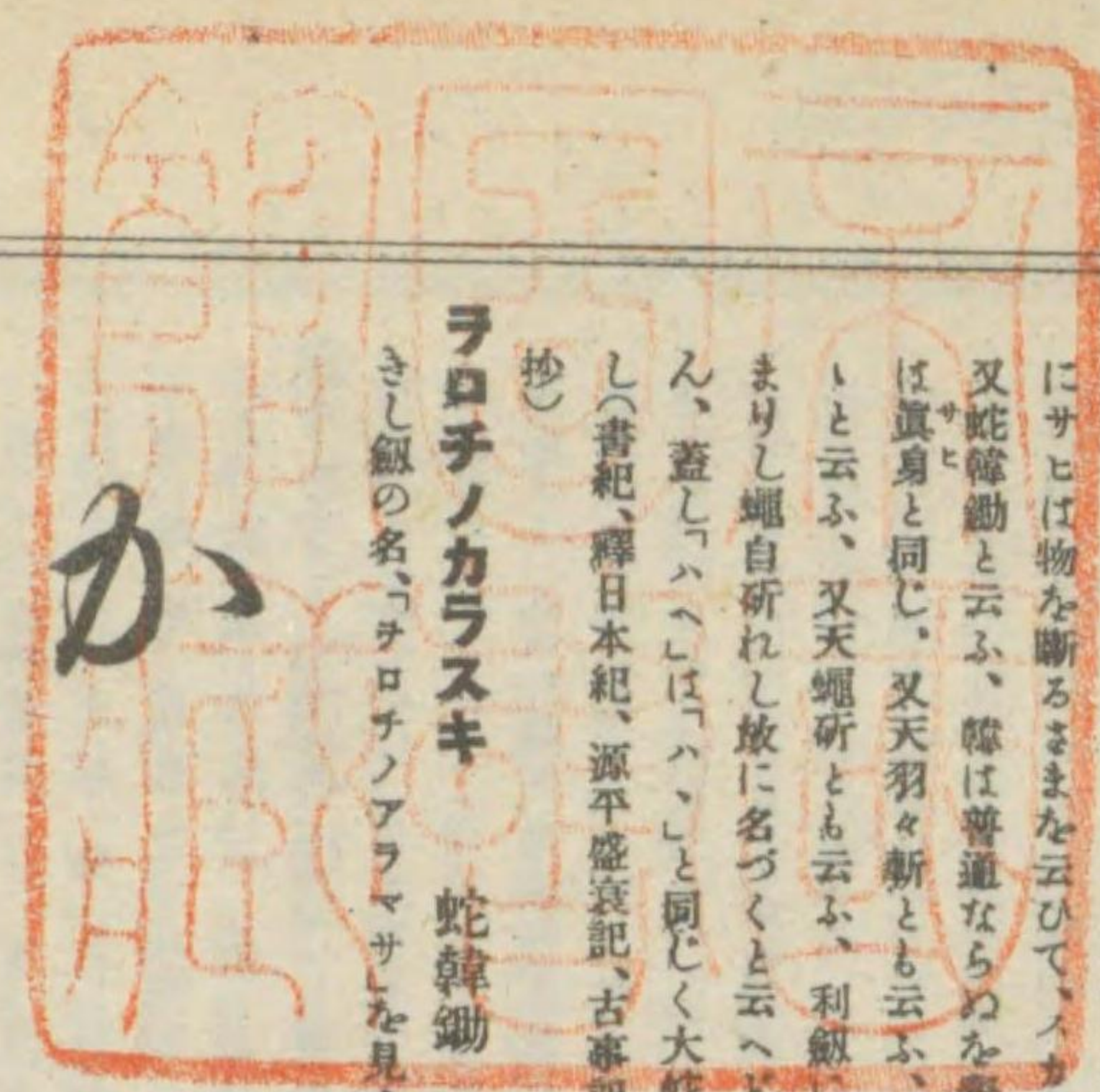




オロシモノノツカサ 蝨物 「ケンモツ」を
見よ。

オロシヤ 俄羅斯 魯西亞(ロシア)を見よ。
ヲロチノアラマサ 蛇籠正 素齋鳴尊の持
ちし銀の名、八岐大蛇を斬りし故に名づく、鹿は荒振
のアラにて、鋒刃鋭くして靈威あるをいふ、正は「マ
サミ」とも、「マサビ」とも云ひて、マは眞にて美と
同じく、響て副ふる詞、古語利銀を眞身と云ふ、一説
にサビは物を斬るさまを云ひて、マサビの約なりと、
又蛇籠と云ふ、韓は普通ならぬを響て云ふ詞、鋤
は眞身と同じ、又天羽々斬とも云ふ、古語大蛇をハ
いと云ふ、又天蠅斬とも云ふ、利銀にて銀の上に留
まりし蠅自折れし故に名づくと云へどもいかゞあら
ん、蓋し「ハ」は「ハ」と同じく大蛇の古語なるべ
し(書紀、釋日本紀、源平盛衰記、古事記傳、武家名目
抄)。

ヲロチノカラスキ 蛇韓鋤 素齋鳴尊の帶
きし銀の名、ヲロチノアラマサを見よ。



カカ 假 休暇 働かないふ、假事(ケニヤウ)を看、
賀 祝ふことなをいふ、年の正月を祝ふを年
賀、壽を祝ふを算賀といふ、各條參看。

カイ 戒 佛教にて人を戒むる爲に設けたる制、
即ち過を止め、非を防ぐをいふ、梵語にて尸羅と云
ふ、二戒(二種あり、一種は出世間戒、世間戒、一種は
身口戒、依心戒)三戒(在家戒、出家戒、道俗共戒)二歸

オロシ—カイ

戒、三歸戒(佛法僧)五戒(一不殺、二不偷盜、三不邪
淫、四不妄語、五不飲酒)八戒(五戒に六不坐高廣大
牀、七不着華鬘瓔珞、不用香油塗身薰衣、八不自歌
舞、不得觀往觀聽、九不過中食、を加へて云ふ)、十
戒(二種あり、一種は沙彌十戒、一離殺生、二離不與
取、三離非梵行、四離妄語、五離飲酒、六離處高廣大
牀、七離着華鬘瓔珞塗身薰衣、八離作歌舞及往觀聽
蓄種々樂器、九離蓄金銀錢寶、十離非時食、一種は前
の五戒に六不自毀毀他、七不說在家出家菩薩過失、
八不食、九不喫、十不誑三寶を加へて云ふ)三聚戒、菩
薩戒等あり(釋氏要覽、翻譯名義抄)。

カイ 雅意 其人自らの所存、我意といふと同
じ、日記記録等に、任三雅意とある是なり、字彙に雅
素也、不穢、舊章之意也とあり、後には我儘、恣意
等の意に用ひたり、倭訓栞に、神代口訣原抄などに
任三雅意と書り、埃叢抄に雅は素也と云へり、雅意の
字は蕭望之傳に出たり、俗にがいにする、がいをふる
まふなど云へり、我意と書も通せりとあり。

カイイハ 解意派 時宗の一派、二世他阿彌
陀佛の弟子解阿、常陸海老嶋新善光寺に住して法門
を相續する者を稱す、今は本山に歸還して派名を存
せず、時宗(シシユウ)參看(日本佛教史綱、佛教各宗
綱要)。

カイインジ 海印寺 所在 山城國乙訓郡
新神谷村の四海印寺村○木上山寂照院とも號す
真言宗 本尊千手觀音也(國史補遺)弘仁十年僧
道雄の開基、華嚴經を傳ふ、堀内八町支院十字あり、
總稱して海印寺といふ、年分度者二人を置く、延喜
の頃、寺料三千束の歳額あり、應仁の亂、災に罹り、
只僅に寂照院を存す(山城名勝志)。

カイ—カイエ

人の開利、土籍を除き、其食邑、家屋敷を没官するを
いふ(國原清胤改易の稱は、早く鎌倉時代の初めよ
り散見し、もとは甲の所領を乙に與ふるの義より出
でたるが、後ち轉じて専ら沒收の意に用ひたり、江戸
時代に至り刑名となる(新編追加、御成敗式目追加、
徳川政利史料、古事類苑法律部)○倭訓栞に、かいて
きは、戸籍を改易する也、賊盜律の移郷より出づとい
へり、もと改易の字、續日本後紀にも他の事に用ひ
たり、利律の名となりしは後世の事也」といへり、
また御定書百箇條に云、一改易、大小渡、宿大相續
し、夫より爲三立退、申候、但家屋敷取上、家財無續し、
諸例類纂に、一改易は、住居御構等は無之、御暇被
下、平民に相成まで、此名目は當主并嫡子に限り候
事など見たり。

カイカウジヨ 開港場 外國貿易を開始せ
る港をいふ、江戸時代には、早くより長崎港を開きて
和蘭及び清國との交易を爲せり、下りて安政元年米
國使節ハルリと假條約を結び伊豆下田及び蝦夷地の
箱館とを開かんことを約せしが、尋で安政五年六月
に至り、米國公使ハルリスとの條約にて、同年三月
より凡十五箇月後に神奈川、長崎を、同二十箇月後
に新潟を、同五十六箇月後に兵庫を開港し、同四十
四箇月後に江戸を、同五十六箇月後に大阪を開港し、
と爲すことを定む、然れど鎖國の論甚だしく容易に
開港行はれざりしが明治維新大政を復するに及び、
直に開港せり、明治二十二年特別輸出港として伊勢
國四日市、長門國下ノ関、筑前國博多、豊前國門司、肥
前國口の津、肥前國唐津、肥後國三角、越中國伏木、後
志園小樽の九港を定む、爾後次第に追加し、現今は
左の三十一港となる(外交志稿、法令全書、三十八年
度統計年鑑)。

カイカ

カイゲ

計科、機關科等を置く、其後歴々職制及び事務章程の變更、官等俸給の改正あり、十五年五月芝公園内に移轉、十九年赤坂坂町に移轉す、現今麹町區々岡町に在り、而して省中を總務、軍務、人事、醫務、經理、司法の七局に分ち、教育本部、逓政本部、水路部、大學校、兵學校、機關學校、軍醫學校、砲術練習所、水雷術練習所、機關術練習所、主計官練習所、海軍造兵廠、採炭所、下瀬火藥製造所等を管す(法令全書)

カイケンフキヤウ

海軍奉行 關西江戶幕府の職名、海軍の事務を掌る。開元治元年七月始めて之を置き、松前伊豆守崇廣を以て海軍兼陸軍總奉行とす、將軍親く之を命ず、慶應元年七月大關忠裕を奉行とす、同年九月海陸軍總奉行松前崇廣を、海陸兩軍總裁とす、二年十月、海軍奉行並を置き高五千石の職と爲す、同三年六月、海軍附調役組頭を置き、軍艦取調役組頭鈴木哲之助櫻井貞藏等を之に充て、高百五十俵、在職手當七人扶持を給し、海軍奉行の支配とす、同年十二月、海軍附調役組頭動方を置き、高百俵、在職手當七人扶持を給し、又海軍附調役を置き高四百俵の職と爲し、孰も海軍奉行並の配下とす、慶應二年の頃、小普請の制度を更め、海陸兩軍に分附し、總て其配下となす(武家名目抄稿、官制沿革略史)

カイクワテンノウ

開化天皇 開元治元年(西暦一八七〇年)日本天子彦太日尊(明治天皇)の第二皇子、御母は尊色謎命、糠積臣遠祖藤原色雄命の妹、第九代の天皇(開元治元年)天皇七年降臨、都を大和源上郡春日地に遷し、率川の宮に居る、在位六十年にして崩す、壽百十一、率川阪本の段に葬る(紹運録、大日本史)

カイクワン

開闢 「カイケン」を見よ、

カイクワンゼイ

海關稅 七條内外通商貿易の爲め輸出入せる貨物に對し課する稅也(開元治六年)米國船浦賀に來り通好を求め、尋て管英等の國亦來り求む、皆安政年間之を許し、條約を定めて以て輸出入の稅率を定む、即ち前後相尋て長崎、橫濱、箱館、兵庫、大阪、新潟の六港を開けり、安政四年和蘭國と條約を結ぶ時、噸稅(船積の稅なり、噸は立積にて曲尺四十二方尺有奇とす)一噸に付和蘭通用金にて五「マース」即ち八十「セント」を入港後二日の内に拂ふこととし、百五十噸以下の船は一噸に「マース」を拂はしめ、又商船にて交易せずとも、二晝夜以上一港に淀泊せば噸稅を拂はしむ、五年米國と條約の時、總て陸揚する貨物は左の如く、運上を納めしむ、即ち貨幣に造りし金銀、造らざる金銀、當用の衣服、家財、及び商賣の爲めにせざる書籍、日本居留の爲めに來る者の携載せし分は運上なし、總て船の遺立、網具修復船裝の用品、鯨漁具、鹽漬食物、麵包、麵粉、生鳥獸、石炭、家屋築造の材木、米、粉、蒸氣器械、亞鉛、鉛、錫、生絹等の諸品は五分、蒸溜酒造種々の製法に係る酒類は三割五分、前條に擧げざる者は總て二割、金銀貨幣及び神鋼の外、日本産物を輸出する時は五分の運上を納むべしと定め、同年、和蘭、魯西亞、英吉利、佛國、萬延元年葡葡牙字滿生の二國、文久三年瑞西國と條約を結ぶ時、皆之に従へり、慶應二年五月稅率を改正し、其諸品都て價五分の運上を基本とせり、明治に至り時々課稅品につき布告を發し、又未結條約國と締結して定むるものあり、詳しくは日本租稅志、及び貿易備考等につきて看るべし、

カイケイシ

蓋笠子 禁中供膳の時に用ふる青笠に蓋をして蓋の附きたるもの、又は「フタシ」

カイゲ

ズヘと訓む蓋は青笠の蓋、笠子は青笠の尻居即ち蓋なり、供御の時女藏人之を役遣し、青笠のみを留めて、蓋尻居は其度毎に持ち歸るなり、江次第供御樂の條に、每物有蓋笠子、采女傳取之、自第三間御几帳、上付女藏人傳陪膳こと見え、建武年中行事はかばらげばかり取りてかいいしをばらばらと如く盤にすみてかへし給へば云々とあり(江次第抄、名目抄註釋)

カイケン

開眼 佛像の出來上りたる時、始めて安置する祭をいふ、佛像の眼を開くの義、「カイカシ」と訓するは非なり、續紀天平勝寶四年四月の條に盧舍那大佛像成、始開眼、云々とあり、橘憲自撰に、新佛を開眼供養とて法事せることあれども、誠の開眼なきがす、昔は開眼供養は、佛面に開眼せしことなるべし、東大寺大佛殿繪詞に、菩提僧正佛前にすいみまゐりて、筆をとりに開眼し奉る、其筆に綱を付けて參集の諸人此綱にとりつひて皆開眼の緣をむすびしことなりとみえたりとあり、

カイケン

開闢 朝廷より命じて、特に警備せしめたる關所の固めを解くをいふ、また、カイケンともいふ、後世開闢解陣と唱へたり、名目抄に、周關有日數、開之儀也とあり、三代實錄に、天安二年十一月二十日詔山城國司、令警備固こと見えたり、

カイケン

改元 年號を改むるをいふ、元は首なり、元を改むる義、孝德天皇の御宇始めて大化の號を立られ、是より以後歴代相沿ひて、即位、祥瑞、災變等の場合に改元せり、又辛酉甲子の年に改元するを革命と云ふ、改元の時の儀式は、禁御

カイジャウ

開成 光仁天皇の皇子、桓武天皇の皇兄(開元治元年)開山、天平神護元年正月宮を遷出して勝尾山に入り、石を疊み塔を作り、その側に禪臺を、善仲善算二師山中を修行して之を見、その志を嘆嗟して弟子と爲す、後に二師菴室を譲り、且つ經紙を授け、大般若經を寫すの願意を繼がしむ、成夢中感應を得て、金銀及び天竺鷲池の水を得、桂窟に棲みて般若經を寫し、六年を経て成り、道場を建て、之を藏む、彌勒寺と號す、成藏經の時誓つて曰く、願此淨業を以て六趣四生を回施し、更に天子黎庶福壽康寧を冀ふと、光仁天皇之なき、田數百畝を納め、寺産と爲す、是より先天皇官租を施し、如法堂を建て、桂窟の居を移す、天應元年十月四日寂す、年五十八(元亨釋書、東國高僧傳)

カイシヤク

介錯 もと人の行爲を助成する意、後ち轉じて介抱後見する事にも云ひ、又江戸時代には人の切腹するを、首を斬る人をいふ、

カイシロ

垣代 青海波の舞樂の時、庭上に立ち並ぶ樂人ないふ、仁智要錄に、舞人四十人の内、有垣代二人、破二入、垣代三十六人、今序四人、破二人、垣代三十四人也とあり、此垣代に立つ人は、左右近衛官人、或は院北面、瀧口、或は所業までも用ひらる、ことなり(歌舞品目)源氏物語に、たかき紅葉のかけに四十人のかいしる、いびしらすふきたたり、る物の音ともにあひたる松風、云々と見えたり、

カイセイ

改姓 姓を改むるをいふ、假令は、續紀に、天應元年六月壬子、遠江介從五位下土師宿禰古人、散位外從五位下土師宿禰道長等一十五人官(中略)望諸因(居地名)改土師、以爲菅原姓、依諸許之と見えたるの類なり(名目抄)

カイシ

カイシ—カイセ

カイコ

抄に、代始改元即位次年定事也、其外依大事、有改元、職事官外記等承之、兩文章博士式部大輔、又可然備禮、少々擲申、諸卿於陣定申、職事奏、其由、重可定申、被仰、或有、論言、定以前、職事奏、勅文、有御覽、返給、年號字内、可然年號無時、舊勅文被下、常事也、寛治度被申院(白河上皇)近代毎度如此、嘉保自(堀河天皇)被定、年號定之後、主上於朝、令書給、其儀無別事、高禮紙書、年號之字(一枚)其後萬人可書也、承暦元年(など)也月日不書、只年號許り也、元年字書也、御引直衣(張務)出御有、吉書、官方辨、藏人頭、自南方奏之、主上取之、御座前(文下向)御方、異大臣、給之、如例吉書、一切奏書時出御清涼殿、而近代畧儀皆於朝、御有之、於改元吉書者、必有出御也、延久元年依入夜於朝、御有之、希代例也、承保元年出御中殿(清涼殿)又大内記作詔先草、次清書、改元後必有、故也と見えたるにて推知すべし、江戸時代には、朝廷に於て幕府の同意を得たる上、年號數種を撰み、之に勅文を添へて江戸におくる、幕府にては老中等相議し林家にも諮問し、多くは將軍の御前に於て決定す、然れども其儀は舊に依りて朝廷にて行ひたり、されば靈元天皇の如きは、即位の初め、改元の思召ありたれども、幕府の同意なくして、事遂に行はれざりき(改元物語)

カイコクヘイタン

海國兵談 卷第十 六卷開闢外國に對しての兵備の急務を論究したるもの、本書に、吾が海國の位置より外寇にかゝり易きより、其武備は外寇を防ぐを知るに指し當ての急務なるべし、さて外寇を防ぐの術は水戰にあり、水戰の要は大銃にあり、此二つを能く調度する事、日本武味の正味にして唐山麓祖等の山國と軍政の殊

カイサイノコホリ

海西郡 關西美濃國(開元治元年)天正の末年始めて郡を建つ、郡名考、カイサイと訓み、地誌提要「カイセイ」と訓めり、明治十九年下石津及び安八郡の一部と合併して海津郡を置く(美濃國誌、郡名異同一覽、法令全書)

カイサン

開山 一宗派を開創せる人、又は、一寺を建立せし人をいふ、福田の化には道路を通じ、不毛を開き、修道には閑靜の處を取る、故に僧徒は多く人跡なき空山を開きて閑靜の處に建つ、即ち開山創寺なり、後ち轉じて寺を建てし人に云ひしなり(佛教伊呂波辭典)

カイシ

戒師 授戒の師僧をいふ、改戸 戸を改むるを云ふ、假令は宿禰

カイコ—カイシ

カイシ

カイシ—カイセ

カイセー

カイセイジヨ 開成所 善書取調所(パンシヨトシラベジヨ)を見よ。

カイセン 改錢 錢貨を改め鑄造すること。いふ、其初儀には、先づ大臣勅を奉じて、博士に命じ、錢文を勘せしめ、勘文奏定畢て吉日を擇び、能書のを陣頭に召て字樣をかゝしむ、畢れば奏聞して作物所に賜ひ、彫り定めし官符を副へて鑄錢司に下す、鑄錢司新錢を鑄畢れば之を進む、解文を奏して後ち先づ神社佛寺に奉りて天下に配布す(西宮記)。

カイセン 凱旋 戦に勝つて歸ること。いふ、古事記序及び書紀に豊碓を凱旋の意に用ひたるは當時の誤用と見ゆ。

カイセンジ 海禪寺 武藏國東京淺草○山城大雄山(深田)臨濟宗、もと江戸四箇寺の一。起原(臨濟)往昔平將門、下總相馬郡にて草創する所の佛刹なりと傳ふ、後年荒廢に歸したるを、慶長の頃覺印和尚再興して寺を江戸湯島の地に移す、徳川家康覺印和尚を尊敬せしより、寺院また輪奐として宗流盛なり、明暦火災後今の地に移されたり(江戸名所圖會)。

カイセンラケ 海仙樂 樂曲の名、仙一に書又は山、旋にも作る、黄鐘調二十一曲中の一、一名清和樂と稱す、新樂にて中曲なり(起原臨濟)仁明天皇神泉苑に幸す、時に樂人舟を泛べて樂を奏す、天皇勅て新曲を作て之を奏せしむ、笛師大戸清上、繁樂師原麻呂此曲を作る、天皇感賞して祿を賜へりといふ、舞ありしかど後ち絶ゆ(禮樂志)。

カイソク 海賊 海上往來の船を劫して物を奪ふ盜賊、南北朝時代より、江戸時代のはじめにかけては、舟師の意にも用ひたり(起原臨濟)海賊の名の見えしは續紀桓武天皇天平二年九月の條に

切に感泣し、遂に去る、是より其名あり(禮樂志)。

カイソヘ 介添 笠懸、犬追物等の時の役目、射手を手傳て事を行ふ人、笠懸日記に、かゝぞへの者は、射手裝束の結び目、又とちめ、弓矢等に至る迄能あらためて出た、せ申也、こゝろき、てはたらき有やうにすべし、失ある時は一入の事なりト油断して外へ目をふるまじき也とあり、又犬追物の介添の事は、鏡外に見えたり、就て見るべし。

カイタク 街道 宿驛より宿驛に至る道路をいふ、又往還ともいふ、江戸時代、江戸より各要地に出づる街道五を定め五街道と稱す、即ち(一)東海道(五十三宿)、(二)中山道(或云木曾街道、六十九宿)、(三)日光街道(二十一宿)、(四)甲州街道(三十五宿)、(五)奥州街道(九十宿)之なり、ヨカイダウヲ參看。

カイタクシ 開拓使 明治初年、今の北海道地方の開拓の事務を掌る官、長官一人、諸地開拓を總括するを掌る、次官一人、大中少判官、正權幹事、正權大主典、正權中少典、正權少主典、史生使等ありて長官に附屬して事務を執る(起原臨濟)明治二年七月八日始めて之を置く、是より先、蝦夷地開拓の事務は、函館府を置きて管せしが、茲に至て廢せらる、三年二月別に樺太に開拓使を置き、樺太の開拓を掌らしむ、同年三月東京大阪敦賀兵庫堺通商司所管の函館産物會所を管轄す、四年八月樺太開拓使を合す、同十一月十四日開拓使官廳を東京に設く、五年八月等級を定め、長官を一等とし、使掌に至る十五等と爲す、六年十二月元松前城を以て開拓使出張所となす、八年十一月職制并に事務章程を改定す、十年二月准陸軍武官を除く外、大判官以下を廢し、大書記官、樺太書記官、少書記官、樺太書記官及び屬下等を置く、十五年二月八日、開拓使を廢し、函館札

カイ

「京及諸國多有盜賊、或劫掠人家、或侵奪海船、害百姓甚、其於是是ことあるを始めて、下りて仁明天皇承和五年山陽南海の地、海賊橫行するを以て、諸國司をして捕糺せしむ、清和天皇貞觀四年海賊備前貫船を要し、綱丁十一人を殺し、官米を奪ふ、八年山陽南海等に令して追捕せしめ、九年五畿七道に下知し海賊を追捕せしむ、陽成天皇元慶五年官符を山陽南海に下して海賊を追捕せしむ、四國中國の海賊は隱匿に便利に、且つ官船商船往來織るが如きを以て、海賊多く、特に備前の海島は賊の據る所となる、國司勇士を擧げて之を討す、朱雀天皇の時山陽南海の海賊橫行甚しく、實調を擧げ、海路通ぜず、諸社に奉幣して之を祈る、賊勢猖獗千餘艘を連れて掠奪を繼にす、終に藤原純友の亂を關致す、將帥を發し追捕すること數年、始めて盡平す、崇徳天皇の時西南の賊大に起り、海路通ぜず、白河法皇備前守平忠盛に命じて之を討せしむ、保延元年忠盛海賊三十餘人を奪ふ、功によりて從四位下となる、鎌倉幕府施政の法宜きを以て邊境靜謐なりとす、南北朝時代となり、天下大に亂れ、一方には元寇以後國民の海軍思想發達したるを以て、再び海賊の猖獗を來たし四國中國は勿論、熊野伊勢以東、門司博多以西海賊橫行せしのみならず、支那朝鮮の邊海まで掠奪を行へり、此時に當り海賊に三様あり(一)舟師を指して爾いふ、北島親房は關城より吉野に歸りし後、正平元年更に熊野の海賊を募り、四國中國の海賊と連合し、九州の官軍を助けて濱海の城邑を抄掠し、大に足利黨を困めたるの類なり、伊豫の河野來島如きは之に屬す(二)は舟師にして兼て侵奪を事とするもの、之は多く外に出て、支那朝鮮の沿岸に至り、常に貿易に従事し、意に滿たざることは、直に

立つて侵奪を行ふ、世に倭寇と稱す、(三)は海軍(三)は侵奪を目的とするもの、これなり、而して備前軍記陰徳太平記等によれば、海賊の集りしは兒島郡日比と、邑久郡大島にて、佐奈日本助は海賊の魁首として名高し、其頃日比關大島關と唱へて海路通行の難所とせり、其他淡路三原郡沼島浦、肥前の五島薩摩牛下等皆盜賊の集合地たりしなり、然れども右は孰れも右三様の海賊を含めるものにして、もとより盜賊のみにはあらず、かくの如くにして室町時代を通じては、内外の海賊勢盛大にして鎮定する所なかりしが、豐臣秀吉中國四國を平定し、天正十五年三月九州に入り島津氏を降すに及び、豪族の功罪を議し、封土を増減し、政道を正し、鎮西の諸務を處置し、盜賊橫行を禁じ、明年再び之を申禁せり、茲に於て匪徒屏息し、邊境又靖寧に歸し、右に述べたる侵略を目的とし、もしくは副目的となしたる第二、第三に屬する海賊は、漸く其跡を斷つに至れり、然れども第一に屬するものは、軍陣の際必要ながゆゑに、爾來發達の姿を呈したり、之は別に海軍(カイケン)の條に述べたれば就きて見るべし(海賊類考)。

カイタン 戒壇 僧徒に戒を授くる爲めに設けし壇をいふ(起原臨濟)天平勝寶七年四月聖眞五臺山の土を持來て、東大寺盧舍那佛の前に戒壇(七大寺巡禮記によれば、南向にて五間四面なりといふ)を立つ、本邦戒壇の始めなり、聖眞戒師となり、賢景を戒者となし、始めて受戒を行はる、受戒は是に始まる(壇經抄に六年となす)天平寶字五年下野藥師寺、及び筑紫觀世寺に戒壇を設け、勅して東海道足柄坂東山道信濃坂以東諸國は藥師寺にて受戒し、西海道諸國は觀世寺にて受戒せしむ、餘の諸國は皆東大寺にて受く、嵯峨天皇弘仁九年最澄の請により延曆寺に戒壇を置くを許す、是を本朝四個の戒壇と云ふ(延喜式、帝王編年記、釋家初例、元亨釋書)。

カイチヤウ 凱陣 戦に勝つて軍をかへすこと、凱旋に同じ、カイセンヲ參看。

カイチヤウ 開帳(開籠) 厨子の戸帳を開きて、其内に安置したる佛像を親しく拜見せしむるをいふ、東里新談に、開帳をば、啓籠といふ、駸車志にあり、開帳をば開寺といふ、然紫餘筆にあり、或は齋場と云、或は大會といふ、皆開帳なり、或七日、或十日諸書に載る所なり、云々と見えたり、もと唐より傳はりたる故事、文安元年十一月二日梅尾春日大明神の御影御帳を開くこと詳しく康富記に見えたり、二水記に、永正十八年二月八日、早且詣木屋藥師堂、從去月一開帳也、聖德太子御作云々、古物御面觀不値、八百許無開帳云々とあり。

カイチヤウエ 戒定慧 戒は惡を斷じ非を防ぐをいひ、定は禪にて禪定心を以て惡念を斷つを

カイ

立つて侵奪を行ふ、世に倭寇と稱す、(三)は海軍(三)は侵奪を目的とするもの、これなり、而して備前軍記陰徳太平記等によれば、海賊の集りしは兒島郡日比と、邑久郡大島にて、佐奈日本助は海賊の魁首として名高し、其頃日比關大島關と唱へて海路通行の難所とせり、其他淡路三原郡沼島浦、肥前の五島薩摩牛下等皆盜賊の集合地たりしなり、然れども右は孰れも右三様の海賊を含めるものにして、もとより盜賊のみにはあらず、かくの如くにして室町時代を通じては、内外の海賊勢盛大にして鎮定する所なかりしが、豐臣秀吉中國四國を平定し、天正十五年三月九州に入り島津氏を降すに及び、豪族の功罪を議し、封土を増減し、政道を正し、鎮西の諸務を處置し、盜賊橫行を禁じ、明年再び之を申禁せり、茲に於て匪徒屏息し、邊境又靖寧に歸し、右に述べたる侵略を目的とし、もしくは副目的となしたる第二、第三に屬する海賊は、漸く其跡を斷つに至れり、然れども第一に屬するものは、軍陣の際必要ながゆゑに、爾來發達の姿を呈したり、之は別に海軍(カイケン)の條に述べたれば就きて見るべし(海賊類考)。

カイソクマル 海賊丸 軍樂の名、高倉天皇の時、軍樂師和邇部茂光、安藝國某港に夜泊す、時に、海賊の襲ふ所となり、舟人防禦するの術なし、茂光、茲に於て終生の曲を奏す、賊徒其音の悽

いひ、悲は、善道に悟入するの智慧をいふ、また三學ともいふ、傳燈錄に、防非止惡謂之戒、六根涉境不隨、緣謂之定、心境俱空、照覺無惑謂之慧、と見え、觀經註に、戒禁、業非、定止、散亂、慧破、昏惑、由因取、果即得、解脱こと見ゆ。

カイチユウサンウチ 海住山氏 穗波氏(ホナミツウヂ)を見よ。

カイチユウサンジ 海住山寺 所住山城國相樂郡瓶原村字例幣の山上(起原臨濟)眞言宗、新義派智積院末に屬す、本尊は十一面觀音を安す(起原臨濟)天平七年聖武天皇の勅願により僧良辨之を創建す、保延三年燒亡、承元元年僧解脫之を再建す、建保二年長房瓶原五重塔を建立し、規模を恢弘にす、鳥羽天皇は七種の靈寶を、土御門天皇は十種の寶物を納められ、朝廷屢々修繕の費を賜ふ、明治十四年本堂及び菴室を改築し、且つ諸堂を修理し莊嚴を加ふ(山城名勝志、平安通志)。

カイトモシ 搔燈 燈火をいふ、禁中にては御湯殿より火を進め内侍之を取て夜御殿の四方に供ふ、其後女房所々に掌燈を供ふるなり、日中行事に「ひるの事どもはてれば、所々の掌燈す、先仁壽殿の露だいのとらる二、清涼殿のとらる五、がくの間にのすばうのつなにかたり、火たき屋の火をめてこれをとす、殿上だいはんの上下(とうだ)い)小松じきのまへの小庭(とらる)波殿(とらる)朝餉に先燈るにともして藏人内へまいりて格子おろして後、内の切燈臺に移つす也、御手水の間に一、台盤所一(みな高たたい)其外所々常の如し、夜御殿

カイ

カイソヘ 介添 笠懸、犬追物等の時の役目、射手を手傳て事を行ふ人、笠懸日記に、かゝぞへの者は、射手裝束の結び目、又とちめ、弓矢等に至る迄能あらためて出た、せ申也、こゝろき、てはたらき有やうにすべし、失ある時は一入の事なりト油断して外へ目をふるまじき也とあり、又犬追物の介添の事は、鏡外に見えたり、就て見るべし。

カイタク 街道 宿驛より宿驛に至る道路をいふ、又往還ともいふ、江戸時代、江戸より各要地に出づる街道五を定め五街道と稱す、即ち(一)東海道(五十三宿)、(二)中山道(或云木曾街道、六十九宿)、(三)日光街道(二十一宿)、(四)甲州街道(三十五宿)、(五)奥州街道(九十宿)之なり、ヨカイダウヲ參看。

カイタクシ 開拓使 明治初年、今の北海道地方の開拓の事務を掌る官、長官一人、諸地開拓を總括するを掌る、次官一人、大中少判官、正權幹事、正權大主典、正權中少典、正權少主典、史生使等ありて長官に附屬して事務を執る(起原臨濟)明治二年七月八日始めて之を置く、是より先、蝦夷地開拓の事務は、函館府を置きて管せしが、茲に至て廢せらる、三年二月別に樺太に開拓使を置き、樺太の開拓を掌らしむ、同年三月東京大阪敦賀兵庫堺通商司所管の函館産物會所を管轄す、四年八月樺太開拓使を合す、同十一月十四日開拓使官廳を東京に設く、五年八月等級を定め、長官を一等とし、使掌に至る十五等と爲す、六年十二月元松前城を以て開拓使出張所となす、八年十一月職制并に事務章程を改定す、十年二月准陸軍武官を除く外、大判官以下を廢し、大書記官、樺太書記官、少書記官、樺太書記官及び屬下等を置く、十五年二月八日、開拓使を廢し、函館札

カイト カイバ

のかいともし、御手水の間より内侍持ち参りて四のすみの所にとす、夜のおとりのさし油、藏人非藏人に持たせて、たゞき戸をあけてまいりて、よもすがら消えぬ様にするなり、非藏人は戸の下にたて、内を見せず、さしあぶらもかいともしも、翼の角より始めて、良にてかくしつ、御帳のひんがし、御まくらをばとほらすとあるにて、其様を推測すべし、

保年間服部支廣内景圖説を著はし、華内照圖、景岳内照圖に誤謬ありとし、自ら内景新圖を作り、一家の書を成す、然れども其説揣摩に出で、所謂屋上築空の款を免れず、既にして京都に山脇東洋あり、後藤長山の門に出で、香川修庵、吉益東洞と共に、古方家の泰斗と稱せらる、唐以後諸家の荒誕無稽を覺るや、第一に古來の内景説に疑を容れ、素問、靈樞、難經等に説く所の、信するに足らざるを以て、類を解て其臆腑を實視し、遂に進んで寶曆四年二月刑屍を剖觀し、實地に就きて其眞を驗し、明かに舊説の妄を辨するを得て臆志を著はす、茲に於て我邦始めて實驗に依れる解剖學あり、尋で明和七年四月、河口信任、其師荻野元凱と共に、また京都に於て、刑者の屍を解き、之を蘭籍の解剖圖に對照し、始めて西洋の解剖圖説の精密なるを確證し、解屍編一卷を著はす、固より一回の解屍に於て目睹せし所を記録せるものなれば、記述頗る簡畧なれども、附圖は稍々精緻にして臆志に次ぎて現はれたる、我邦自著の解剖書として斯科の歴史に上注意すべきものと爲す、之と殆ど同時、即ち其翌年なる明和八年三月、杉田玄白は、前野良澤、中川淳庵と共に、江戸千住小塚原に於て刑餘の一婦人を解剖し、蘭書(ターベル、アナトミア Anatomie Tabellen)に徴するに、一々符節を合するが如きに心服し、益々漢説の謬妄にして、蘭説の信すべきを知り、遂に奮然として其譯書を作らんとし、眞澤を盟主とし、玄白、淳庵、桂川甫周、石川玄常、桐山正哲、嶺春泰の諸子、毎月數回相會し、處を閱すること四、稿を改むること十一回にして成り、名づけて解屍新書といふ、蓋し山脇東洋の臆志、河口信任の解屍編の如きも、之を西洋の解剖圖に參照したるものなれども、其文字を讀むこと能はざりし

がゆゑ所説いまだ深遠なるを得ざりしが、解屍新書は、所謂蘭學の創始によりて、直に和蘭の解剖書を譯解し、其説精詳にして、人身内景の實測始めて闡明するを得たり、爾來解剖の學は、醫家の注意する處となり、機を求めて刑屍を解き視るもの漸く多く、著書亦夥ならず、其重なるものは、大槻玄澤の重訂解屍新書あり、宇田川棧齋の遠西醫範あり、新宮涼庭の解屍則あり、研究日に盛にして遂に今日に及ぶ(日本醫學史)

カイトリ

鑑取 地下の専官、省察諸司共に各二員ありて、何れも卑賤の者なり、また朝儀佛事等の時にも此職あり、御即位、節會等には、内藏主水等の鑑取之を勤め、御入講并に諸寺の供養には、威儀師總在聽の鑑取之を勤む、又伊勢神宮にもあり、諸國司にも鑑取書生あり(持統紀に典論をカイトリとよめり、テシヤクシを見よ(地下諸役人記、倭訓栞))

カイトリ

攝取 打桂(ウチカキ)を見よ、

カイトリ

攝練(皆練) 練りたる絹をいふ、生絹に對しての稱、世俗淺深秘抄、雅亮抄に、皆練は裏面共に打也と見えたり、源氏物語に、あなかびたるかいねりに、きぬなどにて云々(花鳥餘情に、攝練は薄紅のきぬの練張たるを云ふ)と云へり、攝練を古來染色の事となし、或は赤色とし、或は薄紅となすは誤なり、貞丈雜記に云へり、

カイトリ

攝練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイネリ

搔練 襲の色目の名、表は紅のうちにたるにて、裏は紅の張りたるものをいふ、冬より春にかけて之を着用す(西三條裝束抄)

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイバウカク

解剖學 解剖學に關する智識は、早く支那醫學の傳來と共に啓發せられし、只僅に五臟六腑の位置、形狀、官能を論じ、經絡循行の説を爲すに過ぎざりしが、江戸時代の初めに至り、蘭人によりて西洋の解剖學を輸入せられたれども、其説は廣く世に行はるゝに至らずして止みたり、享

カイホツ

開發 荒田を開墾することはいふ、聖田(コンテン)參看、

カイミヤウ

戒名 佛教者が、死したる後ち佛弟子となりて、戒を守りたるしにつくる名、戒名の下に、男には信士、居士、女には信女、大姉、童子には童子、童女、嬰兒には、水子、嬰女の文字を附く、善庵隨筆に、今日の例、人死すれば必ず剃髮して寺僧より戒を授けて弟子と爲し、葬埋することなれば、授菩薩戒儀要解云、梵網云、衆生受佛戒、即入諸佛位、又云、若不受此戒、名爲外道邪見人輩、畜生無異、木頭無異、故知不受菩薩戒者、縱學佛法、勤苦修行經千萬劫、祇名衆生、欲達輪迴、終無得理、是以四天國王受位、百官上位、皆先受此戒、蓋欲饒益境界人民、故也(生前の俗名にては、佛弟子めかひゆる、別に殺後の名を製し、之を戒名といふならん、しかし、佛典に、授戒の儀はあれども、名を授るこ

カイモ

一衣を五ツに分くる稱(言海)一更より五更まであり、貞丈雜記に、一更は戌の時なり、是れを甲夜と云ふ、二更は亥の時なり、是れを乙夜と云ふ、三更は子の時なり、是れを丙夜と云ふ、四更は

カイホツ

開發 荒田を開墾することはいふ、聖田(コンテン)參看、

カイミヤウ

戒名 佛教者が、死したる後ち佛弟子となりて、戒を守りたるしにつくる名、戒名の下に、男には信士、居士、女には信女、大姉、童子には童子、童女、嬰兒には、水子、嬰女の文字を附く、善庵隨筆に、今日の例、人死すれば必ず剃髮して寺僧より戒を授けて弟子と爲し、葬埋することなれば、授菩薩戒儀要解云、梵網云、衆生受佛戒、即入諸佛位、又云、若不受此戒、名爲外道邪見人輩、畜生無異、木頭無異、故知不受菩薩戒者、縱學佛法、勤苦修行經千萬劫、祇名衆生、欲達輪迴、終無得理、是以四天國王受位、百官上位、皆先受此戒、蓋欲饒益境界人民、故也(生前の俗名にては、佛弟子めかひゆる、別に殺後の名を製し、之を戒名といふならん、しかし、佛典に、授戒の儀はあれども、名を授るこ

カイモ

一衣を五ツに分くる稱(言海)一更より五更まであり、貞丈雜記に、一更は戌の時なり、是れを甲夜と云ふ、二更は亥の時なり、是れを乙夜と云ふ、三更は子の時なり、是れを丙夜と云ふ、四更は

カイホツ

開發 荒田を開墾することはいふ、聖田(コンテン)參看、

カイミヤウ

戒名 佛教者が、死したる後ち佛弟子となりて、戒を守りたるしにつくる名、戒名の下に、男には信士、居士、女には信女、大姉、童子には童子、童女、嬰兒には、水子、嬰女の文字を附く、善庵隨筆に、今日の例、人死すれば必ず剃髮して寺僧より戒を授けて弟子と爲し、葬埋することなれば、授菩薩戒儀要解云、梵網云、衆生受佛戒、即入諸佛位、又云、若不受此戒、名爲外道邪見人輩、畜生無異、木頭無異、故知不受菩薩戒者、縱學佛法、勤苦修行經千萬劫、祇名衆生、欲達輪迴、終無得理、是以四天國王受位、百官上位、皆先受此戒、蓋欲饒益境界人民、故也(生前の俗名にては、佛弟子めかひゆる、別に殺後の名を製し、之を戒名といふならん、しかし、佛典に、授戒の儀はあれども、名を授るこ

カイモ

一衣を五ツに分くる稱(言海)一更より五更まであり、貞丈雜記に、一更は戌の時なり、是れを甲夜と云ふ、二更は亥の時なり、是れを乙夜と云ふ、三更は子の時なり、是れを丙夜と云ふ、四更は

カイホツ

開發 荒田を開墾することはいふ、聖田(コンテン)參看、

カイミヤウ

戒名 佛教者が、死したる後ち佛弟子となりて、戒を守りたるしにつくる名、戒名の下に、男には信士、居士、女には信女、大姉、童子には童子、童女、嬰兒には、水子、嬰女の文字を附く、善庵隨筆に、今日の例、人死すれば必ず剃髮して寺僧より戒を授けて弟子と爲し、葬埋することなれば、授菩薩戒儀要解云、梵網云、衆生受佛戒、即入諸佛位、又云、若不受此戒、名爲外道邪見人輩、畜生無異、木頭無異、故知不受菩薩戒者、縱學佛法、勤苦修行經千萬劫、祇名衆生、欲達輪迴、終無得理、是以四天國王受位、百官上位、皆先受此戒、蓋欲饒益境界人民、故也(生前の俗名にては、佛弟子めかひゆる、別に殺後の名を製し、之を戒名といふならん、しかし、佛典に、授戒の儀はあれども、名を授るこ

カイモ

一衣を五ツに分くる稱(言海)一更より五更まであり、貞丈雜記に、一更は戌の時なり、是れを甲夜と云ふ、二更は亥の時なり、是れを乙夜と云ふ、三更は子の時なり、是れを丙夜と云ふ、四更は

カイホツ

開發 荒田を開墾することはいふ、聖田(コンテン)參看、

カイミヤウ

戒名 佛教者が、死したる後ち佛弟子となりて、戒を守りたるしにつくる名、戒名の下に、男には信士、居士、女には信女、大姉、童子には童子、童女、嬰兒には、水子、嬰女の文字を附く、善庵隨筆に、今日の例、人死すれば必ず剃髮して寺僧より戒を授けて弟子と爲し、葬埋することなれば、授菩薩戒儀要解云、梵網云、衆生受佛戒、即入諸佛位、又云、若不受此戒、名爲外道邪見人輩、畜生無異、木頭無異、故知不受菩薩戒者、縱學佛法、勤苦修行經千萬劫、祇名衆生、欲達輪迴、終無得

カウエー カウガ

陸奥國交易の馬を天皇の御覽あるを云ふ、禁秘抄に陸奥交易御馬、或臨時召之、近來舍人上落、奉三解文、辨内覽、次奏、主上出御南殿(御直衣)或於大庭上御已下行之、二三返令騎(如駒引)有出御、上卿進、糞子一候毛付也、於大膳職或馬寮、飼御馬、不同也、又於仁壽殿、覽御馬、古くは、ケウエキノミウマゴランとよめり、

カウオウ

康應 後小松天皇御宇の年號、嘉慶三年二月九日改元、一年にして明德と改む、出雲文選に國靜民康、神應、慶獲、嘉祥とあるに據る(元祿別錄、年號譜)

カウカイ

弁 鬘髮の義、カミガキの音便なり、和名抄に、撰髮、文選云、勳理、髮、釋名云、鬘(音盜)導也、所以導髮也、或曰、撰髮(兼音唐、加美加岐)とあり、昔は女は常に懷中し、男は腰刀にさして常に持つ、貞丈雜記に、かみがきと云ふ詞、轉じてかうがいと云也、古代は貴族ともに常にみぼしをかうぶりし故、頭の熱氣をほしの内にいきて、頭かゆく事あり、其時かうがいをいして頭をかかへ、かうがいと云ふ所は、かうがいをいして入れてかく也、さればまける爲に、しやくどうにて作るなり、及びんのそけたる時、びんをかきさむる事、かうがいの用なりと見えたり、源朝源氏物語横柱の巻に、ひめ君ひいたるの紙のかされ、いさゝかにかきて、はしらのひわれたるはさまに、かうがいのさきしておしれ玉ふ歌云々しと見えしを始めてし、和泉式部日記、宇津保物語等に屢々見えたり、十訓抄に、大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時、實方中将いかなる憤ありけん、殿上に

カウカ

参り會ひていふこともなく行成の冠を打ち落して小庭に投げ捨て、けり、行成少しもさわがずして主殿司をめして冠取りて参れとて、冠して守刀よりかうがいぬき取りて、髪かいつくるいて居直りて云々、とあり、江戸時代に至り、眞享以後結髪上の裝飾器となり、好古日録に、婦女の能く用ふる簪は、眞享年間御厨子所預り、故備前守はじめて工人に作らしむ、後終に十數年にして宇内に弘まりたりとあり、元祿年間京都より簪鬘と云ふ風の風起り諸國に傳播す、其結髪は簪を鬘の根元にさし、これに鬘を巻きつけて狀をなしたり、而して簪の材料は銀、象牙、水牛、鯨等なりしが、享保年間よりは玳瑁を以て飾るに至る、然れども何も皆一枚甲のひきぬきにて薄き物なり、是より後稍卷にさす簪とは自然製を異にして同名異物となるに至り(軍用記、歴世女裝考)

カウガクシンワウ

高岳親王 眞如(シンニヨ)を見よ、

カウガクシヨ

講學所 舊福島藩の學校、所置岩代國信夫郡福島城郭内、源朝源氏起原詳かならず、延寶の頃藩主板倉重矩の創立に於けるといふ、明治二年重原藩に從る(日本教育史資料)

カウガハノカミノミササキ

紙屋川上 陵 華山天皇の御陵、山城國葛野郡衣笠村大字大北山に在り、大日本史禮樂志に、按山城志、諸陵考等、今在大北山村紙屋川西法音寺屋敷之北、高四尺餘、方四丈餘と見えたり(陵墓一覽)

カウガフ

香合 香箱をいふ、合は盒の略字なればかうこととむべし、盒はハコと云ふ字なり(貞丈雜記)

カウカンサイ

強姦罪 王朝時代には、無夫の女を強姦せば徒一年半、有夫の女を強姦せば、徒

カウキ

二年半、女は無罪とす、鎌倉時代には、強姦する者、家人は百日間出仕を止め、罪以下は片方の鬘髪を剃るの刑あり、江戸時代には、有夫の女を強姦せば死罪に處し、若し大勢にて爲す時は、其主謀者を獄門に、同類者は重追放に處す、無夫の女に於ては、一般重追放の刑となし、幼女を姦して怪我なきしめば、遠島に處せらる、明治以後幾多の變遷ありしが、現今の制十二歳以上の婦女を強姦したるものは輕懲役に、十二歳以下なる時は重懲役に處し、並に被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を構成するの規定なり(法曹至要抄、御成敗式目、御定書百ヶ條、刑法)

カウキキ

香聞 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐことと聞くといへるなり、貞丈雜記に、香を三品も五品も焼いて出だすを、其にほひをかきわけてあてる事なり、かぎあてたるは勝なり、かぎあてざるは負けなり、其聞き様十種香、源氏香、宇治山香、小鳥其外品々作法あり云々と見えたり、香道(カウダウ)香合(カウアハセ)參看、

カウキジ

高貴寺 所置河内國石川郡(今南河内郡)白木村大字平石○神下山と號す、眞言律宗○本尊五尊を安置す、源朝源氏、役小角の開基、初め香花寺と號す、後弘法大師三十二歳の時、此山に入りて修行し、手五大尊像を作りて安置し、寺を高貴寺と改む、山中に異鳥あり、佛法僧と名づく、形鳩に似て、毛色深碧、其鳴く聲佛法僧と呼ぶが如し、故に此の名ありと、後鳥羽天皇熊野行幸の時、特に駕を廻らし參詣し給ふ、御製に、我國はのりの道のひろければ鳥も唱ふる佛法僧かな、江戸時代明和安永中慈雲律師本寺に登り、戒律を唱ふ、終に勅願の内宣を賜はり、堂舎を興す、金堂に櫻町、桃園、後桃園の神牌を安置す、金堂の東に後鳥羽の塔

カウキ カウケ

十三重の石浮圖あり(伽藍開基記、河内名勝圖會、名勝志、地名辭書) 薨去 三位以上の人の死去を稱する詞、

カウキヨウ井ソウナイタイジン

恭院贈内大臣 徳川家基(トクガハイ)モト)を見よ、

カウケウリ

香具賣 江戸時代男色を賣ぐもの一種、寛永、リ元祿年間に至り盛に行はる、陽に伽羅沈香等の香具を賣りて、武家方の邸宅に入り、而して陰に其色を賣ぐを例となす、故に名づく、一代男に、茶小紋の引かへし、鹿子襦子のうしろ帯、中わきざし、印籠巾着も、しほらしく、高崎足袋つゝ短かにかす雪踏をはき、髪はつと少くなに、まげを大きに、高く結ばせて、つゞきて桐の狹箱の上に小帳、十露盤を重ね、利口さうなる男の行くところには即ち是なり、

カウケバカリ

香具秤 秤の一種、香をはかるに用ふる秤、三貨圖彙に、御本丸又四の御丸へは毎年拜禮に罷出(按に守隨氏なるべし)御目見の節、御香具秤といふを獻するを例とす、此秤、上目十五匁掛々メ有り、但星一つ一分づゝ、前目五十目掛づゝ、掛二十匁、但星一つ二分づゝ、前の上目四十四匁十兩掛々メ有、星一つ二分七厘五毛づゝ、向目百六十目掛づゝ、掛五十目、但星一つ一匁づゝ、但星、オモリとも銀、右の節、御時服拜領す、元祿十七申年より隔年拜禮、又禁裏御所へも、年頭八朔に御禮相勤、御香具秤を獻す、此時御所より青銅二貫文を例として被下置、此香具秤と云は、上目五十目掛々メ有、但星一つ二分づゝ、上の前目四十四匁、十兩掛々メ有、但星一つ二分七厘五毛づゝ、前目百六十目

づゝ、掛五十目、但星一つ一匁づゝ、向目五十目づゝ、掛百目、但星一つ十匁づゝとあり、ハカリ參看、

カウクラシキヒキ

郷藏敷引 江戸時代免稅の一年買米を上納するまで租米を置く所の藏の敷地の税を除くをいふ(地方凡例録、大日本租稅志)

カウクワ

考課 王朝時代に於て、内外文武官員の年中の功過及び行能等を勘定することといふ、考は功過を考校し、課は才藝を課試するなり、文武天皇大寶元年考課の方を制す、凡内外文武官初位以上は、毎年當司の長官其次屬官以下具に一年中の功(職事修理を功と云)過(公務廢闕を過と云)行(善惡を行となす)能(才藝を能となす)を録して考第を定め、優劣を議檢して九等となす、年の八月三十日以前に校定し、京官職内は十月一日に、外國の分は十一月一日朝集使に附して、何れも太政官へ考文を申送すれば、太政官は文官の分を式部に、武官の分を兵部省に下す、其大要少強之を勘定して太政官に申さば、即ち黜陟の沙汰あるなり、尙ほ詳しくは考課令を見るべし(令義解)

カウケ

高家 江戸幕府の職名、名族の義、當中の諸禮式、朝廷への使、日光山への代拜等を掌る、老中支配にて役高千五百石、肝煎は役料八十俵、平常一人宿直す、在職のものを単に高家と稱し、非職の者を表高家と稱す、明良帶録に、京都御名代(金光時服三羽織)伊勢御名代(金光時服二羽織)日光御名代(金光時服)御法會御名代、公家衆御馳走の掛り、上野上使、傳奏屋敷御使等御馳走掛りの大名へ指揮有之、習禮を傳授す、勅使登城にて禁裏よりの御太刀指上る時、御頂戴の後御床納る、仙洞御所よりの品も同断云々と見えたり、源朝源氏室町時代には將軍家の一族を稱せしが、江戸時代に至り、

カウケ カウケ

徳川家康、關白藤原康通と議し、大澤基信が持明院の流、吉良義綱が足利の庶流たるにより、慶長十三年始めて高家と爲し、京都及び駿府江戸の使命を理めしめしより、以後世襲の職となり、次第に増加して遂に二十六家に及べり(元祿八年十二月最上義智を以て一代高家と爲したることあるは特例なり)孰れも萬石未満にして、家柄由緒ある者を以て之に宛てたり、家祿は大澤の三千五百石を筆頭とし、武田、有馬品川の五百石を最少とす、殿中の諸席は柳の間に、皆定府なり、府内の供進等は大名に准じ、簪箱、袋入長柄傘を持たせ、横瀬氏の如きは、金紋の對箱、打上の乗物を用ひたり、(表高家は雁之間席にて、無位無官なれども、乘輿白無垢を着せり)表高家より高家を拜する時は、まづ從五位下に叙し、侍從に任じ、終に昇りて正四位上少將に至る、その從四位下以上に叙せられし者を肝煎といふ、通稱三人あり、故に世俗三高と呼びたり、天保年間における高家を擧ぐれば左の如し(明良帶録、天保武鑑、徳川盛世録、官制沿革略史)

カウケ

- 戸田(二千石) 宮原(千四百五十石)
- 武田(五百石) 横瀬(千石)
- 島山(三千百石餘) 島山(五千石)
- 前田(千石) 前田(千四百石)
- 大澤(六百石) 大澤(三千五百五十石)
- 由良(千石) 今川(千石)
- 織田(七百石) 織田(二千七百石)
- 織田(二千石) 六角(二千石)
- 日野(千五百石) 京極(千五百石)
- 上杉(千四百九十六石) 吉良(千四百二十五石)
- 長澤(千四百石) 大友(千石)
- 土岐(七百石) 有馬(五百石)

カウゲ

品川(五百石) 中條(千石) カウゲジ 香花寺 高貴寺(カウキジ)を見

カウケチ

續編(夾編) 染模様の名、くし、板締の類の染物、和名抄錦綺類に、東宮切約云、釋氏曰、胡結反夾編、此間云、加字介知、結、帛爲、文、綵、也、孫備曰、繪之有、夾花、こと見え、箋註に、按、漢、露、引、唐、語、林、云、玄宗時、柳婕妤、妹、適、趙、氏、性、巧、慧、使、工、織、板、爲、雜、花、象、之、而、爲、夾、編、云々、とあり、後世の鳴海紋、有松紋の如き、シホリ、は、みなこの遺風なり、

カウケン

康元 後深草天皇御宇の年號、建長八年十月五日改元、一年にして正嘉と改む、

カウケンテンワウ

孝謙天皇 名號御名は阿閉、法名法基尼、高野天皇と申す、重祚の後に稱徳天皇と謚す、聖武天皇の皇女、御母は光明皇后、第四十六代の天皇、天智二十一年七月即位、在位十年、改元すること五つ、天平勝寶、天平寶字といふ、寶字二年位を大炊皇子に譲り、讓位して尼となる、淳仁天皇在位六年、孝謙天皇また位に即く、稱徳天皇と稱す、在位五年、改元すること二(天平神護、神護景雲)神護景雲四年八月四日崩御、壽五十三、大和國高野陵に葬る(皇胤紹運録、大日本史)

カウケンテンワウ

孝元天皇 名號御名は大日本産國奉業、孝靈天皇の皇子、御母は細媛皇后、磯城縣主大目目の女、第八代の天皇、聖德太子天皇十八年降誕、即位の後都を遷に移す、これを境原の宮といふ、在位五十七年にして崩御、壽百十六、劍池島上の陵に葬る(皇胤紹運録、大日本史)

カウコ

郷戸 大寶令戸籍の編制、一戸を云ふ、一月とは令義解に、戸は一家を云ふ、あれども、美麗なるを以て特寵を蒙り、三句を経ずして近侍となり、天文二十一年擢でられて十隊長となる、翌年小諸城代に遷り、弘仁二年小山田昌行に代りて海津城を守り、河内島附近の諸豪族を率へて北越に當り、邑九千石を食む、永祿四年信玄高坂某を誅するや、昌信に命じて其族を誑さしむ、既にして信玄愛し勝頼家を繼ぎ、幾程ならずして長篠の戦あり(ナガサシノ、マ、カヒシ参看)武田氏の軍大敗し、宿將大牛戦死し、甲州の武威頗る衰ふ、昌信これを慨し、憂鬱遂に病を成し天正六年五月卒す、年五十三、昌信人となり沈雄にして謀を好み、機を察し遠く慮り、敢て危を踏まず、世稱して通彈正といふ(野史)

カウサク

視告朔 名義毎月朔、百官の行事上日等を記したる文を、天皇の御覽せらるる儀、告朔の文を見ること云ふ義なり、視告朔を「カウサク」と訓むは故實なり、月により三日又は四日に行ふことあり、天皇大極殿にて御覽す、即ち諸司大夫進て告朔文を入れたる函を案上に置き、奏者之を取て進て奏覽す、御覽して内記二人を召して之を授く、内記之を受け案を昇きて退出、若麗樓披門を出て、函文は中務省に送る(禮部書紀)天武天皇五年九月丙寅朔雨不告朔とあれば、この時より以前既にこの儀式のありしこと明なり(公事根源、本朝月令、名目抄註)

カウサリ

高札 ヲカフガシを見よ、カウサン 高山 慈照(シセウ)を見よ、カウサンセミヤウワウ 降三世明王

カウサ

佛經にて五大尊王の一、東方に配す四面(正面青色、右面黄色、左面綠色、後面紅色)八臂の忿怒形にて、三世の怨敵を降伏する故に名づく、本地薬師、或は阿闍如來なりと云ふ、左足に自在天を踏むは煩惱を斷

カウシ

カウゴ

集解の古記に一月之内、縦有三十家、以戸爲限、不計家多少也とあれば、一月の内に二家以上を包含する場合ありと知るべし、此場合に其一月内の別棟(即ち別房)を房戸と云ひ全戸を郷戸といふ、天平十二年遠江國輪根郡、濱名郡新居郷官戸壹百壹拾(五拾房戸、六拾房戸)又津築郷官戸三十八(貳拾貳房戸、壹拾六房戸)とあるは是なり、養老五年の下總國葛飾郡大島郷の戸籍は尤もよく郷戸房戸の有様を詳かに知るを以て左に示す、

戸主孔王部荒馬 年五十五歳、正丁、課戸、妻孔部龍實 年五十六歳、丁妻、男 年十六歳、小子、嫡子、(中略) 妻孔王部大根實 年五十一歳、丁妻、(中略) 戸主孔部季真 年三十二歳、正丁、課戸、戸主荒馬 弟 從子、 弟孔王部宮廣 年二十四歳、正丁、(中略) 弟孔王部若廣 年二十八歳、正丁、課戸、戸主荒馬 從子、 母孔王部與理實 年六十一歳、老女、(下略) 右の如く戸主荒馬以下若廣迄の全戸は、一月即ち郷戸にして、單に戸何某と記したる三月は即ち房戸なり、房戸の家長は戸主の兄弟伯叔父從父兄弟等に免すといへたるは、免後の特典一房に止まりて郷戸に及ばざるをいふ、

カウコジ

高巾子 冠の巾子の高きものをいふ、カウコタウ 好古堂 舊姫路藩の學校、播磨國飾東郡路城内大手門前、元祿四年

カウシ

郊祀 名義郊野に圓丘を築きて昊天を祭り、其祖を天に配祀するをいふ、圓丘を築きて祭る故に圓丘祭ともいふ、禮記、神武天皇四年皇祖天神を祭り給ひしを始とす、書紀に、二月甲申詔曰、我皇祖之靈也、自天降靈光、助朕躬、今諸勝已平、海内無事、可、以、郊、祀、天神、用、申、大、孝、者、也、乃、立、靈、時、於、鳥、見、山、中、其、地、號、曰、上、小、野、榛、原、下、小、野、榛、原、用、祭、皇、祖、天神、焉、とあり、支那の法によりて行ひ給ひしは、歴代の天皇中桓武文德の二帝のみなり、桓武天皇延暦四年十一月及び六年十一月に天神を交野柏原に祭ること續紀に見え、文德天皇齊衡三年十一月祭りしこと文德實錄に見えたり、猶郊祀に就きては古今神學類編を見るべし、

カウシ

格子 家屋の建具の名、細く角なる木を縦横に組たるものを云ふ、殿殿の四方を蔽ふ、また對屋細殿、廊等にもあり、社殿などにも、の割あり、殿殿に限らず、對の屋にもあり、和名抄に、格子又作、格、俗用、格子二字、竹障名也、箋注に、殿殿考考云、窓戸之有、疏、可、取、明、者、古、曰、綸、疏、今、曰、榻子、按、榻、當、作、隔、隔、限、内、外、也、とあり、もとは竹にて作りしが、中古以來は墨塗にて、柱と柱との間毎に



カウシ

あり、上に一枚を釣り下げ、下の一枚を掛籠にてかけおき、開く時は上なるを外の方へ釣りあげ、下げかりを立ておくなり、源氏物語、枕草子、紫花物語等に「御かうしまる」とも、みかうしあけわたすなどもあるは、この事なり、又内格子とて、外の方へ釣り難き所は、内へ釣り上げおくる事なり、母屋と廂と、二重に格子あれば、母屋の格子は内へ釣り、廂の方は外の方へつりて、掛けがねにかけおくなり、この格子ある間は、人常に出入せず、四隅に妻戸ありて、主客是れより出入す、故に客來の時と雖も、上の格子は釣り上げられど、下の格子をば外づます、こは出入に用なき故なり、宗五大雙紙に、みかうしの間、出入のこと、大かた法の如く嫌ひ候なり(中略)又常に死人をみかうしの間より出だし候時、みかうしの上をばおろし下ばかり候間、假初にも下ばかりをばとらぬこと候云々」と見えたり(家屋雜考、貞丈雜記、宮殿調度圖解)

カウシ

講師 諸國僧侶の職名、諸國にありて僧尼を司り、佛敎を講説することを掌る、始めは國師と云ふ、聖德太子武天皇大寶二十二月諸國國師を任ず、濫賜抄延暦二十五年始補となすは誤なり、桓武天皇延暦二十年十月國師の員數を定めて、大上國には大國師一人、小國師一人を任じ、中下國には各國師一人を任ず、蓋し是より先寶龜元年以來國師の人員増加し、或は四人、或は三人等一定せざりしに依るなり、十四年八月國師を改めて講師となし、毎國に一人を置く、是より先六年交替せしが茲に至て一任の後職替るを隠さず、講説の外他事に預ることなからしむ、二十四年十二月秩限を六年と爲す、仁明天皇承知四年十一月試業の階を定めて講師を補す、醍醐天皇延喜の制、四十五以上の者を擢て之を補す、

カウシ

あり、上に一枚を釣り下げ、下の一枚を掛籠にてかけおき、開く時は上なるを外の方へ釣りあげ、下げかりを立ておくなり、源氏物語、枕草子、紫花物語等に「御かうしまる」とも、みかうしあけわたすなどもあるは、この事なり、又内格子とて、外の方へ釣り難き所は、内へ釣り上げおくる事なり、母屋と廂と、二重に格子あれば、母屋の格子は内へ釣り、廂の方は外の方へつりて、掛けがねにかけおくなり、この格子ある間は、人常に出入せず、四隅に妻戸ありて、主客是れより出入す、故に客來の時と雖も、上の格子は釣り上げられど、下の格子をば外づます、こは出入に用なき故なり、宗五大雙紙に、みかうしの間、出入のこと、大かた法の如く嫌ひ候なり(中略)又常に死人をみかうしの間より出だし候時、みかうしの上をばおろし下ばかり候間、假初にも下ばかりをばとらぬこと候云々」と見えたり(家屋雜考、貞丈雜記、宮殿調度圖解)

カウゴ

藩主酒井忠孝、舊封上野國前橋に在りし時、本校好古堂支校求知堂を建設す、寛延二年忠孝播磨姫路城に移り、右堂を總社門内へ建設し、文化中忠孝大手門前へ移し、校事益々盛大に及ぶ、總裁河合寸翁専ら學務を總督す、支校を城南仁壽山に創建す、後ち天保十五年、忠孝支校を本校に合併す、校舍規模益々大なり、講堂、講武堂、及び寮舎十二棟、傍舎十餘棟、食堂一棟、文庫二棟、其他附屬建物若干棟あり(日本教育史資料)

カウゴノネンセキ

庚午年籍 天智天皇九年に造れる戸籍、其年庚午に當るを以て名づく、又「カウゴノネンシヤク」ともいふ、後世戸籍の標準として保存せしむ、令義解に、凡戸籍恒留三五比、其遺年者、依、次、除、(近江大津宮庚午籍不除)續紀大寶三年七月甲午詔曰、籍帳之設、國家大信、逐時變更、許偽必起、宜、以、庚午年籍、爲、定、更、無、改、易、とあり、

カウサ

高座 佛事修法の時、席より一段高く設けたる座をいふ、講師などの座する所、八講の時、佛前の左右に二箇の高座を設く、之を八講壇と云ふ、佛より左方には讀師、右方には講師登り、相對して座す、又傳法灌頂の時、無言行道終て後、佛前に高座を設け戒師之に登りて受者に口授す、其行法範賢灌頂資記、文治二年灌頂記に詳かに見えたり、

カウサイ

絞罪 「ケウサイ」と訓む、同條を見よ、カウサウコウモンノキヨク 項莊鴻門 曲 太平樂(マイヘイラク)を見よ、カウサカマサノフ 高坂昌信 名號字は源五郎、後ち彈正と稱す、法名憲德院支度道忠、源氏春日大隅の子、武田信玄の命により高坂氏を討つ、甲斐甲斐の人、十六にして信玄に仕ふ、容貌

カウシ

あり、上に一枚を釣り下げ、下の一枚を掛籠にてかけおき、開く時は上なるを外の方へ釣りあげ、下げかりを立ておくなり、源氏物語、枕草子、紫花物語等に「御かうしまる」とも、みかうしあけわたすなどもあるは、この事なり、又内格子とて、外の方へ釣り難き所は、内へ釣り上げおくる事なり、母屋と廂と、二重に格子あれば、母屋の格子は内へ釣り、廂の方は外の方へつりて、掛けがねにかけおくなり、この格子ある間は、人常に出入せず、四隅に妻戸ありて、主客是れより出入す、故に客來の時と雖も、上の格子は釣り上げられど、下の格子をば外づます、こは出入に用なき故なり、宗五大雙紙に、みかうしの間、出入のこと、大かた法の如く嫌ひ候なり(中略)又常に死人をみかうしの間より出だし候時、みかうしの上をばおろし下ばかり候間、假初にも下ばかりをばとらぬこと候云々」と見えたり(家屋雜考、貞丈雜記、宮殿調度圖解)

カウシ

其解由の與不の限は俗官の受領に准ず、安祥寺僧の階業を終へし者は諸國講師に擬補し、東西二寺延暦寺三綱一任の後及び延暦寺の上座主寺主は、諸國講師に補するを得せしむ、大宰府の講師は、管内諸國講師の政を任せしむ、後ち王朝の政衰ふるに及び、自然廢職に歸したり(續紀、三代格、延喜式)

カウシ

講師 大法會の時、經典を講説する僧を云ふ、維摩會の講師は、天長九年延暦寺僧義鏡和尚を以て講師とせしを始めて、三會の講師は、承和三年權律師善海を任ぜしを始めて、官班記に、講師講者、南北各別之勅會也、受請以後勅仕已前、稱三擬講勅仕以後號已講也、南宮者宮中金光明會(御齋會也)興福寺維摩會、藥師寺最勝會也、北京者法勝寺大衆會、圓宗寺法花會、最勝會等也、於北京分者、延暦開城兩寺隔年勅之、於清選之次第、年戒之高下、勞積之淺深(諸御願聽衆度數也)公請之前後等、就兼備之器用、被賜其請、但又一流之正嫡、并花華之胤子等、當時預抽賞之類、越積勞之上首、古今之通規也、編素之昇進、其儀不相當、越、又南北兩京遠講、互無相論之義、是則勅仕之勅會各別、本寺之學業等自元有運進之故也、又不賜講師講、而直昇綱維之位、稱之爲開道之昇進、此事於南宮者、今古堅停止之歟、於北京者、自以往多其例、云々と見えたり、

カウシ

郷士 浪人にして田畠を有し、其地に土着せるものをいふ、起原詳かならず、越後軍記に、信州小縣討陣の條々、先備は甘糟近江守、安田上總介、春日並に千本槍の強卒なり、千本槍とは越後の郷士なりと見えたり、戦國時代の末年には、其稱のありし事を知るべし、江戸時代にも、國によりてこれあり、今一例として土佐藩の之れを擧ぐれば、

カウシ

ば、海南の貴族に、郷士其職を他人に譲り渡し、職をばなるれば、地下浪人といふものなるなり、地下浪人といふは、刀をさし、名字を唱へ、木履もはくなり、商業する者は、郷士職を譲り受くる事ならず、百姓の富みたるものこれを買受くるなり、買受くれば、即日より郷士の資格備はり、御目見も被仰付るの身分となるなり、郷士は、根元長曾我部家の士の浪人せる者に、原野を開墾させ、其地を領知に被下、軍役に召し仕はれし者にて、昔は藩士と同等の扱なりしかど、後世其職を賣買するに至りて、大に品等をおとされたり、郷士の中にて、御旗付きといふもの上席に居たり、其外は三十人づゝ御家老中へ預けられたり、これを大組付といふ、此外は御留守組の知行取の支配なり、これを小組の郷士といふと見えたり、以て其他をも推測すべし、

カウシ

勘事 天皇の御勅氣を蒙るをいふ、或は召籠られ、或は恐申し、或は客座に擧ぐるあり、詳しく侍中群衆に見えたり、日本紀聖長元四年三月十四日辛酉、式部卿致平親王停齋務、源真國者太宰大監大藏種村男也、先年射殺大隅守菅野重忠、犯人也、忽改姓名謀計也、前太宰大貳惟憲卿坐、此事處勘事と見え、源氏物語須磨卷に、おはひやけのかうじなる人は、心にまかせて、此世のおはひやけに、しるることかたうそあなれと見えたり、

カウシ

カウシ

勘事 勘當といふも同じ、勘事の音語なり、人の犯罪ある時、律令にあて、其罪科を勘當をいふ、カンダウと音看、
カウシアカゲ 柑子赤毛 馬の毛色の名、赤くして微く黄を帯びたるもの、詩韻に、有駉、註、赤黃曰駉、駉爲純赤、言赤黃者謂其赤而黃、其色鮮明者、上云黃駉曰黃、謂黃面微赤、此云赤黃曰

カウシ

カウシイロ 紺子色 染色の名、黄色の少しくるばみたる色(色千種)○麩の色目の名、表裏共に濃朽葉なるもの(薄様色目)
カウシノマ 格子間 居間の名、格子ある間をいふ、カウシを見よ、

カウシ

カウシパン 格子番 鎌倉幕府の職名、又御格子上下役と稱す、營中に宿直し、格子の開閉を掌る、其始め詳かならず、宗尊將軍の時、建長四年、更に人員を定む、十二月を以て一番とし、六番あり、格子を上るは、日出の前を以てし、下すは乗燭の時を以てすべき旨定む(官制沿革略史)

カウシ

カウシフクワン 講習館 舊岸和田藩の學校、和泉國南郡岸和田上砂町、嘉永五年岡部長愷創立、慶應三年に至り大に學制を改革し、文武を合して講習館の南方に修武館を増設し、武事を練習す、明治三年に至り、更に城内舊館定所に文學部を分設し文學館と爲し、洋學科を置き、四年東京中學の規則に倣ひ學規を更革せんとす、時に廢藩に際し其施設を遂ぐる能はず、八年四月に至り堺縣立師範學校分校と爲し、専ら堺師範校の教則を施行す、九年十月に至り貸費生三十名を置く、自費生は定員なし、十一月十二月に至り分校を開鎖し、十三年に至り修て講習館を岸和田郡と爲し、修武館を岸和田公立小學校とす、文學館は遂に廢せり(講習館和漢書凡四百部、藏譯書凡五百部、洋書凡四十部(日本教育史資料))
カウシマチ 庚申待 名義庚申の夜に行ふ帝釋天及び青面金剛の祭を云ふ、マチはマツの略語なり、此夜騒る事を思ひとて、終夜打集まりて歌よみ物語し、遊戯をなして遊ぶ○神棚に赤飯を供

カウシ

カウシヨ 網所 僧綱の事務所、法務を掌る、カウシ

カウシ

カウシヨ 講書 名義口舌を以て書物の意義を解釋すること、病問長語に、古の講は講習にて、いま云ふ物のならしむることにて、互ひに議論などをなすを講と云ふ、宋より文に隨て説話することとを講と目したりと見えたり(起原諸國大學の講書法は、令式に一定の制あり、先づ講書博士名を録して式部省に申し、講始の日、本司座を堂上に設け、省輔以下學生已上各著坐す、諸博士相共に論議し、若し通ぜざる所あれば、講了の日其疑所を注して省に申す、其講書の大小に隨て日數に一定の差あり、禮記左傳は七百七十日、周禮、儀禮、毛詩、律等は四百八十日、周易三百十日、尙書論語各二百日間講するが如し、又博士講説者には日數に依て食料を賜ふ、委しき、とは延喜大學寮式に見えたり、鎌倉室町時代共に講書ありしを見るべきものなし、江戸幕府の時、藤原愷富林羅山等の頃より大に開け、五代綱吉將

カウシ

カウセウテンワウ 孝昭天皇 名義御名は親松彦香殖稻彥德天皇の皇子、御母は天豐津姫皇后、息石耳命の女、第五代の天皇(聖德太子傳、天武五年御降臨、位に即て都を大和葛城郡按上に遷

カウシヤウ 康正 名義後花園天皇御宇の年號、享德四年七月十五日改元、二年にして長祿と改む(開元史記に平康正直とあるに據る、正四位下行少納言兼侍從大内記文章博士菅原朝臣在治之を勸進す(元祿別錄、年號譜))
カウシヤウ 綱掌 僧侶の職名、灌頂又は後七日法等の時式事を掌る、其時の裝束は上に冠下に白の襦袢をつけ、赤色小五帖袈裟を掛く(寺官抄、僧官考)榮花物語音樂の條に、次に僧達、南の廊よりひだりみきと、のへならびつゞき、各綱掌さきにたて、そこの僧達まゝり集る程に云々(僧綱職令に、八人或は九人と見えたり、)
カウシユヅウナイダイジン 高壽院贈内大臣 勸修寺晴右(クワンシユヅウハルス)を見よ、

僧綱を任官する儀式も亦本所にて行ふ、又僧綱所とも云ふ、天平二十年の弘福寺三綱の條に、藤依去天平十八年十月十四日僧綱所藤官云々、貞觀儀式に任僧綱儀、辨官預定、日告式部治部、其日平明僧綱請集東四兩寺、入位以上僧、於綱所、綱所設衆僧並勅使參議、及少納言、辨官、式部、治部、支番等座、亦設宣命座、僧綱率衆僧、就座、被任者亦在其列、勸使等進就座、宣命者進就宣命座、宣云々、と見えたり、仁安二年十二月十三日仁和寺の覺性法親王を以て初めて總法務となし、綱所を賜へり、是れより綱所は仁和寺に移り代々綱所を賜はるに至れり、案するに綱所を賜ふとは、御室を優待せんが爲めに、綱所の收入を賜ひしものにて、恰も武家に於て地頭職を寄進し、又は授くるの類なるべし、猶「ソウカウ」を見るべし(仁和寺御傳、諸宗義範)
カウシヨ 講書 名義口舌を以て書物の意義を解釋すること、病問長語に、古の講は講習にて、いま云ふ物のならしむることにて、互ひに議論などをなすを講と云ふ、宋より文に隨て説話することとを講と目したりと見えたり(起原諸國大學の講書法は、令式に一定の制あり、先づ講書博士名を録して式部省に申し、講始の日、本司座を堂上に設け、省輔以下學生已上各著坐す、諸博士相共に論議し、若し通ぜざる所あれば、講了の日其疑所を注して省に申す、其講書の大小に隨て日數に一定の差あり、禮記左傳は七百七十日、周禮、儀禮、毛詩、律等は四百八十日、周易三百十日、尙書論語各二百日間講するが如し、又博士講説者には日數に依て食料を賜ふ、委しき、とは延喜大學寮式に見えたり、鎌倉室町時代共に講書ありしを見るべきものなし、江戸幕府の時、藤原愷富林羅山等の頃より大に開け、五代綱吉將

カウシ

カウシヨデン 校書殿 「ケウシヨデン」とよめるを正とす、同條を見よ、
カウスウコク 高嵩谷 名義姓は高久、名は一雄、字は子盈、蓋谷、屠龍翁、樂只齋、湖蓮會等の號あり(續左高之、或はいふ英一水の門に入りて一蝶派の繪畫を學び、頗る出藍の譽あり、後ち畫格を改めて新意を加へ、終に一機軸をいだし、最も著色に巧なりき、或年淺草觀音堂に、源賴政の射る圖の繪馬を掲げしより其名頗り掲り、一時世に用ひらる、文久八年八月二十三日歿す、年七十五、淺草新堀四福寺に葬る(浮世畫人傳、横井博士著日本繪畫史))
カウセウテンワウ 孝昭天皇 名義御名は親松彦香殖稻彥德天皇の皇子、御母は天豐津姫皇后、息石耳命の女、第五代の天皇(聖德太子傳、天武五年御降臨、位に即て都を大和葛城郡按上に遷

カウシ

カウシマチ 庚申待 名義庚申の夜に行ふ帝釋天及び青面金剛の祭を云ふ、マチはマツの略語なり、此夜騒る事を思ひとて、終夜打集まりて歌よみ物語し、遊戯をなして遊ぶ○神棚に赤飯を供

ガウセ

し池心宮に居る、在位八十三年にして崩御、壽百十四、掖上博多山の陵に葬る(皇胤紹運録、大日本史)

カウセフジ

高台寺

清水頭村○山號出雲路山(國)真宗、越前國今立郡

カウソダカ

楮高

江戸時代納税の一種、楮に税を課するをいふ、地方凡例録に、楮高付るも桑

カウタイ

高臺寺

京區下河原町○鷲峰山、又は岩清不動山と云ふ(國)

カウセシジ

高山寺

梅ヶ畑村○梅尾山と號す(國)真言宗、別格本寺なり

カウソメ

香染

染色の名、丁子にて染めたるもの、淡紅に黄を帯びたる色、即ち茶褐色なり、乾

カウタイ

高臺寺

京區下河原町○鷲峰山、又は岩清不動山と云ふ(國)

カウソ

嗽訴(強訴) 大勢徒黨して爲す訴をいふ、百練抄に、一條天皇寛弘元年三月二十四日、宇佐宮神人五百餘人、參陽明門外、訴、太宰帥惟仲

カウダ

の用ふる夏の扇なり、骨はへたつきにして、要は白角を用ふ、源氏物語に、かうそめなる扇と見えたり、秘抄に、尼扇と解したれども如何ならん(飾抄、裝束集成)

カウタ

カウタイシキ

交替式

の定めを集めたるもの、三種あり(一)延暦中勘解由使撰奏聞の交替式、和銅元年より延暦二十二年まで

カウタ

カウタイ

カウタイ

保九年朝田由豆流刊本となせり(二)新定内外官交替式、貞觀交替式ともいふ、二卷あり、上巻欠く、下巻

カウタ

カウタイ

カウタイ

從五位上行次官兼丹波介藤原朝臣久良次官從五位下藤原朝臣諸隆

カウタ

カウタイ

大納言正二位兼行民部卿藤原朝臣清實

カウタ

木下	豊後速水郡立石	五千石
山崎	備中川上郡成羽	五千石
最上	近江蒲生郡大森	五千石
戸川	備中郡宇都撫川	五千石
竹中	美濃不破郡岩手	五千石
溝口	陸奥岩瀬郡横田	五千石
朽木	近江高島郡朽木	四千七百七十石
近藤	遠江引佐郡氣賀	三千四百五十九石
金森	越前南條郡向崎	三千石
五島	肥前松浦郡富江	三千石
伊東	日向那珂郡低肥	二千石
伊豆	日向那珂郡低肥	二千石
那須	下野那須原	千石
福原	同 那須佐久山	三千五百石
青野	同 青野	三千六百石
大田原	同 那須森田	千五百石
高木	美濃多良	二千三百石
高木	同	千一石餘
高木	同	千一石餘
信濃衆	信濃河島	二千七百石
知久	同 伊豆木	千石
小笠原	同 山吹	千五百石
座光寺	同	千五百石
松平	参河松平	四百四十二石餘
中島	同 大崎	六百七十石餘
米良	肥後米良	無高
岩松	上野新田	百二十石

カウタ

カウタイレウ 交替料 名義國司交替の時に給する夫馬を云ふ、其國に向ふに驛傳に乘らざる者、亦馬を給す。元明天皇和銅五年制して國司驛傳に乘らず赴任する者に、長官馬七疋、判官已下五匹、史生二匹を給す、遷代には長官馬三十人、馬二十四匹、六位已下官長并次官夫二十人馬十二匹、判官夫十五人馬九匹、主典夫十二人馬七匹、史生夫六人馬四匹、郡司公事京に向ふ者並に夫馬を給す、海路は水手の數陸道夫に准ず、但し犯科にて解任する者は給せず、是れ交替料の始めなり。聖武天皇天平五年國司遷替歸京する者又馬を給ふ、四位守六匹、五位五匹、六位已下四匹、介兼各三匹、目史生並一匹を減す、若數國を歴る者は多きに依て給す、寶龜十一年八月太宰府官人の年限を五年とし交替料を停め、民弊を省く、大同二年十二月五畿内東海東山陰山陽南海道觀察使の請ひにより、國司年限を六歳とし、太宰府に准じて交替料を停む、但し限内遷替するもの、任中死せしものは舊に仍て賜ふ、博士醫師亦同じく之を停め、史生は舊に仍らしむ、天長元年國司博士醫師の料を復す、五年諸國の守介以下博士醫師歷年五年得替する者は、太宰府及び管國に准じて之を停む、貞觀五年是より先陸奥國司に交替料を給す、茲に至て出羽國司陸奥に准じて給す、尋で永式となす、延喜の制國司遷代皆夫馬を給す、其數和銅の制に同じ、水手は太宰帥七十人以下、少貳以上五十人以下、判官以下三十人、史以下史生十人以下並に事を量て之を給ふ、但し犯科にて解任する者は給せず、鑄錢司官人以下亦國司に准ず。續紀、後紀、延曆貞觀交替式、延喜式、食貨志。

カウタ

カウタウ 香道 香材の傳來は夙にありしを見れば、古より既に行はれたり、されども多くは朝廷の大禮に用ひしものにて、貴賤一般に用ひたりしにはあらず、されど次第にその用法の講ぜられて遂にこれを説ぶに、合香(薰物)香木(伽羅)の二種の別あるに至りぬ、合香を賞讃せしは上代より、事にて、聖武天皇の御代に、既に薰物佩香のことありき、平安遷都以來、香を用ひたりし事は、源氏物語、榮華物語、古今集、新撰六帖、徒然草等に見えて詳かなり、されどこれ等はすべて合香即ち薰物なりしなり、天然の香木を賞讃せしは、佐々木高氏に始まれば、云ふ、道譽は、兵馬性徳の際にありて、風流を好みければ、閑を偷みて香木を弄し、自ら家藏の名香百七十八種に銘じたる目錄存せり、足利義政將軍は最も此道に嗜好し、聞香の式大に完備し、從ひて此道を専攻する者輩出せり、文明十年に始めて一本香合を行ひ、その法式を定めたり、この香合と云ふは、香を數品集めてそれを左右の二方に分ち、焚きてその優劣を判するを云ふ、十二年に造營せし東山殿十二殿閣中の泉殿は聞香席の濫觴なりと云ふ、而して當時最も有名は志野宗信にして、粗香の法を創めて立て、これを十組香(十姓、宇治山、小島、小草、龍馬、矢數、名所、花月、源氏十種なり)といふ、今に用ふる所のものなり、細川玄旨法印は十組香の式目を定めたりと云ふ、此の外三十組、四十組、五十組等の制あり、その後文龜二年六月に、宵柏、玄清、大崎、行二、長秀、乘直、元種、盛綱、宗信、祐憲の十人、名香(木香)二十種を合せて十番となし、左右に分れて優劣を争ふを、遣通院内府これに批判を加へ、勝負を定めたり、世に名香合といふ、宗信の子宗温繼ぎて將軍家香道の師範たりしが、後、次子官巴、これを繼ぎたり、武野紹

カウタ

鷗、今小路道之、細川幽齋等の入々は、皆この道を肯巴に受けしなり、官巴はこの香道の奥秘を悉く蜂谷宗信に授けしが、以來十四代凡三百年間連綿と繼續して、現に峯谷百枝に至るまで、香道の宗匠たり、この外建部隆勝、阪内宗給、芳春長老、本阿彌光悅、米川常伯、江田、壺井、大口、大枝等の入々皆志野流より出で、各一家をなせり。三條家は、其遠祖太政大臣公季以來九百年の今日に至るまで、合香の御家と稱し、遣通院は薰物の外に一本名香を愛し、六十六種名香、并に百三十種を撰びて名をつけられたり、而して累代相繼承して明治に至り、實美の時、明治十年十二月熊谷直行に傳家の香記一卷を與へ、併せて其秘法を親しく授けられたり、香合(カウアハセ)薰物合(タキモノアハセ)源氏香(ゲンジカウ)競馬香(ケイバカウ)參看(審儀裝飾圖譜解説)。

カウタウ 強盜 強盜に對する刑罰は、王朝時代には、財を得ざれば徒二年、一尺を奪はば徒三年、二端ならば、一等を加ふ、もし十五端に及び、または人を殺せざる時は斬に處し、器仗を拂ふるものは、財を得ざるものは遠流、十端は絞、人を傷くるものは斬に行ひ、例令常赦大赦の時にも、其罪を赦さざるの制なりき、鎌倉時代には、主犯は斬に處し、從犯は流に處したり、江戸時代には、人を殺して物を奪へるものは、引廻しの上獄門、又物にて人を傷けしものは獄門、又物以外の器物にて傷けしものは死罪、不具者を殺して、物を奪ひしものは引廻しの上獄門に處し、なほ強盜の侵入せる場合には、政廳の處分を俟たず、自由に打捨つることを許したり(賊盜律、新編追加、御定書百箇條、古事類苑法律部)。

カウタウクワン 講道館 舊高松藩の學校。所在讃岐國香川郡高松。原藩祖松平賴重學

カウタ

を好み、岡部拙齋等を聘し、藩士を教育す、元祿十五年二世賴常始めて學校を城南に築く、講堂と號す、又聖廟を安置し、春秋に釋奠を修む、享保中に至り衰微したるが故に、元文二年四世賴恒の時、再興し、毎月數次經義を講せしむ、然れど未だ古に復せず、安永八年六世賴眞父賴恭の遺志を繼ぎ、學館を城南に築き、講道館と號す、廣袤舊に倍す、是より始めて學業起る、寛政十一年八世賴義城內四丸に一の學館を創建し、重臣の嫡子又は近臣好學の者を教育す、文化十年に至て此館廢す、天保三年九世賴愷館中に大聖廟を建つ、慶應元年賴聰の時始めて館中に洋學校及び皇學校を設立す、遂に廢藩の時に至る(大日本教育史資料)。

カウタン 香綵 平綵の一種、香平綵とも云ふ、香色の綵の綵、諒闇の時之を着用す、經に紅糸、緯に黃糸を以て織りたるもの、由、鸞鷲嘶餘に記すと雖も、其形狀に至ては詳かならず、飾抄に、香、諒闇の時用之、而眞應度諒闇、故通具稱、用香平綵、人々傾奇、とあり又云香綵、未見其體、或公卿曰有、此平綵、遂可二動入、云々とあり(飾抄、裝束拾要抄)。

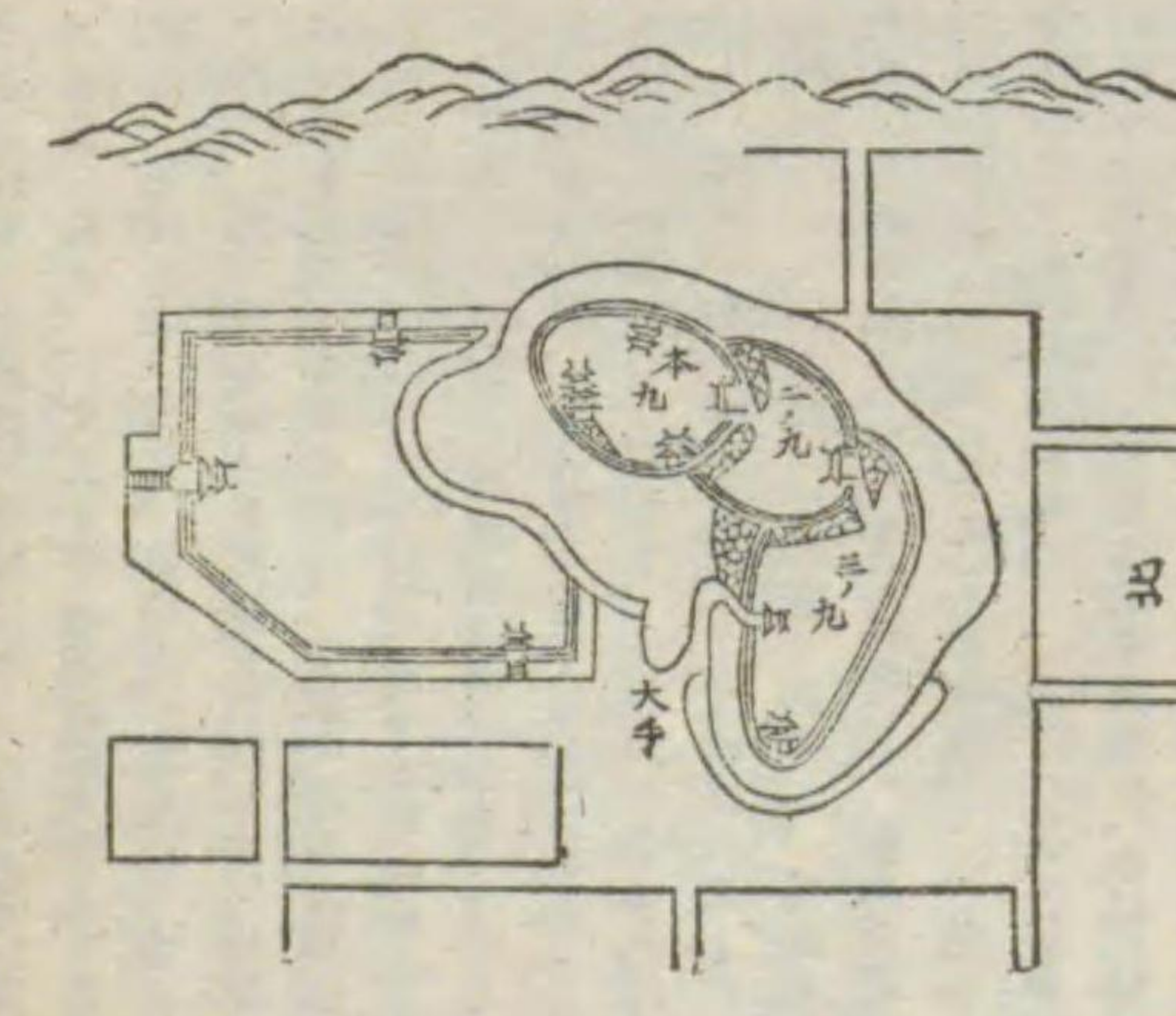
カウタンシ 講談師 名義武將烈士賢婦烈女等の事蹟を講談するを職業となすもの、後世は世話を講ず、太平記讀み、軍談師、講談師とも稱す(世話師)古くは軍書小説等を人に讀み聞かしたるものにて、早く江戸時代のはじめに、一華堂法務法橋といへるもの太平記を講じたことあれば、其以前よりかゝる類のこと行はれしなるべし、されどこれを以て營業とし糊口の料となすに至れるは、遂に後世のことなり、元祿の頃見付の清左衛門といふもの、淺草の門の傍にて辻講談を爲して大に流行し、また同じ頃赤松龍軒といふもの、堺町に其居を構

カウタ

へ、軍談を爲したることあり、多くは太平記を講じたるより、太平記讀みの稱起れり(京、大阪にては、これより以前より既にありしが如し)爾來漸く世に行はれ、志道軒、白龍子、瑞龍軒など出で、益々發達し、遂には古書を離れて說話なすこととなり、落語と共に江戸に持てはやされしが、維新以來次第に衰へ今日にては、落語の爲めに、其勢力を奪はれ、僅に命脈を保つに似たり(落語笑覽)。

カウチ 康治 名義近衛天皇御宇の年號、永治元年四月二十八日改元、一年にして天養と改む、出典宋書に以康治道とあるに據る、文章博士藤原永範之を勸進す(元祿別錄和事始)。

カウチジャウ 高知城 所在土佐國高知市の中央。大高坂城とも稱す(肥前天正十五年長曾)。



我部元親大高坂山に城き十六年入城(治)天正十九

カウチ

年此地水害多きが爲め、浦戸に移る、慶長五年の亂により長曾我部氏亡び、山内一豊此地に封ぜられ、六年より十六年迄に當城を修造す、初め河中山と稱す、寶水中高智と名づく、子孫相傳へて明治維新に至る、牙城以下猶存する者あり(南略志、主圖合結記)

カウチヤウ

網丁 王朝時代に於て調庸等の物を運ぶ人夫の長をいふ、

カウチヤウ

定考 六位以上官吏の藝能、行跡、情動の勝れたるを選出して官爵を定むるをいふ、毎年八月十一日行はる、定考は別に讀むるを例とす、上皇の音に似たるを嫌ふが故なり(國朝)上卿太政官の東廳の座につきて事をなす、次に朝所につきて三獻の儀式あり、次に宴禮の座につきて、各々三獻あり、かざしの花を上卿以下の冠にさす、大臣は白菊、納言は黄菊、參議は龍膽、其他は皆時季の花を挿す、(造花にあらず)大方は二月の列見に同じ、式部兵部の兩省より諸司の輩の上日を選成することを列見といふ、其を書き集めて奏するを擬階奏と云ふ、此人々を選び出して定むるを定考といふなり、其翌日は小定考と稱し、大辨以下の人、東廳に着きて行ふ事あり(國朝)令制に、凡應選者、皆審狀迹、詮擬之日、先應選行、德行同、取才用高者、才用同、取才効多者、とあれば、文武天皇の時より定められたるが如し(江次第、公事根源、故實拾要)

カウチヤウ

郷長 國朝王朝時代に於て、一郷を管するもの、即ち其郷の長なり、郷内の戸口を檢校し、農業を課殖し、非道を禁察し、賦役を催促することを司る、又郷司ともいひ、サトナサとも訓す(令制の里長なり、後役を免じ、牛輪租なり(國朝)聖德天皇大化二年國郡里を定めて、里長を補し、靈龜以後里を改めて郷となし、郷長を置く、養

カウチ

老五年下總戸籍に、戸郷長、孔王部志己夫年五十八正丁、天平十二年越前國計帳に、牛輪六(中略)郷長一、戸主江沼臣族忍人年四十四正丁郷長と見えたり、

カウチヤウ

郷帳 取箇郷帳(トリカガウチヤウ)を見よ、

カウチヤウアラタメカタ

郷帳改方

江戸幕府下勘定所の役名、毎年勘定出來郷帳を差出たる上、代官手代出で、前年度分に突合せて改むることを勤む(地方凡例録)

カウツケノクニ

上野國 國朝東は下野、西は信濃、南は武蔵、北は越後岩代に至る、東西凡二十三里、南北凡二十五里、東山道に屬す(形勢)

山脈岩代越後より來て信濃に連なり、西北重疊、利根川を極北に發し武蔵を堺して東下す(沿革)上代は、上野下野を合せ稱して毛野國と稱す、仁徳天皇の時、之を上下二國に分割し、渡良瀬川の以西を上毛野と云ひ、以東を下毛野といふ、尋て上毛野を上野に、下毛野を下野に改む、和銅元年三月田口朝臣益人を國守に任じ國府を群馬郡(今の東國府西國府村)に置く、天長三年九月親王の任國と爲し特に太守と稱す、鎌倉の時、安達盛長子景盛相繼て守護に稱す、元弘の末、州人新田義貞兵を擧げ北條氏を滅す、建武中興義貞を以て守護と稱せしめ、其地を掠奪し第四子憲顯に傳ふ、憲顯鎌倉管領足利基氏の執事職となり、群馬郡白井城に鎮し、子孫職を襲て鎌倉山内に居り、家謀長尾虎を守護代とす、五世憲實に至り管領持氏と號あり、將軍義教憲實を助け持氏を滅し、憲實の弟清方を管領とす、持氏の子成氏再び管領たるに及て憲實の子憲忠を殺す、憲忠の弟房顯本國を

カウツ

以て之に呼き、將軍義政に請ひて關東管領と稱し、子顯定に至て後野郡平井城に移る、孫憲政に至り、兵威日に衰ふ、天文二十年北條氏康大舉して平井を圍む、憲政越後に奔り、東境將士地を以て悉く兵康に歸す、獨り箕輪城主長野業正四境を守て相抗す、明年上杉輝虎平井城を拔き、上杉の故臣を招撫し、永祿三年輝虎沼田諸城を拔き、大半東境の地を取る、六年武田晴信長野業盛(業盛は業正の子)を滅し、箕輪安中諸壘を陥れ其地を畧す、天正六年輝虎卒す、武田勝頼輝橋沼田を掠取す、十年織田信長武田氏を滅し、瀧川一益を關東管領として廢橋に居しむ、信長弑せらるゝに及びて城を棄て西奔し、兵康の子氏政遂に本國を取る、十八年北條氏亡び、德川氏關東に遷り廢橋(後ち前橋に作る)を平岩親吉に、館林を榊原康政に、高崎を井伊直政に、沼田を真田信幸に、白井を本多廣孝に、那波を松平家乘に、小幡(後に松平忠恒)を奥平信昌に充て封す、廣孝家乘封の後ち二壘皆廢す、廢橋は親吉甲府に轉じ酒井重忠封せられ相傳ふこと十世、姫路に轉じ、松平朝矩之に代り、後ち川越に移り、城廢す、慶應中末孫直克再び川越より徒封、館林は、康政三世にして白河に轉じ、代封數氏にして弘化中秋元志朝に賜ふ、高崎は、直政佐和山に移り、後ち亦封を易る者數氏、最後に松平輝貞封を受く、沼田は、天和中廢橋後に土岐頼珍に賜ふ、其餘國內封を受る者、吉井(初智沼沼政、後に松平信清)、安中(初井伊直野、後に板倉勝清)、伊勢崎(初稻垣長茂、後に酒井忠寬)、七日市(前田利孝)、凡て九藩、明治維新改めて縣とし、岩鼻縣を置き、吉井を併す、既にして皆之を廢して群馬縣を置き、山田新田邑樂三郡は樺木縣より兼治す、又群馬縣を廢し、餘十一郡は熊谷縣より兼治す、明治九年再び熊

カウツ

Table with columns for various regions and their administrative details. Includes entries for 六國史, 延喜式, 拾芥, 元祿, 國郡名考, etc.

各縣を群馬縣と改稱す(管部)古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各條につきて見るべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽、法令全書)

カウツ

カウテ

カウツケノサンビ 上野三碑 上野國に現存せる三の古碑、即ち(一)多胡碑(タコノヒ)、(二)山上碑(ヤマツツ(ノヒ)、(三)金井澤碑(カナキザ(ノヒ)をいふ、詳しくは各條を見よ、

カウツ

カウト

カウツケノシンワウ 上野親王 宗真親王(ムネナガシヅウ)を見よ、

カウツ

カウツ

カウフ

其嗣子、次三男、陪臣等、隨意に出場し、演習する事を許す、安政四年四月、講武所郭内へ、軍艦教授所を設け、蘭國寄贈の汽船を以て、其運轉を練習せしむ、我國の海軍洋式に依る事は、胚胎す、又訓練場を越中島に築き、銃隊操練の所とし、講武所に屬す、小川町へ移轉の後、弓術、柔術の二課を増置し、築地の舊跡を以て、軍艦操練所とす、文久二年三月、鐵砲玉藥奉行、同豐筋奉行、弓矢槍奉行、具足奉行、幕奉行を講武所奉行の被管と爲す、同年九月、弓術柔術の二課を廢す、慶應二年十月、劍術師範役を廢して遊撃隊頭取とし、又槍術者を銃隊に編入す、同十一月、講武所を陸軍所と改稱し、奉行以下の名稱も亦止む(嘉永明治年間録、官制沿革略史)

カウフン

告文 神祇に告白する文、轉じて天皇が臣下に告ぐる文をいふ、玉葉に、建久元年五月二日、此日中宮入社奉幣也、辰冠文庫博士光輔朝臣持參告文章、先内々見之、(中略)即長房入告文章清書入通於宮、太平記御告文の條に、いかにして先東夷を定べき謀あらんと勅問有れば、冬房謹で申けるは、實朝俊基が、白狀有共承り候はれば、武臣此上の沙汰には及ばじと存候へ共、近日東夷の行跡疎忽の義多く候へば、御油断有るまじきにて候、先御告文一紙を下されて、相模入道が怒を静めばやと申されければ、主上げにもと思召されけん、さらば體て冬房書と仰ありければ、則御前にして、草案をして是を奏覽す、體て萬里小路大納言宣房の勅を勅使として、此告文を關東へ下さる云々とあり、

カウフヨウ

高芙蓉 名號通稱大島逸、又は近藤齋宮、名は孟彪、字は羅皮、號を芙蓉又は中岳齋史といふ、關東甲斐の人、父は尤軒、事關交醫を業となす、芙蓉之を欲せず、京師に遊學し師なくして自ら修め、専ら漢魏の傳註を以て經義を講究す、又書畫を好み柳里恭、池大雅等と友たり、又篆刻の蘊奥を極め、世に印聖と稱せらる、柴栗山曾て一印材を託す、芙蓉刻みて意に滿たす、遂に地に投じ出でて遊ぶといふ、以て其性の一般を察すべし、又坊城菅公に從ひ、朝儀典故を學び、有職故實に達す、晚年六月侯に仕へ、備員となり江戸に移る、尋て天明四年四月二十四日卒す、年六十三、遺著漢篆千字文、古今公私印記、采眞印譜、古今印選、印章例考、芙蓉編、中岳稿等(先哲叢談續編)

カウヘイ

康平 名號後冷泉天皇御宇の年號、天喜六年八月二十八日改元、大極殿火ありしに依てなり、七年を経て、治暦と改む、開關後漢書に文帝寬柔克遣二代康平とあるに據る、文章博士藤原實範之を勸進す(元祿別錄)

カウヘン

高辨 名號明惠菩薩、姓は平氏、紀伊有田郡の人、父は重國、事關承安三年正月生る、九歳にして父母俱に亡す、即ち高雄山の文覺に從て、華嚴五教章、俱舍頌を讀む、十餘歲、密乘を眞尊に聞き、華嚴を景暉に學び、尊印に悉曇章を習ふ、年十六、剃髮して東大寺戒壇に於て受具す、聖詮に賢首宗を請益す、十九歳、興阿圓梨に從て兩部密法を受く、遂に北山梅尾に止まりて盛に賢首宗を唱ふ、梅尾は古練若の地なれども、廢圯すること久し、辨此地に居りて院宇を恢復す、又榮西禪師に參請して、其心訣を得、曾て平皇后德子(建禮門院)辨を請して受戒す、又北條泰時山に入り法を問ひ政道を詢る、辨儒釋を雜へて懇教に説示す、承元二年、紀伊に還り、内崎山に於て伽藍を創む、四年又梅尾に歸る、寛喜二年、後堀河天皇辨に詔して説法せしむ、講訖りて宮を出るとき、中納言藤原定家送りて曰く、微

カウヘ

して自ら修め、専ら漢魏の傳註を以て經義を講究す、又書畫を好み柳里恭、池大雅等と友たり、又篆刻の蘊奥を極め、世に印聖と稱せらる、柴栗山曾て一印材を託す、芙蓉刻みて意に滿たす、遂に地に投じ出でて遊ぶといふ、以て其性の一般を察すべし、又坊城菅公に從ひ、朝儀典故を學び、有職故實に達す、晚年六月侯に仕へ、備員となり江戸に移る、尋て天明四年四月二十四日卒す、年六十三、遺著漢篆千字文、古今公私印記、采眞印譜、古今印選、印章例考、芙蓉編、中岳稿等(先哲叢談續編)

カウヘイ

康平 名號後冷泉天皇御宇の年號、天喜六年八月二十八日改元、大極殿火ありしに依てなり、七年を経て、治暦と改む、開關後漢書に文帝寬柔克遣二代康平とあるに據る、文章博士藤原實範之を勸進す(元祿別錄)

カウヘン

高辨 名號明惠菩薩、姓は平氏、紀伊有田郡の人、父は重國、事關承安三年正月生る、九歳にして父母俱に亡す、即ち高雄山の文覺に從て、華嚴五教章、俱舍頌を讀む、十餘歲、密乘を眞尊に聞き、華嚴を景暉に學び、尊印に悉曇章を習ふ、年十六、剃髮して東大寺戒壇に於て受具す、聖詮に賢首宗を請益す、十九歳、興阿圓梨に從て兩部密法を受く、遂に北山梅尾に止まりて盛に賢首宗を唱ふ、梅尾は古練若の地なれども、廢圯すること久し、辨此地に居りて院宇を恢復す、又榮西禪師に參請して、其心訣を得、曾て平皇后德子(建禮門院)辨を請して受戒す、又北條泰時山に入り法を問ひ政道を詢る、辨儒釋を雜へて懇教に説示す、承元二年、紀伊に還り、内崎山に於て伽藍を創む、四年又梅尾に歸る、寛喜二年、後堀河天皇辨に詔して説法せしむ、講訖りて宮を出るとき、中納言藤原定家送りて曰く、微

カウホ

妙の法を聽て結緣感悦すと、四年正月十九日朝、廣く修學の法を説き、彌勒菩薩の寶號を唱へ、右脇にして寂す、年六十、榮西曾て宋より茶子を持ち歸り之を辨に分與す、辨之を梅尾に植ふ、我が國茶を嘗する者此より漸く多しといふ(本朝高僧傳、元亨釋書)

カウホ

康保 村上天皇御宇の年號、應和四年七月十日改元、甲子革命に依てなり、四年を経て安和と改む、

カウホウ

高峰 顯日(ケンニチ)を見よ、

カウム

綱務 總法務(ソウホフム)總在廳(ソウザイチャウ)を見よ、

カウメイテンノウ

孝明天皇 名號御名は統仁、照宮と稱す、稱仁孝天皇の第四皇子、御母は新待賢門院雅子、贈左大臣藤原實光の女、百二十一代の天皇、事關天保二年六月十四日御降臨、十一年三月立て皇太子となる、弘化三年正月踐祚時に御年十六、在位二十一年、年號七、位を明治今上天皇に譲り、慶應二年十二月廿五日崩御、聖壽三十六、天皇英實聰明、内憂外患の時にありて思を治體に凝き、遂に王室中興の基を開き給へり、(本朝皇胤紹運錄)

カウメイテンノウサイ

孝明天皇祭 毎年一月三十日(太陽曆に算しての日、實は崩御の日十二月二十五日なり)明治天皇陛下御所に於て、御父君なる孝明天皇に對し給ひ、御親祭の典を行ひ給ふをいふ、また數日前より京都後月輪の山陵に勅使を發遣せらる(法令全書、官報)

カウメウサキノナイダイジン

浩 妙院前内大臣 松木宗條(マツキムネエダ)をいふ、

カウモ

ガウモン

拷問 囚人が罪狀を自白せざる時、拷問を以て之を責め、その自白を促すをいふ、古くは又拷問とも稱したり、治平王朝時代の制は先づ情を以て辭理を審察し、案狀を反覆し、是非を參驗するに、事狀疑似にして、猶未だ實を首せざる時は、察獄の官人、案を立て、長官の同判を取り、然して後に拷問す、其方法は囚人の體を拷問に憑らしめ、杖を以て背と臀とを迭に打ちて之を責む、訊するとは、度毎に二十日を隔て、都て三度、杖數は二百を過ぐるを得ず、又本犯答杖罪の人は、所犯の數に過ぐるを得ず、即ち本犯答五十の人は訊杖五十、杖百の人は訊杖百を過ぐるを得ざるものとす、拷問已に滿ちて承引せざる時は、保を取りて之を放つ、もし其罪殺害、賊盜、及び水火の損敗を被ふるが如き重害の事にあらずと、重害なりとも疑似の、と少なきは、必ずしも三訊せしめて、狀に隨つて量決し、職狀露驗なる時は、承引せずとも雖も、直に狀に據りて科斷す、囚人を訊して死に致せば、具に當處の長官に申し、在京は彈正と對驗す、而して法に依り拷して、遲延に死に致すものは、其罪を論ぜず、又拷問せずして、衆證によりて罪を定むることあり、即ち應議諸減者、もしくは年七十以上、十六以下の人、及び癩疾者、僧尼の如き、これなり、されど同居もしくは三等以上の親の如く、律に於て相容隱することとを聽さるゝ人、八十以上、十歳以下、又は篤疾の人を以て證とすることを得ず、而して創病ある者は愈ゆるを待ち、孕婦は産後百日を待ちて拷するの制たり、なほ水責の法あり、大寶の律令にはなき處にして臨機に行ひしもの、如し、鎌倉、室町兩時代に、その制往古の如く備はらず、只時に臨みて適宜に行ひしが、水責、火責等の酷法は益々行はれしに

拷問

囚人が罪狀を自白せざる時、拷問を以て之を責め、その自白を促すをいふ、古くは又拷問とも稱したり、治平王朝時代の制は先づ情を以て辭理を審察し、案狀を反覆し、是非を參驗するに、事狀疑似にして、猶未だ實を首せざる時は、察獄の官人、案を立て、長官の同判を取り、然して後に拷問す、其方法は囚人の體を拷問に憑らしめ、杖を以て背と臀とを迭に打ちて之を責む、訊するとは、度毎に二十日を隔て、都て三度、杖數は二百を過ぐるを得ず、又本犯答杖罪の人は、所犯の數に過ぐるを得ず、即ち本犯答五十の人は訊杖五十、杖百の人は訊杖百を過ぐるを得ざるものとす、拷問已に滿ちて承引せざる時は、保を取りて之を放つ、もし其罪殺害、賊盜、及び水火の損敗を被ふるが如き重害の事にあらずと、重害なりとも疑似の、と少なきは、必ずしも三訊せしめて、狀に隨つて量決し、職狀露驗なる時は、承引せずとも雖も、直に狀に據りて科斷す、囚人を訊して死に致せば、具に當處の長官に申し、在京は彈正と對驗す、而して法に依り拷して、遲延に死に致すものは、其罪を論ぜず、又拷問せずして、衆證によりて罪を定むることあり、即ち應議諸減者、もしくは年七十以上、十六以下の人、及び癩疾者、僧尼の如き、これなり、されど同居もしくは三等以上の親の如く、律に於て相容隱することとを聽さるゝ人、八十以上、十歳以下、又は篤疾の人を以て證とすることを得ず、而して創病ある者は愈ゆるを待ち、孕婦は産後百日を待ちて拷するの制たり、なほ水責の法あり、大寶の律令にはなき處にして臨機に行ひしもの、如し、鎌倉、室町兩時代に、その制往古の如く備はらず、只時に臨みて適宜に行ひしが、水責、火責等の酷法は益々行はれしに



又拷問をうけて罪服せざる時は、其罪跡確乎たるものに限り、掛りの奉行より老中に伺ひ出て察斗詰と稱し、裁許を申渡す、かゝる例は士分には更に見えず、平民には享保以後一二回あり、凡そ拷問は人殺、火附、盜賊、關所破り、謀書、謀判等の重罪のみの犯罪の證ありて白狀せざる場合、若しくは同類の内既に白狀せしに拘はらず、本人自白するを肯ぜざる場合に行ふものにして、其他は時宜によりて行へり、されば拷問せらるゝ囚人は孰れも死罪以下の罪跡あるものなれば、拷問中即死のことあるも、立會

ガウモ

の官吏は其責なきものとす、なほ火責、水責、答打、石抱、海老責、釣責等の各條を參看すべし(徳川政刑史料、刑罪大詔録、古事類聚法律部)

カウモリツケ

編蝠付 織の胴に草摺を取付る爲めの一枚革をいふ、貞丈雜記に、編蝠の翅に羽毛なくて皮許なる故、糸の毛引なくて、革にてつがひをしたるなかうもりつけと云ふなりとあり、

カウヤウサキ

高陽院 「カヤノキ」ともいふ、同條を見よ、

カウヤウコク

高陽谷 名號名は彝、字は君乘、忠誠と稱す、關西本姓高階氏、自ら修して高となす、父遊寛といふ、肥前長崎の人、關西關谷父の職を襲きて譯官となる、然れども之を解しとせず、僧大潮に從て詩を學ぶ、寛延中京師に遊び諸名士と交り、聲價一時に振ふ、後ち京師長崎間を往來し、終に詩社を長崎に起し、芙蓉詩社と曰ふ、明和三年三月死す、年四十八、賜谷死する數日前發狂し、夢癡恍惚の中に發する言語自ら詩を爲す、門人傍より之を録し、一小冊となる、名づけて病癡草と曰ふ、關西瓊浦社草、賜谷詩草、詠物詩稿等(先哲叢談、近世叢話)

カウヤウモン

高陽門 大内理豐樂院十九門の一、儀衛門の東廊六間の所に在り、北山抄に、東廊中門、又東掖門に作る、東廊十一間延英堂に接す、古本拾芥抄に、高陽門、左廂門東廊儀衛門東とあり、北山抄(觀射)に、顯陽堂、設諸大夫座、不開儀衛門、王卿入、自東廊中門、著座云々と見えたり(大内禮圖考證)

カウヤカミ

紙屋紙 「カミヤガミ」を見よ、

カウヤクジ

香藥寺 新藥師寺(シンヤクジ)を見よ、

カウモ

カウヤ

カウヤ

カウヤサン

高野山

河内、峯巒重疊の上に在り、高山の平地なるが故に高野と名づく。紀伊國伊都郡高野山に在り、高野の平地なるが故に高野と名づく。...

カウヤ

領地を押奪し、山内に亂入せんとすること屢々なり。山内兵甲を備へて、之を防ぐ。元龜中織田信長高野僧徒千三百餘人を殺戮し、大兵を以て之を攻む。...

カウヤ

カウヤサンノミササキ

高野山陵

鳥羽天皇の皇后美福門院藤原得子の御陵、紀伊國伊都郡高野山西谷に在り(陸奥一覽)。

カウヤジャク

高野尺

尺の一種、高野山に蔵する尺の名、曲七寸九分三厘一毫五々、寸分なし、肘尺にして唐の小尺を用ひしものなるべし。...

カウヤダイシ

高野大師

弘法大師を云ふ、徒然草に見えたり、空海(クワカイ)を見よ、郷宿 江戸時代、城下町及び陣屋役所等の所在地に、一宿を定め置き、近郷の村民等公用にて出づる時、此處に宿泊する場所をいふ。...

カウヤマシヤウ

高山城

大隅國肝屬郡高山村大字新宮(肥後)長元九年伴兼貞城主となる、即ち肝付氏の祖なり、世も又この際創まりしが如きも確ならず。...

カウヤマドノ

高野殿

藤原兼房(フナハラノカネフサ)を見よ、カウヤマシヤウ、高野殿、藤原兼房(フナハラノカネフサ)を見よ、カウヤマシヤウ、高野殿、藤原兼房(フナハラノカネフサ)を見よ。...

カウリヤク

康曆

名義後醍醐天皇御宇の年號、永和五年三月二十三日改元、二年にして永徳と改元す。...

カウリユウジ

香隆寺

上品蓮華寺(ジャウカボンレンゲイウ)を見よ、カウリユウジ、香隆寺、上品蓮華寺(ジャウカボンレンゲイウ)を見よ。...

カウリユウジノニフダウサキノナイダイジン

香隆寺入道前内大臣 大炊御門冬

香隆寺入道前内大臣 大炊御門冬、カウリユウジノニフダウサキノナイダイジン、香隆寺入道前内大臣 大炊御門冬。...

カウラ

カウラウシ

郊勞使

中古外國の人、將に京に入らんとする時に、朝廷より迎として外郊まで發し給ふ使をいふ、

カウラクダウ

康樂堂

大内親八省院十二

カウラ

カウリ

カウリ

カウリ

カウリ

カウリ

カウリ

カウリ

カウリ

カウリ

盛所持のものにて、初め平重盛に某女房の賣りたるもの、讀岐高野元米百金を以て之に代へたりといふ、維盛西海下向の時、女房に譲る、女房佛事のために之を用途にす、今八幡の幸清の坊に傳ふ(樂器考)。

堂の一、南面の堂といふ、卯酉の堂なり、即堂の南九丈五尺、會昌門の東廊を去る四丈二尺の東北に在りて長き九間、朝堂の座者は、民部、主計(西を以て上と爲す)、主税(東を上と爲す)とす(拾芥抄、大内親圖考證)。

清直 實家 長直 重實 實長 正直 重長 安長 清長 正長 忠房 隆長 常長

カウリ 康和 高野丸 名留の名、此留は平維

カウワ

德三年八月二十八日改元、五年を経て長治と改む
[附] 德定政論に、四海康和天下周樂とあるに據る、
式部大輔藤原正家之を勳進す(元祝別録)

カウワカ

幸若 舞曲の名、カウワカノマヒ
を見よ、

カウワカノマヒ

幸若舞 [名] 舞曲の一種、幸若氏の創めたる舞曲なる故に名づく、カウワカ
カとも訓む。舞詞は、戦場の事、盛衰の變、戀慕の情
等種々三十番あり、其後に出来たるを新曲と號す、曲
節音聲整然と大同少異なり、大夫の左右に二人あり、
連といひ脇といふ、大小の鼓を用ふ、今の猿樂は此
舞より取れる事多し、舞の調は、大かた義經記、曾我
物語、同時の作とみゆ、古實其外取用ひて證とすべ
き事多し。○大夫、徳川の世扶持に預り、紋服を拜領せ
り、幸若音曲者四家あり、何れも越前在住なるが、或
は交代して江戸に來れり、家紋に五七ノ桐を用ふる
は、桃井家の裔なる由なればなり。[附] 幸若の
舞の事は、兵家茶話に、幸若家話を引て云ふ、越前幸
若は、八幡太郎義家の後裔、桃井宮内少輔直隆、童名
幸若丸といふ、これより相續て、幸若八郎、九郎、幸若
彌次郎、三家共に舞曲を業とす、雍州府志に云、中古
桃井氏之童、爲小兒在叡山、岩松家童亦然、是稱幸
若丸、とみえたるが、此舞の起なり。また應仁別記
に、石見が討れしは三條殿にて幸若舞ありて、人々群
集し、歸るに辻切のやうにうたれしなどあれば、義
政將軍の頃、既に此舞行はれしなり、江戸時代に至り
一時盛行し、事は、太宰純の獨語に、寛文延寶の頃
迄は、諸侯貴人の宴饗にも、幸若の舞を用ひて、心を
慰め酒をもす、めけるに、元祿の頃より猿樂盛にな
りて、幸若の舞廢れたり、新見正朝の昔々物語に、昔
は幸若の舞流行、振廻の節方々呼ぶ、幸若八郎、九

カエイ

カエイ 宗然(ソウオン)を見よ、

カエキル

加役流 流刑の中尤も重きもの、

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘

カカク

ものは、大官に到る事を得、藤原氏に就き、藤原氏
來する處は、藤原氏の專權にはじまる、蓋し藤原氏
が帝室の外戚として、威權朝野を傾くるに際し、攝
關等の重任は、之を他族に委ねることを欲せず、其
任を以て同族専有し、累年の餘習となるに及びては、
他族もまた之を怪しまざるに至り、遂に一の家格と
なり、延いては同じ藤原氏までも、嫡流庶流等の別によ
り、攝關に至る家、三公に至る家等の別をも生じ、
更に一斑の公卿中において、其最初に於ては、もと
より判然たる規定の存したるにあらざる、曆年の習俗
自ら此家格を生じたるものと稱すべきなり、武家に
ても源義仲、源賴朝以下、源氏の出なるもの、相尋
で征夷の任を拜するに及び、後世に至りては、征夷
大將軍の任に就くべきは、源氏に限ることとなり、
源氏の族は勿論、天下一般之を以て當然のこととな
し、他族にして此任に就かんことは、却てまた武人
全體の意志に反するの行爲と見做さるることとなり
しが如きも、家格として見るべきものなるべし、か
の豐太閤の英武大才に加ふるに、日出の勢を以てし
て、なほ足利義昭の養子たらんことを望みしもの、
蓋し源族にあらざれば、征夷將軍たる能はざるを、
自己も信じて天下も認めたるに由るなり、かくの如く
家格といふものは、朝威の衰頽に伴ひ、朝臣が實
務を視ざるの結果として、他の一面にありては職業
世襲の餘習として、自然の間に定まりたるものにし
て、元より或時代に、一定の規定法令の發布せられ
しものにはあらざるなり、下りて江戸時代に入りて
は、諸大名間にも家格の規定あり、之を以て其家の
資格とし、官位の昇進殿中の座席督整然たる秩序の
存するありて、非常の特例あるにあらざれば、家格

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

カカク 宗然(ソウオン)を見よ、

カカク

を超過變革することなかりき、今江戸時代に於ける
公武の家格を示せば左の如し、但し公家において、
江戸以前より自然の定まりありしこと、前に述べた
るが如くなれば、此時始めてかゝる家格の生じたる
にあらざる。[附] 朝家に於ては、皇族と諸臣との二大
別あり、皇族には、一定の世襲親王家ありて、其他
の皇子王子は、諸君の外は親王たることを得ず、而
して其世襲親王は伏見、桂、有栖川、閑院の四家なり、
此内有有栖川、閑院兩家は一品に、伏見、桂兩家は二品
を極位とす、諸臣には、攝家、清華、大臣家、羽林家、
新家等あり、並に各條あり、就きて見るべし、武家
にては、將軍家との關係により、三家、三卿、連枝、越
前家、譜系、外様等の別あり、領土の上よりして、國主
(國持家)城主、領主あり(大名、ダイミヤウ)参看)官
位昇進、殿中の座席より供進の相違等に至るまで、
皆一定の例規を存す、今其大要を擧ぐれば、尾張、紀
伊の兩家は、初官位三位左中將より進んで、二位
權大納言に至り、水戸家は初官位正四位下左少將よ
り、昇りて三位權中納言に至る(参議の時もあり)三
卿は三位に叙し、諸者の卿に任ずるを常とすれども、
稀には進んで一位權大納言以上に任じたるものもあ
りき、また國主は、大概四位より進んで正四位に
至り、官位位より昇りて中少將に至る、宰相に任ずる
は稀なり、獨り前田氏のみは、初官位正四位下左少
將より宰相を経て、三位中納言に叙したりと雖も、
小松中納言利常以來、三位中納言に任じたるは、齊
藤のみなりき、國主の席は大廣間松ノ間席なるも、
前田越前の二家は大廣下席なり、参観交替の時には、
老中を使として國許への暇を命じ、また参観の勢を
慰したり(参観交替に老中を派遣するは、三家と國
主、連枝、越前の諸家に限り)準國主は、初官位從四

カカク

位下侍従以上に任じ、代々大廣間松ノ間に出席す、
参観交替の時には、奏者番を命じたまはれたれども、伊達
(宇和島)氏は参観歸國共に老中、宗氏は歸國に老中、
参観に奏者番なり、次に家門譜代の大名にして叙任
尤も高きは、會津の松平、高松の松平、井伊の三家
にして、之を世襲譜代(タマリツメ)参看)といふ、大
に松山の松平、忍の松平、姫路の酒井、榊原、莊内の酒
井、唐津の小笠原の如きは進んで侍従に至る、其他桑
名の松平、柳澤、大久保、奥平は四品に至る、次に川越
の松平、明石の松平等参観或は歸國に、上使使番を
以てする者あり、但三家の庶流支封は、少將または
侍従に至る、みな大廣間に候す、いまだ四品に叙せ
ざれば、帝鑑ノ間に列す、次に五位に叙する大名あ
り、譜代は帝鑑ノ間に、外様は柳ノ間に候す、参観
歸國共に、上使を遣はすことなし、而して世或は旗
下の家格として諸大夫、お目見以上、御目見以下等
を宛てたるものあれども、目見以上同以下は旗下と
御家人との區別にして家格にあらず、また諸大夫も
家によりて別に定まりしものはなく、何人も之に任
ずるを得るものにて、これまた家格にあらず、混同
すべからず、ハタモト、ケニン)参看、今左に要領辨
志によりて官位昇進次第の表を掲げて参考供す、
但し文中誤脱と思はる、處紛なからざれども、善本
なきを以て校合する能はず、暫く舊に從ふ(有職中
抄、親王系圖、徳川盛世録、徳川氏官制)

カカク

●大納言 從二位、亞相
尾張極官、
●中納言 從三位、黃門
尾張御家督○水戸極官、御三卿准之、
●参議 從三位、宰相
尾張大納言之時、御嫡或御家督、三年程水戸御家
督御三卿同、
●中將 從三位、羽林中郎將
尾張御嫡初官○御三卿同○水戸御家督無程率
相黃門之時、御嫡此任、
●正四位上 井伊掃部頭極官、
●正四位下 加賀家督○越前守極官○松平越前守
重富任之後、不知爲例、統爲此位先途、任從
三位、例故也、從正四位上、不昇進也、
●從四位上 薩摩陸奥駿河守各極官○松平薩摩守
吉貴依、爲琉球人三度召進、被叙正四位下、
●少將 從四位、羽林次將
水戸御嫡初官○加賀嫡初官、
●從四位 越前家督○高家極官○松平彈正太弼
勝富五十年來勤功、依而被任之、
●從四位下 尾張御次男御三男初官極官○松平左
京大夫、松平攝津守各極官○薩摩、陸奥家督○國
持十四家極官○伊達遠江守村候依、御四代之勤
功、任之、格別之儀乎、有馬中務大輔頼徳享保
四年七月家督、安永元年十二月任之、當家始
也○同中務大輔頼貴寶曆八年十二月叙、四品、
天明元年十二月任侍從、同四年家督、文化二
十一月二十八日任之○松平肥前守治、明和七年
七月叙、四品、同八年二月任侍從、文化元年
十二月任之、依長崎勤番職年功也○文化十

カガク

四年九月十六日松平越後守克孝爲一覽養子、家齊公御末男銀之助殿被遣之旨被仰出也、依家柄、同年十月七日御加増、五萬石被下置、以後可被任中將、且先規之如、賜御一字可被昇進從三位乎、松平阿波守、松平土佐守家來任之、繼國主雖爲任之家格、場所柄三十年來無功、不任之、鳥取元兩家は格別之義、不因年員乎、松平隆成守、松平下總守、酒井雅樂頭、溜間詰之時、京都御名代之節依勳功被任之、松平出羽守宗行京都依勳功御名代、無三十年功、任之、松平越中守定信、天明七年六月御老中上座、被命補佐、後寛政五年七月御免之時任之、代々被命溜間詰、松平内藏頭治政、松平安藝守重盛明和元年任、侍從、寛政四年十二月任之、此時依前官被任、安藝守、間、以後致家格、間數旨命合、文化六年十一月松平阿波守治照任之、安永元年侍從、明和六年家督後依勳功、任之、同七年十一月上杉輝正大弼治廣任之、數代内此任絶、天明五年侍從父越前守治憲、以國政靜謐、任之、

御大老 大留守居當時開官、侍從 拾遺補官、

從四位上 越前越守、松平左京大夫初官、家督三年目任少將、水戸御次男、御三男、初官極官、井伊掃部頭、松平肥後守、松平讃岐守嫡子家督共、薩摩、仙臺嫡子、細川越中守、松平因幡守、松平出羽守嫡子家督共、四品例無之、享和二年戊五月細川六之助初而御目見之時、不任侍從、以前、四品席可罷出、旨有台命、松平大學頭、

カガク

松平播磨守、極官、大學頭賴貞依老功被任、少將、或日有德公御懇命故也、國主十四家督依家柄、少有不同、溜間詰、御老中、京都所司代、高家肝煎、藤堂家、雖爲家督、叙爵從四位侍從、又被任少將、自諸家昇進速也、松平越後守、伊達遠江守嫡子極官、松平彈正大弼、宗對馬守極官、家督、伊達遠江守村候被任、少將、○松平越後守享保之頃依早世、雖改家格依勳功可被任少將乎、有馬中務大輔賴貴、同支藩頭賴徳、文化七年十一月侍從、任、爲格別、以後爲例乎、南部大膳大夫利敬文化五年爲參府、以後以二年功可被任少將乎、同十二年、參府之節、上使爲御老中、○奥平大膳大夫昌高文化十四年、被命溜間詰、任侍從、先祖大膳大夫家昌同官家格、七代目昌高代復、任當位、○酒井雅樂頭、松平大和守、松平隆成守、小笠原大膳大夫、酒井左衛門尉、榊原遠江守、立花左近將監、丹羽加賀守、松平彈正大弼、南部大膳大夫各極官、○右以下之諸家無格別之勳功、容易不被任之、

從五位下 高家初官、

四品 從四位下、中大夫、御老中、無程任侍從、○御側御用人、大阪御城代、○松平大學頭、松平播磨守兩家嫡、尾紀御四男初官、享保年間、奥州伊達郡梁川領主松平主計頭通恭、赤心院殿綱誠御四男也、享和元年、七月諸大夫、同二年、五月、叙四品、有例、○國主十四家嫡、但熊本、鳥取、松江等之家、無嫡例、○細川兵部少輔濟利享和二年、二月初御目見之節、雖無家格、叙爵以前四品席可罷出、

カガク

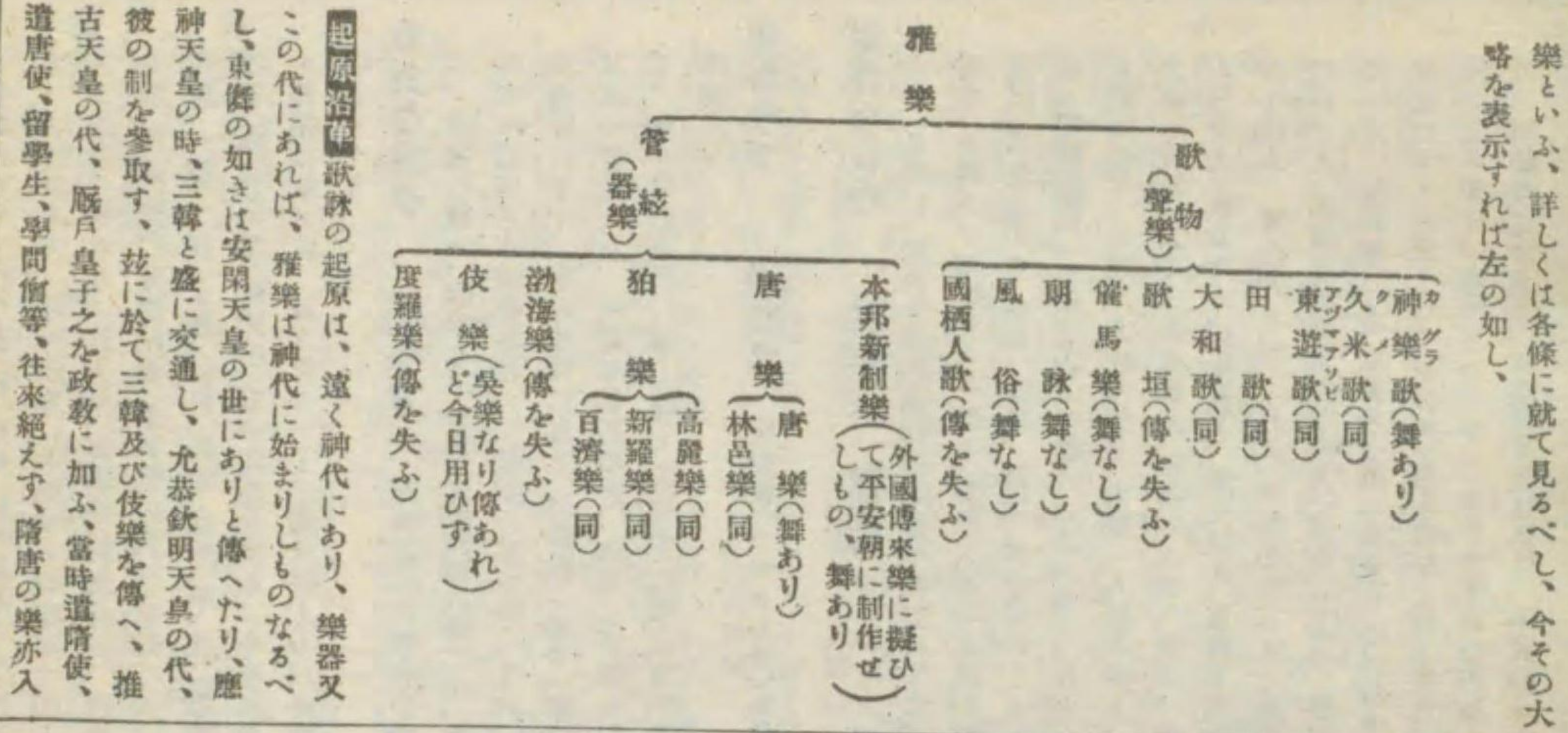
旨有台命、松平彈正大弼嫡、松平左兵衛督、松平淡路守、松平備後守、松平甲斐守極官、宗對馬守嫡極官、伊達遠江守嫡、當時振合可替乎、同村壽嫡大膳大夫宗正無間直任侍從、父之勳功格別爲乎、最初官、叙四品、○松平越中守定信文化十二年、十二月二十八日被任四品、右者老年、及迄、參勤交代無懈怠、依眞實相勤也、但家格古來之通被成下儀、無之、其身限爲任者、也、○津輕越中守寧親文化五年、十一月高拾萬石被仰付、被叙四品、文政三年、十一月被任四品侍從、

從五位下 朝散大夫、

萬石以上、但松平和泉守、松平遠江守筆頭也、父御役柄相勤之節、嫡子被仰付候事、城主嫡四品以上嫡、但高家、不然、○御側衆、駿府御城代、伏見奉行、御留守居、御三家御附兩人宛、但城主、嫡共、○御三卿御家老、大目附、町奉行、御勘定奉行、御作事奉行、御普請奉行、小普請奉行、遠國奉行、但駿府御城番同町奉行、佐渡奉行、浦賀奉行、不任、○西丸御留守居、御小性衆、中奥御小性、御置樣御用人、御殿中樣御用人、御小納戸頭取、御三家家老、加賀家老、以上、

ガガク 雅樂 名義雅正なる音楽の義にして、音聲正しく、拍子度に適したる雅頌の聲をいふ、俗樂の拍子雜雜にして緩急中を得ず、聲音間邪にして流靡に流るゝものと分つ、即ち本邦上古の歌舞、並に唐、三韓等外國より傳來したる樂等の總稱なり、而して歌を以て主とするものを歌物(今の聲樂に當る)樂器の奏樂を以て主とするものを管絃(今の器樂に當る)といひ、この兩者に舞を加へたるものを、舞

カガク



カガク

て、歌物を教習し、朝廷の式事には勿論、神事佛事にも用ひられ、天皇の御遊、公卿の宴遊の際等盛に行はれたりしかば、勅樂、立樂(節會の日庭上にて奏す)昇樂(法會の時に行ふ)降樂(同上)道樂(行幸又は神事の時に行ふ)船樂等種々の名目さへあるに至れり、又この頃外國樂に擬して新に製作せられしもの少からず、是より先睦峨天皇の世には、大歌所の別當等を置き、固有の音樂を特に掌らしめ、村上天皇以後は別に樂所を置き、別當預等を補し、音律に通ぜし人を以て之に任じ、雅樂の事を掌らしめたりき、故を以て在朝の士樂を修めざるものなく、武臣源義家義光兄弟の如き、戎馬の際猶之を忘れず、平氏一門最も其人に富り、鎌倉以降俗樂漸く盛になりしと雖も、雅樂致て衰へず、室町時代には、猿樂田樂等尤も盛に行はれ、雅樂稍々衰へしも、累世の將軍亦雅樂を修めざるはなかりき、應仁以來戰亂相繼ぎ、朝綱振はず、伶官も亦四方に離散するに至る、織田信長勢を振ふに及び、皇室の衰頹を歎き、之が恢復を圖り、豐臣秀吉、其志を繼ぎて、朝廷の舊儀を擧ぐ、雅樂並に於て復興す、江戸時代徳川家綱尤も斯道に意を用ひ、伶人家世祿の外、別に樂道稽古料田二千石を置き、其伎に精練なるものに分賜し、以て之を奨励す、現今は宮内省式部職に屬し、宮中の儀式、祭事には必ず行はる、別に雅樂稽古所あり、伶人家の子弟を教習養成し、兼て士民の斯道を講ずるものを教習せしむ、國樂人ばもと三方樂所に屬し、三派あり、即ち天王寺派、京都派、南部派はなり、南部派は奈良に住し、皆伯氏たり、今六家あり、辻、上、窪、久保、奥、芝(中世藤原姓を冒せることありき)と號す、京都派には今、多、山井(大神氏)、豐原氏、安倍の四家あり、天王寺派は大坂天王寺の樂人にし

カガク

て皆泰氏なり、現今蘭、林、東儀、岡の四家あり、其家凡そ六十戸あり、現今帝室に奉職せる雅楽家は則ち三方樂所の後なり(江次第、體源抄、歌舞品目、音樂略解、樂道類聚、如蘭社話、芝草盛氏説)○雅楽には、羯鼓、一鼓、二鼓、太鼓、鉦鼓、琵琶、篳篥、笙、篳篥、龍笛(横笛)和笛(神樂笛)等の樂器を用ふ、今それらを挿繪に示せば、就て見るべし、尙ほ詳しくは各條を參看すべし、

カガクカク

歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る。治平元年(一八一二年)北村季吟及び其子湖春を召して歌學の事を掌らしめ、奥醫師に準ず、季吟法印に叙し、再昌院と稱す、爾來其家の世襲たり、家祿五百石の外、職祿二百俵を給す、初め寺社奉行に屬し、後若年寄に隸す(官制沿革略史)

ガガク

ガガクレウ

雅樂寮 名稱、ウツマインソツカサと訓む、唐名大業、治部省の被官にて文武雅典、正儀及び雜樂男女の樂人、音聲人等の名帳典度課試事、其他節會、祭神、釋奠、饗宴、佛會等のことを掌る。頭一人、從五位上、助一人、正六位下、大九一人、正七位下、少九一人、從七位上、大屬一人、從八位上、少屬一人、從八位下、史生四人、歌師四人、從八位下、歌人三十人、歌女百人、舞師四人、舞生百人、笛師二人、雜笛を教ふ、笛生六人、笛工八人、唐樂師十二人、教樂生六十人、高麗百濟新羅師各四人、樂生二十人、伎樂師一人、腰鼓師二人、腰鼓生伎樂生皆樂戶より取る、使部二十人、直丁二人、樂戶、起原、源朝、文武天皇大寶元年定め置く、聖武天皇天平三年雅樂生員を改定して、唐樂生三十九人、百濟樂生二十六人、高麗樂生八

カガク

人、新羅樂生四人、度羅樂生六十二人、諸縣舞生八人、筑紫舞生三十人となり、桓武天皇延暦二十一年歌師二人を省く、二十四年歌女三十四人を省く(是より先五十人を省く)、平城天皇大同四年改定して歌舞、笛、唐樂、高麗、百濟、新羅、度羅樂等の諸師皆舊に復す、又林邑樂師二人、加伎樂師一人を加へて他は悉く停廢す、嵯峨天皇弘仁十年又舞師を四人新羅樂師を二人とす、仁明天皇嘉祥元年減定して後樂生三十五人、唐樂生三十六人、高麗十八人、百濟七人、新羅四人、總計百人とし、文德天皇齊衡二年五節舞師一人を省き高麗鼓師を置く、冬新羅舞師を停めて五節舞師を置く、後世に至り助に權官を置く(令義解、續紀、續後紀、延喜式、職員抄)降りて明治時代に至り、雅樂部を置き宮内省式部職中に屬し、現今帝室の雅樂及び歐洲音樂を掌る官署なり、雅樂部長、同副部長各一人を置き、雅樂師長一人、雅樂師、雅樂手、雅樂生若干名あり、また歐洲音樂に従事するものは特に樂師長(一人)樂師樂手樂生等を兼務せしむ(明治三年始めて雅樂局を太政官中に置かれ、雅樂長、雅樂助、雅樂權助各一人あり、雅樂の事を管す、大伶人中伶人少伶人及伶員に元と三方樂所の樂人に東上を命じ伶官に任ぜられたり、また雅樂局出張所を京都に置かる、同四年更に式部寮に屬し雅樂課と改稱す、同九年三月海軍省雇英國人ジョン、ウキリナムフントンを兼務せしめ、伶人をして就て歐洲音樂を傳習せしむ、是より雅樂課は帝室の歐洲音樂を併せ掌るに至れり、同十一年十月官制改革ありて大伶人等の稱を廢し、更に一等伶人以下六等伶人等の官あり、また伶員を分て四等とす、此年京都雅樂課出張所を廢せられ所員に東上を命ぜらる、越えて十一年十二月始めて雅樂稽古所に於て溫習演奏を爲し、神樂歌、管絃舞樂歌

カカゲノハコ

撮上匣 打亂箱の類、髪を具を入るゝとも、又は髪を落るゝ箱ともいふ、類聚雜要抄に、二階奥置之、用事如鏡篋、見納物、新木三寸半板四尺五寸、造新三十疋、螺鈿新三百疋、同堀新二十疋、同堀新三十疋、藤神金五兩、漆一升二合、書新百二十疋、磨新三百疋、口白鏡一斤八兩同置料した、懸子深七寸(分)壺方一尺一寸五分、(在面佐倍、而厚四分)高四寸五分、土居厚二分半(凡四寸五分内)深四寸三分之内蓋蓋、納物懸子、螺鈿二枚、鏡十疋、鏤子六疋、髮搔二、櫛、耳決、在折立、身納三寸八分、丸鏡篋一合、在鏡、在折立、具料五十疋、藤料六十疋とみえたり、調度(テウダ)挿繪の第二圖參看、

カガコバン

加賀小判 加賀國にて鑄造せる金貨の一、種類三あり、一は梅鉢小判、他は小判金二種なり、一は重四匁一分、金位中の下、花降銀と同時に造れるが如し、二は、模造のものにて、重一匁五分、表に、梅鉢の紋を上下に、中央に一匁の文字を極印せり(金銀圖録)

カガチャウギン

加賀挺銀 貨幣の一種、慶長年間加賀國に於て鑄造する所、長四寸許、幅八分許、厚二分許といふ(金銀圖録)

カガトビ

加賀鷹 江戸時代、加賀國主前田侯が江戸の藩邸に召抱へたる消火夫をいふ、其扮裝他に比類なきを以て世に稱せらる、前田侯の本邸本

カカゲノハコ

洲樂等を奏す、これより後雅樂大演習と稱し、毎年春秋二回(近年は春夏の交一回)に舉行せらる、これ我邦に於ける音樂會の權典なり、同十七年十月式部寮を廢し、式部職を置かれ、伶人の稱を廢し、雅樂師長、副師長各一人、雅樂師、雅樂手、雅樂生若干名を置かる、其後又數次の變動あり、以て今日の制度を見るに至れり(法令全書、芝草盛氏説)

カカゲノハコ

撮上匣 打亂箱の類、髪を具を入るゝとも、又は髪を落るゝ箱ともいふ、類聚雜要抄に、二階奥置之、用事如鏡篋、見納物、新木三寸半板四尺五寸、造新三十疋、螺鈿新三百疋、同堀新二十疋、同堀新三十疋、藤神金五兩、漆一升二合、書新百二十疋、磨新三百疋、口白鏡一斤八兩同置料した、懸子深七寸(分)壺方一尺一寸五分、(在面佐倍、而厚四分)高四寸五分、土居厚二分半(凡四寸五分内)深四寸三分之内蓋蓋、納物懸子、螺鈿二枚、鏡十疋、鏤子六疋、髮搔二、櫛、耳決、在折立、身納三寸八分、丸鏡篋一合、在鏡、在折立、具料五十疋、藤料六十疋とみえたり、調度(テウダ)挿繪の第二圖參看、

カカコバン

加賀小判 加賀國にて鑄造せる金貨の一、種類三あり、一は梅鉢小判、他は小判金二種なり、一は重四匁一分、金位中の下、花降銀と同時に造れるが如し、二は、模造のものにて、重一匁五分、表に、梅鉢の紋を上下に、中央に一匁の文字を極印せり(金銀圖録)

カガチャウギン

加賀挺銀 貨幣の一種、慶長年間加賀國に於て鑄造する所、長四寸許、幅八分許、厚二分許といふ(金銀圖録)

カガトビ

加賀鷹 江戸時代、加賀國主前田侯が江戸の藩邸に召抱へたる消火夫をいふ、其扮裝他に比類なきを以て世に稱せらる、前田侯の本邸本

カガナ

郷五丁目より八丁四方の火災に備へたるものにて、一番手、二番手、三番手(三番手は扣にて、繰出す、と稀なり、只正月初出の時揃ふの三組あり、火見櫓板木の合圖によりて親戚、菩提寺へ繰出す、と他家に同じ、外に將軍家學問所なる聖堂の火消を勤む、これか總督するもの、騎馬二隊を指揮し、鉦頭巾、火事羽織に、赤地へ一寸許の金角織の胸當を輝かし、馬脇背侍二人づゝ、左右に隨ひ、馬は頭目代、小頭役四人宛、大形の雲に稻妻染出せる長袴纏を着し、鼠色皮羽織は、背に丸の中に青の打違たる紋を白く現はし、同色の股引に鼠金白紐の脚絆、青縞の足袋に足踏固め、鼠色の頭巾、鐵砲筋金の手籠を左右に振り、纏持も同じ扮裝にて、其纏は銀塗太鼓の形にて、胴の左右に力紙を垂れ、之を打振る時は音高く、太鼓の胴を撲つ様に作り、各番毎に一本を備ふ、此纏は、昔時豊臣太閤より拜領の物とて、侍二人づゝ、必ず左右に守護す、平鹿五十六人は、同じ模様の袴纏に、青縞の股引、鼠金白紐の脚絆、青縞の足袋に足取を揃へ、茶色に同じ紋所を染出し革羽織を着し、髪は半纏として鬘は海老の腰の如く、刷先を美事に散じ、髪を披上げす類にす、何れも脊の丈は五尺以上、左手に頭巾、右手に五尺の籠を携へ、その其行列の足並は、左手に左足、右手に右足と前後一様手足揃へて歩む、新く行列の跡よりは、更に小者等四五十人にて梯子、水桶、龍吐水などの防火器を持ちて火事場へ目掛けて繰出すといふ(江戸の花)

カガナレウ

加賀南鏡 貨幣の一種、天

カガノクニ

加賀國 關東東南一隅、東山道に據り、西一面、日本海に濱し、北緯凡三十六度三

カガナ

カガナ カガノ

カガノ

分より四十八分、西經二度五十六分より三度三十二分の間に涉る、其陸境西南は越前に、東は飛騨越中に、北は能登に交壤し、東西約十一里、南北約十八里、北陸道に屬す、形勢白山南隅に據り、山脈左右に分走し、進漸漸く低く遂に海岸に盡きて國境を環擁す、加賀弘仁十四年、越前の江沼、加賀二郡を割きて本國を置き、既にして江沼郡の五郷、二郷を割きて能美郡を置き、加賀郡の八郷、一郷を割きて石川郡を置き、國府を能美郡に定む、永延の初、當經忠頼、本國の介に任じ、國政を世襲し、五世の孫家國府治を石川郡野々市に移し、世々之に居る、文治元年源頼朝、忠頼九世の孫泰家を以て守護と爲す、建武中興、大納言二條師基を國守に任じ、河北郡に治す、(今御所村と云ふ)延元の初、足利尊氏京師を犯す、師基兵を率ゐて入て援く、既にして尊氏筑紫に走る、泰家五世の孫高家從ひ行き功あり、因て守護となる、三年朝廷瓜生照を國守に任じ、新田義貞の應援たらしむ、義貞尋で戰没し、照等逃亡、全國當經氏に歸す、文安四年高家の後五世教家卒し、其子成春、叔父泰家と守護を争ふ、將軍義政本國を以て兩人に分與し、成春を國介に任す、長祿二年義政本國を分て赤松政則に賜ふ、當經の家臣拒で入れず、成春の子政親の時に當て眞宗の僧徒、本願寺專修寺の兩派國內に蔓延し、黨を樹て相争ふ、政親專修寺を專とす、本願寺黨之を怨み、政親に反す、長享二年、政親高尾城を修し之に住む、本願寺の黨之を攻め城を陥る、政親自殺し、當經氏亡ぶ、賊遂に寺宇を山崎山(今の金澤城)に營し堡壘を修し、貫祖を山科本願寺に納る、者八十餘年、天文申上杉輝成伐て之を降す、弘治元年、朝倉義景將を遣り撃て其西境を取り、手取川を以て界とす、天正八年、織田信長朝倉氏の故地を徇

カガノ

へ、遂に全國を平らげ御山(今の金澤)を佐久間盛政に、石川郡松任を徳山則秀に、江沼郡大聖寺を拜郷家嘉に、能美郡小松を村上義則に與ふ、十一年豐臣秀吉盛政を賤ヶ嶽に破てこれを殺し、其故地石川、加賀二郡を前田利家に與へ御山に治せしめ、江沼能美二郡を丹羽長秀に、大聖寺を溝口秀勝に、松任を利家の子利長に與へ、秀勝、義明をして長秀に屬せしむ、十二年長秀卒し子長重立つ、秀吉二郡を削り、其地を堀秀政及び秀勝、義明に分與す、既にして利長越中守山に轉じ、長重を松任に往す、慶長二年秀政の子秀治及び秀勝、義明等を越後に轉封し、長重を小松に、山口宗永を大聖寺に封じ、自餘皆利家に加賜す、利家卒して子利長嗣ぐ、關ヶ原の役、宗長長重西軍に應ず、利長宗永を滅し長重に諭して降らしむ、徳川氏長重の封を收め、全國を以て利長に賜ひ、金澤に治し能登越中を兼領して世襲す、而して大聖寺を其支封とす、(利家の福利常の第三子利治なり)明治維新後金澤大聖寺を兩藩とし明治四年改めて縣とし、既にして大聖寺を金澤縣に併し五年改めて石川縣とす、全國第三軍管、名古屋鎮臺、第六師管の管域に屬し第六旅團本部を金澤に置き、尋で第九師團を設く、(古より管郡の變遷左表の如し、尙詳しくは各條につき見るべし(地誌提要、地理小志、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

江沼(キ)	江沼同	同	同	同	同
能美(キ)	能美同	同	同	同	同
六國史式拾芥	古圖	郡名考	明治沿革	日本紀略抄	地名考
元祿圖	郡名考	地誌提要	新郡區	寛知集	天保郷帳
天保郷帳	郡區編制				

カガミ

品なるべし、醍醐天皇以後所謂藤原時代にありては、形状に偉大の作なく、全體薄手にして、模様は唐式に和様を折衷し、尤も優美温雅の度を高めたる形跡あり、而して柄鏡は早く此頃よりありしと見え、更科日記に、巾一尺の鏡を鑄させて、柄鑄て參らせられぬ云々とあり、鎌倉時代には形状には大差なきも、模様は微妙精巧の風を失ひて、全體武骨の風を生じ、江戸時代には、家紋を裏模様鑄出せるものあり、また往々にして天下一の銘を附したるものあり、而して周邊を背部へ屈曲せしむる様になしたる風は、全く其迹を絶ち、模様卑俗になりて、雅致の見るべきものなし、柄鏡は寛保延享の頃より盛に流行し、玻璃鏡は、早く室町時代の末年より此時代のはじめにかけて、支那人、西人の手より輸入したるものもあれど、製作せるは、元和の頃濱田彌兵衛が南蠻に航して其製法を傳へたるを初とし、其後三府の工人も其傳を傳へたれど需用極めて尠なりしが、天明以後や、行はるゝに至れり、種形又は模様によりて名づく、圓鏡は月に形し、圓を本式とすと云へり、方鏡、延喜式に始めて見ゆ、柄鏡前に述べたり、八花形鏡、菱の花を見て造り始めしと云ふ、唐鏡、唐土傳來の鏡を云ふ、枕草子心ときめきする物の段に、からのかみの少しくうきみたるとあり、鶴鏡、通鏡、鏡の裏に鶴龜等を鑄出せし故に名づく、散木集に、増鏡うらつたひするかいさきに心かきさの程をみるかな、拾遺集に、鏡鑄させ侍りける其につるのかたをいつけさせ侍りて、千歳とも何か祈らんうらにすむたづのうへをぞ見るべかりける」とあり(古事記傳、倭訓栞、歷世女裝考、近世風俗考、考古便覽)

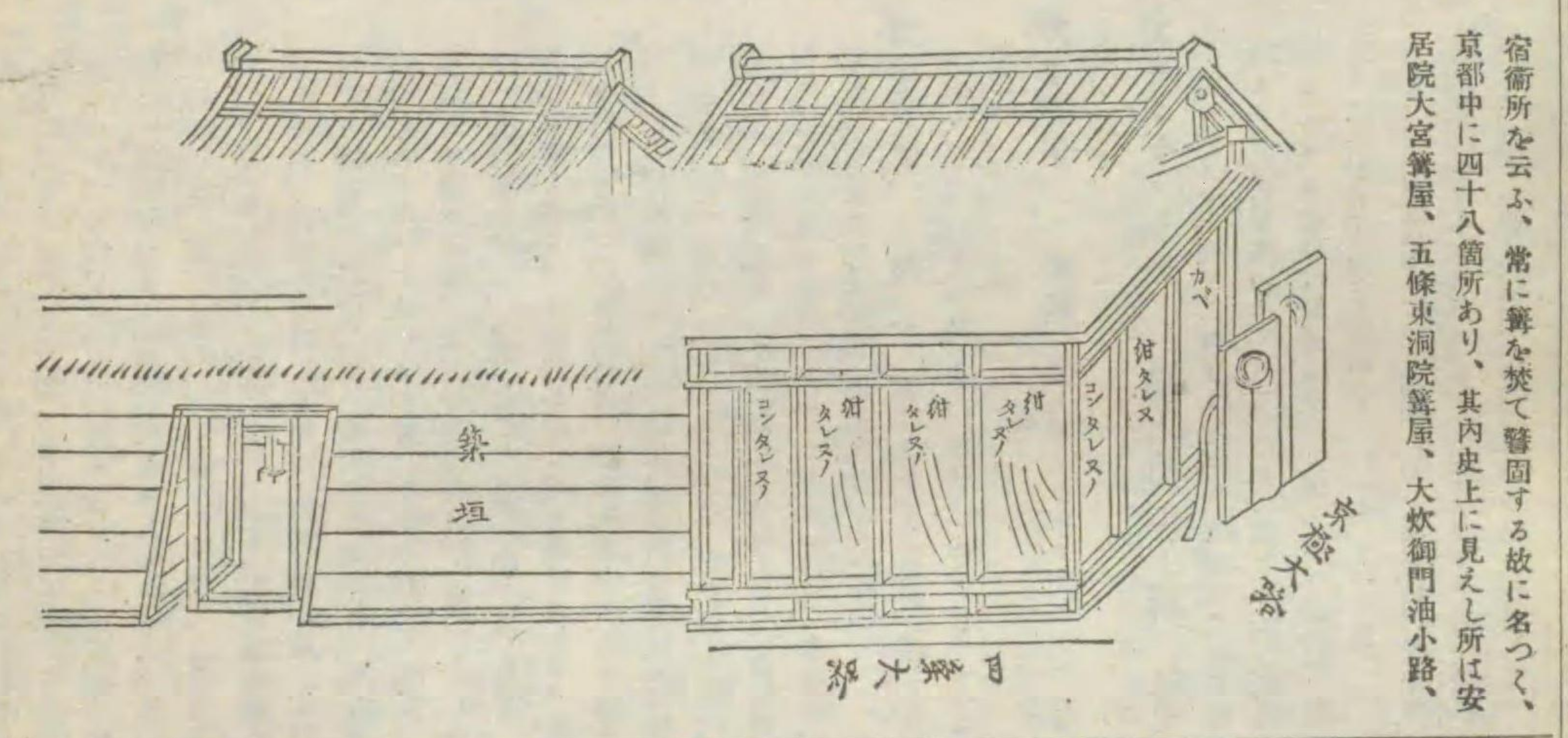
銀のうす金にて包みたるを云ふ、アブミ(參看(貞丈雜記))
カガミカケ 鏡懸 鏡臺(キヤウダイ)を見よ。
カガミクツツ 鏡轡 轡の十文字の所を、十文字にほりすかすうちのべてすかしなく、鏡の如くに作りたるを云ふ、古き繪師の書きたる騎馬武者の繪に屢々見えたり、また筋抄にも見えたり(貞丈雜記)
カガミケラ 鏡鞍 鞍の總體を、銀又眞鍮などのかねにて、包みたるを云ふ、總廻りを覆輪をとるなり、貞丈雜記に、鏡鞍と云ふは、前後輪の表を、一面に銀又は銅眞鍮などにて張り包み、山形の上よりつまさき迄、同じかねにてふくりんを懸け、小き紙を打ちて留むる居木先もかねにて包み、紙にて留むる居木先もかねにて包み、紙にて留むる前後輪の裏の方居木もかねにて包み、紙にて留むるなり」とあり、諸鞍日記に、御幸鞍の事、移の形にて赤銅を外に打て掛て覆輪を掛けたり、此かねに各紋を打て付たり(中略)鏡鞍共云、此鞍は御幸の時公卿殿上人の乗鞍也」と見えたり、又武人ものを用ふ、保元物語義朝白河殿夜討の條に、四郎左衛門是を聞も告めず(中略)月毛なる馬に鏡鞍置てぞ乗たりける」と見え、此外平家物語にも屢々見えたり。
カガミツクリウチ 鏡作氏 神別、連姓あり、天輝月命の後裔なり、天武天皇十一年鏡作道に姓連を賜ふ(書紀、古語拾遺)
カガミノコホリ 香美郡 所産 土佐國 迎原治部 桓武天皇延暦二十四年五月始めて郡名見たり、和名抄に、安須、大忍(オホサヒ)宗我(ソカ)物部(モノ)深淵(フカフチ)山田(ヤマタ)石村(イシムラ)

カガミ

カガミ

ハムラ)田村(タムラ)等の郷あり、中世香我美に作る、嘉元四年の香宗我部文書に見えたり、正保圖同じく之に作り、寛文中之を改め、元禄に至り復香我美の字を用ふ、或は又鏡に作る、天正十年の大久保文書に見ゆ、明治に至り香美に復す(郡名異同一覽、國郡沿革考)
カガミハコ 鏡宮 鏡、汗手巾、領巾等を入れ置く宮、中古行はれしものは、其八花形にして裏あり、類聚雜要抄に、八花前徑一尺一寸、深三寸五分、蓋九分、蓋弘一尺四寸、足の高七寸に釐足なること見えたり、二階櫓の櫓の南に並べ置く、雜要抄に、雖爲三底具、用時北底之二階南邊立ら之、長承三年四月十九日戊戌、皇后宮立后被用之、前太政大臣姫君、院女御長元十年三月一日高陽院四條宮立后例云々とあり、調度(テウド)の挿繪參看。
カガミヒラキ 鏡開 江戶時代年中行事の一、具足餅(民間にては鏡餅)を崩して食するをいふ、或は鏡開の祝と稱す、武家にては十一日、民間にては四日に之を行ふ、日次紀事に、凡鏡有六具、具足之謂也、其所供具足之餅、持以刀忌、故以手以袖破之、之而食之、是謂鏡餅云々と見えたり(迎原治部 古への齒固の義にならへるものにして、室町時代に始まる、江戸幕府にては正月儀式中の一事となし、正月二十日を以て定式となす、寛永以後十一日に改む、爾後諸侯に於ても一般に此儀を行ふに至れり、又民間にては四日に、元日より床上及び神棚、井、竈などに供へたる鏡餅を食す、江戸にては多く汁粉となし、人に饗するを例とせり(日次紀事、日本歳時記、本朝食鑑)
カカムノコホリ 各務郡 所産 美濃國 迎原治部 延喜式に始めて見ゆ、和名抄「カミ」と

訓む、村園(ムラクニ)大條、各務(カ、ミ)那珂(ナカ)芥見、三井(ミツキ)等の郷あり、中世郡の東境村園大條郷の地加茂郡に入る、明治二十九年四月廢せられ(て)稻葉郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考)
カガメ 加賀女 加賀國より出づる遊女をいふ、殿中申次記に云く、白拍子御禮申上殿の事、貞貞伊勢下總守(從)殿中、貞宗(伊勢守)被三尋申、處に御禮申上事、先規無之、自然御陣中などへは致參上候歟、殿中、祇候の事努々不可在之、加賀女は殿中へも參事、自然可在之歟の由御返事之云々、條々開書に、加賀ふしなどは今は聞きたる人もまれに候、べしとあるは加賀女のうたひたる歌のふしを云ふなるべし、殿中日々記に、六月十四日紙園會が、車公方へ參るとあるも、加賀女の事にて事といふは女の名なるべし、書札雜々聞書に、公方へしらびやうしは不參候、かゝ女と申遊女參候、加賀ふしなどにてはやり候云々とあり、
カカリ 懸 鞠を蹴る場所の垣に植ふる木をいふ、又蹴鞠の場をも云ふ、新古今集に、最勝寺の櫻は、まりのかかりと見え、源氏物語若菜に、よしあるかりと見えたり、一本懸は、天智天皇の故事にて是かりの始なるべし、三本懸、五本懸、六本懸などもあれど、四本懸を專とす、長に櫻、巽に柳、坤に楓、乾に松也といへり、難波家には四本ともふたまたの松を植ふるは、猿田彦大神の事に據るなるべし、水無瀬家も亦同じ(倭訓栞)
カカリノツボ 懸壺 蹴鞠の場所、ケマリを見よ。
カカリモノ 懸物 江戸時代、高或は人に課する所の費用をいふ。
カカリヤ 簀屋 鎌倉時代、京都警固の武士の



宿衛所を云ふ、常に算を焚て警固する故に名づく、京都中に四十八箇所あり、其内史上に見えし所は安居院大宮簀屋、五條東洞院簀屋、大炊御門油小路、
カカリヤシユゴニ 簀屋守護人 爲朝鎌倉時代の職名、京都を警固して悪徒の横行を鎮むることを掌る、又簀屋武士とも云ふ、室町時代簀屋雑色といふ、夜中を警しむる爲めなれば、終夜算を燃し警衛を勤むる故にかく名づく(迎原 北條泰時執權たりし時、暦仁元年六月十九日始めて京中の街衢に四十八箇所の簀屋を設け、京畿の武士各一所を預り、その門族御家人を率ゐて非違を戒しむ(治部)仁治元年十一月簀屋用途錢五十町に錢五貫文を徴する事を定め、又大番過意用途を以て之に充て、且つ簀屋毎に大鼓を置て警固を嚴にす、時頼執權の時寛元四年十月一度之を停止せしが再び之を復す、建武一統の時之に准じて簀屋を四十八箇所に置たり、後醍醐天皇吉野に移らせ給ひし後、室町幕府にも舊規によりて簀屋を設けしが、幕府を京都に定むるに及びて之を停止せり、然れども事ある時は、臨時に簀屋を燒きて京中を警固せし事はありしなり(吾妻鏡、建治三年記、太平記、武家名目抄)○簀屋武士を徵集すること安永隨筆に見えれば、參考の爲めに左に記す、
山城 1,000 大和 3,500 河内 1,300
和泉 800 紀伊 1,000 淡路 200
阿波 800 讃岐 600 伊豫 300

カカリ

カカリ

カカメ

カカリ

カカリ

カキハ

自ら公卿風武家風を生じたり、又一人にて二ツ以上の花押あり、北條時政の花押の如し、室町時代より自署(橘諸兄)

別用(淺井長政)

諸又

草名(藤原信清)

明朝(徳川家康)

二合(源頼朝)

二別(足利義政)

平押(僧相圖)

は、判の上に實名の二字を書く例起り、尋で二別體、別用體、明朝體起り、戦國時代より以降は二字の

カキハ

名前を反切にして花押を作る、名列集成に委しく見たり、又木に彫りて墨をつけて押す人あるに至る、徳川の中葉以降は、花押に穴の數と云ふ事を云ひ出して、土性の人の判は一穴、火性の人は三穴に作る等の事、又判の吉凶を云ひて、病身又立身せざる人は改むる等の事起るに至り、花押も判判も共に文書の信を示す證とする者なれども、花押は各自ら手癖墨色共に體物を作る事容易ならざるを以て、古文書鑑定には尤も重要な者なり、藤原伊勢貞丈は、花押を區別して草名體、二合體、二別體、別用體、明朝體となす、草名體、名乗の字を省略して草に書く故なり、押字の如し、吉部祇訓抄に、報應可加草名、近代真名也、吉書聖事少辨次第に、内案加真名正文加草名と見えたり、二合體、名乗を併せて一に作りたる故に名づく、源頼朝の花押の如し、又公家に二合とは名字判を書く所に二合と書くを云ふ、多は官の下に記す、例令左大臣二合權大納言二合と書く類なり、二別體、名乗の一字許を押字に用ふるを云ふ、其時は名乗の上の字許書くなり、俗に二別と云ふ、蓋し二合に對して云ふ、別用體、名乗の字を用ひずして別に形を作りて用ふるを云ふ、花押とも云ふ、花とは花やかなる儀なり、此時は判の上に實名を二字共に書く例なり、明朝體、名乗の字を用ひず、上下に一畫を置きて中間に種々の形を作るを云ふ、傳説に明の太祖始めし故に名づくと云ふ、押縫、又押尾とも云ふ、文書之首と尾と紙縫の裏に押すを云ふ、平押、庶民の賤しきもの、又は文字なきもの、簡略に自署したるものを云ふ、圖と参照して知るべし(同文通考、押字考、貞丈雜記、乘燭譚、名列集成、黑板博士の説)

カキハ

鎌番 江戸幕府下勘定所の役名、

カキビ

勘定役の内二人づい早朝に出動して下勘定所口の鍵を明け、其日出勤の勘定方の姓名印形等を取り、下勘定所火之番の事を掌る、晝過ぎにすれば翌日當番の鍵番に鍵を渡して退出し、翌日當番の鍵番は晝仕事、下勘定所火之元を改め、鍵を締め終る後に退出す(地方凡例録)

カキビハ

擲琵琶 五絃琵琶の一名、陳氏樂書に、五絃琵琶、蓋出於北國、其形制如琵琶、而小舊彈以木、唐太祖之時、始有手彈之法、所謂擲琵琶是也とみえたり、

カキモン

嘉喜門 大内裡八省院二十五門の一、東廂門とも號す、北面の門にて昭慶門の東、五門を隔て、位す(拾芥抄、大内裡圖考證)

カキモン井

嘉喜門院 名號藤原勝子 系統關白經忠の女、事關後村上天皇の女御となり、後龜山天皇を生む、後村上天皇崩するに至り落髮す、後龜山天皇即位の後、皇太后と爲し院號宣下あり、門院琵琶及び和歌をよくす、曾て宗親親王新樂和歌集を撰び和歌を請ふ、門院百餘首を詠じて贈る、親王爲めに歷朝の撰集に懐らずと爲し、深く之を謝すといふ(皇親系圖、大日本史)

カキヤ

垣屋 家屋の外垣に添ひて建てたるもの、外部は外圍の垣の面と同じくして、内側に出入り口を付く、後世の門長屋の類なるべし、こゝに雜仕下司などの住むべき部屋ありしにか、榮花物語浦々の別れの巻に、伊周公配流のなり、年來殿の内、曹司して住みける者の、連累たむことを恐れて、立ち退くことなかり、思ふに此の垣屋、または雜舍のうちに、部屋住みして居たるものなるべし(宮殿調度圖解)

カキヤク

書役 江戸幕府の時、書きもの、

カギヤ

ことを掌る、掌中大概順に左の役員見えたり、評定所書役 御貽吟味役書役 御貽酒部屋書役 御作事方書役 御花壇方書役 野馬方書役 小普請方物書役 濱御殿物書役 カギヤク 鑑役 江戸時代、牢屋の役名、牢の鑑の閉閉を掌る、ラウヤ(利法圖譜) カク 角 名號 征陣の時用ふる笛、大角小角の二種あり、和名抄漢語抄を引きて大角を波羅乃布江、小角を久太能布江と訓めり、同書に、此物も支那の胡中より出づ、或は吳越より出づとせり、一説に黄帝蚩尤と戦ひし時蚩尤始めて造りしと云ひ、或は支女請うて製せしといひ、或は胡角は胡笛の聲に應ず、横吹有雙角、即胡樂也などみえたり、其笛の形狀角に似たるより名づく、其用をなす所は、軍陣にして將軍の處に朝と日中と夕と夜半と鷓鴣と三段擊、大角一節吹、小角一節吹、又軍を進むるにも、退くにも、戰場に入らば、大角小角を互に吹て是を以て其節をと、のふるこあり、大角は長五尺、形ち竹筒の如く本細く末太く、或は竹木を以てし、或は皮を以て作る、小角は、口まどかにして長一尺

カグ

五寸、竹筒の如く小柄筥管をさし込て是を吹くものとす、治世 天武天皇の時之を用ふ、又令制にては、軍に大角二口、小角四口を置き、兵士を通じ用ひ番を分ちて教へ習はしめたり、延喜以後漸次廢れ、源平時代には貝を用ふるに至り(箋註和名抄、本朝軍器考、古金要覽稿) カグ 鉸具 鉸の名所、アブミを見よ、カク 額 板紙等に文字(神號山門、屋名、閻堂樓等の名)繪畫を記して堂、屋、門、橋、鴨柄等に高く掲ぐる者を云ふ、起原詳かならず、諸宮殿院堂門閻等額を著けしは、弘仁九年を始めとす、續後紀に、承和九年十月丁丑、文章博士從三位原朝臣清公薨云々、弘仁九年有詔書、天下儀式、男女衣服皆依唐法、五位以上位記、改從漢儀、諸宮殿院堂門閻皆著新額云々と見え、拾芥抄又弘仁九年諸門に額を懸けし事を云へり、南面三門は弘法大師、西面三門は大内記小野義村、北面三門は但馬守楠逸勢勳を受けて書き、東面三門は嵯峨天皇親書かせ給へりと云ふ、寛弘九年六月二十九日大江匡衡の願文に繪馬を奉る事見えれば、神社に額をかくる事も古よりありしなるべし、神道名目類聚抄に、諸社大方鳥居にかくる、亦社にもかく、神號神階社號など、宜に從て書すとあり、徒然草に、門に額かくるをうつと云ふはよからぬにや、勸解由小路二品禪門藤原行忠は、額かくるとの給ひきとあり、源平盛衰記にも、額打論の條に、新院御送葬の夜、延曆興福兩寺の大衆、額打論じて狼藉に及べり(中略)南都には一番には、東大寺の行を立て額を打、二番には興福寺の行を立て額を打、其外末寺々々打雙ぶ云々と見えたり、ガクアンジ 額安寺 所在 大和國平群郡(今生駒郡)平端村大字額田部(熊凝山)〇初め熊凝寺

カクウ

と云ふ、真言律宗四大寺末、本尊十一面觀音 起願地 推古天皇二十五年聖德太子平群郡熊凝村に建つ、依りて村名を以て寺號とす、十一面觀音像を安置す、推古天皇御額に瘡を生ず、太子手ら藥師如來像を遣て之を禱る、幾手もなくして平癒し給ふ、故を以て額安寺と號す、推古天皇の廟を構へて鎮守の社とす、寺の東方に在り、大安寺緣起によれば、初め太子熊凝に精舎を建立せしむ、營作成らず病に罹りしを以て、終りに臨み、田村皇子をして道場を朝廷に獻じて大寺となさしむ、舒明天皇十一年熊凝の道場を百濟河神に移し、百濟大寺となし、後ち再三移り大安寺となれり、然るに熊凝は大安寺の根本なりしを以て、既に百濟に移されしも、堂舎は依然此の地に存し、熊凝寺又は額田寺とも稱せしならん、天平中に至り、額田の人律師道慈(俗姓額田氏)勸を奉じ、大安寺道營するの後、當寺に移住し、其窟す所の虚空藏をこゝに安置せしより、道慈を第一世とす、爾來幾多の歲月を経て伽藍荒廢せしが、鎌倉時代に至り、西大寺の僧興正、忍性、信空等相次で興隆す、延慶三年僧正慈信備前金岡庄を寄進す、永享中火災に逢うて堂塔灰燼となる、寛永中には僅に講堂虚空藏を存するのみなりしと云ふ、徳川氏寺領十二石を寄す(元亨釋書、大和志料) カクウン 覺蓮 系統京都の人、事蹟觀山慈慧に事へて天台宗を學び、源信法師と名を齊しうす、諸宗の章疏多く之を暗誦す、皇慶に從て密灌を受く、運慶よりも年長なり、時人其下問を耻ぢざるを稱す(元亨釋書) カクウンホフシンワウ 覺雲法親王 名號 善提院と稱す、系統龜山天皇の第五子、母は左中將實平の女(尊卑分脉三條局の所生となす)

カクエーカクラ

【事蹟】弘安七年十一月梶井の門室に入りて出家、澄
覺法親王に受法灌頂す、時に年十三、正和四年三月
二品に叙す、文保元年十一月座主に任ぜらる、元亨
三年十月十八日入滅す(妙法院門跡傳)

カクエイホフシンワウ

覺叔法親王

【系統】後光嚴院の皇子、母は左京大夫局源朝梶井
の門跡、應安六年十一月二十四日入室し、承胤法親
王につきて灌頂す、永和三三年七月四日入滅す、年十
七(諸門跡譜、後愚昧記、妙法院門跡傳)

カクエン

覺園

【名號】鏡堂と號し、大圓禪
師と諡す【系統】宋國四蜀の人、詩仙白玉蟾の後裔
【事蹟】太白峯に登りて環溪和尚に參して玄機頓に明
らむ、祥興二年春、年三十六、佛光禪師と共に我國
に渡來す、北條時宗慰勞敬す、首め法を相模の禪
興寺に開き、後ち移りて淨智寺を領す、陸奥興徳寺
の開山祖となる、再び禪興寺に住し、十年にして圓
覺寺に徙り、明年建長寺に昇る、正安二年京都建仁
寺を董す、到るところ禪客堂に盈つ、徳治元年九月二
十六日示寂、壽六十三(本朝高僧傳)

カクランジ

覺園寺

【所屬】相模國鎌倉郡
二階堂村○鷲峰山眞言院と號す【系統】四宗兼學、京
師泉涌寺末○本尊藥師、日光、月光、十二神を安置す
【起原】治承初は大倉藥師堂、或は大倉新御堂と稱す、
建保六年七月北條義時靈夢に因て創立、十二月入佛
供養あり、寛元元年二月焼失、建長三年十月又堂塔
火災に逢ふ、弘長三年三月修造成る、北條時頼供養
を行ふ、永仁四年北條貞時本願主となり、始めて鷲
峯山覺園寺と號し、僧智を開山祖とす、元弘三年
十二月後醍醐天皇勅願寺とせらる、足利尊氏同直義
尊信し地を寄せ祈禱せしむ、文和三三年十二月尊氏佛
殿を修造し、梁牌銘を書し、天下靜謐の祈禱を命す、

管領基氏氏滿又尊信し、上總上野武藏等の地を寄せ
祈禱せしむ、厩水永享の頃相模毛利庄、妻田萩野、上
總小蓋八坂の地を失ふ、後ち義政の命を以て復す、
寶徳元年給旨を下し、所領を安堵し祈禱せしむ、管
領成氏又之を尊ぶ、天文三年四月北條氏綱當寺諸役
を免じ、伐木を禁ず、天正十九年十一月寺領七百百
文の朱印を賜ふ、永祿七年十月古河義氏伐木を禁じ、
後ち地を寄す、寺寶古文書數十通あり○塔頭、昔時
は持寶殿、泉龍院、比奈寺、五峰寺等の四字あり○地
藏堂大地殿と號す(新編相模國風土記稿)

カクカ

書可

詔書覆奏の時、年號の左上部に
可字を覆書するを云ふ(四宮記)是を以て御裁可の證
となす、

カクカウ

學校

天智丁がの時より始まる、
十年百濟人鬼室集斯を以て學識頭となす、是より先
百濟人僧誦歸化す、文學を以て開ゆ、因りて勅して
還俗せしめ、大學頭とし、博士學生等を置き、學業
を教授す、是れ學校を建つる始めとす、文武天皇四
年占星臺を建て、天文博士天文生を置く、又大學寮
を設け、大學に音博士、書博士を置き各生徒を攝ひ
て其業に就かしむ、文武天皇大寶元年律令を定め、
大學、國學、典義、陰陽、圖書、雅樂諸寮の制を定め、各
其業を講習せしむ、桓武天皇の世、和氣清廣の子廣世
弘文院の私立學校を起してより、勸學、學館、淳和、榮
學、綜藝種智院等の私學校相次で起り、隆盛を極め
しが、醍醐天皇以後は漸く衰頹し、崇徳天皇保延中
には大學寮舍悉く頹敗して茅茨の場となり、公卿學
士共に學に就く所なかりしと云ふ、是より先長元七
年八月大風の爲めに大學寮壞る、是歲釋奠に辨官納
言博士等來り會せず、事を執るもの數人のみ、仁平
中左大臣藤原賴長釋奠の儀を興し、諸司をして之を

カクカ

管領

管領基氏氏滿又尊信し、上總上野武藏等の地を寄せ
祈禱せしむ、厩水永享の頃相模毛利庄、妻田萩野、上
總小蓋八坂の地を失ふ、後ち義政の命を以て復す、
寶徳元年給旨を下し、所領を安堵し祈禱せしむ、管
領成氏又之を尊ぶ、天文三年四月北條氏綱當寺諸役
を免じ、伐木を禁ず、天正十九年十一月寺領七百百
文の朱印を賜ふ、永祿七年十月古河義氏伐木を禁じ、
後ち地を寄す、寺寶古文書數十通あり○塔頭、昔時
は持寶殿、泉龍院、比奈寺、五峰寺等の四字あり○地
藏堂大地殿と號す(新編相模國風土記稿)

カクカ

行はしむ

行はしむ、又勅を奉じて學生を考課す、大學既に壞
敗するを以て東三條の私第にて試む、保元平治の亂
を経て文運地に落ち、學校の存廢詳かならず、鎌倉時
代幕府に學問所を置きしも、學校を設けず、室町時代
に至りても、同じく學校を置かず、獨り足利學校は上
杉憲實の力により隆盛を極む、江戸時代に至り學問
を奨励し、文教に務め、幕府には江戸に昌平校あり、
甲斐に敬典館、駿河に明倫館、長崎に明倫堂、佐渡に
修教館等あり、僧侶には寛正十五年に本願寺學校を
起し、諸侯亦幕府に倣ひ、學校を起し、子弟を教育せ
しを以て、寛永十九年備前花鳥道場を始めとし、漸次
隆盛となり、幕末には百有餘の學校あるに至れり、
又朝廷には仁孝天皇天保十三年朝臣子弟の操行を矯
正し、併せて學藝を教へんが爲め建春門前に學習院
を置き給ひ、以て現今に及べり、尙ほ詳しきことは各
條に就きて見るべし(日本教育史、古事類苑文學部)

カクカウレウデン

學校料田

中古學生
獎學の爲め、九州諸國の學校に充て置きて學生醫生
等に賜ふ田をいふ、不輸租田なり、光仁天皇天應元
年三月之を置く、三代格に左の如く見えたり、
大政官符
一請置學校料田事
右府學校、六國學生醫生年生有二百餘人雖免
徭役、無賞勳人、請每國置田四町二町以賜賜明
經秀才者、二町以賜賜醫士優長者、以前得、太宰府
解爾、管内諸國粟田多數、望請置上件田、賞以勳
人者、右大臣宣奉勅宜依請、
天應元年三月八日

カクキヤウホフシンワウ

覺行法親王

【名號】名は覺念、中御室と號す【系統】白河天皇第三
の皇子、母は典侍經子、太宰大貳經平の女源朝顯仁

カクキ

カクキリサンノモン

角切三紋

紋所の
名、感習氏の裔之家紋と爲す、河野、稻葉、一柳、久
留米の諸氏之を用ふ○豫章記に、河野氏が之を爲し
たるを述べていへく、賴朝天下を治定し鎌倉由井ノ
濱にて酒宴を設けし時、待座の位置につき争起らん
とて賴朝小折敷を取寄せ河野の前に三文字を書し三
番と爲す、先是先祖三並征夷のため渡海せし時、三
番目にて、時の紋一羽なりしが、異國にて似たる紋あり

和寺の門跡、承和二年四月生、永保三年十月二十八
日入室、應徳二年十一月十九日出家、承徳三年正月
三日親王となる、康和四年五月二十三日三品に叙す、
同八月二品に叙せらる、長治二年十一月十八日叙す、
年三十一(諸門跡譜、青蓮院門跡傳)

カクキヨ

覺舉

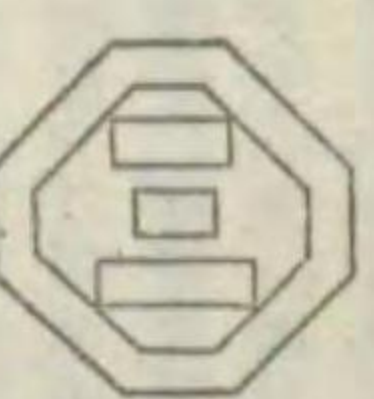
王朝時代に於て官人自ら其
罪を覺りて、舉劾するを云ふ、後の自首の類なり、
公事に因り失錯して、自ら覺舉する時は其罪を免す、
長官以下、主典以上の内、一人覺舉する時は、餘
人も其罪を原さるゝことを得、但し斷罪を失錯して
已に行決するものは、此律を用ひずして、失入の法
に依りて之を科す、凡て所司事を受けて文書を勘ふ
るには、大中小事に隨て各々日限あるを、其程まで
に畢らざるを稽程と云ふ、文書稽程して連坐すべき
に、一人覺舉すれば餘人は原さるゝことを得れども、
主典は原されず、主典自ら覺舉するときは罪二等を
減す(古事類苑法律部)

カクキヨク

樂曲

樂器を以て奏する音樂の
總稱、聲曲に對しての稱、單に樂といふ、説文に、
樂、五聲八音之總名といひ、爾雅釋樂の疏に、凡八音
備作曰樂、一音獨作不得曰樂名、といひ、リ、されば、
諸の樂器を以て合奏せざれば樂とは稱せざるなり
(歌舞品目)

和寺の門跡、承和二年四月生、永保三年十月二十八
日入室、應徳二年十一月十九日出家、承徳三年正月
三日親王となる、康和四年五月二十三日三品に叙す、
同八月二品に叙せらる、長治二年十一月十八日叙す、
年三十一(諸門跡譜、青蓮院門跡傳)



カククワイホフシンワウ

覺快法親王

【名號】名は圓性、法性寺座主と號す【系統】鳥羽院第
七の皇子、母は八幡の別當光清の女美濃局源朝顯數
山の門跡、久安二年三月台嶺に上り出家す、安元三
年五月十一日座主に任ず、嘉應二年五月二十五日親
王宣下、養和元年十一月六日寂す(青蓮院門跡傳、皇
胤紹運錄)

カククワンジン

學館院

平安朝時代私立
學校の一、所屬京都二條の際、大宮東方一町に在り
しといへども、舊址詳かならず【起原】治承三年
五月、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子(權林皇后)弟右大臣
氏公と議し、學舎を開きて橘氏の子弟を勸請し、以
て經書を講習せしむ、これ其始めなり、橘氏の公卿
當院の別當を兼ね、橘氏の長者と稱す、康保元年十
一月橘好古の奏狀に因り、勸學院等の例に准じ、大
學寮別當と爲す、其後當院衰頹せり、久安三年五月
時信、密に法皇に學館院を作るべきことを奏し、同
年七月學館院の地形を見せしめしに、皆耕田と爲り、
築垣繞に殘れりと云ふ、以て其荒廢せしを知るべし、

後ち橘氏長者はこの學館院を知行せり(文德實錄、紀
略台記、拾芥抄、文藝類纂)

カクコ

格勳(格勳)

【起原】應從雜役に供
す、格勳者とも侍とも稱す、職原抄後附に、凡稱侍者
親王大臣以下諸家格勳之名也」とあり、又小侍とも
云ふ、吾妻鏡に見えたり、武家名目抄に云、格勳は則
ち宿直勤仕の人をいふ、常に番衆といふが如し、然
れども、この格勳と稱する輩は庶士の最も下等なる者
なれば番衆といはずして格勳を以て名とせり、後に
名を改めて御末衆といへり【起原】親王攝政關白諸
家に之を置く、源賴朝幕府を開くの後、攝關に倣ひ
て之を置き、營中に候して雜役に資す、文治五年千
葉胤信の耶從篠山丹三を格勳となし、營中に給事せ
しむる事吾妻鏡に見えたり、室町幕府又之にならひ、
同じく之を置く、應永十一年將軍義満伊勢貞行の第
に臨みし時、格勳二人先驅扈從せし事花營三代記に
見えたり(武家名目抄)

カクココクワン

學古館

舊白袴藩の學校、後
に集成館と改稱す、シフセイクワンを見よ、

カクカツ

格殺

王朝時代に行はれたる死刑
の一種、打殺すをいふ、光仁天皇の時はじめて之を
定む、寶龜四年八月二十九日の官符に、一如有捕
獲行火盜賊、勳當得賞者、宜示衆格殺以懲後惡、
云々と見え、寶龜十年十月十六日の官符に、格殺と
見えたり、類聚國史に、延暦十二年八月丁卯、是夜
内舍人山邊眞人春日、春宮坊帶刀舍人紀朝臣國、共
謀殺、帶刀舍人佐伯宿禰成人明日事覺、春日等即逃
隱、帝大怒、求天下、後伊豫國捕之、以聞、遣左衛
士佐從五位上巨勢朝臣島人、格殺、或曰、春日等承三皇
太子密旨ことあり、されども刑罰としては永く行は
れざりしが如し、

後ち橘氏長者はこの學館院を知行せり(文德實錄、紀
略台記、拾芥抄、文藝類纂)

カクコ

カクサ

ガクシ

ガクシ 樂師

音楽を教ふることを掌る、官位相當位上(隠原)文武天皇大寶元年制定して唐樂師十二人(横笛、笙、篳篥、尺八、箏、琵琶、方響、鼓、鶺鴒、各一人)高麗樂師四人(横笛、篳篥、莫目、鶺鴒各一人)百濟師四人(横笛、箏、莫目、鶺鴒各一人)新羅樂師四人(横笛、箏、莫目、鶺鴒各一人)を置く(令義解、令集解)二人を定め、琴師、各一人を置く(令義解、令集解)説する事を掌る、又禁秘抄に東宮踐祥御書始以前、公卿勅使官命草、并御修法御祭文様物、坊時學士製之七と見えたり(隠原)文武天皇大寶元年制定して二人を置く(令義解)

ガクシウクワン

學聚館 舊牛原藩の藩校(所)二河國西加茂郡牛原(舊牛原村)也(所)隱原藩書類の徴すべきなく詳かならず(所)隱原藩類十三部、史類八部、子類一部、集類四部、字書一部等あり(日本教育史資料)

カクシタイ

隱田 「オンデン」を見よ、歌の中に詠み込まれたるをいふ、もと物名と云ふ、奥義抄に、隱田歌、是古式に不載事也、但古今并に拾遺集物名部と云ふは、これにや、近代の人は是を稱「隱田」也、伴歌は爲「隱田」の名を歌のおもてにおきて他の心なふるなり、古今に云、桔梗花、あきらかうのはなりにけりしらつゆのをけるくさばも、本字につきてかくべしとあり、又源平盛衰記三位入道歌等事の條に、大方此頼政は歌に於ては手廣者にぞ被思召れける、鳥羽院御時に宇治河藤頼朝火頼政と四題を下させ給ふ、一首に隠して進せよと勅定ありけるに、

カクシ

宇治川のせいの淵を落たざりひなけさいかに寄まざるらん」と申たりければ、時の人我々に一題をだにも一首に隠してはゆいしき大事なるに、あまたの題を程なく仕りたる事、實に難有しと感じ申けり、君もいみじく仕りたりと感感有けり」と見えたり、

カクシハイチヨ

隱賣女 名義江戶時代、公許の過家以外に於て竊に抱へ置き、人に淫を賣らしむる女、もと「ハイタ」と稱す、今日の私賣子なり、尙ほ種々の名をつけて人目を忍び、淫を賣らしめたりと見え、蹴鞠、綿摘、白人、呼出、山猫、夜鷹、提灯重、船頭、飯盛、籠ばらひ等の名あり(隠原)藩書も「ハイタ」と稱したるとみえ、慶安元年二月の町觸に、町中「ばいた」女一人も置申間敷事とあり、元禄寶永の頃までも、かく稱し來りしが、正徳の頃より隱賣女或は隱遊女など唱へたるにや、正徳元年三月辻々に賣女集まるに付、召捕の儀の町觸に、遊女賣女堅差置間敷由、前々より度々相觸候處、此頃辻々に賣女多集り居候由相聞不届候、依之此間夜に入、組同心相廻し男女召捕申付置候、向後毎夜同心相廻し見合次第召捕可申候、其節は女之宿は勿論、家主五人組共に曲事に申付、所之名主は可爲感度候間此旨町中急度可相觸候以上」とあり、爾後の法令にも隱賣女、隱遊女と書せり、享保七年八月隱賣女の仕置を定め、隱賣女致し、者及び家主は、身分に應じ過料の上百日手鎖にて所へ預け、隔日に封印改をなす、となせり、天明より文化文政の頃殊に甚だしく、幕府屢々禁令を下すと雖も、巧に法令を逃れ、谷中、赤阪水川、市ヶ谷大久保、三島門前、觀音前、朝鮮長屋、赤羽、芝神明前、高輪、こんやく島、八町堀、淺草馬道、上野三枚橋等の場所を根據として盛に行はる、岡場所(チカバシヨ)參看(遊遊笑覽 柳亭筆記、塵塚談、

ガクシ

ガクシフ井

部の手ぶり、徳川禁令考) 開明門院内(所)隱原藩(所)天保十三年十月、仁孝天皇、光格天皇の遺旨に因り、公卿等を教育せしが爲め、京都開明門院の舊地に學問所を建て、十一月より開場す、出所する者、大體四十歳以下十五歳以上、非職人二百人許にして、諸司の官人子弟の外等にも、願に依り許さる、講釋は月に三度、讀書は連日なり、四書五經の類を講讀す、弘化二年名を學習院と改む(所)學習所創立の時、下せし令條を見れば、當時の事情を明にす、即ち左の如し、 天保十三年寅年十月 堂上方學習所創建の儀に付傳奏衆より口達、 近年別而堂上風儀不宜、身柄不相應之遊興、卑俗之服用、遊里へ忍行之人々も有之歟之風聞、時々相聞候に付、被加制止候得共、兎角不相止、不法之進退致増長、關白殿にも誠に以被恐入、且幕に深御心配被成候、往古者大學寮四姓學校も有之候得共、當時廢絶、慶長十八年被仰出にも、第一公家學問と御座候に付、年來何卒學問致候儀、被成度御存念に候得共、堂上困窮之人々者、授教師招請も難出來、東條整兼候に付而、不學文官之輩多相成候次第、誠に御心配被成候に付而者、學校杯と申候而者、禮武作法之古禮も有之候儀、御大總にも相成可申、其上六藝杯は堂上には先必用にも無之候間、實而は學習所被仰付、若輩之人々成共、月に兩三度計教授有之、姓行端正篤信に相成、往々は務向不進退も無之様被成度、全く習學之爲めに、清澤兩氏、又は聊心掛候人々、兩人計も被撰之、專場所以下御預り、又外に六員計有職學生商量被仰付、京住篤實之儒業之師を被召、素讀及講釋

ガクシ

ガクシ 樂師

音楽を教ふることを掌る、官位相當位上(隠原)文武天皇大寶元年制定して唐樂師十二人(横笛、笙、篳篥、尺八、箏、琵琶、方響、鼓、鶺鴒、各一人)高麗樂師四人(横笛、篳篥、莫目、鶺鴒各一人)百濟師四人(横笛、箏、莫目、鶺鴒各一人)新羅樂師四人(横笛、箏、莫目、鶺鴒各一人)を置く(令義解、令集解)二人を定め、琴師、各一人を置く(令義解、令集解)説する事を掌る、又禁秘抄に東宮踐祥御書始以前、公卿勅使官命草、并御修法御祭文様物、坊時學士製之七と見えたり(隠原)文武天皇大寶元年制定して二人を置く(令義解)

ガクシウクワン

學聚館 舊牛原藩の藩校(所)二河國西加茂郡牛原(舊牛原村)也(所)隱原藩書類の徴すべきなく詳かならず(所)隱原藩類十三部、史類八部、子類一部、集類四部、字書一部等あり(日本教育史資料)

カクシタイ

隱田 「オンデン」を見よ、歌の中に詠み込まれたるをいふ、もと物名と云ふ、奥義抄に、隱田歌、是古式に不載事也、但古今并に拾遺集物名部と云ふは、これにや、近代の人は是を稱「隱田」也、伴歌は爲「隱田」の名を歌のおもてにおきて他の心なふるなり、古今に云、桔梗花、あきらかうのはなりにけりしらつゆのをけるくさばも、本字につきてかくべしとあり、又源平盛衰記三位入道歌等事の條に、大方此頼政は歌に於ては手廣者にぞ被思召れける、鳥羽院御時に宇治河藤頼朝火頼政と四題を下させ給ふ、一首に隠して進せよと勅定ありけるに、

ガクシ

の創立開校する所、皇國學支那學を以て教導し、明治四年七月廢藩置縣の際に至る迄凡百五十九年間、此間多少の盛衰ありと雖も著しき變動なし、四年途に廢す(日本教育史資料)

ガクシフクワン

學習館 舊牛原藩の學校(所)隱原藩(所)日向國那珂郡那佐土原(所)隱原藩(所)文政八年島津忠持其子忠徹と議し、學舎を建て、九月開校す、忠寛の時、風に學に志し遠郷五所に小學校を建てしむ、嘉永六年悉く落成す、明治三年又女學校を河南に設く、初め漢學小學校のみなりしが、明治の初和洋の二科を交り、武藝は各流派を立て、授業す(所)藩學校敷地二反内外、講堂凡九十疊敷、寄宿寮あり二十四疊、講堂の隅に一棟を設く、二室併て十四疊、舍長以下事務室の詰所とす、正面に長屋を設く、長さ八間門衛使丁此に居らしむ、其側に書籍庫あり、凡三間計、堂の四側に演武舎あり、長十間横三間、河南移轉の後本堂を増築し、更に事務所一棟、及び寄宿舎五棟を建つ(所)藩小學家禮、近思錄、六論衍義、五經大統

ガクシ

歌、三字經、孝經、智度論等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

ガクシフジヨ

學習所 學習院(ガクシフキ)を見よ、(所)隱原藩(所)上野國佐位郡伊勢崎時西小路(所)隱原藩(所)安永四年創立、爾後天明年間に至り、藩主酒井勝河守儒學を尊崇し、其臣關重頼田邦光等力めて學事を振興せるを以て一時大に隆盛を致す、學派は子思を主とす(日本教育史資料)

カクシン

覺心 名義法燈禪師と諱す、姓は常澄氏(所)信濃の人、年十五神宮寺に投じて佛書を讀む、十九にして遊庵し、高野山に上りて三密を學ぶ、金剛三昧院行勇に謁し、教外別傳の旨を慕ひ、服を易えて親炙す、建長の初宋に入り、靈洞護國の佛眼に謁し參究す、遂に印可を受く、建長六年我が邦に歸り、高野の故居に隱る、明年金剛三昧院に出世す、弘安四年文應上皇詔して城東勝林寺に居らしむ、名聲堂下に振ふ、幾干ならずして帝都の繁喧なるを厭ひて、潛に紀の舊院に回る、永仁三年諸徒の請により又都に入る、上皇優禮迎請して禪要を咨詢す、覺心又潛に紀伊に歸る、初め鷲峯の絶勝を喜び、梵宇を建て、四方寺と名づく、此に棲む、と四十餘歳、化南紀に被る、永仁六年十月十三日示寂、壽九十二、臘七十四(元亨釋書)

カクシメツケ

隱目付 江戸時代、隱密探偵をいふ、普通の人の如くに身をやつし、悪事を潛に探偵すべき事を掌る、

ガクシヤウ

學匠(學生) 佛道を學習して居るものを云ふ、學侶又は學徒とも云ふ、

カクシヤウホフシンワウ

覺性法親王

ガクシ

本名は信法、又紫雲寺御室と號す。國島羽天皇第五の皇子、母は中宮藤原璋子、待賢門院と號す。大納言公實の女。保元元年三月七歳にして仁和寺北院に入室、六年出家、久安三年四月一心阿闍梨宣下、仁平二年二月寺務となる、保元元年十二月牛車宣旨あり、三年二月に叙せられ、仁安二年十二月總法務宣下あり、是總法務の始めなり、嘉應元年二月寂す、年四十一、長和親王の廟に葬る、覺性圖畫を著くして其名當時に高し(仁和寺附傳、毘沙門堂門跡傳)

ガクシヨ

樂所 宮中において音楽を奏する場所をいふ、又、ガクツシとも訓めり、桂芳坊に在り、毎月習物を記して奏聞す、或は試あり、拾芥抄に在り、所在桂芳坊有五位六位藏人、爲別當預、熱食買位藤以三其料、先不足用、同内御書所、毎月注爲習物奏聞、或有試と見えたり、其始めは扶桑略記に、天曆二年八月五日辛卯、是日於大内、始樂所とあり、又榮花物語に、その物の音ども吹きたる、えもいはすおもしろし云々と見えたり、

ガクセイ

革政 曆法にいふ語、革命(ガクセ)といふに同じ、同條を見よ、

ガクセイ

樂生 雅樂寮の樂生にて音楽を修業す、文武天皇大寶元年制定して、唐樂生六十人、高麗百濟新羅樂生各二十人、伎樂生を置く、天平三年七月樂生の員を改めて唐樂生三十九人、百濟樂生二十六人、高麗樂生八人、新羅樂生四人、度羅樂生六十人となす(令義解、令集解)

ガクセンノタイフ

樂前大夫 正月十六日女踏歌の節、女樂人を導きて前行する者を見よ、中務輔を以て之に充つ、又容顏美麗なる侍從中より撰びて用ひし事、江次第聞書に見えたり、建武年中行

ガクニ

事に、舞妓殿上の小庭より出て校書殿に並居る、樂前大夫と云ふ二人、帯劍して之を導く云々と見えたり(建武年中行事略解)

ガクニ

樂所 「ガクニ」を見よ、

ガクニ

格致堂 舊今尾藩の學校、

ガクニ

美濃國安八郡今尾下本町、

ガクニ

士近藤彦三郎、自宅を以て愛敬堂と唱へ、士族の子弟に漢學を教授す、次で弘化の頃より、岸上保自宅を以て弘文館と唱へ、同じく教授す、是等を藩の師範家と云ふ、其後維新の際に及び、藩立學校を設け、文武の各科を備へ、善く士族の子弟を教養す、是を文武館と云ふ、西願寺の一室宇を以て假校舎となす、後、藩主の邸内に移し、校舎二棟を造り格致館と改む、廢藩の時閉止す、和風平屋瓦葺三棟建坪六拾壹坪(日本教育史資料)

ガクニ

學頭 社僧の職名、筑前の安樂寺、肥後の阿蘇宮神宮寺、鎌倉龜岡八幡宮、駿河久能山等にあり、就中尤も名高きは八幡宮にて、別當の進退たり、建仁元年八月十八日尊曉別當の時始めて其權を學頭となす(當社學頭次第、菅家御傳記、肥後國小鏡、簡用集)

ガクニ

客頭行者 禪宗にて知客に屬し、其使命を受るもの、假令は檀越尊宿諸方名徳の士過るものには、行者をして方丈に報せしめて香茶接待するの類なり(禪林象器箋)

ガクニ

郭内 閨門の内を云ふ、カフモンを見よ、

ガクニ

書日 詔書の年月の下に日を宸書し給ふをいふ、日の書様は其日を月の下に書くなり、他字より墨黒く聊大に之を書き給ふ、二十日以後の日は廿と書するなり、尙に詔書(セリシヨ)の條參看

ガクニ

すべし(禁秘抄) 額二八紋 紋所の名、額面中に、二八の文字を書きたるもの、小出氏之用ふ、後に二八の字を去て只額の形のみを用ふ、甲子夜話に、小出氏の先祖某所に於て首十六を獲て實檢に供せんとするに、かほどの首級を盛るべき首桶なく、遂に其邊なる祠に額あるを引下し、積て實檢に及べり、神祖(徳川家康)功勞を賞し給ひて其狀を家紋にせよと命ぜらるゝより此の如しとみえたり、

ガクニ

樂人(俗人) 樂を奏する人を云ふ、古は之を舞樂人といへり、貞丈雜記に、樂人は上古よりあり、樂の道は人王五十一代平城天皇の御時、大同四年三月二十二日、高麗人十人來朝して傳へけるとぞ、樂人の家六家あり、大和國奈良の樂人は伯氏也(春日の社へ番をつとむ)山城國京都の樂人は大臣氏、豐原氏、王氏、山井氏也(四家何れも賀茂の社へ番をつとむ)攝津國天王寺の樂人は太秦氏也と見えたり、而して樂人は總て奈良、京都、天王寺の所屬となる、後陽成天皇天正年間、奈良を左方とし、天王寺を右方とし、京を左右の與と爲し定め、三方の樂所と稱せしむ、其子孫相繼て明治維新に至る(官途は、有職問答に、樂人、俗人、隨身、此三輩は初官はなに、被任候て、極官は何を先途に昇進候哉、受領などに任候、守にはなり候はで、豫目など見及申事候、又爵なども候哉、被仰出度候、その答に、俗人、左右近將曹將監など帶之事に候、將曹、そなき歟、樂人近日四品に昇る類多く候、樂人大略五位極官に候、守になり候事も候、六位の時豫目に候し見えたり、以て樂人の官途を知るべし(樂道類集)○又江戸幕府の樂人は紅葉山及び上野、芝等に於て、靈屋の祭式、又は日光朝の禮典ある時、音樂舞曲を奏する事を掌

カクニ



(藏所館物博室帝京東)

郷黨敬畏す、母は橘氏、肥前の人、眞言宗新義派の祖、幼にして廣澤成就院寛助に從て出家し、長じて高野に住す、後高野に傳法院大傳法院等を創建

カクニ

額間 清涼殿の廂の中央の間、上長押に扁額をかけたる下の所を云ふ(禁秘抄)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又園城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸嶺に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他方の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行き、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすところ頗る多し(本願寺通記)

カクニ

覺鏡 名、始め正覺坊と號す、興

カクニ

覺如 名、宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本

カクモ

辛酉爲革命、甲子爲革命、とあるに因るなり、我邦始めて辛酉に改元ありしは、醍醐天皇の延喜にて、甲子の改元は村上天皇の康保とす、三善清行革命勅文(カクメイカンモン)に詳しく見えたれば就て見るべし、

カクメイカンモン

革命勅文 醍醐天皇 昌泰四年二月二十二日、文章博士三善清行、今年革命の年に當るを以て、改元して天道に應ぜんことを請うの状をいふ、今其一斑を示せば左の如し、

文章博士三善清行謹言

請改元應天道之狀

合禮據四條

一今年當大變革命年事、

易緯云、辛酉爲革命、甲子爲革命、鄭玄曰、天道不遠、三五而反、六甲爲一元、四六二六交相乘、七元有三變、三七相乘、二十一元爲一節、合于三百二十年、春秋緯云、天道不遠、三五而反、宋均注云、三五、王者改代之際會也、能於此源、自新如初、則道元窮也、詩緯云、十周參乘、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政、注云、天道三十六歲而周也、十周名曰王命大節、一冬一夏、凡三百六十歲、一畢無有餘節、三推終則復始、更定綱紀、必有聖人、改世統理者、如此十周、名曰大剛、則乃三基會聚、乃生神明、神明乃聖人改世者也、周文王、戊午年決三虞丙訟、辛酉年青龍衝圖出河、甲子年赤雀銜丹書、而聖武伐紂、戊午日軍渡孟津、辛酉日作泰誓、甲子日入商郊、(中略)以下は案文を記し、神武天皇より以後の辛酉甲子の年を掲げて、革命革命の徴を詳述し、昌泰四年は辛酉革命に當る事を論じ、次に證左を載せたり、一去年秋暮星見事、一去年秋以來老人星見事、一高野天皇(稱徳)改元

カクモ

天平寶字九年、爲天平神護元年、之例(中略)臣伏以、聖人與三儀、合其德、與五行、同其序、故天道不疾而速、聖人雖靜而不後、之、天道不遠而反、聖人雖動不先、之、況君之得臣、臣之遇君、皆是天授、曾非人事、義會風雲、契同魚水、故周文之遇、呂尚、光出三龜、漢祖之用、張良、神憑黃石、方今天時、開革命之運、玄象垂推始之符、聖主動三其神機、賢臣決其廣勝、論此冥會、理如自然、若更存謙退、必成稽疑、爵此改元之制、抑彼創統之談、則恐違天意、還致咎徵、伏望、周禮三五之運、成會四六之變、遠履大祖神武之遺踪、近襲中宗天智之基業、當創此更始、期彼中興、建三元號於風曆、施作解於雷散、清行、機祥難辨、靈應易、迷、獻其丹款、雖望欲於白虎之槽、驗其玉英、恐負責於黃龍之瑞、清行、臣誠恐誠惶頓首謹言、

カクモンジヨ

學問所 舊多古藩の學校

所在元江戶小石川藩邸内、原藩主天保元年創立、松平勝行時代に於て儒學を尊崇し大に擴張す、明治維新の際廢絶す、(附)敷地三十二坪、建坪二十坪、(日本教育史資料)

カクモンレウ

學問所 名義 王朝時代、學生に給與する費用をいふ、一に燈燭料といひ、其料を給せらるゝを單に給料といふ〇父祖の功によりて給するもの、或は試験によりて給するもあり、いづれも宣旨を給ふ、上卿勅を奉じ、外記をして教員院に仰せりしむ、中世以後菅原大江二家の學生は之を賜はりしむ、文章院にて學び、藤氏の人は勸學院にて學ぶ例なり、又藤氏には勸學院學問所あり(別條あり參看すべし)兩院に各二人あり、父祖の功による者は、歎狀を以て之を望申す、之を内學と云ふ、

カクモ

入徳館と稱す、其創立の年代詳かならず、天保年間藩主牧野忠直擴張して文武を振興す、生徒は常に二百名前後、經費盡て藩費を以て支辨す、(附)國典四十九種、漢籍三十二種、洋書八種、和漢洋圖書十種(日本教育史資料)

カクモンジヨ

學問所 舊山崎藩の學校

所在播磨國美作郡山崎、原藩主天保年間創立、明治元年大に増築擴張し、思齋館と改稱す、(附)國典六十一部、漢籍二百十部、洋書二十七部(日本教育史資料)

カクモンジヨ

學問所 舊津山藩の學校

所在美作國西北條郡津山、原藩主松平康致、備學を尊崇し、大村庄助、飯室武中、山下官彌等の諸儒を徵用し、明和二年學問所を城内山下に創立して藩士の學を奨勵す、後明治三年武衛場と合して修道館と改む、(附)平屋瓦葺地坪凡四百三十七坪、内文學所八十四坪、維新後増築同上地坪凡千二百四十七坪、建坪四百五十五坪、(附)國典和漢書類百部ありしも書目散逸詳かならず(日本教育史資料)

カクモンジヨ

學問所 舊島藩の學校

所在美作國真島郡高田村、原藩主明和元年三浦明次の眞島藩(元勝山)に封ぜられしより、教官の自宅を假用して學問所となし、藩士の子弟を入學せしむ、明治二年三浦顯次、石井梅吉を丸龜より聘し政廳内書院を以て假學校となし、學問所の生徒を移し教育する一ヶ年餘、三年新に校舍を設置し名を明善館と改む、廢藩に屬し止む、(附)本道平家建坪百六十一坪、地坪四百九十坪(日本教育史資料)

カクモンジヨ

學問所 舊徳島藩の學校

所在阿波國徳島、原藩主寛政三年の創立、寛政十二年の頃寺島本町に移し、明治二年正月長久館開

カクモ

設につき、西丸に移す、廢藩の際廢止す、(附)敷地四千八百三十坪、講堂五十坪、漢學席五十坪、洋學席六十坪、書生寮七十坪、職員詰所五十餘坪、擊劍場百坪等、(附)通鑑綱目、瀛環志略、四書集註等あり(日本教育史資料)

カクモンジヨ

學問所 舊熊本藩の學校

所在肥後國熊本、原藩主創立の年代詳かならず、安政二年乾々館と改め、明治二年より時習館と改稱す、文武をかれ、和漢洋學を教授し、諸生を教育す(日本教育史資料)

カクモンジヨ

學問所 舊所勤番

江戶幕府の職名、昌平坂學問所の事務を掌る、林氏の所管、御譜第席にて、上下格なり、(附)寛政十年二月始めて置く、五十俵三人扶持を給す、後廿七人あり、寛政十二年三月、組頭二人を置く、後ち三人となる、百五十俵高にして、七人扶持を給す(官制沿革略史)

カクモンジヨ

學問所 舊所奉行

江戶幕府の職名、麴町善國寺谷の學問所を管理す、(附)天保十三年六月始めて建設し、教授及び世話心得頭取を置き、後奉行を置く、慶應三年六月、教授方頭取、教授方並等を定め、林氏これを管す(官制沿革略史)

カクモンジヨ

學問所 舊奉行

江戶幕府の職名、林氏の上に班し、學政を掌る、諸侯の任なり、(附)原藩主文久二年十一月始めて置く、本多伯耆守、秋月右京亮を以て之に充つ、當時以て文武の學を興起せんが爲めなり、然れども諸侯の時務多端なるにより、學務の施行に違あらず、僅に三年にして、元治元年十一月廢止す(官制沿革略史)

カクモンレウ

學問所 名義 王朝時代、學生に給與する費用をいふ、一に燈燭料といひ、其料を給せらるゝを單に給料といふ〇父祖の功によりて給するもの、或は試験によりて給するもあり、いづれも宣旨を給ふ、上卿勅を奉じ、外記をして教員院に仰せりしむ、中世以後菅原大江二家の學生は之を賜はりしむ、文章院にて學び、藤氏の人は勸學院にて學ぶ例なり、又藤氏には勸學院學問所あり(別條あり參看すべし)兩院に各二人あり、父祖の功による者は、歎狀を以て之を望申す、之を内學と云ふ、

カクモ

入徳館と稱す、其創立の年代詳かならず、天保年間藩主牧野忠直擴張して文武を振興す、生徒は常に二百名前後、經費盡て藩費を以て支辨す、(附)國典四十九種、漢籍三十二種、洋書八種、和漢洋圖書十種(日本教育史資料)

カクモンジヨ

學問所 舊山崎藩の學校

所在播磨國美作郡山崎、原藩主天保年間創立、明治元年大に増築擴張し、思齋館と改稱す、(附)國典六十一部、漢籍二百十部、洋書二十七部(日本教育史資料)

カクモ

カクモ 樂屋奉行 室町時代、臨時の職名、將軍諸大名の第に赴く時、諸家に於て臨時に之を設けて猿樂の樂屋を構へ、造り、或は裝飾する事等を掌る(武家名目抄)

カクモ

カクモ 神樂 名義 雅樂の一種、神祇を祭る歌舞を云ふ、ミカグラとも、カカグラとも云ふ、我邦上古の歌舞にして古來より尤も尊重せらる、古くは神遊と云ふ〇神樂は、數種の歌を合せて一大成となす、故に歌を以て主となす、笏拍子之れが節をなし、琴之に和し、笛、箏、笙等に副ふて、その節をなす、而して神樂には本歌、末歌あり、本末の二歌を聯ねて一雙の曲とす、(附)神樂を奏するには、春夏秋冬を問はず、必ず夜を以て例となす、故に大抵點燈の時に始まり、鶏鳴の前後に終る、其鋪設は、庭上に神樂舎を造り、三面に幔を周らし、獨、神前的一面を開き、前に庭燎を焚く、黃昏に至れば、伶官皆祭服を着け、幔中に入り、左右に本方末方の座を分ち、歌人、和琴、横笛、篳篥等の召人排列す、其中一人、頭に纏冠を戴き、身に關腋の袍を着け、笏を握り、腰に太刀を帶び、手に賢木の枝を持つ、これを人長といふ、蓋し神樂人に長たるの意なり、仕置既に定まり、笛先づ音取を吹き、次に篳篥音取を吹く、是時人長庭燎前に進み、足地を蹴るの狀をなし、本末の各員に指揮して神樂の曲を奏せしむ、即ち取物神樂を始め、神了て人長起て舞ふ、酒一巡の後に才男を召し、了て狹居張を始め、其胸了て人長起て舞ふ、了て人長召人に膝を賜ふ、内侍所神樂には、當夜天皇温明殿に渡御ありて御拜あり、并に觀樂の御座に就き賜ふ、我邦凡百の雅樂中、神樂を以て尤も嚴重

カクモ

カクモ 樂屋 樂を奏する所、王朝時代公卿以上の庭の池に築きたる中島に建つ、皆臨時に設くるなり、北山殿行幸記に、樂屋綬結の幔など、きらき

カクモ

カクモ 樂屋奉行 室町時代、臨時の職名、將軍諸大名の第に赴く時、諸家に於て臨時に之を設けて猿樂の樂屋を構へ、造り、或は裝飾する事等を掌る(武家名目抄)

カクモ

カクモ 神樂 名義 雅樂の一種、神祇を祭る歌舞を云ふ、ミカグラとも、カカグラとも云ふ、我邦上古の歌舞にして古來より尤も尊重せらる、古くは神遊と云ふ〇神樂は、數種の歌を合せて一大成となす、故に歌を以て主となす、笏拍子之れが節をなし、琴之に和し、笛、箏、笙等に副ふて、その節をなす、而して神樂には本歌、末歌あり、本末の二歌を聯ねて一雙の曲とす、(附)神樂を奏するには、春夏秋冬を問はず、必ず夜を以て例となす、故に大抵點燈の時に始まり、鶏鳴の前後に終る、其鋪設は、庭上に神樂舎を造り、三面に幔を周らし、獨、神前的一面を開き、前に庭燎を焚く、黃昏に至れば、伶官皆祭服を着け、幔中に入り、左右に本方末方の座を分ち、歌人、和琴、横笛、篳篥等の召人排列す、其中一人、頭に纏冠を戴き、身に關腋の袍を着け、笏を握り、腰に太刀を帶び、手に賢木の枝を持つ、これを人長といふ、蓋し神樂人に長たるの意なり、仕置既に定まり、笛先づ音取を吹き、次に篳篥音取を吹く、是時人長庭燎前に進み、足地を蹴るの狀をなし、本末の各員に指揮して神樂の曲を奏せしむ、即ち取物神樂を始め、神了て人長起て舞ふ、酒一巡の後に才男を召し、了て狹居張を始め、其胸了て人長起て舞ふ、了て人長召人に膝を賜ふ、内侍所神樂には、當夜天皇温明殿に渡御ありて御拜あり、并に觀樂の御座に就き賜ふ、我邦凡百の雅樂中、神樂を以て尤も嚴重

カクモ

カクモ 樂屋 樂を奏する所、王朝時代公卿以上の庭の池に築きたる中島に建つ、皆臨時に設くるなり、北山殿行幸記に、樂屋綬結の幔など、きらき

カクモ

カクモ 樂屋奉行 室町時代、臨時の職名、將軍諸大名の第に赴く時、諸家に於て臨時に之を設けて猿樂の樂屋を構へ、造り、或は裝飾する事等を掌る(武家名目抄)

カクモ

カクモ 神樂 名義 雅樂の一種、神祇を祭る歌舞を云ふ、ミカグラとも、カカグラとも云ふ、我邦上古の歌舞にして古來より尤も尊重せらる、古くは神遊と云ふ〇神樂は、數種の歌を合せて一大成となす、故に歌を以て主となす、笏拍子之れが節をなし、琴之に和し、笛、箏、笙等に副ふて、その節をなす、而して神樂には本歌、末歌あり、本末の二歌を聯ねて一雙の曲とす、(附)神樂を奏するには、春夏秋冬を問はず、必ず夜を以て例となす、故に大抵點燈の時に始まり、鶏鳴の前後に終る、其鋪設は、庭上に神樂舎を造り、三面に幔を周らし、獨、神前的一面を開き、前に庭燎を焚く、黃昏に至れば、伶官皆祭服を着け、幔中に入り、左右に本方末方の座を分ち、歌人、和琴、横笛、篳篥等の召人排列す、其中一人、頭に纏冠を戴き、身に關腋の袍を着け、笏を握り、腰に太刀を帶び、手に賢木の枝を持つ、これを人長といふ、蓋し神樂人に長たるの意なり、仕置既に定まり、笛先づ音取を吹き、次に篳篥音取を吹く、是時人長庭燎前に進み、足地を蹴るの狀をなし、本末の各員に指揮して神樂の曲を奏せしむ、即ち取物神樂を始め、神了て人長起て舞ふ、酒一巡の後に才男を召し、了て狹居張を始め、其胸了て人長起て舞ふ、了て人長召人に膝を賜ふ、内侍所神樂には、當夜天皇温明殿に渡御ありて御拜あり、并に觀樂の御座に就き賜ふ、我邦凡百の雅樂中、神樂を以て尤も嚴重

カクモ

カクモ 樂屋 樂を奏する所、王朝時代公卿以上の庭の池に築きたる中島に建つ、皆臨時に設くるなり、北山殿行幸記に、樂屋綬結の幔など、きらき

カケラ

の儀式とす。○奏樂の順序は(一)庭燎、無拍子の曲、先づ笛、箏、琴と順次之を奏し、次に笛、箏、琴を合奏す、之を管合と云ふ、次に本拍子人、庭燎の歌を獨吟し、次に本拍子人亦之を獨吟す、之に和するに、たゞ和琴の管振を以てし、笛、箏、琴を加へず、其歌、ミヤマニハ、アラレフルラシ、トヤマナル、マサキノカヅラ、イロツキニナリシ(二)阿知女、倭琴の管振を奏す、本末拍子人、交々獨吟す、詞あれども曲にあらず、委しくは「アチメ」の條を見よ(三)間箱音取、笛を獨吹す、琴、箏、琴を用ひず(四)賢木、静拍子の曲、歌に本末あり、附歌は即ち助音、倭琴、箏、箏、琴、其歌「サカキバノ、カチカガハシミ、トメクレバ、ヤソウゲビトゾ、マトキセリケル」本歌「カミガキノ、ミムロノヤマノ、サカキバノ、カミガキノ、シヤリアホニケリ」(五)韓神、曲奏の法賢木に同じ、(六)早韓神、揚拍子の曲、歌に本末あり、助音三樂器皆和す人長の舞あり(七)萬枕(八)篠波(九)千歳已上凡て賢木に準ず(十)早歌、本末あり、初め静拍子、後ち揚拍子(十一)星、三首と稱す、三曲あり、先づ星の音取を奏し、助音三樂器皆和す、静拍子なり(十二)朝倉、静拍子先づ笛、次に箏、琴、次に本歌、次に末歌、本末拍子人之を獨吟す(十三)其詞、初め静拍子、後ち揚拍子、概れ早韓神に準ず、人長の舞あり(十四)天照大神天石窟に籠らせ給ひし時、石屋戸の前にて祈り奉る時、天鈿女命天香山の天日蔭を蓋とし、天眞折を手繰に繋ぎ、小竹葉を香草に結び、手に鐙著たる矛を持ち、情覆て踏とるかし、歌舞したるを始めとす、神樂の文字は萬葉集に、さ々なみな神樂聲とす、大同中の古語拾遺、貞觀儀式等に神樂の字見えたり(十五)奈真朝以來は、朝廷の豊樂殿中の清嘉堂にて、臨時神宴の時御神樂ありしが、一條天

カケラ

皇の御代より、殊更に内侍所の庭上にて、隔年十二月に必ず行ふこと定めたり、白河天皇承保中より毎年行ふこと定めらる、今傳ふる神樂歌は、中右記は貞觀中の撰定を尤も古とし、天治本神樂譜には、延喜二十一年勅定としたれど、黒川春村は、此は舊譜にして、今のは圓融花山兩朝の間、左大臣雅信、催馬樂と同じく撰定せしものなるべしと云へり○歌曲は、庭燎、管合、阿知女、神、神、杖、箏、弓、劍、鈴、柺、葛、韓神、開韓神、早韓神、(神以下を採物と云ふ)宮人、木綿志天、難波波、前張、附香取、井奈野、胎母古(宮人以下を大前張と云ふ)駕枕、閑夜(閑野)磯等前(磯等)篠波、殖春、總角、大宮、湊田、蟻蟻(蟻)駕枕以下を小前張と云ふ)千歳早歌、星(明星)得錢子、木綿作、書目、可立、朝倉、其詞、龍殿、酒殿(千歳以下を雜歌と云ふ)等とす、其多くは亡びて、今は儀式の條にあるもののみ行はる、阿知女は作法と稱して歌曲にあらず、委しくは「アチメ」を見よ、採物とは、人長の此等を取りて舞たるより起れる名なり、之に歌を添へて誦へり、歌は大抵三十一文字にして、奈真朝以後の調を帯びたり、餘興に催馬樂を歌ひ興したるが故に、終に神樂歌の語中に収めて、一部とはなし來るなりと云ふ○伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻賀、春日、日吉、貴船、今熊野、新宮等の神社は、古來傳習の神樂を奏し、又は朝廷の樂人參して執行す、又祇園、大原野、吉田、北野、熱田、熊野本宮新宮那智等の社は、嘉祿元年十二月藤原賴經將軍の時武家の沙汰として行ふと云へり、以上は何れも朝廷のと大差なきも、梓樂大社、鹿島香取兩神宮の如き舊社には、自ら古來相傳の樂あり、其他諸社にて行はるは、里神樂と稱し、鼓、銅拍

カケラ

子を撃て、巫女の舞を云へり、又大神樂あり、ダイカケラの條を見るべし、猶雅樂(カケラ)參看(音樂略解、如聞社話、歌舞音樂略史、芝草盛氏説)カケラウ 閑老 老中の異稱、ラウガニシヲ見よ、カケラチカノヒガシノミサザキ 神樂岡東陵 陽成天皇の御陵、山城國京都市上京區淨土寺町に在り(陵墓一覽)○諸陵考に、今愛宕郡岡崎村神樂岡東陵に在り、高三尺、東西六丈許、南北七丈許と見えたり、カケラヲトコ 神樂男 神樂の事に預る役人、八乙女に對しての稱、嚴島團會社家役人職名に、神樂男六員あること見えたり(神道名目類聚抄)カケラヲトメ 神樂乙女 巫(カンナギ)を見よ、カケラフエ 神樂笛 神樂器の名、一名和笛、長笛、及び大笛ともいふ、神樂用なるを以て此名あり(神道長一尺五寸(或云、一尺四寸七分)七孔あり、吹口と孔との間を歌といふ、首方に節あり、吹口以上を竅にて塞ぎて後ち櫻皮を巻き、首に鉛を盈て、竅にて固め、鉛を以て、首端を張るといふ(思)太古天鈿女天香山の竹を採りて風箏を羅り、和氣を通じたるもの其起りなるべし、延喜式の時、和氣を通じたる樂師は、任用し得ずと定めらる、鳥羽天皇の時、横笛の一感調に合ふほどの笛なりしを、太く作られしといふ、雅樂(カケラ)の挿箱參看すべし(延喜式、樂家錄、樂器考)カケレイ 革命 曆法にいふ語、易緯に因り、甲子を革命といふ、革命(カケレイ)を見よ、カケレウ 學科 名義 王朝時代文學生の才藝優長なる者に給する學科田を云ふ、大學雅樂院

カケウ

典藥寮等の生徒に給するを勸學田と云ひ、兵士の習射する者に賜ふを射田と云ふ(起)聖武天皇天平二年大政官奏す、大學生徒、性識聰慧、藝業優長なる者十人已下五人已上を撰び、季服食料を給ひ、學問を勵ましむ、又陰陽醫衛生徒各三人、囉曆各二人、並に大學生に準ず、是れ學料を賜ふ始めなり(勸)孝謙天皇天平勝寶六年、射田を五畿七道に置き、天平寶字元年禮樂の學生、天文、陰陽、曆、算、醫、針等に公解田を置き諸生に給し、光仁天皇天應元年太宰府管内に射田學田を置く、桓武天皇延暦四年侍讀菅原古人の衣料を其四子に給て、學業を勤めしむ、儒家特に出學し、其利息を以て學生の榮料に充つ、尙ほ詳しきことは、勸學田(クワンカクテン)、射田(シヤテン)、榮料(サイレイウ)の條を見よ(續紀、類聚國史、三代格、公卿補任、食貨志)カケウ 覺和 名義 日圓房と號す(高)野山成就院の開基、當時山中八傑の一と稱す、櫻池院慧深の室に入りて、灌頂法を禀け、密教を細書す、特に音聲善し、三藏院に住して執行職を掌る、正和二年、後宇多法皇高野山に幸す、和、弘法大師の影前に於て誦經す、辭音清亮、法皇慶賞して止まず、後ち成就院に移りて終る、又畫を善くす(本朝高僧傳、續本朝高僧傳)カケウ 笳管 箏樂の一名、「ヒチヤキ」參看、カケウ 加冠 元服の時に元服者に冠を被らしむる人を云ふ、古くは引入と云ひ、近くは烏帽子親と云ふ、尤も其人を重んじ、當日着座中最上首の人なり、天皇には大臣以上之を勤む、皇太子の加冠には傳を用ひ、親王以下は徳望ある人を選任す、

カケウ

攝關の子には、時に天皇親ら加冠し給ふことあり、納言參議等には、高貴の人を撰び、鎌倉將軍には北條氏、室町將軍家にては畠山、細川、斯波の三職、江戸幕府にては大老、これをつとむ、武家に於ても各自信賴する士を頼みて烏帽子親となし、其名の一字を申受けて、實名となせり、元服(ガンブク)參看(古事類死禮式部)カケ 鹿毛(騮) 馬の毛色の名、鹿の毛に似て茶褐なるものを云ふ、和名抄に、騮馬毛詩注云、騮音留、漢語抄云、騮馬鹿毛也、鳥騮鹿毛也、黃騮赤栗毛也、紫騮黑栗毛也、赤身黑騮馬也と見え、續紀寶龜元年八月鹿毛馬を若狹參神八幡宮に獻せし事見えたり、保元物語義朝白河殿夜討條に、山田小三郎伊行は鹿毛なる馬に黒鞍置て乘たりける云々とあり、此外吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記、太平記等にも屢々見えたり、又赤鹿毛白鹿毛の種類あり、馬(ウマ)參看カケイ 嘉慶 名義 後小松天皇御宇の年號、至德四年八月二十三日改元、代始に依てなり二年にして康應と改元す(毛詩正義に、將有嘉慶、祜祥先來見也)とあるに據る、從三位菅原朝臣秀長之を勸進す(元認別錄、年號譜)カケエ 影繪 火影に色々の形、動作等を顯はす遊戯、一に寫繪とも云ふ、江戸時代、寄席にて之を興行す、因樹屋書影に、燈籠取影、以遠近爲大小、若今人爲、戲者云々とあるは、これ今のかげ繪なり(遊遊笑覽)カケヲ 懸緒 冠の緒、今は組懸(クミカケ)といふ、同條を見よ、カケヲ 掛緒 やなぐひの右の弦につけし緒をいふ、是を負ふ時左の肩と、こうけ緒をば右の腋下より出し、それにかけてむすぶなり、然るに後世

カケオ

腰緒と云ふものを作り出し、其の先に鏝を付て其にかけ緒をつくるなり、蓋し寶徳元年小笠原備前守持長の書きし弓矢名所と云ふ書に出來しもの始めならん、或は云ふ、平胡録のかけ緒を學びて付けしものなりと(古今要覽)カケオチ 駈落 江戸時代、逃亡すること、いふ、出奔の略語なりといふ、百姓駈落の旨届れば、家族ある者は、家族並に親類五人組村役人を呼出し、駈落の始末を吟味し、不埒の筋喧嘩口論等に駈落せしか、其子細に依て係り人より時に隨ひ、口書等取調べ奉行所に伺ふ、又財政不如意の爲めに逃げれば、勘定所に届出で、六箇月間相尋ね、尋出ざる時は、尋方等閑の趣を以て親類村役人を叱置き、請證文取り、永尋申付け、相續人無之者の跡株は親類引請け、親族なきときは、建家財を入札し、田畑は村の總作と爲す、後に駈落人立戻りし時、罪なき者は田畑を渡し、罪ある者は科罪に處せらる○百姓町人の下人駈落したる時、尋ねると否とは、主人の心次第なれども、請人方にて尋出てざる旨、其主人より訴あらば、通例の駈落人と同様に取り計ふ○奉公人駈落の訴出あるも、三日以内は駈落とならず、若し奉公人金子十兩以上、雜物代金に積り十兩位より已上の取逃は死罪と爲し、金子一兩持先の使より駈落したる下人は死罪に處す○召使の下男女女一同に駈落したる時は、其主人より人主請人へ懸合て尋ねしめ、官よりは別に尋ねること申付ざるなり○凡て駈落人の尋方は、無罪のものは、親子兄弟其外の親類一同に申付るも、罪科ある者は、身内或は關係の親き者をして尋ねしめざる定法なり、人殺其外重き科ある者の駈落者は、其者の親子兄弟等身近き者一人牢舎せしめ、若し近親族無ときは、近縁の者に

カケオ

牢舎させ、其外の親類五人組村役人へ命じて尋ねしめ、若し親類縁者なき者は、五人組の内判頭の者に牢舎を申付、六箇月相尋ね、出されば尙又百日限尋ねしめ、其上にも尋ね出ざる時は、過料又は手鎖等の罪に處し、其科の品により親類の内一人中追放となり、餘は過料を命ぜられ、初めより入牢せし者は差免し、永尋を申付、出奔人見當次第召捕差出さしめ、若し見逃し外より見付出して訴出づれば重科に處せらる、旨申渡し、一件の者より證文取りて事落著するなり(地方凡例録、徳川禁令考)

カケオビ

掛帯 裳につけたる帯、中古女の裝束に用ひたるもの、玉だすきの類なり、地に繻あり、から衣著て、次に裳のかけ帯を頭にかく、倭訓栞に、土佛伊勢參詣記に、木綿製の白きなをもて、男は冠を結び、掛帯の赤をもて女は身を裝る、是則陽は水をもて耳を潔め、陰は火をもて身を清むる姿也と見ゆ、されば、陽神小戸のみそぎは、祓除の始也、陰神泉津へぐひは穢火の縁也とあり、

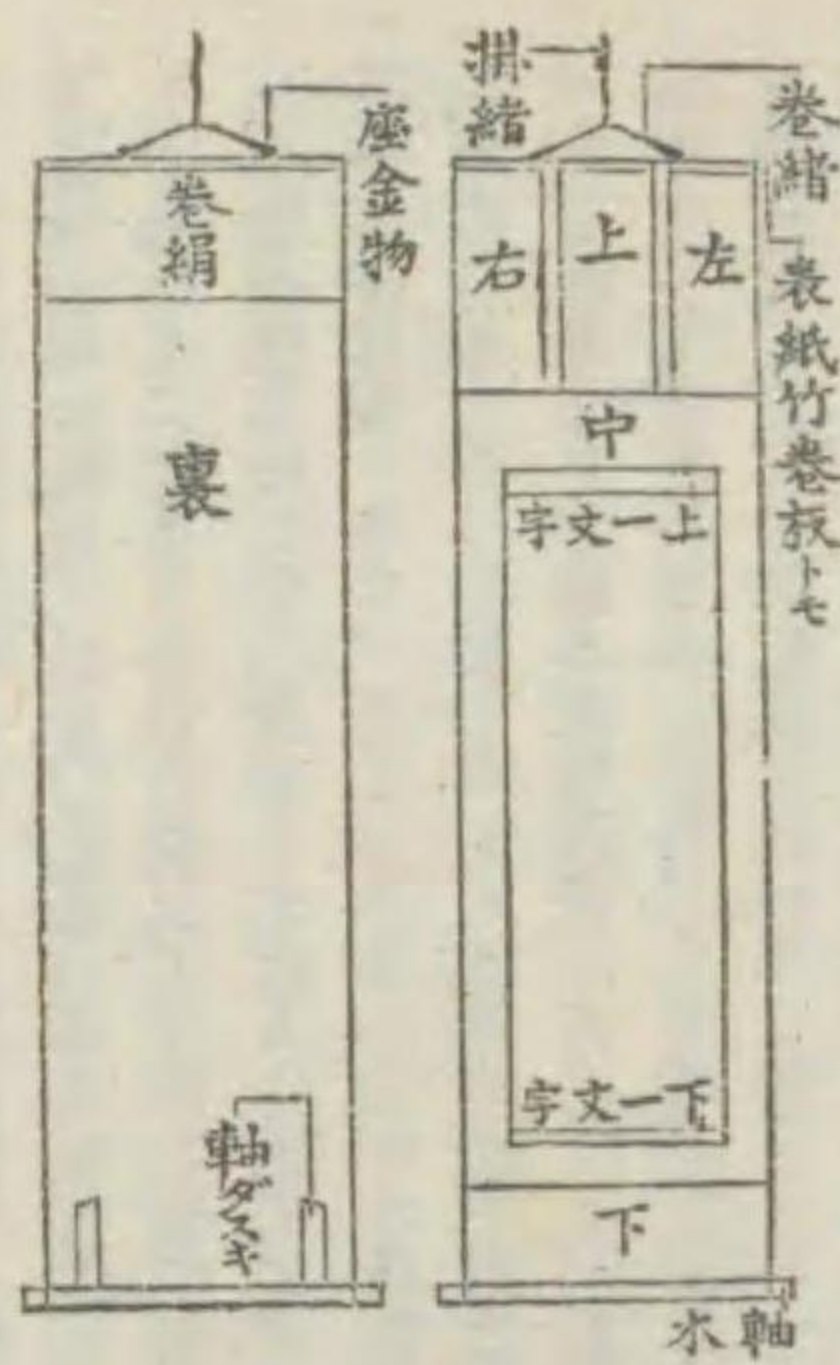
カケカウ

掛香 香を入れたる袋、又匂袋とも云ふ、夏期諸臭を拂はん爲め、香を小袋に納れ、袋の左右に紐を通して頭に掛け袋を懐中したり(雅州府志、歳時記栞草)

カケガハシヤウ

掛川城 所置遠江國佐野郡掛川(原)天正十年八月今川氏創めて此地に築き、朝比奈泰能をして守らしむ、永祿十二年石川家成之を攻め取る、豊臣氏の時山内一豊之を領す、關ヶ原の役、山内職功にて土佐高知に移封するや、松平定勝を封す、其後安藤直次(元和三年二月封)、松平定綱(元和五年十二月)、青山幸成(元和九年十月)、朝倉宣正(寛永二年正月)、松平忠頼(寛永十二年十一月)、本多忠義(寛永十六年三月)、松平忠清(正保元年

和表具、紙表具等の別あり○掛軸は巻本より轉せるものなり(附)圖に就て示す(書言字考、塵添塵蓋抄、嬉遊笑覽、雍州府志、三百箇條)



カケスアヲ

掛素襖 十徳の事を關東にていふ詞、シツトク(參看(宗五大紳士))

カケチカラ

懸稻(懸稅) 「カムナカラ」を見よ、

カケツカサ

兼官 「ケンクワン」を見よ、

カケツギ

懸繼 軍陣の時二番乗のことを見よ、

カケドコ

掛床 江戸時代床店的一種、土庫の側、又は建物の横などに店を設け釣下げ家根に上ヶ縁を取付たるものなり、床店(トコミセ)の條參看すべし、

カゲトミ

影富 江戸時代に行はれたる博奕の一種、第付ともいふ、一の富を當物として、一錢二錢を賭となすなり、毎月目黒、谷中、湯島三箇所の一の富の出番を以て影富の當りと定む、而して本富の當りを用ふるに故、何處の富にても突もの、當日其當りを見て知らざる者、大路を駆け走り、富の出番といふべきを、密に行ふ、影富の爲なれば、憚り

カケス

カケバ

カケホ

カケガ

三月)、北條氏勝(慶安元年九月)、井伊直好(寛治元年十一月)松平忠憲(寶永三年正月)、小笠原長熙(正徳元年二月)等封せられしが、延享三年十二月太田資俊五萬三千石に封せられてより、子孫世襲して明治維新に至る(遠江國風土記、掛川志稿、明治政覽)

カケガミ

懸紙 申文書状など巻きたる上を包む紙、又巻紙とも云ふ、建武年中行事吉書奏の條に、文を御覽す、其作法先づ文は下におきながらかけ紙をひるけて云々」と見えたり、

カケカンバン

掛看板 江戸幕府評定所の規則をいふ、其規則左の如し(江戸會誌)

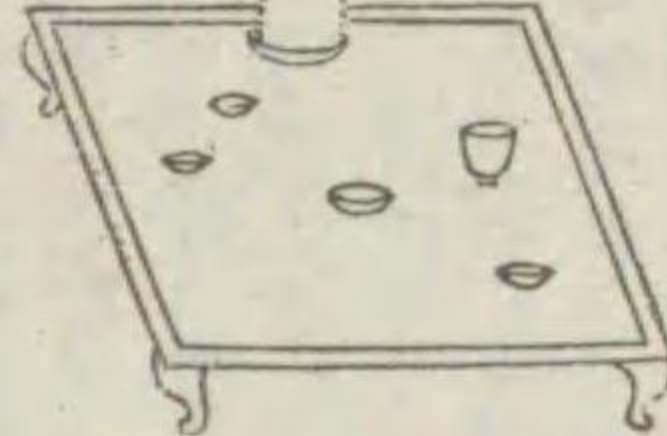
- 一 寄合之式日毎月二十二日二十三日若 公儀御用有之而式日及延引者翌日可爲寄合候事
一 評定衆寄合場へ卯の半刻罷出申刻可有退散事
一 寄合場へ役者之外一切不可參預音信停止之事
一 公事人老人若輩并病者之外外添停止之事
一 公事に罷出候者雖爲御直參之輩不可帶脇差事
一 公事人雖親類縁者知音之好評定衆於寄合場不可取持事
一 從遠國參公事在江戸久敷次第可承之當地之公事者其日之帳面之先次第可承之事
附不承して不叶儀并急用は格別之事
一 公事人へ不審申掛候儀者其筋々の役人可動之惣座中も無遠慮存寄之通可申事
一 公事裁許之以後其筋之役人公事之留書可致之伊豆守豐後守加賀守其日之公事之留書寫させ可被申事
一 公事其日落着無之儀は其評定衆翌日寄合可被申付不相濟儀者年寄中へ談合仕其上可致言上事
一 公事役者之所にて承候内寄合場へ可出之公事に於ては置人跡置相出之無遠慮可有之事

カケパン

懸盤 王朝以來貴人の用ひたる膳具、もとは四本足の臺の上に折敷を載せ懸る様にせしもの、後世は折敷に四本足を着けたり、三口中傳に、如高坏面、有四方縁、其面押織物也、裏井足摺、具、足各別也、四角立縁、上下有横縁、四方牙象を彫也、足の四角内に合て、面の下裏に保會付て居、之也云々(安齋云、象牙は齒牙の並べる如く高く低く彫りたる也)懸盤足用洗紫檀等之時、折敷面同之、仍准其儀可同足色、之由所申也云々」と見えたるにて明なり、或は高坏と同物なりと云へるは誤なり(古器考、安齋隨筆、嬉遊笑覽)



(載所記驗日春)



(載所卷繪語物花榮)

カゲヒバリ

鹿毛雲雀(驢) 馬の毛色の名、鹿毛色の馬にて、春の黄なるものをいふ(爾雅)

カケフタ

掛札 江戸時代、百姓等の入作及び越石に至るまで、年々の租税を能く知て、免割に慮妄なからしめしが爲めに、年貢高、風付、段取等を委細に書き別けて、其村の高札場、又は名主庄屋の門、或は戸口の上など、諸人の見安き處に、板

カケク

一爲過意籠舎之者評定衆相談之上定日敷其日限相濟候は、自籠可出之事
附預け者永々敷不差置急度送穿懸可濟事
一 裡判及召状を請運參之者其所之遠近を考積日敷依輕重或籠舎或は可爲過料事
右之條々可被相守之者也
寛永十二年十二月二日 讀 岐守 大 炊頭

カケクマ

懸久眞(懸稻) 「カムナカラ」を見よ、稻をクマとよむ訓もあるなり、

カケコミウツタヒ

駈込訴 江戸時代、所轄の役所に訴へずして、評定所又は三奉行、或は幕府重臣の家、或は領主の家などに訴ふるをいふ、越訴の一種なり、(参看(古事類苑法律部))

カケコミモノ

駈込者 江戸時代、人の屋敷へ逃がれ入る者をいふ、地方落穂集に、右御大法屋敷四五町程の間にて人を討、跡より人を付られ候か、又は追かけられ危か、立退方無之節、無是非一欠込候者を欠込者申候、箇様の族は、進退候り候間圖申義本意、屋敷十五町先にて人を討、何れの方へも立退安き首尾有之所欠込候は、欠込者とは被申間敷候、左様の族は、様子得と申間、屋敷退候様に可致事、刀脇指も不指、袖許さし候て欠込者は欠込者の沙汰に不及、狼藉者に可爲沙汰候事云々とみえたり、

カケシク

掛軸 名義書畫を裝演して之を壁間に懸け、以て室内の裝飾に供するもの、又掛物、懸物とも、掛繪、懸繪とも云ひ、單に軸とも云ふ、又掛字掛繪とは書畫を區別して云ふなり(附)圖形體にてきて立物、横物、大軸、小軸、小繪、懸繪、横繪、柱障等の稱あり、表具に就ては、讀繪、繪障、繪障、唐表具、大

カケホ

懸穂 「カムナカラ」を見よ、

カゲマ

男娼(蔭間) 名義江戸時代男子の色を驚ぐ者をいふ、中古は之を「カハツルミ」と稱す、近世は若氣、若衆、男色、野郎とも稱す、もとは「カケマ」カケラウといひしといふ(起原語彙)その始詳かならず、世俗空海の唐土より傳來せしといふ、蓋しその始めは法師等の弄事より起りしならん、平安朝の末に至りては僧侶は更なり、公卿殿上人に至るまで少年を愛するの風行はれたり、白河院は東大寺別當寛敏の兒童を寵し、鳥羽院は信通を愛し、宇治頼長は長季を寵したりき、尋で鎌倉室町を経て戰國時代に至りては、この風益々行はれ、美少年の爲めに往々戰爭する者あるに至る、蓋し猛き武士が家郷を離れて矢石の間に馳走せしを以て、行陣の隙を偷みて一夜の春を樂まんせしに歸するなり、又親王以下公卿の諸家宮千代丸の色に淫せし、と家記に見えたり、永正十四年四月十五日の條に、宮千代丸昨日上落、今晚參御禮、於小御所御酒宴云々、自註云、宮千代丸美少年有二百歳云、此兒猿樂元爲器用也、二三ヶ年密々令候禁中ことあり、江戸時代にも武士は尙ほ戰國の殺伐なる風を受けて女色を賤しき、美貌の少年を喜び、之れと兄弟の契を結び、死を約す、當時僧侶は勿論貴族には兒小性あり、小身の武士には小章履取其他俗家間に流行し來りて終には之を觀ぐもの出で來るに至る、多くは若衆歌舞妓の役者等なり、幕府は其弊に堪へずして、承應元年之れを禁ぜしが、更に物真似狂言盡の名を以て之を

に書きて懸置くものを云ふ、享保の初頃より始まる、此掛札下は役所にて作り、村々へ渡す、年貢納方等に付き村役人共姦邪の事を成さしめざるためなりと云ふ(地方凡例録、田園類説)

カケマ

再興せり、幕府は其弊を矯めんが爲めに、役者は凡て前髪を剃らしむ、これを野郎と云ふ、女形は月代の上上手拭又は真綿、或は紫縮緬の帽子を當つ、其鬘治妖嬈却て舊に倍し、益々嫵客を迷はするに至れり、元祿頃は益々流行し、寺社の扇額にさへ、野郎の嬌姿をかゝるに至る、從て野郎の中宿なるもの出来たり、野郎は大抵十二三歳より十八九歳迄にして其嬌家を小供茶屋或は隆間茶屋と云ふ、野郎中技藝ありて、舞臺に演技するを舞臺など云ひ、専ら宴席に侍するを隆間と云ひ、諸國を廻るを飛子と云ふ、客は主に武家僧侶の徒なり、中には婦人も之を買ひたりと云ふ、その風俗もとは一種若衆姿の風を存せしが、寛保より明和安永に及びて、専ら婦女の如く、染色の振袖を纏ひ、幅廣の帯を締め、頭は島田に結びて、鬘を張り、齒を涅め、紅粉を施し、一見婦女子の如く装ひたり、而して其勢力又遊女に劣らず、當時江戸のみにして、遊里十數ヶ所、二百三十人の多きに及びたり、此他江戸には香具賣とて、物賣るさまにて諸家へ出入し男色をひきまきもありき、寛永より元祿の頃に流行したり、元祿以後は女色漸く流行し、加ふるに寛政の嚴罰に遭ひ、天保年間に至りては其遊里僅に四ヶ所、野郎二十餘人に過ぎざりき、此時又野郎姿に復す、然るに天保十三年水野忠邦の改革に、悉くこれを廢してより江戸には不倫の賣色は殆ど絶えしも、熊本鹿兒島等には、今なほ其遺風を存するものありと云ふ(寛天見聞記、江戸繁昌記、遊遊笑覽、江戸の花、如閣社誌)

カケマチヤヤ 男色樓(蔭間茶屋)

江戸時代男色をひきまき家、一に小供茶屋とも云ふ、美少年を抱へて、客を引きよせ、嗜好によりて歌舞音曲をなし、又枕席に侍せしむ、其揚代は晝夜を

カケマ カケン

問はず、一時の間(今の二時間)を小と云ひ、二時の間を大と云ふ、小とは初に着三種、次に着三つものを出し、酒は客の量ほど勤めて金一分なり、大は之に准じて知るべし、夜四ツ時(今の十時)より曉六ツ時迄を後座と云ひ、晝夜とも六時より六時までを仕切と云ふ、其遊客は大抵武家、僧侶多し、婦人も亦少なからず、茶屋の尤も多き所は、京都にては宮川町、大阪にては道頓堀、江戸にては福宜町なり、然るに元祿以後明和安永の頃に至りては益々流行し、其茶屋も隨て繁昌し、江戸にては福宜町のみならず、途に、芳町、木挽町、湯島天神社内、麴町平川天神社内、神田花房町、八丁堀、市ヶ谷八幡社内、芝神明前等十ヶ所に及び、男娼の數二百三十人の多きに及びたりと云ふ(寛天見聞記、塵塚談、江戸の花)

カケマト

賭物 物を賭けて的を射るを云ふ、賭別の遺風なり、貞丈雜記に、古は弓矢並弓掛等をかけ物に出し、後には鳥目をも出す事になりたりとぞ、今は鳥目は申に不及、金子などを出し、射物にはかまはずして、みぐるしき射やうをしても、中るを専らとし、かけ物を取る事を第一として、博奕の類になりたりとあり、

カケマモリ

懸守 胸に懸くる様になしたる守札をいふ、藤中舊記に、御中蔭役はをり物二つ、小袖ほかま、むれのまもり御かけ候て衣をぬし候、大上蔭は繪繪物をぬし候て胸のまもり御かけ候て御務めし候云々とあり、

カケン

嘉元 後二條天皇御宇の年號、乾元二年八月五日改元、代始を以てなり、三年を經て徳治と改元す、開闢藝文類聚に、賀老人星長二曰、嘉元三年吉弘無量之祐、降克昌之祥、普天同慶、率王合、觀とあるに據る、從三位行勘解由長官菅原

カケモノ

射禮の時の賭布(江次第抄)カケモノノジャウ 懸物狀 鎌倉室町兩時代における訴訟文書の一、訴訟の問、訴人論人互に其説を證せんが爲めに、自己の所領を賭する意を記して官に上る者云ふ(古事類苑法律部)○御成敗式目追加に、諸人訴訟對決時、進懸物狀事、右甲乙之輩訴訟之時、遂對問之處、或未預裁許之族、爲散懸物、稱懸物、稱懸物、或所申爲非據者、以論人之所領可宛給敵人、由、相互懸其狀之間、各任食欲之心、爾好喧嘩之論、自今以後、進懸物狀之時、於致濫訴者、早以所載懸物之所領、可宛給他人之旨可令書載也とみえたり、

カケヤ

掛屋 江戸時代、兩替を爲す所をい

カケム カケヤ

在兼之を勘進す(元祿別錄、年號譜)カケムシロ 掛席 筵にへりを付けて、暖簾の如く下るを云ふ、室町時代殿中に用ふ、貞丈雜記に、かけむしると云ふ事舊記にあり(三好亭御成記又東山殿年中行事にあり)、東山殿年中行事に云く、上の御末は三間、梁に九間迄は遺戸高閣也、真中に柱あり、其の際の戸兩方へ一本宛開く、此の口に掛席あり、但二枚の筵四ツに切り縁をとりぬひ合はすとあり、是れ疊の表にへりを付けて、暖簾の如く下るなりとあり、按に江次第に、上懸座に着する時、後に筵を張りたること見えたれど、殿舎の中に筵をたる、事見えざれば、室町時代より始まりたるもの、如し、カゲモエギ 影蒨黃 染色の名、今トクサ色など云ふ類なるべし、貞丈雜記に、宗五一册披書に、かきもえぎと申して、箱屋にて染候候、色々紋をつけて、もえぎくるみて染めたる小袖にて候とあり、もえぎ黒みあらば即トクサ色なり云々とあり、カケモノ 賭物 射禮の時の賭布(江次第抄)カケモノノジャウ 懸物狀 鎌倉室町兩時代における訴訟文書の一、訴訟の問、訴人論人互に其説を證せんが爲めに、自己の所領を賭する意を記して官に上る者云ふ(古事類苑法律部)○御成敗式目追加に、諸人訴訟對決時、進懸物狀事、右甲乙之輩訴訟之時、遂對問之處、或未預裁許之族、爲散懸物、稱懸物、稱懸物、或所申爲非據者、以論人之所領可宛給敵人、由、相互懸其狀之間、各任食欲之心、爾好喧嘩之論、自今以後、進懸物狀之時、於致濫訴者、早以所載懸物之所領、可宛給他人之旨可令書載也とみえたり、カケヤ 掛屋 江戸時代、兩替を爲す所をい

カケユ

ふ、金員をかけ置く意より出でたりといふ、幕府の掛屋は、鴻池善右衛門、白山安兵衛の二人之を勤め、淀川兩岸の堤防修繕に關する徴收金を村々より掛屋へ出し、兩替屋にてその金員を取纏めて大阪の金庫へ收むることを掌る、幕府より手當として諸役を免ぜしといふ、諸侯の掛屋は、幕府と性質を異にし、諸大名が大阪の藏屋敷へ送付したる米穀をばじめ、その他國産を賣捌きたる代金を預り、月々江戸屋敷の入用金(年末に至り二朱より三四朱の利子にて精算すといふ)を送ることを取扱ふ、諸侯は之を優待し、用人格或は留守居格などを與へ、又地行或は扶持米等を給せしといふ、諸侯の掛屋は、鴻池善右衛門(加賀、廣島、阿波、岡山、柳川)山中善五郎(筑前黒田)中原庄兵衛(肥前鍋島)大眉五兵衛(出雲松平)鹿島久右衛門(山口)高木五兵衛(薩摩、豊前、小倉)長田作兵衛(細川)草間伊助(盛岡)山下一郎右衛門(秋田)等之を勤む、その沿革詳かならず、寛文中諸大名が藏元を出入の商人に託したる頃より始まりたるものなるべし(史學雜誌、大名掛屋之關係)

カケユシ

勘解由使 名備、トケルヨシカ

ンガフルツカサと云む、唐名拍勘解由使、太政官の乾角、中務の正南に在り、南北二十四丈、東西四十四丈の地を占む、關西官人遷替の時、前官の任中公事の難意、官物の欠負なければ、新官より解由状を與ふるを、此使局にて勘解由の職掌とす、勘檢の有様は、延喜勘解由使に詳しく見えたり、長官一人、從四位下、次官二人、從五位下、判官三人、從六位下、主典三人、從七位下、史書八人、書生十人、使部、關西、天平以後地方官吏從從にして、兩守交替するも解由を與へず、或は解由田の賦を争ひ、朝廷屢々令すれども止まず、因りて桓武天皇始めて

カケヨ カコ

勘解由使を置き、之を勘檢せしむ、延暦十六年九月長官次官判官を任じたること、公卿補任に見えたり、平城天皇大同元年閏六月勘解由使を廢す、淳和天皇天長元年九月復して長官一員、次官二員、判官三員、主典三員、史生八員を置く、文德天皇天安元年十一月始めて官位を改めて右職員に如く一定す、武家執政の世となりて、全く有名無實とはなりたれども、尙長官は參議判官より兼ね、次官は名家五位の人を任じ、判官は六位の文筆に堪能なる者に任じたり(續紀、三代實錄、類聚國史、三代格、延喜式、職原抄)

カケヨロヒ

掛甲 ケイカフを見よ、

カケリウ

陰流 新陰流(シンカゲリウ)を見

カコ

水手(水主) フナコともいふ、棹楫

を取りて船中の事を治する人、櫓子の義、書紀神功皇后五年の條に、竊分三船及水手、載微叱早岐、云々とみえ、フナコともみたりしが、應神天皇の頃より、カコといへるが如し、應神十三年紀一書に、天皇幸淡路島、而遊獵之、於是天皇西望之、數十乘鹿浮、海來之、便入于播磨鹿子水門、天皇謂左右曰、其何樂鹿也、泛巨海、多來、中略、對曰諸縣君牛、是年著之雖致仕、不得忘朝、故以三女髮長媛、而貢上矣、天皇悅之、即喚令從御船、是以時人號其著岸之處曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子、蓋始起于是時也とみえたり、武家にては平家物語逆櫓の條にも水手と見え、建治二年北條氏高麗を征せんとして、水手を徴し、事東寺百合文書に見えたり、其後諸家に之を置き、海戰の用に供したり(武家名目抄)○江戸幕府の時、御船手の下に屬し、船に乗り、船をあやつることを掌る、即ち舟子なり、大阪、駿府、浦賀、

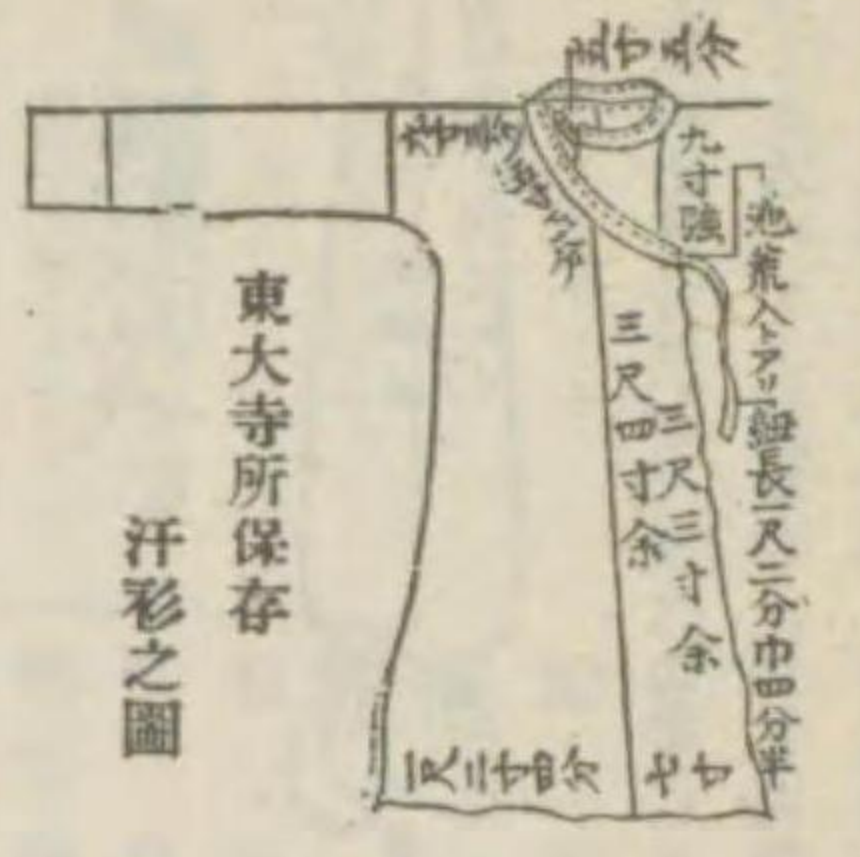
カコ

山田等に之を置く、尙ほ詳しくは、船手頭(フナチガシラ)の條を參看せよ(掌中大概)カコ 鉸具 腰帶をとむる金具、又鐙の通繩を掛くる金具にも云ふ、和名抄に、揚氏漢語抄云、鉸具、腰帶及鞍具、以銅屬革也と見え、箋註に、古革帶端有鉤、以束之、所謂帶鉤是也、靈異記云、盜寺銅作、帶銜賣者亦是、以其所餘、挿之腰間、後世呼爲上手、者其遺制也云々、今世革帶無鉤、其製與古不同、若鞍具、至今亦有有鉤、康熙字典、今凡刀柄鞍首皆有釘鉸、即此物云々、堪輿抄に、鐙のカコと云字は何ぞ、鉸具又は鉸具と書く、鐙に限らず、公家の裝束の中石帶等具也、鐙の頭の通繩を懸る所、彼の形を模する故に鉸具と云也と見えたり、カコ 駕籠 乘物の用に供する器具、倭

訓乘には、カケム義なるべしといへり、江戸時代、其製の細しきを乗物と稱し、粗造なるを駕籠と呼び習へり、新撰字鏡に、駕の字を「ノリモノ」と訓ぜり、各種類に因りて製造異なるべし、然れども概ね竹木を組み立てて之を作り、粗なるあり、精なるあり、別圖につきて其趣を知るべし、四季草に云、婦人の乗物に漆塗、時給などもしたるもあり、又めんふ入として純子などにて包みたるもあり、又織部と蘭の席にて包みたるもあり、出家の乗物は篋際にて包み、漆ぬりたるもあり、駕籠といふ物には、腰に竹籠を組で張り付く云々、徳川氏延喜九年七月町籠の作り様を制定す、曰く、長三尺三寸五分、横二尺四寸、上一尺八寸五分、軒の出端一寸五分、但し四方共蓋木幅二寸、角鐵物、腰の縁六分四方の折廻し、但四方に一本宛入、腰の籠外より見え、高三寸五分、但蓋張外皮目竹籠甲、但折返し後七寸、前一寸五分、前後共にござ色、掛蓋前一蓋、後は小あき

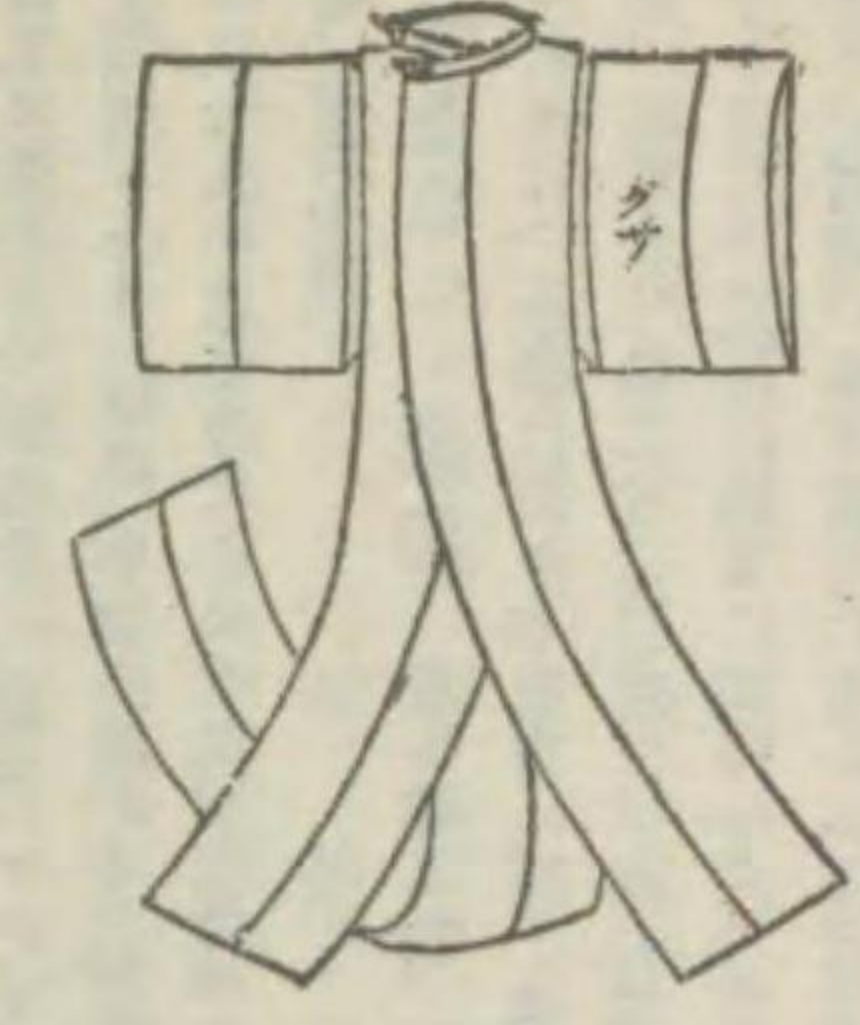
カサミ

彩の字音のまゝ稱せしなり、汗は汗を取る義、彩は單の短衣を云ふなり...



(載所考飾服世歴)

の料帛三丈七尺五寸と、見えたりども詳かならず、童女のものは枕草子に、尻長と云ひ、また櫻のかざみ、萌黄紅梅など、いみじくかさみ長くしり引きてしと見えたりば、後の方殊に長かりしなるべし、雅亮裝束抄に、し、東抄に、し、り一丈五尺、まへ一丈二尺、あ、り一尺にして三寸を出して帯にす、おほく



びのすそ六寸出してひろきを下にす、前よりおほくびは上廣にすべし、袖の廣ふたのにて二尺一寸、くびの長三尺かりきぬのくびの高二寸、くびの長三尺かりきぬのくびの様にすなり、背よりくびを出す、はたそで面ばかりを直衣袖にす、打重二尺三寸と見えたり、猶時代に依て裁縫の異同あるべしと雖も、

カサミ

今得て詳かにししが、起原貞觀儀式に、踐祚大嘗祭中、風俗歌人兩國男女各二十人、裝束男袖布摺袍各一領、襖子汗彩半臂各一領、中略、女各領巾一條、襦一領、長袖袴一領、汗彩一領、中略、云々と見え、延喜十四年三善清行意見封事に、貞觀元慶之代親王公卿、皆以生流紫絹爲三夏汗彩、云々とあるは皆汗取の汗彩なり此のものを大帷子と改めて、童女の上衣を(着用の圖)



のみ汗彩と云へるは、何頃なるか詳ならざれども、童女の汗彩を着けしは、西宮記及び天徳歌合にみえたるを始めとすべし、而して西宮記の頃は、汗彩を着くるに、端角を結びて、半臂、下裳、表袴、下袴、平帯、内親王は、腰はしき玉の帯をさし給ひ夫より以後は、端角を結びず、髪長くまげ、和、袴、表袴、平帯、

カサン

カサン 箆山 紹頓(セウセキ)を見よ、カサモチ 笠持 諸家の行列などに、長柄の傘を持つ供人をいふ、カサヤマヒ 笠屋舞 女舞の一種、慶長の頃よりあり、歌舞音楽略史に、是はもと大頭の脇にて在し者なり、醒睡笑に、大頭動進舞の脇に笠屋ツレに池淵といふものありしが、折ふしわらう雨ふりしに、「雨ふらば笠やをさせよ大かから、こもかしこも池ふちとなる」とあり(繪遊笑覽)尾崎雅嘉が群書一覽に舞の本と標して、演いで、いわが鳥、以下三十六番の目録を挙げ、其下に云、中古の舞の譜本にて、草子に類するものなり、古雅なる文句多くして、おもしろきものなり、此書にて中昔の俗語などを考るに尤益あり、多田義俊が三十箇條故實辨に、此舞の書の詞の解しがたきものどもを出して、注釋を加へたりとあり、此舞曲は謡曲とは別にして、幸若の類なり、八文字屋自笑が作の禁短氣(元祿の頃の書)に、野郎の事をいふとて、三十六番の扇の手を、目の眩ふほど稽古し、などあれば、其頃までも舞ひし事ながら今は聞えずと見ゆ、

カサリウマ

カサリウマ 飴馬 馬具を以て盛裝せし馬をいふ、裝馬又は鞍馬とも云ふ、書紀欽明天皇紀元年に、以三鞍馬贈使厚相實敬とありて、釋日本紀に、

カサリ

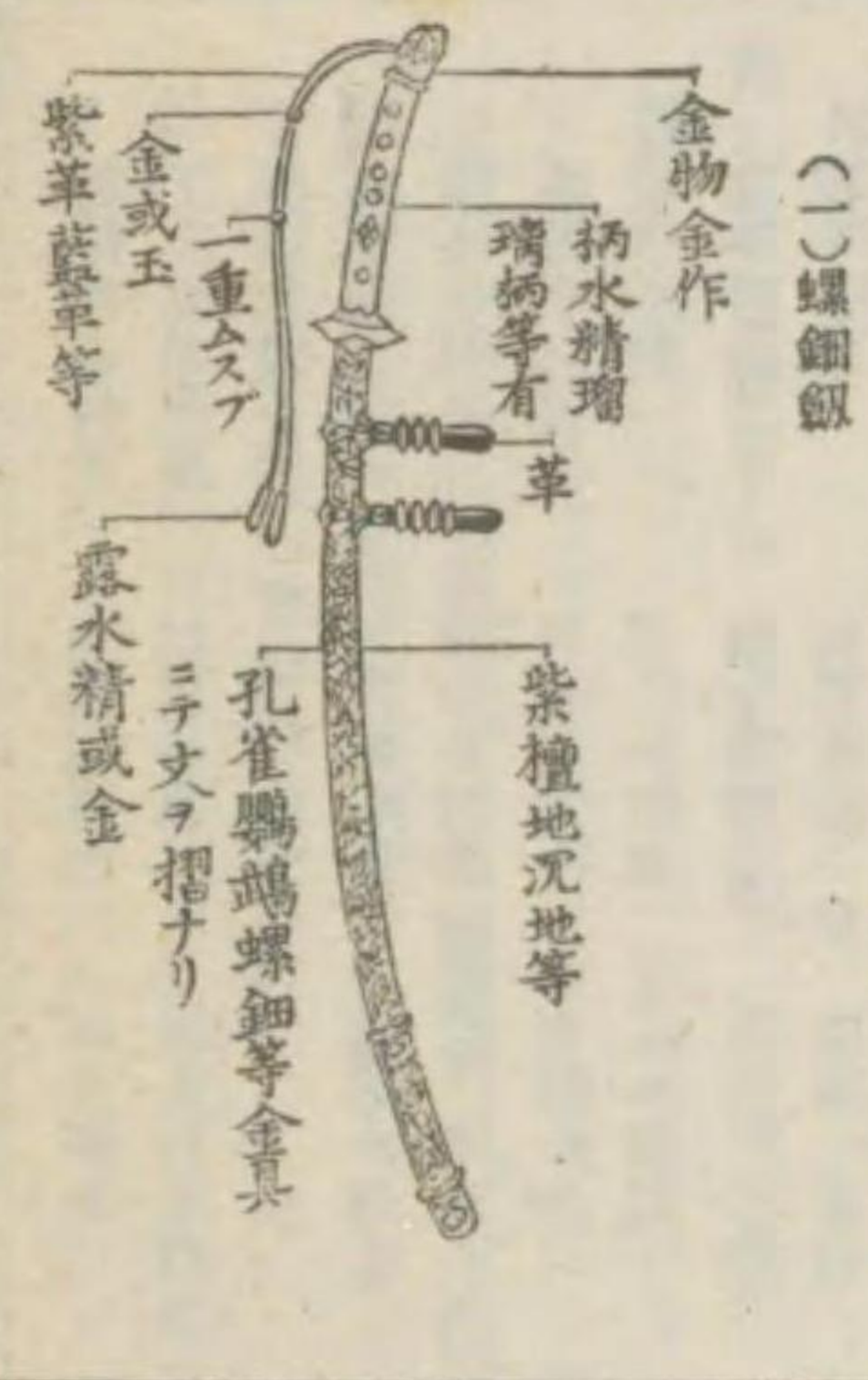
鞍馬「カサリマ」と見えたるが、朝廷に飾馬を取扱はれたる事の物にみえたる始めなり、又書紀推古天皇紀に、十六年秋八月辛丑朔癸卯、唐客入京、是日遣飾馬七十五匹、而迎唐客於新羅客、唐客入京、是日遣額田部連比羅夫、爲迎新羅客、莊馬之長、以三體臣大伴爲迎、任那客、莊馬之長、などありて、何れも唐客の來朝の時用ひたるもの、如し、その製未だ詳かならざれども、和名抄鞍馬具の部に載せたる中に、唐鞍の飾に用ふる杏葉雲珠などの名見ゆれば、唐鞍の如き製にてあるべきか、中昔より昔く世に用ふる飾馬の品種々あり、今其種類を示せば左の如し、詳しくは各條を見よ、

カサリグシ

カサリグシ 飾串 冠に附くる物、皇極紀に、

カサリケルマ

カサリケルマ 飴車 賀茂祭の時、公卿等が風流を盡すが爲めに、裝飾を施したる牛車をいふ、西三條裝束抄に、飴車とは風流の車事也、賀茂祭の使或御親前或見物車等風流を出す也、治承三年四月十一日山槐記曰、加茂祭、近衛使少將顯家朝臣車(車當色、皆五節の風流を用ふ、綱代(赤地錦を張、上ばかりなり)色紙形(色々の錦を押す、上ばかりなり)物見(青玉を以石だ、みの形を貫て、是を懸、但下の方一尺の程卷上る)物見の下(地唐銀薄を居て、其上に牡丹唐草の文をかく、紺青、綠青の燕子を畫、額縁の文を畫く、龜甲の文、紺地の錦を以銀形を押す)、前袖(左方に殿上人の直衣を着て、立たる形を彫透す)、後袖(右に意女の黄紅葉を着て立たる形を彫透す)後袖(左方に丁仕紅葉薄繡菊の唐衣を着て、透肩を着



カサリタチ

カサリタチ 飾太刀 老裝飾を施した(一)螺鈿銀

カサリセウ

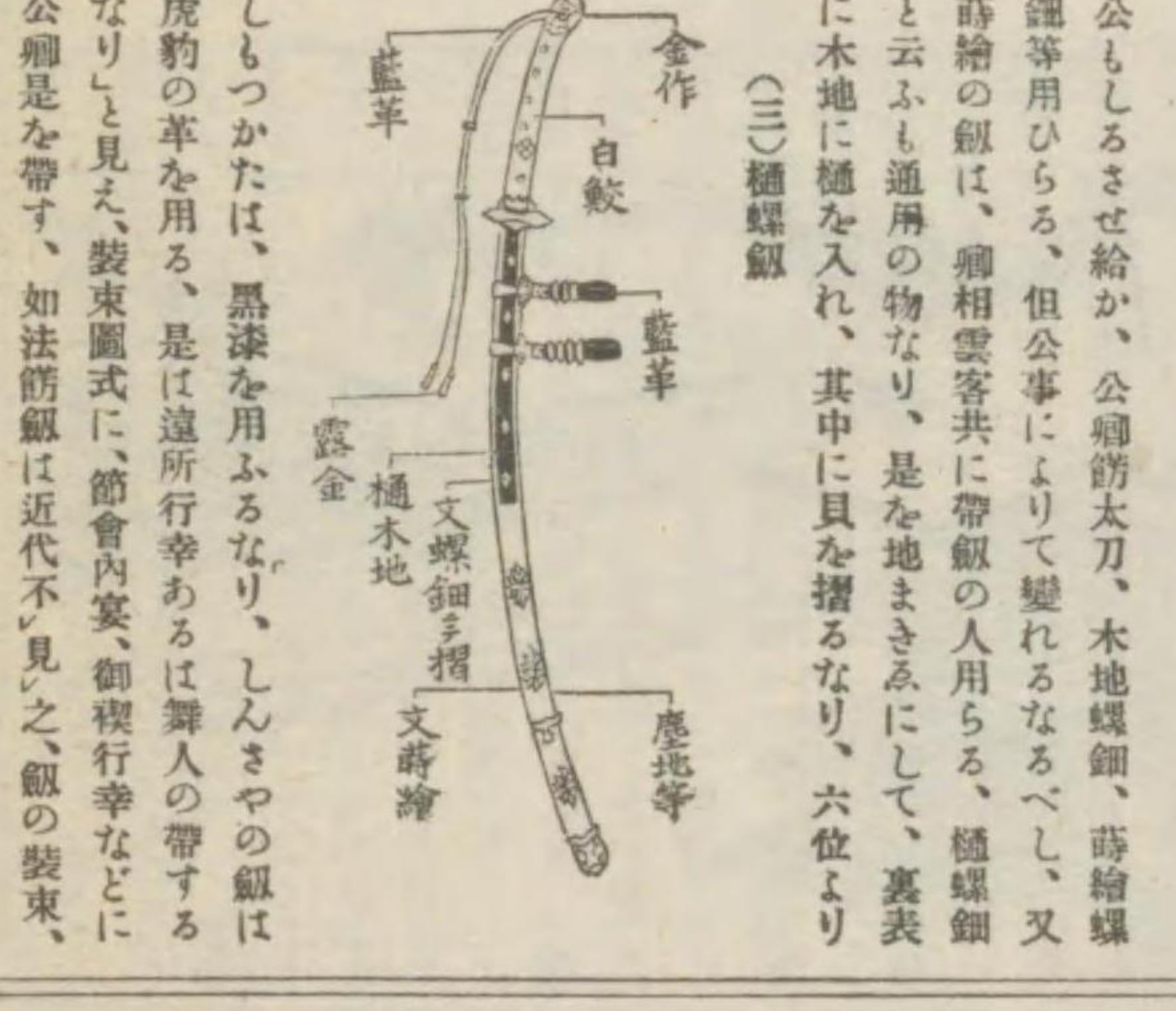
カサリセウ 飾抄 卷三卷、群書類從裝束部百十四に收む内書天皇、太上皇以下、服飾の故實を述べ、代々の記録を引き、著者の案を加へたるもの、上巻には、衣の部とし、袍、下裳、表袴、打衣、和、大口、襖、扇、帖紙、直衣、奴袴、布衣、出衣、衣冠、布袴等、中巻には、身具の部に、冠、烏帽子、老懸、銀、平緒、帶弓、箭、笏、履、禮服部に、冠、大袖、小袖、單、裳、袴、玉佩、牙笏等、下巻には、近衛次將甲の事、諸司小忌、大禮若は豐明節會小忌、舞人挿頭小忌、乘物具の部に、車鞍、馬具等の圖を記せり、元享二年五月五日、吉田内府、文明十八年從一位源朝臣通秀、十八年、天正十七年等の奥書あり(書目録)土御門大納言通方(飾抄)

カサリ

て立たる形を彫透す、右方には、衛府藏人青色の袍を着て劍を帶せし立たる形を彫透す)立板内(唐緒を畫線飾繪摺具)前慶(貫玉御簾を横なり、右の方すぢかへ横に是を切る、左の下高麗帖一枚を付、其縁繪繪、其上へ東京の錦の面を付る、五節所賣子の體也後慶(貫玉御簾を横也、右方金銅の帽額あり、打出紅白出)軟付渡(紫と青との葉あり)、遺繩(紅白打交葉纒あり)牛(紫黄院御牛)右飴車色々ありといへども、皆此類風流也と見えたるにて其大要を知るべし、

カサリ

カサリ 白鞍柄等、藍革、有馬時繪、文唐草時繪等、露金銀玉



カサリ

しもつかたは、黒漆を用ふるなり、しんさやの銀は虎豹の革を用る、是は遠所行幸あるは舞人の帶するなりと見え、裝束圖式に、節會内宴、御稷行幸などに公卿是を帶す、如法飾銀は近代不見之、銀の裝束、

カサリ カシウ

多は赤滑、又盛華者等も有例、鞘は大略木地の由を記せり、近代は飾銀代を用ふことあり...

カザリフネ 飾船 錦織を以て飾りたる船、推古天皇十六年小野妹子、隋の使者裴世清と共に歸...

カシ 家士 コケイシを見よ、カシ 家士 家人と云ふが如し、豆相記に家士と見えたり...

カシウキン 加州金 加賀國に於て鑄造の貨幣、天正より寛文に至る八十餘年間鑄造して加賀、能登、越中の三箇國に通用せしむ...

カシキ カシコ

- 梅輪内大判金 牛舌大判金 雁金判金 上字雁金判金 加賀小判 梅輪内小判金...

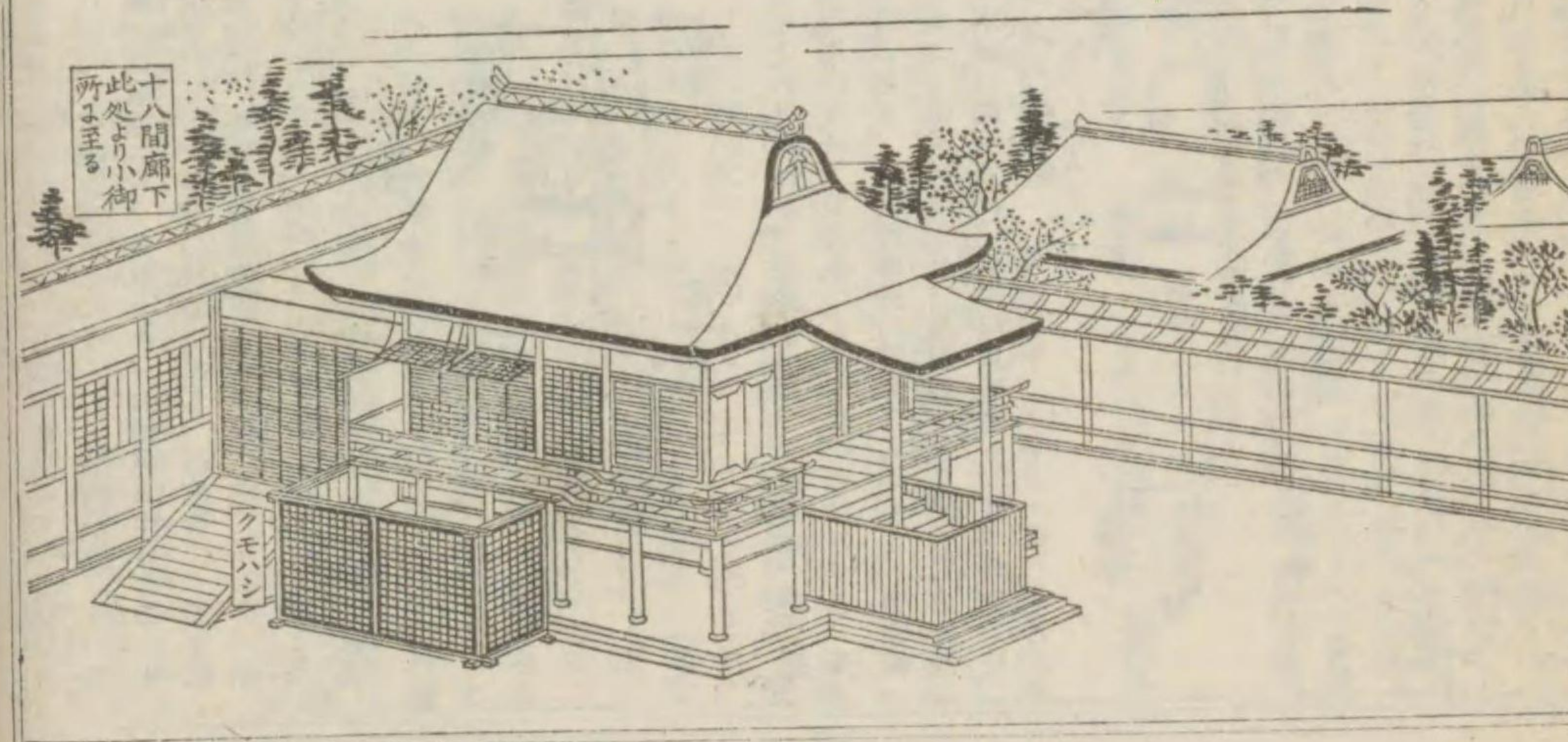
カシキヤ 炊屋 王朝時代家屋の制、飯を炊き出す場所をいふ、釜屋ともいふ...

カシコドコロ 賢所(恐所、威所、尊所、畏所) 名義朝廷温明殿内にて天照大神の御靈代として撰造の神鏡を齋き祭れる所を云ふ...

カシツケキン 貸付金 江戸時代、幕府より人民へ、貸付くる金をいふ、其種類甚だ多し...

カシドリラトシ 椋鳥威 鏡の威毛の名、椋鳥の羽色に似たるより名づく、椋鳥は鶴位の鳥にて頭毛青く...

カシコ

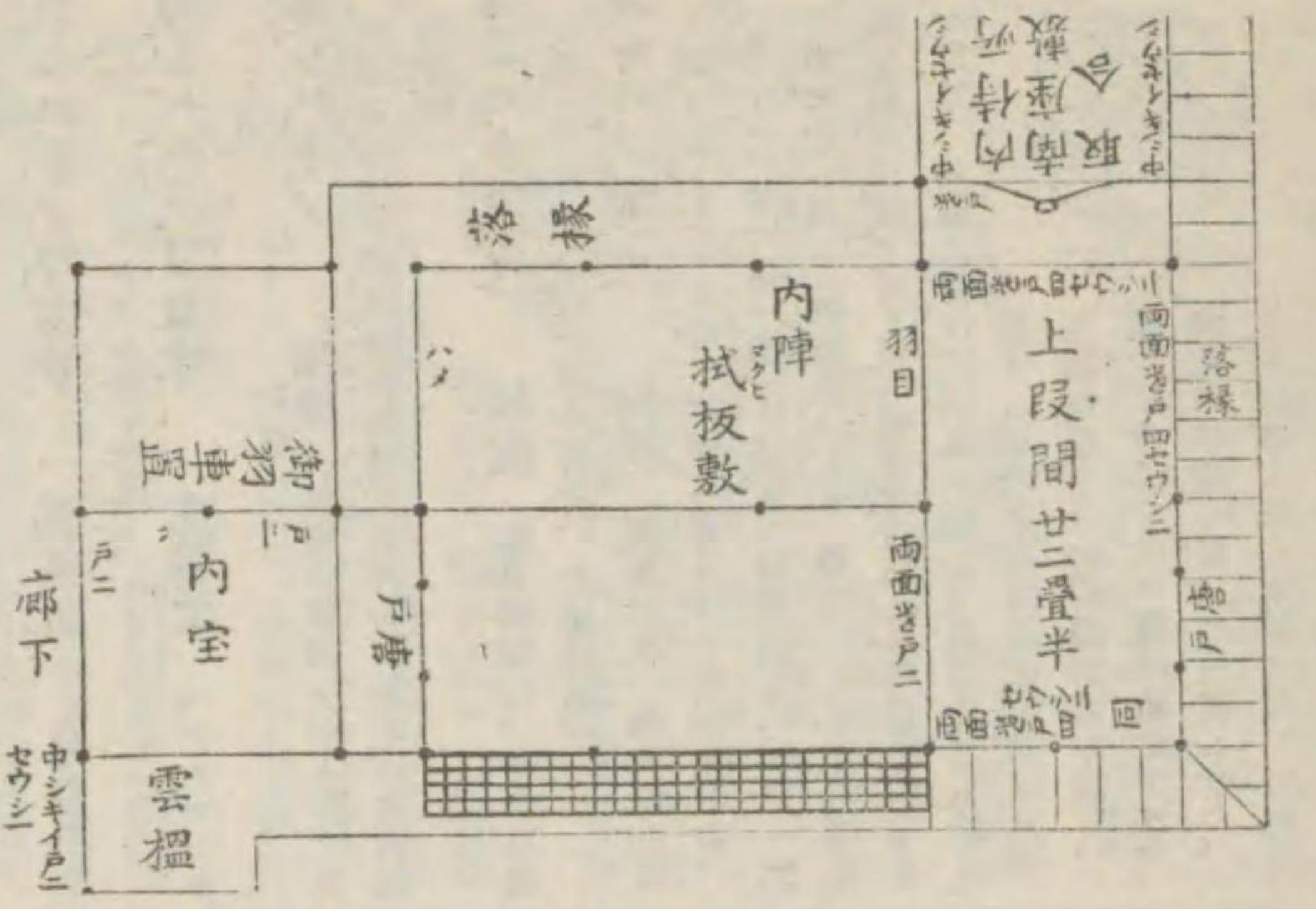


十八間廊下 此處より御所に至る

カシハデ 拍手 神を拜むに手を打つこと、又八開手とも、短手とも云ふ...

カシハデ 膳 飲食の饗膳をいふ、真丈雜記に云、膳を上古はかしはてといひたり...

カシコ



圓融天皇貞元元年八月四日大火あり、總殿寮より堀川院に渡らる、一條天皇長徳三年また焼亡、寛弘二年十二月九日太政官より東三條院に移す...

カシツ カシド

カシツケキン 貸付金 江戸時代、幕府より人民へ、貸付くる金をいふ、其種類甚だ多し、何れも政府自ら取扱ふものにあらず...

カシハ

カシハ 膳 飲食の饗膳をいふ、真丈雜記に云、膳を上古はかしはてといひたり、神代にはくひ物をかしはの葉にもり...

カスガ

天皇天慶二年十一月報賽に幡帛走馬神寶を奉り、冷泉天皇安和元年興福寺東大寺と争ひ、志を得ざるを以て、神木を捧げて入洛強奏す、これより僧徒、神人等意を得ざる事あれば、神木を捧げて禁闕を犯し、権門を叩き叩き、横暴を極めたり、カスガノシンボク(参看)圓融天皇天元五年七月音楽走馬を發遣し、一條天皇永祿元年三月行幸し給ふ、春日行幸此入春日神體を捧げて勸學院に入て事を訴ふ、初安和より僧徒等動もすれば、此舉ありて横暴甚だし、四條天皇元暦元年奉幣使に四位を用ひ、尋て三位以上の入を用ふ、後宇多天皇建治三年正月蒙古の事に依て本社御祈を行ふ、正應三年二月後深草院の御願に依て始めて臨時祭を行ふ、後二條天皇嘉元元年六月神厨火災あり、後村上天皇興國二年七月北朝光明院、河内國楠葉園を本社造營料に充しむ、應永十四年六月造營あり、造營の巡年二十一年或は四十一年といへり、藤原氏春日神を崇敬せしより、齋女を置て賀茂齋院に擬ひ、神封を寄せ、祭料を班つゝの多き、諸社又比類なし、歴世繁盛を極め、行幸御幸の例も少なからず、明治四年五月官幣大社に列す、祭祀は、二月十一月の上申日を以て行ふ、カスガノマツリを見よ、○本殿、南門を北に向ひて入る樓門あり、門内に四社相並ぶ、第一殿は東方に在り、第二第三第四と順次西に並ぶ、樓門にある鬼形の釣燈籠は慶長十八年の鋪文在り、直會殿、門を入りて正面に在り、祭の時上廻内侍等参向の時儀式を執行する殿なり、清和天皇の勸願によりて貞觀元年三月造立す、一條天皇寛仁元年此所にて、法華八講を修せしより八講殿と云ふ、○幣殿、直會殿に接す、勸使所の奉幣所なり、同じく貞觀元年造立する所と云ふ、○内侍所、

カスガ

本殿の西方に在り、春日社造營の時、正體を之に移し奉る、故に又遷殿とも云ふ、○御供所、大治元年正月關白忠通の創立する所、御供を奉る所なる故に名づく、堀河天皇康和三年九月初めて御供の御供を獻す、明治十九年六月焼失し、二十一年再建し神饌所と改稱す、○著到殿、櫻本社の西南向に在り、延喜十六年二月の創立なり、春日祭の時勸使以下の奉行人等、京都より下向して此に宿する故なり、○攝社末社多し、其の位置を定めて内院(籠の内)中院(籠の外)外院(廻廊の外)外院の四區に分つ、大凡三十六社あり、手力雄命は内院に、角振明神は中院に、櫻本明神は外院に在り、古へは春日山に在り、之を地主神と云ふ、春日社に詣づるもの必ず先此社に詣つと云ふ、酒殿及び電殿神祠並に外院に在り、○若宮、本宮の南一町餘に在り、天兒屋根命の子天忍靈根命を祭る、崇徳天皇長承四年始めて鎮坐す、其前に拜殿あり、神樂を奏する所なり、故に神樂所とも云ふ、若宮の南石階の下に手水屋あり、御供所にして大國主命及び其妃を祭る、本殿四社、直會殿、幣殿、門齋、祭器庫、板藏、著到殿、車倉、若宮拜殿、手水屋は何れも、特別保護に屬す、○寶物中、大鏡、赤銅造太刀、耳木短刀、菊造短刀、籠手、木造舞樂面等は國寶となれり、○神職は、延喜の時、神主、物忌各一人、預、神部、彈琴、守神殿、仕丁各二人、膳部八人、卜部二人あり、後ち大中臣中臣の二氏あり、中臣の族は、修行正預、權預、加任預、神宮預、權預、次預、新預等に、大中臣の族は、神主、權神主、新權神主に補任せらる、其他神官凡百七十餘戸、○社領は、大同中三十戸の封戸ありし、こと新抄格勅符抄に見えたり、治安元年十月添上全部を寄せ、永保二年七月社邊の田畑を寄せたり、藤氏の盛時には其所領極めて多かりしが、史料少くして詳ならず、

カスガ

文祿四年豐臣秀吉社領三千二百六十石を寄す、元和三年徳川氏春日社神供田燈明田として三千四百餘石を寄せらる(大和志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑、神祇部、國寶目録、大和志料)

カスガノシンボク 春日神木 **名** 春日明神の神體と爲したる神木にて、古來神と云ひ傳へたれども、今日植物學者の説によれば、楠にあらざるナギの木なりと云ふ、春日神社の神人、及び興福寺の僧徒等、少しく意に満たざることあれば數千人相率ゐて梓神木に鏡を懸け、之を捧げて京都に入り禁闕を犯し、権門を叩き叩き以て敬訴す、之を世に稱して神木入洛といふ、神木入洛するや、朝廷にては入洛中は節會を廢し、公事を停め、専ら謹慎を表し、歸座するに及びては、大抵奉幣使を本社大原野吉田の三社に發遣するを例とす、(大原野吉田は春日の神を分祀する所にして、藤氏の氏神三社と稱す)又神木入洛の時には、藤氏の公卿奔走して訴訟の聽納せられんことを乞ひ、若し納れられざる時は、擧りて参朝せざる事もありき、(藤原氏)冷泉天皇安和元年東大寺と興福寺と争ひ、志を得ざるを以て七月十五日入洛して敬訴せしを始めとす、堀河天皇寛治七年八月二十六日、近江守高階爲家の神民を凌辱せしを訴へんが爲めに入洛す、二十八日爲家土佐に流され、縁坐の輩は見任を解き、或は贖銅して事止む、爾來僧徒神人の意に満たざる事ある毎に敬訴す、鎌倉時代を通じて衰えず、後圓融天皇以後入洛なしと雖も、神木の動座せしこと室町時代實德寛正明應中までありしこと、康富記大業院日記目録等に見えたり、(百鍊抄、勸仲記、柳葉日記、古事類苑神祇部、大和志料)今神木入洛に係る年表を大和志料所收の大宮氏記録によりて左に示す、但し遷座のみにして入洛せざる

カスガ

ものもあれど併せ收む、

遷座	歸座
安和元年七月十五日	同二十三日
寛仁元年六月二十二日	同九日
治暦二年三月七日	同二十八日
寛治七年八月二十六日	同二十二日
天永四年四月二十七日	同日
永久元年閏三月二十日	同二十四日
同 四年五月十二日	同四月二十九日
保安元年八月二十日	同八月二十一日
保延五年三月二十六日	同二十一日
久安元年七月十二日	同二十日
同 六年八月五日	同二十日
永萬元年十月十六日	同二十日
仁安二年五月十二日	同二十日
承安元年九月十一日	同二十日
同 二年十月二日	同二十日
同 三年十月三日	同二十日
治承四年十二月十六日	同二十日
建仁元年九月三十日	同二十九日
建保三年十一月十四日	同二十九日
建保二年八月四日	同二十九日
安貞二年五月十日	同二十九日
同 年十二月二十一日	同二十九日
天福二年六月	同二十九日
同 年七月四日	同二十九日
文暦二年七月二十七日	同二十九日
嘉祿元年十二月二十一日	同二十九日
同 二年七月二十八日	同二十九日
建長八年七月九日	同二十九日
正嘉元年七月二日	同二十九日

カスガ

文永元年七月二日	同九月二十一日
建治元年五月五日	同八月二十一日
同 三年六月八日	同十月十日
弘安元年七月二十一日	同二十六日
同 三年十二月十六日	同二十九日
同 四年九月二十五日	同五年十二月廿一日
正應四年正月十七日	同二月二十三日
同 年十二月二十七日	同五年四月二十一日
永仁三年十月五日	同三年五月四日
同 三年十一月二十八日	同四年八月二十一日
正安三年正月五日	同九月二十九日
同 四年三月十五日	同六月二十八日
乾元元年十二月二十九日	同二年正月十九日
同 二年八月十八日	同九月十四日
嘉元四年六月二十三日	同七月二十六日
徳治二年十二月十二日	同三年七月十三日
正和元年四月十三日	同二年八月十六日
同 三年三月十二日	同八月十四日
文保二年七月十三日	同二十二日
元應三年二月十四日	同三月十二日
元亨元年八月六日	同十月七日
正中二年六月二十四日	同十二月十五日
嘉暦二年三月八日	同十二月十五日
同 年八月二十二日	同九月十五日
建武二年六月十四日	同七月十一日
同 三年十一月二十七日	同十二月二十六日
暦應二年十一月九日	同三年六月二十日
同 三年十月二十四日	同四年八月十九日
康永三年十一月十八日	同四年七月十九日
貞和三年七月二日	同四年二月十二日
同 四年七月八日	同八月二日

カスガ

文和四年九月六日 同五年正月十三日
 延文元年七月十二日 同二年三月四日
 貞治三年十一月九日 同十二月十九日
 應安四年十二月一日 同七年十二月十七日
 永和三年九月二十六日 同十一月二十六日
 同 四年十月九日
 康暦元年八月十三日 同二年十二月十五日
 寶徳三年
 寛正六年
 明應十年二月二十八日

カスガノツボネ 春日局 **名** 姓は齋藤、名は福、法名を藤院仁淵了義といふ、藤原藤内蔵助利三の女、母は稻葉通明の女、藤原藤原通の養女となり、其子正成に嫁し、正勝、正定、正利の三男を生む、後ち故ありて離別せしが、慶長九年徳川家光の生るゝに及び、召出されて乳母となる、幾干もなくして家光の弟忠長生る、幼より敬撫して才氣あり、將軍秀忠及び夫人淺井氏並に之を寵し、遂に家光を廢嫡して儲嗣に代へんとするの意あり、局深く慨歎し、言を伊勢参宮に托して駿府に趣き、密に家康に訴ふ、家康之を聞き暗に將軍夫妻を訓戒する所あり、廢嫡の事遂に止む、既にして家光軍職を襲ひ、尋てまた母御養淺井氏の養子とす、局に命じて大奥の政を總べしむ、されば局の威權頗る大なりしも、資性忠貞にして且つ慎重なりしかば、内外の人に畏敬せられし而已ならず、幕府大奥の規律の如きも、専ら局の制定する所なりといへり、寛永五年後水尾天皇幕府の所置に憤る事あり、俄に位を皇女一宮に譲らんとし、旨を關東に傳ふ、時に局は前將軍秀忠の内意を受け、伊勢参宮、清水寺参詣と假稱して京師に至り、参内して親しく天顏を拜し、御憤怒

カスガ

の度合、中宮徳川氏(秀忠)の女、東福門院との御間柄をも視察し、所司代板倉重宗と讓位後における善後策を謀議して江戸に歸る、此時朝廷にては、無位無官の女流が參内天顔を拜したるの例なしとて、局の參内を拒みしも、局堅く請うて止まざりしかば、遂に武家傳奏三條西實枝の妹分として絳袴を



(集菟掛纂編料史)藏所院祥麟京東

御免あり、且つ從三位に叙せらる、春日局の名は、此際に賜はりしものなりといふ、晩年從二位に進む、また請うて地を江戸湯島臺に相し、天澤寺(麟祥院)を建立す、將軍家光、爲めに寺領三百石を寄附し、且つ菩提寺に准す、寛永二十年九月十四日歿す、天澤寺に葬る(寛政重修諸家傳記、家傳史料、叙

カスガ

カスガノマツリ

徳川實紀(野史、大典の女中) 春日祭 名 天和國春日神社の祭禮、祭は毎年二月十一日の上申日に行ふ、祭の敷日前、河頭の祓あり、齋女は車に駕し、左右京の兵士及び衛府等之に従ひ、山城の國郡司等京極に候し、之を迎へて祓所に至り祓を修す、其儀略々賀茂祭齋王の御座に似たり、祭前一日齋女又車に駕して、本社に赴く、大和の國司之を境外に奉迎し、其夜佐保の帳舎に宿す、祭日齋女登に駕して本社に到り、道間の衣を脱し、神懸の服を着て座に就く、而して官幣及び中宮東宮の幣は、之を上への棚に置き、藤原氏人、及び諸宮諸家使の幣は之を下への棚に置き、並に物忌之を神懸に納れ、五位以上の氏人神懸の机を昇きて陳列す、而して神馬あり、走馬あり、東舞和舞あり、饗及び祿を賜ふことあり、其儀賀茂祭に似たり、これ貞觀儀式の概概なり、齋女廢せらるゝに及びては、上卿内侍及び近衛府の使等、此に赴き、近衛府の使は、神馬を獻するが爲めに遣はすものにして、多くは藤原氏の中將を以て之に充て、舞人陪從等之に従ふ、行裝頗る壯麗にして、況く春日祭使と稱するは、此使を指すなり、其使の歸途につくや梨原に至り、終夜酣醉し、檢非違使の判官に命じ、犯人を緝捕せしむ、判官は假に近衛府の下部を以て犯人となし、贓物の櫃中にあることを白さしめ、之を開きて絹を出し、官人をして分取せしむる事あり、其翌朝亦此事あり、且つ判官を馬より引落し、衆人蹴踏して戯となす、又雷鳴の陣をたてて、府の下部をして紅衣を被らしめ、名づけて雷公と爲し、春日明神の使と稱し、祭使後來の榮達を祝せしむ、之を還立といふ、此祭使の用途は饗燕頭以下浩繁なるものにして之を諸國に課せし、ともあ

カスガ

り、詳細は儀式、江家次第にあり(起原諸藩)清和天皇貞觀元年二月及び十一月之行ひ、後々恒例となる、一代要記、春日社記、諸神記は、仁明天皇嘉祥三年に始めて行ふとなす、二十二社注式は、清和天皇貞觀元年十一月九日之を始むとなし、或は文德天皇仁壽三年始むとなす、貞觀以降年々行はれて絶ゆることなかりしが、室町時代に至り、往々使等の用途なき爲め衰頹し、時々行はれざることあり、孝明天皇元治二年二月十八日復古して勅使を遣はさる(延喜式、江次第、公事根源、古事類苑神祇部)

カスガノミヤノスメラミコト

天皇 施基皇子(シキノノミヤ)を見よ、

カスガノワカミヤノマツリ

春日若宮祭 春日社若宮の祭禮をいふ、十一月行ふ、故に俗に霜月祭といふ、祭日は舊は九月十七日なりしが、後世十一月二十七日に行ふ、或は時に十二月行ふ(儀)十月晦日に龍田川にて垢離あり、十一月二十五日御湯を奏し、二十六日旅所に出御拍子あり、二十七日大鳥屋東の邊にて式あり、尙ほ詳しき事は和州舊跡幽考に見えたり(起原諸藩)崇徳天皇保延二年九月十七日始めて行ふ、四條天皇嘉祿二年十一月十六日勅して官幣に預らしむ、後花園天皇貞正中より十一月二十七日を祭日と定む(二十二社注式、隆涼軒日録)

カスカベノコホリ

春日郡 所在 尾張國起原諸藩延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、池田、柏井(カシノキ)安食(アジキ)山村(ヤマムラ)高苑(タカノ)餘戸等の郷あり、拾芥抄春日郡に作る、中世春日井郡、又春日郡と稱す、正保關山田郡を併せて春日井に作る、以後皆之に仍る、明治十一年東四春日井兩郡に分つ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カスガモクタイベイナフマス

春日目代米納枿 春日の目代が、米穀を納むる時に用ふる枿の名、古今要覽稿に、春日目代米納枿、長一尺三寸、横一尺二寸五分、深二寸八分、この枿四百五十五寸あり、そのいり目京升の七升零四勺八撮有奇にあたる、その銘に米納斗とあれば、斗升なるべし、しかれば一升は京升の七合零四撮有奇にあたる」と見ゆ、

カスガヤマジャウ

春日山城 所在 越後國中頸城郡春日村春日山○又府内城ともいふ(起原)源義家陸奥を征する時、始めて櫓を此に築くと傳ふ(諸藩)足利尊氏延元二年上杉朝房に此を與ふ、文和三年仁木義長の本城となす、應永中上杉房忠當城に移りし以來、上杉氏世々の居城なりしが、慶長三年會津に移り、堀秀治入城す、十二年山城を廢すべしとの令あり、仍て之を廢して福島城に移る(越後名寄、温古の琴)

カスゲ

糟毛(油馬) 馬の毛色の名、灰色にて白色の雜れるものを云ふ、源平盛衰記高橋判官長綱討死の條に、越中國の住人宮崎太郎が嫡子入前小太郎安家は赤革威の鎧に、白星の甲着て、糟毛なる馬に金伏輪の鞍おいて只一騎ひかへたり云々、吾妻鏡建久二年八月十八日の條に、一疋(糟毛)千葉介進と見えたり、此外黒糟毛、青糟毛、青糞糟毛等あり、馬(ウマ)參看、

カスノミヤ

和宮 靜寛院(セイクワンケン)を見よ、

カスヘレウ

主計寮 所在 カンツルツカサレウ、カゾ(レウ)と訓む、唐名金部又云度支(國)民部省の被官、調物、庸物及び諸國より貢賦の雜物を會計し、國用を支度し、用度を勘勾する事を掌る

カセツエ

鹿杖 木杖の尾に岐あるものをいふ、後木杖の頭に鐘木の形を爲したるものをもいふ、カセツエの略にて、梓杖の義なり、鹿角にたとへていへる名なるべし、梵語の刺馬節、又は枹杖なりともいへり、和名抄に、横首杖、唐韻云、駘横首杖也、註に漢語抄云、豎加世部、一云、鹿杖と見えたるが、横首杖は、杖の首に鐘木の如く横木あるものにて、俗に鐘木杖と稱し、鹿杖とは別なるが、同物の如く注し載られたるは、鹿杖の首には、凡て横木をつくる例なるを以て、横首杖をも併せて「カセ

カゼノ

頭一人從五位上、助一人正六位下、大允一人正七位下、少允一人從七位上、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、算部二人從八位下、史生六人、寮掌二人、使部二十人、直丁二人(起原)文武天皇大寶元年に創置す、和銅元年史生四員を加ふ、延暦九年二月少允一員、少屬十員を加ふ、承和八年十二月、十年六月寮掌二人を加ふ、後世助に權官を置く、職原抄に見えたり(令義解、續日本紀、官職祕抄)

カサヤノコホリ

糟屋郡 所在 筑前國起原諸藩續體天皇二十二年十二月筑紫君葛子糟屋屯倉を獻す、後、建て郡となす、和名抄に、香椎(カサヤ)志利、池田(イケダ)厨戸(クハラ)大村(オホムラ)阿曇(アタタ)梓原(クハラ)勢門(セト)敷梨等の郷あり、後ち東西二郡に分つ、吾妻鏡文治三年八月の條に、糟屋四郡見えたり、正保關山田郡に作る、元祿圖に糟谷に作る、天保郵傳以後糟屋に復す、續風土記に表柏屋、裏柏屋の兩郡あり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カゼキルヒレ

切風比禮 風を止むる比禮、天日槍持來る所の玉津賣の一なり(古事記)カセツエ 鹿杖 木杖の尾に岐あるものをいふ、後木杖の頭に鐘木の形を爲したるものをもいふ、カセツエの略にて、梓杖の義なり、鹿角にたとへていへる名なるべし、梵語の刺馬節、又は枹杖なりともいへり、和名抄に、横首杖、唐韻云、駘横首杖也、註に漢語抄云、豎加世部、一云、鹿杖と見えたるが、横首杖は、杖の首に鐘木の如く横木あるものにて、俗に鐘木杖と稱し、鹿杖とは別なるが、同物の如く注し載られたるは、鹿杖の首には、凡て横木をつくる例なるを以て、横首杖をも併せて「カセ

カゼノカミノマツリ

風神祭 風神を祭り、惡風なくして五穀の豊熟ならんことを祈るを云ふ、廣瀬龍田祭(ヒロセタツノマツリ)を見よ、カゼノハフリコ 風祝子 風神祭の祝子といふ、袋草子に、しなのなる木曾路の櫻さきにけり風のほふりにすまあらすな、是は信濃國は、極て風早き所なり、諏訪の社に、風祝といふ物を置て、是を春の始に深物に籠居て、祝して、百日の間尊重するなり、然れば其年凡そ風閑にて農業の爲に吉なり、自らすまもあり、日光も見せしめれば、風納らす云々とあり、伊勢津産神國をさしりし時、大風起り去て後信濃國に住るよし伊勢風土記に見え、又延喜式に信濃國に風間神社あり、水内郡風間村なり、信濃は風雪の國なるにより、風神を祭る、故に風祝部の名ありと後類雜談抄に見えたり(古事類苑神祇

カスガ

カスヘレウ 主計寮 所在 カンツルツカサレウ、カゾ(レウ)と訓む、唐名金部又云度支(國)民部省の被官、調物、庸物及び諸國より貢賦の雜物を會計し、國用を支度し、用度を勘勾する事を掌る

カセツエ

鹿杖 木杖の尾に岐あるものをいふ、後木杖の頭に鐘木の形を爲したるものをもいふ、カセツエの略にて、梓杖の義なり、鹿角にたとへていへる名なるべし、梵語の刺馬節、又は枹杖なりともいへり、和名抄に、横首杖、唐韻云、駘横首杖也、註に漢語抄云、豎加世部、一云、鹿杖と見えたるが、横首杖は、杖の首に鐘木の如く横木あるものにて、俗に鐘木杖と稱し、鹿杖とは別なるが、同物の如く注し載られたるは、鹿杖の首には、凡て横木をつくる例なるを以て、横首杖をも併せて「カセ

カゼノ

カゼノカミノマツリ 風神祭 風神を祭り、惡風なくして五穀の豊熟ならんことを祈るを云ふ、廣瀬龍田祭(ヒロセタツノマツリ)を見よ、カゼノハフリコ 風祝子 風神祭の祝子といふ、袋草子に、しなのなる木曾路の櫻さきにけり風のほふりにすまあらすな、是は信濃國は、極て風早き所なり、諏訪の社に、風祝といふ物を置て、是を春の始に深物に籠居て、祝して、百日の間尊重するなり、然れば其年凡そ風閑にて農業の爲に吉なり、自らすまもあり、日光も見せしめれば、風納らす云々とあり、伊勢津産神國をさしりし時、大風起り去て後信濃國に住るよし伊勢風土記に見え、又延喜式に信濃國に風間神社あり、水内郡風間村なり、信濃は風雪の國なるにより、風神を祭る、故に風祝部の名ありと後類雜談抄に見えたり(古事類苑神祇

カゼノカタイ

部
カゼノミヤ 風宮 「カゼノミヤ」を見よ、
カゼフルヒレ 風振比禮 風を起す比禮、
カゼモノ 悴者 賤しき雑役人夫をいふ(貞丈
雑記)穢き者の略稱なるべきか、

カセヤマヤキ

鹿背山焼 名義 大和國奈
真附近なる鹿背山に於て製造する磁器の名 沿草 京
師の工人某天保年間始めて窯を開く、其製支那の古
器様に倣ひ、又祥瑞の風を造る、數十年の後窯廢す
(工藝志料)

カセヤマノミササキ

加勢山陵 仁明天
皇の外祖父橘清友の墓、山城國相樂郡(今同郡鹿背山
村古寺池側を云)に在り、醍醐天皇の制、守戸一畑を
置き遠墓たり、兆城東西四町、南北六町(延喜式、平安
通志)

カリウ

加増 武家時代知行の増加すること
をいふ(武家名目抄)

カタアラシ

片荒 田島の隔年毎に荒るゝな
いふ、即ち一年休むに作る田にて、古の易田なり、
拾玉集に、早苗とる野洲のわたりのかたあらし、こ
その蒔田は淋かりけり、と見えたり、尙ほ易田(エキ
デン)を參看すべし、

カタアレタ

片荒田 易田(エキデン)をい
ふ、隔年に耕種するを以て名づく、

カタイフシ

加太夫節 一に加賀節とも
云ふ、淨瑠璃の一種、加太夫は紀伊國和歌山宇治の
人、始め播磨風を學びしが、延寶の末京都に登り伊
勢島宮内に入り、宇治加太夫と名乗り、新道の
名人となり、遂に一流をばじむ、後ち受領して加賀
掾宇治好澄と改む、始めて大字八行の正本を上梓し

カタイカタウ

て世に公にす、寶永八年正月二十一日死す、年七十
七(近代世事談、嬉遊笑覽、聲曲類纂)
カタイロ 片色 練の事をいふ、色は何色と
限らず、練の地肌斗目地位の宜しきを片色と云ふ(貞
丈雜記)

カタウ

勘當 「カンダウ」に同じ、

カタウタ

片歌 五七七の三句を以て、一首を
成す歌を云ふ、神武天皇大和の高き野に出て、七人
の乙女の行くを見給ひし時、かづいもいやさきだ
てる、えなしまかむと見えしを始めて、伊須岐與
理比賣大久米命も答ふるに片歌を以てす、されど其
名の見えしは、古事記景行天皇の條に、倭建命(中略)
自其幸行、而到能願野之時、思國以歌田(中略)波
斯新夜斯、和岐幣能迦多用、久毛草多知久母、此者片
歌也」とあるを始めとす、古事記傳に、片歌と名けた
る由は、なべての五句六句の歌の半にして片々なる
が如くなればなり、抑かく名けたるは、やゝ後のこ
となるべけれど、上代よりして此體をば、半なる物
にしたりとおぼしめて、白檮原朝(神武)の御世より
して此體なるは、何れも物を問かけたる、答へた
などに於て、此記書紀なるかぎり、未まで皆然なり、
故一首離れたるが三句なるは、いと稀なるに因
て、殊に片歌とは名けたるなるべしと云へり、降り
て江戸時代建部徳信これを再興して中興の祖と稱す
ること續近世時人傳に見ゆ、

カタウデシユ

歌道傳授 名義 和歌に
關する秘事口訣の傳授をいふ 肥前藩 鎌倉時代既
に二條、冷泉の兩家、和歌における門閥家として世
に許されしより以來、詠歌の上に、種々嚴格なる規
則を設け、法式を立て、束縛する所ありしが、其弊は
益々進み、南北朝時代より室町時代のはじめにかけ

カタウ

ては、更に歌學の奥儀秘事を傳授すること生じたり、
これ所謂歌道傳授の始めとす、而して一説に、藤原
基俊より、秘事を同俊成に傳へ、俊成はこれを于定
家に傳へたりといひ、甚しきは、基俊は紀實之が
傳を得、實之は之を宇佐の宮に祈り、夢中に授けら
りと稱すれども、其無稽の言たること勿論にして、
俊成、定家にも、なほ秘傳などの事なかりしは、古
人の既に辯せる所なり、而して其傳授と稱するもの
も、歌學上の傳授とは稱すれども、更に歌學にとりて
益あることにあらず、假令ば、古今集中の喚子鳥、
稻賀鳥、百千鳥を三鳥といひ、あひおひの松、なが
たまの木、めどのけつり花を三木と稱して極めて大
切なる事とし、また同集二十卷に「ふるとしの巻」は
つ花の巻」等の異名を附して秘事となしたるが類に
て、之を源氏物語中にて揚名介(夕顔の巻)のこみ
つかひとつ(葵の巻)とのあふるる(桐の巻)を以て一
部中三箇の大事とし、秘傳なりと唱へしに比すれば、
更に其笑ふべきを見る、其他なほ伊勢物語七ヶ傳、
百人一首の五歌、徒然草の大事、並に歌のよみ様、
誦讀の切字(連歌)と相違ある心得の條々)和歌の十二
病等のことあり、傳授にて有名なるは、東常縁より、
宗祇、宗長を経て牡丹花宵柏に傳へたるを傳授と
いひ(宵柏は堺の人なるが故に名づく)宵柏より奈良
の饒頭屋の傳へたるを奈良傳授といひ、宗祇より藤
原實隆を経て細川幽齋に傳へたるを二條家傳といふ
(消閑雜記、日本文學史)而して傳授のことたるや右
に述べたるが如く區々たる瑣事にして、極めて笑ふ
べしと雖も、細川幽齋が丹波國田邊城に在りて、大
阪の兵に圍まれ、落城旦夕に迫りし時、後陽成天
皇は、幽齋戰死して、古今の傳授に絶えんとする
を慨し、大阪方に訓戒して圍を解かしめしことある

カタヲ

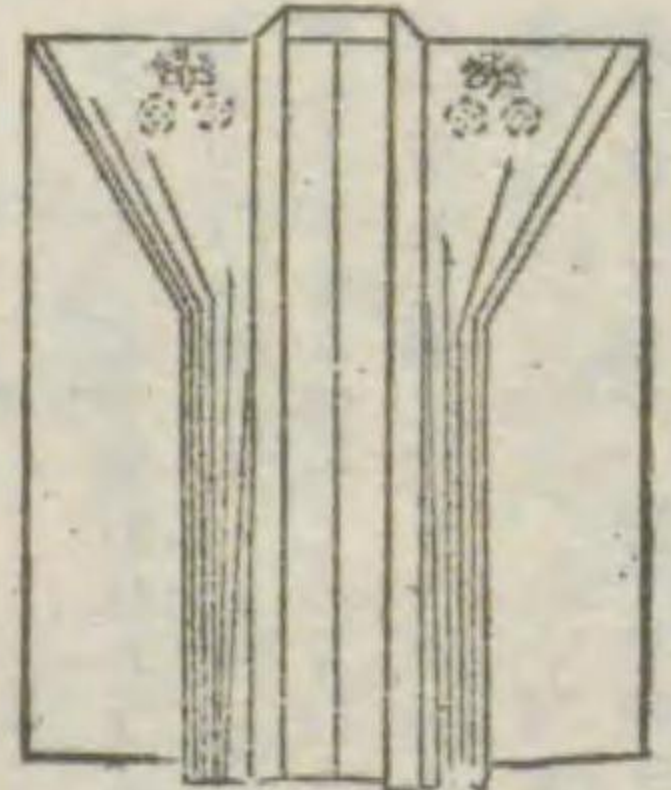
を見て、如何に當時重大視せられしを知るに足
るべし、然るに江戸時代の中葉以後、學問の自由研
究盛に行はれ、特に本居宣長の如きは、吾家に秘傳な
しとして、其弊風を罵りたり、されば此價值なき傳
授も自然の結果として重んずる人次第に減少し、遂
に全く其跡を絶つに至れり、
カタヲカアシタノハカ 片岡葦田墓
茅渚王の墓、大和國葛下郡に在り、兆城東西五町南
北五町、守戸なし(延喜式)
カタヲカノイハツキノヲカノキタノミサ
ザキ 傍丘磐坏岡北陵 武烈天皇の御陵、
大和國北葛城郡磐園村大字葦山に在り、延喜の時、
兆城東西二町、南北三町、守戸五畑あり、(扶桑略記に
高二丈、方二町に作る)顯宗天皇の御陵と相並ぶ、甚
だ高莊なり(山陵志、陵墓一覽)
カタヲカノイハツキノヲカノミナミノミ
サザキ 傍丘磐坏岡南陵 顯宗天皇の御
陵、大和國北葛城郡西村大字池田字双子山に在り
○延喜の時、高三丈、兆城東西二町、南北三町、陵戸一
畑、守戸三畑、武烈天皇の御陵と相並ぶ、平地の所に
築き頗る卑小なりといふ(山陵志、陵墓一覽)
カタヲカノウマサカノミサザキ 片丘
馬坂陵 孝靈天皇の御陵、大和國北葛城郡王寺村
馬背坂に在り、延喜の時、兆城東西五町、南北三町、守
戸五畑、山陵志、諸陵考等に據れば、郡の王寺門前
村西馬背坂上に在り、陵形存せず、唯、角形の小塚あ
るのみと(山陵志、陵墓一覽)
カタヲカノコホリ 片岡郡 肥前上野國
肥前藩 續紀元明天皇和銅四年三月の條に郡名見
えたり、和名抄に、若田(アカダ)多胡(タコ)高退(タ
カムリ)佐男、長野(ナガノ)等の郷あり、中世以後境

カタオカタキ

城大に變遷し、若田の地西碓氷郡に、高渠佐野郷の
地群馬郡に、多胡郷の地甘樂郡に入り、長野郷を存
するのみ、明治二十九年三月四群馬の一部と共に
群馬郡に編入せらる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法
令全書)
カタオリモノ 固織物 織を固くしめて織
りたる物、浮織物に對したる名(貞丈雜記)
カタオロシ 加太於呂之 東遊の曲名、肩
ぬぎの意にて、神樂に肩ぬぎて舞ふことあるを以て
いふ、東遊(アマアソビ)參看、
カタカキ 偏鈎 五節の物忌をつくる事を云
ふ、又結び物にも云ふ、片輪に結ぶを云ふ、もろか
ぎに對しての稱(倭訓栞、結核記)
カタカタノコホリ 方縣郡 肥前美濃國
肥前藩 書紀齊明天皇六年十月の條に片縣郡と見
えたり、後に方縣と改む、續紀光仁天皇寶龜元年四月
の條に方縣と見えたり、延喜式此郡を載せ、和名抄に
之を缺く、爾來變革なし、明治二十九年四月郡を割
きて本巢、山縣の二郡に編入して廢す(郡名異同一
覽、國郡沿革考、法令全書)
カタカナ 片假名 「カナ」を見よ、
カタカマヤリ 片鎌鎌 穂の一方に枝ある
もの、即ち十文字鎌なり、其一方の穂を去りたるが
如き鎌をいふ、鎌鎌(カマヤリ)參看、
カタキウチ 形木 印板をいふ、インパンを見よ、
カタキウチ 敵討(復讐) 君主、父兄、師匠
などの爲めに敵を討ち取るをいふ、仇打といふ、武
家時代の現象、鎌倉時代、建久四年五月曾我兄弟工藤
祐經を討ちたるは、敵討の書に見えたる始めならん、
元龜天正以後敵討の、と多く書に見ゆ、江戸時代、
寛永の頃最も盛に行はる、元祿の頃、赤穂義士其主君

カタギ

の爲めに吉良義央を討ちし復讐は最も世に名あり、
世に復讐傳といへる書あり、古今の事跡を編輯せ
り、明治六年二月布令を發して敵討を廢禁す、
カタギ又 肩衣 俗稱 衣の上に着るもの、肩
より背のみ被ひ、前は襟のみにして袖なきものをい
ふ、袖なくして肩にのみかゝる故にかく名づく、下
に半袴を着け、其上下の染色色同じ、合せて上下と稱
す、古今著聞集に、下臈の着る手なしといふ布着物
とみえたるは、即ち是なり、後に武家の禮服となる
肥前藩 上古既に肩衣の稱あり、萬葉山上憶良
が貧窮問答歌に、布司多衣の語あれども、其體判明な
らず、今日肩衣と稱するものは、足利義滿内野合戦の
時、正月元日出仕の面々素襖の袖と裾とを縛りて出
づ、是より上下の
形始まると云ひ、
又松永久秀素襖の
袖を取捨て、肩衣
を始めとも云ふ、
鎌倉年中行事に、
肩衣を着たる事を記するを見れば、室町時代より漸
次發達せるものなるべし、されど此時代には内々の
服にして、殿中にては着用せざりしが、江戸時代に
至りて公然の禮服となりたり、即ち肩衣袴を上下と
云ひ、總麻を用ふるを本式とす、色合は定制なし、多
く無地を用ひ、後に小紋を恒例となせり、但し凶事
には黒染又は淺黄の無紋を着用せり、陪臣の肩衣を
用ふるは、明暦大火以後より始まると云ふ 關原長
上下、半上下等あり、長上下とは肩衣長袴を云ふ、さ
れどこは誤稱なりとの説あり、半上下とは肩衣半袴
を云ふ、上下とは肩衣と半袴と色の異なるを云ふ、



カタギ

又夏時には芭蕉布麻上下を用ひ、冬季には裏附上下を用ふ「カミシモ」參看(貞丈雜記、青標紙、嬉遊笑覽)
カタギミカド 禁門 朝廷の門を云ふ、宮門は出入の自由ならぬを以て、難き御門との意より名づく、左右衛門式に、凡黄昏之後、出入内裏五位以上稱名、六位已下稱三姓名、然後聽之云々」とみえたるが如く、容易に出入し能はざるなり、萬葉集に、「おほらかに、百しおもへば、かくばかり、難御門を退りてめよ」とあり、

カタギリウチ

片桐氏 姓は清和源氏、上總介源經基五男相模介清快の四男信濃守爲公五男藏人大夫爲基、信濃國伊那郡片桐に住す、因て氏となす、十一世片桐隅之助爲頼近江國に到る、其孫片桐肥後守直貞淺井長政に仕ふ、男且元豊臣秀吉に仕へ、秀吉薨後秀頼を輔導す、慶長十八年二月大和國三萬石を領し龍田城を治す、十九年大佛供養の事により、徳川家康豊臣秀頼と事あるや、且元秀頼の使者となり駿河に至り、家康に謁して和融に動む、遂に果さず、寛永五年十一月出雲守孝利討除かれ、更に弟半之允爲久に一萬石を賜はる、明暦三年二月動作除封せられ、更に弟又七郎且隆に三千石を賜はる(系圖、藩翰譜、徳川加除封録)

○爲基 爲行 爲遠 爲長 爲信 爲家 爲俊 爲清 源祐 爲頼 爲直 直重 直貞 直盛 孝利 爲元 且隆 眞就 眞隆(別系)

カタギリウチ

片桐氏(大和小泉) 片桐直貞の二男直隆、元和元年五月大和國一萬五千二十石を賜はり、小泉に治す、寛永四年十月石見守貞昌

カタギ

三千石を弟七郎貞晴に分封す、子孫世々相襲きて、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族譜)

○直貞 貞隆 貞昌 貞房 貞起 貞音 貞芳 貞彰 貞信 貞中 貞照 貞利 貞篤 貞健

カタギリカワモト

片桐且元 名顯通 稱助作、初名直盛、後ち且元と改む、市正と稱す、法名三英宗元、孫右衛門直貞の子、弱冠より豊臣秀吉に仕へ、五百石を領す、天正十一年近江國賊ヶ嶽の役力戦頗る勉む、所謂七本槍の一人たり、功を以て食邑五千石を賜ふ、十三年從五位下に叙し東市正と稱す、文祿元年兵二百を率ゐて征韓の軍に從ふ、既にして秀頼の生るゝに及び、小出秀政と共に、擯はれて其傳となる、四年八月加封し一萬二千石を食む、慶長四年秀吉病大漸に臨み、且元を枕頭に召し、深く遺囑する所あり、薨するに及び、且元意を傾けて秀頼に奉仕し、石田三成擧兵の際には、書を關東に致して、其秀頼の關知せる所にあらざるを告ぐ、使者途に在りて抑留せられ、安濃津の城を圍む、亂平きて且元罪を免れ、傳たる、元の如し、慶長六年、封一萬八千石を加ふ、尋てまた一萬石を加ふ、十九年方廣寺大佛成り、慶長の期既に定る、而して鐘銘の中國家安康の文字あり、家康以て調伏の意を含めると爲し、俄に命じて之を止む、且元請うて曰く、いま供備悉く辨じ、公卿門跡已下集る、期を延ばすが如きは、尤も不可なり、願くは事畢るの後自殺して罪を謝し、大御所(家康)の怒を解かんと、所司代板倉勝重固く執りて聽かず、遂に慶讃を停む、



(押花元且)

且元茲に於て駿府に到り、辯解する所あり、家康聽かず、時に本多正純且元に語りて曰く、我秀頼の爲めに圖る三策あり、秀頼大阪を去りて他に遷る一なり、江戸に參觀する二なり、母公を江戸に客たらしむる三なりと、且元其家康の旨に出づるを推測し、之を以て秀頼母子に説きしも用ひられず、却て將士の爲めに疑はる、茲に於て弟貞隆と共に大阪を去りて居城茨木に入る、既にして家康大阪を攻るに及び、且元兄弟を召す、辭して曰く、臣が策行はれずして東西難起る、何の面目ありてか公に見えんと、稱して出でず、家康更に正純をして命を傳へしめて曰く、今日の事子が罪に非ず、宜しく速に來りて和順の計を爲し、秀頼母子の生命を完くすべし、これ子が忠にあらずやと、且元即ち來りて謁す、尋て從軍して備前島に陣して大阪城を圍む、既にして和成りしが、幾干もなくして再征の役起り、豊臣氏亡ぶるに及び、懸病を發し、駿府に歸りて卒す、年六十三、或は曰ふ、自殺して報するに病を以てせりと、それ或は然らん(徳川實紀、野史、徳川十五代史)

カタギリサタマサ

片桐貞昌 名顯効 名長三郎、もと貞俊、後ち今の名に改む、號を宗關、能改庵、浮菰軒と稱し、法名を道稱といふ、宗關貞隆の子且元の弟、和泉國小泉の城主、石州流茶道の始祖、從五位下に叙せられ石見守と稱す、初め桑山宗仙に茶事を學び、能く其道に通じ一家を興す、當時船越吉勝多賀左近と並に宗匠と稱せらる、又蓋を善くし、且つ古器物の鑒定に通ず、また大徳寺玉

カタグ

カタシ

室和尙につき俗弟子となり法名を受く、寛永中翰林院を紫野に建て、玉室を開祖と爲す、延寶元年十一月二十日卒す、年六十九(野史、茶人系傳全集)
カタグルマ 肩車 人を肩にまたがらして昇ること、川越(カハコエ)參看)などに行ふなり、「カタグマ」ともいふ、中國邊にては「テシカグルマ」と稱す、嬉遊笑覽に、かたぐるまは、ふるくはかたくびといひたり、義經記に云々大しゆのかたくびにのりてぞ來たりける、萬治二年印本、私可多嶋にあとよりかふるはかたぐまにて來たる云々」といへり、
カタケサケ 片毛作 田地にて稻のみ作るをいふ、兩毛作(リヤウカケサケ)參看)に對しての稱、片毛作の場所は惡地に限らず、上田にてもあるなり、租税は兩毛作よりは少しといふ(地方凡例錄)
カタシホノウキアノミヤ 片鹽浮穴宮 安寧天皇の皇居 所在河内國中河内郡壁下村大字太平寺の邊、(或はいふ、宮址は大和國北葛城郡浮穴村大字三倉堂に在り) 皇天(天)皇の二年此地に都し、三十七年にして廢す(首府沿革論)
カタシロ 形代 祭の時神體の代りとして居る人、又祈禱の時に用ふる人形、承久記に、かたしろをいはひ置たらん云々とみえたり、詳しくは人形(ヒトカタ)を見よ、
カタシロノヲドシ 肩白威 「ヲダシロノヲドシ」ともむを正しとす、同條を見よ、
カタシロノヨロヒ 片白鎧 袖草の半分を白糸にて威し、其他は何色に威したるものとす、例へば黒糸片白威、黒草にて威したるを、黒草片白と云ふが如し、此他黒草片淺黄、黒草片唐紅、崩黄絲片赤、淺黄絲片紅等あり、何れも片々づゝ染

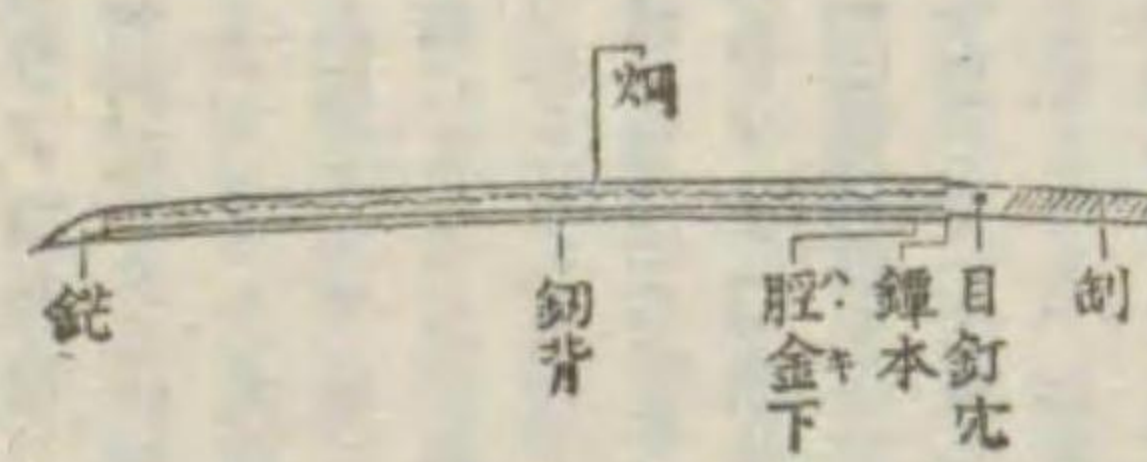
カタリ

カタナ

め分たるを云ふ、肩白とは別なり(錦色一覽)、長門本平家物語石橋合戦條に、馬に乗たりつるがたしるのよろひにすそかなものうちて云々と見えたり、
カタリギ 片削 一角を削きたる千木、チギを見よ、
カタタガへ 方違(方忌) 名陸陽家の説にて、天一神(又中神)及び金神のある方を避くるを云ふ、又方塞ともいふ、他行の時其年の金神に當るか、又は臨時に天一神太白神などに當る時は、前夜他家に宿し方角を違へて行く、故にかく名づく、起原方違の史に見えしは、三代實錄貞觀七年八月二十一日の條に、天皇遊自東宮、御太政官曹司藤爲來十一月將遷御内裏也、當此之時陰陽寮言、天皇御本命庚午、是年御絶命在乾、從東宮指内裏直乾、故避之云々とあり、又金神を避くること、は、百練抄に、後白河天皇保元二年十二月二十三日諸卿定、申請道勸、申金神方忌可被棄哉否事、件方角水長定後真人依、申出三四代所忌來也、自今以後不可忌避之由、有宣下こと見えたり、されど此後も屢々行はれて止まず、又云仁安二年四月三十日、爲御方違、行幸鳥羽殿、修三理大膳職之間、爲避金神方也とあり、
カタナ 刀(小刀、刀子) 短小にして片刃を有する武器、和名抄に、四聲字苑云、似劔而一刃曰刀(都牢反、大刀太知、小刀賀太奈)と見ゆ、カタナは片刃の轉なりとも、又片薙の略なりとも云ふ、打刀に對して小刀と云ふ、又下緒を下袖に巻きて帶する故に鞘巻とも、左右巻とも云ふ、又腰に差す故に腰刀とも、腰物、脇に差す故に脇差とも云ふ、又組打の時に鏡のすき間を差す故に鏡通、敵を組み伏せし時に首をかく故に首振刀と云ふ、又合口とも云ふ、

カタナ

又禽獸草木の名を冠らせて、何作りの太刀と云ふは、其物の形を探りて金具飾繪を施したるを云ふ、製備長さ六七寸より八九寸迄、常に帶するに、は、木を巻かず、鐔を入らず、はなし目貫なり、鞘尻を多くは一字に切り、折かぬくり形などありて長き下緒を付け、小柄笄をさす、又小柄の柄に環を付く、是れ首をつなぐ時の針にする爲めなり、笄は髮搔なり、烏帽子を冠りし時、人の息もりてかゆくなる故、これにてかくなり、曲り易き爲めに赤銅にて作る、軍陣には柄を巻く、神功皇后五十二年九月百濟より七枝刀を獻せし事見えしも、小刀なるか詳かならず、崇峻天皇紀の初に、仍以持劔三三截其弓、還屈其劔、投河水裏、別以刀子刺頸死焉、とあるを初見とす、孝德天皇大化元年宮衛の士、邊要軍團の兵士を除く外、諸人の刀を帶ぶる事を禁じ、天武天皇の時姓氏を定め、刀を賜ひて氏上の職となす、文武天皇大寶元年制して、兵士に太刀一口刀子一枚を備へしむ、弘仁五年十月勅して親王内親王女御、及び、三位已上嫡妻子並に刀子を著くる事を聽す、延喜の制、刀子の長さ五寸以上は容易く帶ぶるを得ず、但衛府は之を聽す、源平時代には武人の帶するもの七寸、七寸五分等を帶せし事見え、又一尺許の刀を帶せし事大鏡源平盛衰記等に見えたり、室町時代以後は單に刀と云へば、昔時の打刀鐔刀の類を指して云ひ、又刀子にも鐔を入れて脇差と稱し、後には刀に添へて大小と呼びたり、是れ兵亂の際には接戦に便なる爲め鐔を入



カタナ

れすも長くなりしなり、又所によりて鑄鋼を入れざるもありしが如し、刀の端を鈍、握を削(或刀心)と云ひ、刀の中程の高き所を鋸背と云ふ、猶圓を見て知るべし、燭に直燭燭燭等の種類あり(本朝軍器考、軍用記、貞丈雜記)

カタナシ

結政所

外記政始の時、政を行ふ所、大内裡外記廳の南に在り、西宮記台記は結政屋に、權記は史局屋に、續後拾遺集は結政座に作る、

「カタナシ」とは、結れなす義にて、數通の文を一に束れて結び固むるをいふ、建武年中行事に、宰相廳につく、是より先き辨小納言外記史かたなしにて事を行ふ云々とあり、又此所にて請印あり、是を結政請印と云ふ、延喜式に、於辨官結政所捺印と見え、北山鈔に、結政所請印事、上卿於陣座見官符、即示參議(其人可)著之由示(仰外記)歟、參議起座、出自數政門、率少納言外記、着結政所令請印(更不加)檢察、注曰、參議座南面(北一間中央)少納言(西面)着少辨座、外記座中間、史生辨座、與史座之間、於土間、捺之、如一度、多枚數之文、史生等相替捺之と見えたり、猶ほ江次第左記等にもみえたり○年中行事書によれば、外記政始圖、結政、北面東西十三間、(但第五第六間小間)方、東第一間、壁及び戸なく、第二第三第四間粉壁、第五間片妻戸、第六間小薔、第七第八間并に薔、第九第十間并に粉壁、第十一及び第十二第十三間並に薔なり(大内裡圖考證、後訓英)

カタナシセウイン

結政所請印 「カタナシ」を見よ、

カタナヒキ

刀引 酒宴の時、箱巻の刀を引出物にするを云ふ、凡て昔時は人に蓋をさす時に、我がさしたる刀を抜きてそれを飲む人に遣はし、返蓋

カタニ

カタニホヒ

肩匂 「カタニホヒ」と訓むを正しとす、同條を見よ、

カタノアツマロ

荷田春滿 名親姓

は羽倉、通稱は齋宮、初名信盛、後ち春滿と改む、また東藤呂とも書す、信詮の長子、顯世々京都伏見稻荷山の祠官たり、幼より學を好み、篤く皇道復古の學に志して、國史、律令、古文、古歌及び諸家の記傳に至るまで、博く通ぜざる所なし、然れども師事する所なく、而して其自得發明する所極めて多し、享保中江戸に遊びて聲名あり、將軍徳川吉宗待内に命じて侍臣某をして從遊せしめて古書を校せしむ、居ること數年、病を得て京に歸る、曾て國學校を創立するの志あり、上書して官許を得、既に地を東山に卜するに及びしが、病に罹りて遂に之を果すを得ず、大漸に臨み、平生著はす所の草稿數冊を焼く、故を以て、著書の今日に存せるもの甚だ夥し、文化元年七月二日歿す、東山稻荷神社の南なる阿里山に葬る、(舊譜)萬葉集、伊勢物語童子間、出雲風土記考、偽類聚三代格考等(玉釋、近世時人傳、花洛名所圖會、近代名家著述目錄)

カタノアリマロ

荷田在滿 名親姓は羽倉、通稱東之進、名は在滿、(舊譜)春滿の甥、後ち養はれて其家を嗣ぐ、(事蹟)世々京師稻荷山の祠官たり、養父に從うて家學を受け、尤も律令及び職官服制等に精通す、享保中妹若生子と共に江戸に來り、田安宗武に仕へて服色管見の擧に與る、幾干もなくして説合はざることありて辭を辭す、後ち幕命によりて京師に赴き、大嘗會の儀式を陪觀して具釋及び便蒙を著し、又旨を受けて貞觀格式を校す、寶曆元年八月四日歿す、年四十六、淺草高原町金龍寺に

カタノ

カタノコホリ

劉田郡 所在讚岐國起原

幕の(舊譜)大嘗會具釋、大嘗會便蒙、國歌八論、本朝度制略考、裝束色葉、羽倉考等(泊沼筆話、近世三十六家集略傳、近代名家著述目錄、慶長以來諸家著述目錄)

カタノコホリ

交野郡 所在河内國

起原(舊譜)交野の分地なり、桓武天皇延暦二年十月交野に幸して鷹を放て遊獵せしより、世々天皇遊獵の地となる、和名抄に、三宅(ミヤケ)田宮(タミヤ)團田(ノノダ)岡本(オカモト)山田(ヤマダ)葛葉(クズ)等の郷あり、爾來變更なし、明治二十九年讀良英田二郡と合併して北河内郡となす(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カタノリキウ

交野離宮 所在河内國

交野郡(今は北河内郡)交野(舊譜)も藤原繼繩の別業たり、桓武天皇延暦の年、屢々遊獵ありて遂に行宮と爲す(續紀)

カタバミノモン

酸漿紋 紋所の名、酸漿

草の花を紋にしたるもの、其形狀に據り名稱あり、「酸漿」は冷泉、藤谷、入江、松林、及び日向佐土原の島津氏等之家紋と爲す、尙ほ見聞諸家紋によれば、多賀赤田氏も之を用ふ○「丸に酸漿」(丸の中に酸漿を畫きたるもの)は藤堂、森川、成瀬、出羽鶴岡の酒井氏等用ひ○第一圖は「酸漿」(變體にて、普通酸漿と稱するは、銀と花弁との間隙なきものをいふ)とい

カタハ

カタビ



(圖一第)

ひ、播磨姫路の酒井氏の紋○丸に酸漿(俗に、若州酸漿と稱し、丸の中に普通の酸漿を畫きたるもの)は、若狹小濱、上野伊勢崎、越前敦賀の酒井氏、及び西尾氏の家紋○「こもちか」げ酸漿(黒丸の中に姫路酒井の紋を畫きたるもの)は安房時山の酒井氏、出羽上山の松平氏○「菱の内酸漿」は、大炊御門氏、○「すみ入角に酸漿」角に隅を入れ、其中に酸漿を畫きたるもの)は、出羽松山の酒井氏○「四ツ酸漿」酸漿の花弁四つあるもの)は、四條、河邊、八條、藤岡、油小路、及び西大路の諸氏之用ふ○見聞諸家紋に據れば、「三ツ重酸漿」(酸漿を三ツ重ねたるもの)は、肥田氏○第二圖は、「丸に酸漿」(酸漿をフセリヤウ)と稱し長曾我部氏○「二引三ツ重酸漿」(三ツ重の酸漿の上に二本引きたるもの)は平尾氏、其の反對の形を爲したる三ツ重酸漿二引は、中澤氏の家紋と爲す由見えたり、(武鑑、見聞諸家紋、諸家紋鑑)



(圖二第)

カタハラマツタヒラ

形原松平 松平氏 (マツダヒラウツサ)の條(丹波龜山の部)を見よ、

カタヒラ

帷子 單衣を云ふ、「カタヒラ」は裏なく單なる義、即ち片方の意なり、「ヒラ」は薄き故に風にひらめくの義、故に上古は總て何に限らず單衣なるを云ふ、几帳の帷も、戸口にかくる帷も皆同じ、浴衣をユカマと云へるは、湯帷子の義、又物を絹にて包み箱等に入るに、其包絹を入カマヒラと云へるも、入帷子の義なり、後に古の汗衫を「カマヒラ」といへり(カザミ參看)枕草子に、「あささのかたひらなすかし給へる」榮花物語玉のかざり巻に、御ゆかた

の時は蓋を返す人より刀を贈る禮なり(貞丈雜記) 肩匂 「カタニホヒ」と訓むを正しとす、同條を見よ、

カタマ

カタリ

カタマヒ

片舞 舞の求子、及び駿河舞を合せて諸舞と云ふ、そのモトメ子のみ舞ふを片舞と云ふ、

カタヤキ

肩焼 鹿の肩骨を焼きてト相を成すを云ふ、ト部肩焼と稱す、詳しくは太古(フトマニ)參看(正考)

カタリベ

語部 朝庭に奉仕して、上古の事蹟を語り傳ふる部族を云ふ、我國上古文字なかりしを以て、之が事蹟を傳ふるには、専ら口語に

よりて語り傳へたるなり、其部族に天語部連、語臣、語造、語君等あり、此等の部族の語るを神語とも天語とも云ふ、古事記八千矛神の段に、長歌五首を載せ、每篇の終に「コトノカタリゴトモコト」の語ありて、之を神語とし、雄略天皇の條の三歌の篇尾にも、同じ語ありて、天語歌と云へり、蓋し共に天神の故事を語り傳ふ歌の意なるべし、又其語調とも見ゆるもの、大同本記に見ゆ、出雲風土記國引の故事並に安來郷の事蹟は、共に語言を風土記に筆せしものなるべし(起原)姓氏錄に、天語連、蘇我養宿禰同祖、神魂命七世孫、天日鷲命之後也、又出雲風土記に、語臣猪廣、其子語臣見、天武紀十二年九月丁未の條に、語造賜姓曰連、とあるは、書に見えたるもの、古きものなり、元正紀養老三十年十一月の

カチ

徒 江戸時代、行列供方の先導を勤むる者いふ、先徒ともいふ、二千石高の人、及び美蓉の間役人にて持高三千石以上の人、高家交代寄合、那須衆、信濃衆、美濃衆、三河衆、米良、岩松、牛井、今大路、吉田、竹田の兩法印等常に是を召し具す、又先

カチ

手頭等の如き二千石高未滿、美譽の間役人にあらざる者にて召具するあり、然れども、先道具對箱を持たずること能はず、又徒の員數は、通常供方侍より二人を減す、二千石以下は、大抵二人、三千石以上三人、五千石以上四五人、萬石以上之に准ず(徳川盛世録)○又幕府の職名にあり、徒士組(カチグミ)參看、カチ 楊(棍) 腰の色目の名、表裏共に萌黄なるもの、秋に用ふる色目なり(重色目)

カチ 加持 眞言宗にて修する佛力護念を禱る咒法、即身成佛義に、加持者、表如來大悲與衆生信心、佛日之影現衆生之心水、曰加、行者心水能感佛日、名持と見えたり、カチ 鍛冶 名義「カネウチ」の約、カメチとなり又約してカチといふ、鍛は金鐵を打て器と爲すをいひ、治とは、鐵を焼て鍛錬するをいふ、即ち鐵を打て器物を製することといふ、後ち又製する人もいふに至る、古事記傳に、鍛人は加奴知と訓むべし、書紀天武卷に、田中鍛師と見え、又綾崎卷にも此訓見ゆ、金打を納めたる名なり、後に加運と云、も此加奴知の約たるぞ(和名抄に、鍛治の字音を説て、俗に鍛治と云よし云々は、中々に誤なり、又師は鍛人を加多之と訓て、加運もその約りたるなりと云れき、されど加多志は、鍛師の義なれば、鑄物師のことにて、鍛治とはいさ、か別なり、書紀垂仁卷に、鍛地とあれど、こは土物を作る處をいへれば、別なり、又三代實錄十八に、加太之とあるも錢を鑄ることなり、書紀に、治工作、金者など書るを、加那陀久美と訓を附たれど古名にあらじ」といへり(起原) 國史に見えたるは、古事記天岩屋戸の段に、鍛人天津麻羅に鏡を作らしむることあるを始めとなす、應神天皇の世、手人鍛金車素を貢してより、

カチ井

も我國にありし鍛を倭鍛と稱し分つに至れり(書紀綾崎卷に、倭鍛部と見えたるも後より云へる稱なり) 其後屢々朝貢あり、又鍛治を業とする者に名工あり、殊に刀鍛家に多し、而して後世は専ら鐵器を製する者を稱したれど、宇津保物語に、しるかれ、こかれのちち二十人ばかり云々とあるを見れば、古くは銀細工、銅細工の者をも鍛治と稱したるを知るべし(古事記傳、鑑注倭名抄、東北院職人歌合註)

カチ井ノミヤ 梶井宮(加持井宮) 三千院(サンセンヤ)を見よ、カチ井ノミヤ 梶井宮 山城國愛宕郡梶井圓融院に住持せらる、法親王をいふ、圓融院御門跡、梨木門跡とも稱す、明快僧正を梶井殿の元祖とし、堀河天皇の皇子最雲を以て、法親王の初入寺と爲す、明治三年十一月梨木宮と稱す、三千院(サンセンヤ)、「ナシモトノミヤ」參看(諸門跡譜、雲上明覽法令全書) カチイロ 褐色 染色の名、藍色の至て濃くして黒色に似たるもの、今の茶色に當る、又、カチイロとも云ふ、俗に「カチイロ」と稱す、直垂をば此色にて染め、中間等着用す、古、播磨國防府郡印南野に藍をこく染めてかちいろにしたる染物を出したり、夫木抄信實朝臣の歌に、はりまなるしかまにつくるある島いつあなち(鶴)の、こもめ(濃染)をか見ん、同中務卿皇子の歌に、「しかまなるいちめかもてるかちぬの、色ふかくのみ人を、こひつし」とあり、又黒き色なりとも云ふ、眞丈雜記に、かちん色と云ふは黒き色を云ふ、古異國より褐布と云ふ物を渡しけり、其の色黒き色なりし故黒色をかち色共かつ色とも云ふ、褐の字をかちともかちともよむ故なり、褐布は

カチイ

今の羅紗の類にて色織也かつともかちとも云ふを、勝負の勝と云ふ事を取なして軍陣に専ら此色を用ひたりし也」とあり、平家物語に、筒井淨妙明秀は、かちの直垂に黒草威の纏着て云々と見えたり、又色濃きと云ふより婚禮の時にも用ふと云ふ、カチイロヲドシ 褐色威 褐色の糸にて織したる織、勝と云ふ意にとりて軍陣に専ら用ひたり(軍用記) カチオサヘ 徒押 江戸幕府の職名、將軍出行の用に供す、九人ありて八十俵高なり、目附の所管とし、御禮席にて上下格なり(嘉永武鑑) カチカフリ 楊冠 褐色の冠を云ふ、倭訓栞に、楊冠と嘉慶勅使記に見ゆ、細腰に老懸して馬副隨身の裝也といへり」とあり、カチグミ 徒士組 江戸幕府の職名、將軍出行の時、先驅して道路を警しめ、常に左關、中ノ口、廊下檢問末等に直す、若年寄の支配なり(仕姓) 徒士頭、各一人、徒士組を支配し、高千石、目見以上の役にて郎頭問詰と爲す、組頭、各二人、高百五十俵、徒士、各組二十八人、組頭の支配に屬し、御成先道園、隅田川左柳番、御鷹守、御守殿番、本御番、御供番、御先番、加番等の分職あり、一代抱にて、夏季は水泳を習はし、時ありて大樹の觀覽に供す(享保四年に始まる)、其勤勞ある者は、拔擢せらるることあり、七十俵、五人扶持を給す○西丸には、頭五人、組頭五人あり(原田勘八郎長八年正月、始めて走來の頭四人を置き、各走來三十人を領し、城門を番衛す、これの徒士衆の始めなり、元和の頃は歩卒衆と云ふ、寛永の初めより、御徒、又御歩行と書せり)、後ち二十組あり、慶應二年十二月、本職を廢し、組を統隊とす(明長帶録、官制沿革略史)

カチシ

カチシ 加地子 年貢の外に取る地子をいふ、カチシ參看、カチダチ 歩射 「アシヤ」を見よ、カチダチノミツモノ 歩立三物 歩射の大的、草鹿、圓物の三ツ物を云ふ、各條に就て見るべし(眞丈雜記) カチツネキチ 梶常吉 尾張藩藩士梶市郎右衛門の二子、文政中海東郡服部村梶某の養子となる、銀錢を以て業とし、常に七寶燒を試みんことを志す、天保三年正月名古屋にて蘭人齋らす所の七寶燒に類せし皿を購求し、其器をうちくぐりて製法を研究し、始めて試に筆筒香盆をつくりしも、完全の器を製するを得ず、苦心の結果完きものを製せり、其事藩主にきこえ常吉を召し筆架硯屏をつくらしめらる、藩主製作の精美なるを感賞し、これを幕府に獻す、後ち法を林庄五郎に傳ふ、庄五郎これを塚本貝助塚本儀三郎に傳ふ、皆海東郡遠島村の人、貝助これを同村の人塚本甚右衛門、桃井英升、横濱の人山本又三郎、及び東京七寶會社に傳ふ、甚右衛門これを名古屋七寶會社に傳へ、英升これを京都の人並川端之に傳ふ、朝廷銀蓋を賜うて其功勞を賞せらる、常吉老衰して病歿にありしが、恩命を承り頭を擡げて感泣し、病瘞えなば花瓶一對をつくりて宮内省へ獻せんと誓ひしも意果さずして明治十六年九月二日歿す、年八十一(工藝鏡) カチトリ 揖取(挾抄) 武家の職名、船中にて櫂を取る者ないふ、又「カントリ」とも云ふ、カチトリの轉語、平家物語逆櫂の條に、判官船共の修理して兵糧米つろ、物具入兵共立さを舟とつ、仕れとのたまへば水手擡取とも是非風にて候云々と見え、又建治二年北條氏高麗を征せんとして、諸國

カチハ

の櫂取を徵せし事、建久元年十二月八日の東寺百合文書に見えたり、其後諸大名皆之を置き、水戦の用に供しよ(武家名目抄) カチノカウス井 加持香水 傳法灌頂、結緣灌頂の時、灌頂阿闍梨が受者の頂に灑がんとして、加持斯禱せし香水を云ふ、榮花物語うたかひの條に、東寺の灌頂に參らせ給ひて、道俗加持のかうすいを以て法身の御頂に灑がるべしと思しめす云々、唯賢灌頂實記、文治二年灌頂記等に加持を灑ぐ式委しく見えたり、カチノツカサ 鍛冶司 名義「カメチツカサ」とも稱す、宮内省の被管、銅鐵雜器の屬を造作し、及び鍛冶の口名籍の事を掌る、正一人、大正六位上、佑一人、從七位下、大令史一人、大初位上、少令史一人、大初位下、鍛部二十人、使部十六人、直丁一人、鍛戸若干(源朝神代天目一箇神此職を掌られし以來、倭鍛部、唐鍛部等の職あり、大寶元年に至り立て、司となし、右の職員を置く、聖武天皇の時之を廢す、其後復設置し、平城天皇の大同三年木工寮に合併す(令義解、令集解、類聚國史) カチノハノモン 穀葉紋(楮葉) 紋所の名、今いふ楮の葉を以て紋と爲したるものなり、別圖に即ち「楮葉」にて保科、諏訪、丹北氏之用ひ、「平戸楮葉」と稱するは松浦氏の家紋、「丸に楮葉」と稱するは、武藏國部の安部氏の紋○楮葉の間に花あるもの、見聞諸家紋に見えて太田氏の紋と爲す(武鑑、諸家紋鑑) カチハ 梶派 梶新左衛門正直の創めたる劍術の流派、梶派一刀流ともいふ○正直始め小野忠勝



カチハ

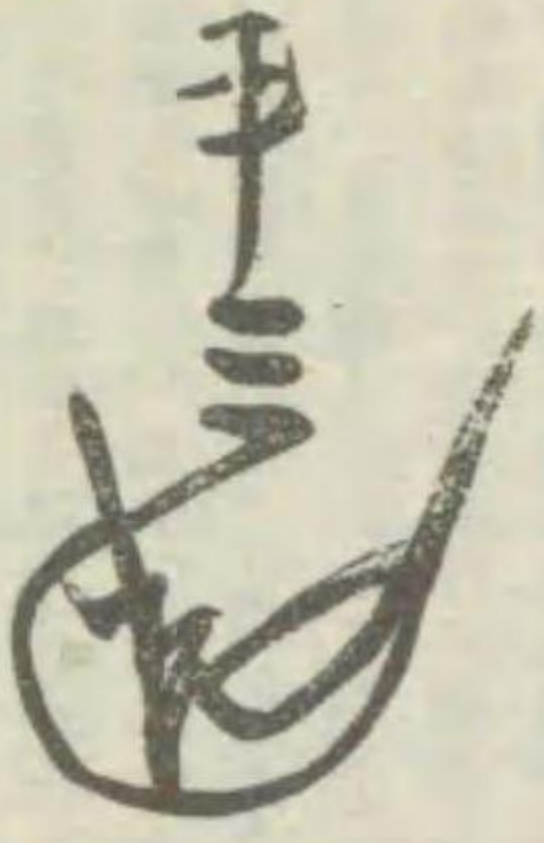
カチハラウチ 梶原氏 姓は桓武平氏、鎌倉景久より出づ、曾孫景時源頼朝の寵臣たり、後ち謀反して誅せらる、其子孫猶幕府に仕ふる者あり、其族に萩野、宇津木あり(系圖) ○景通 景久 景長 景時 景季 景高 景信 景家 景重 景春 景久 景茂 景俊 景綱 景信 景賢 景遠 時景 景之 持景 經景 時景 信景 カチハラカケスエ 梶原景季 源太と稱す、源頼朝景時の長子、頼朝父と共に源頼朝に仕ふ、最も騎射を善くす、頼朝曾て親臣十一人を選び、駿馬鷹獵を景季に與ふ、景季佐々木高綱と共に宇治川を渡り敵を破る、一ノ谷の戦父弟と共に力戦して菊池高望を斬る、文治中頼朝に從て藤原泰衡

カチハ

を撃つ、正治二年正月父と共に鎌倉を逃れ駿河に至り殺さる、年三十九、景季歌を善くし、作る所の者多く人々に誦せらる(大日本史)

カチハラカゲトキ

三と稱す、源朝臣は平氏、五郎景清の子、源朝臣となり材武狡猾隱匿口辯あり、和歌を嗜む、治承四年源頼朝兵を起すや、景時大庭景親に從て石橋山に攻む、頼朝敗れて山中に匿る、景時知ていはす、景親を給て頼朝を救ふ、頼朝勢を得るに及び、歸降して親任せらる、後ち頼朝景時に命じて平廣常を殺さしむ、壽永三年頼朝に從て平氏を一ノ谷に撃つ、諸子と共に生田森に奮闘す、世に梶原の二度斬とは此時の事を云ふなり、是時景時梅花を折て服に挿む、平氏諸將望見してその風流を稱す、文治元年義経に屬し平氏を鎮西に撃つ、景時策して舟に逆櫓を設けんとす、義経之を黜く、景時怒て頼朝に屬して義経を怨む、三月近畿總追捕使となる、義経を讒すること日に甚



(押花時景)

なる、義経を讒すること日に甚

だし、頼朝因て義経を追捕せしむ、景時義経を恐れて辭す、文治三年九月島山重忠を讒す、成らず、正治元年頼朝薨じ、頼家立つや、景時結城朝光を讒す、朝光三浦和同等諸氏と謀して頼家を訴ふ、頼家之を景時に示す、辯する所なし、親族を率ゐて終に鎌倉を脱す、正治二年正月京に赴かんとす、頼家比企能員等をして追撃せしむ、景時父子駿河清見關を過ぎ、藤原飯田諸氏と戦て之を敗る、既にして吉香友策の爲めに撃たれ、一族悉く敗死す(大日本史)

カチハ

カチハラリウ

梶原流 梶原源左衛門直景の創めたる柔術の流派、直景水早正信に從て其奥義を極め、遂に一派を開く、後ち尾張侯義直に仕ふ、延寶八年九月二十四日死す(武術流祖録)

カチンイロ

褐色 「カチイロ」を見よ、

カチンノカミシモ

江戸時代にて婚禮の時などに多く之を着せしと云ふ「カミシモ」參看(貞丈雜記)

カチメツケ

徒士目附 江戸幕府の職名、目見以下の卑職にて目附の指揮に從ひ、監察及び警中制規の事を掌り、遠國へ派出す、蓋し目附の下僚として調査を事とし、又特に目見以下を糾察す、目附の所管なり、員組頭、三人、二百俵高、徒士目附、六十人、百俵高、五人扶持、執も譜第席にて上下格なり、〇四九には御徒士目附組頭二人、二百俵高、徒士目附十五人、百俵高五人扶持の者あり、(原田實録、官制沿革略史)

カチヤウ

家長 大寶令の制、戸主を云ふ、コシユレの條を見るべし、

カチヤウ

嘉定(嘉祥) 毎年六月十六日に行ふ祝儀、江戸時代には、朝野の年中行事の一、嘉祥とも書し、またカソウとも訓す、(原田實録)朝廷に於ける儀式は、後水尾天皇の當事年中行事に、六月十六日兼日嘉祥をたふ、院女院などへは勿論まゐり、御所へ攝家方、門跡方、其外人々時宜によりてたふ、定りたる様なし、常にならします方まで嘉定何にても七種とりならべて供す、親王御同宿の時、女院など時御相伴也、御前を撤して後、女中各

カチヤ

かつらを持參して御前に給る、今日は女中の衣裳すすし、裏のれりにこしまきをする也、こしまきはれりにも、まろすいしにてもおもひなり、内々の男衆兼日長橋よりふれもよほして參る、常の御所の南面をとりはなちて、ひさしと中の口の間に堅籠をかけたつら女中見物の所とす、男衆をのりおもひ、かつらを持參して寶子に候す、公卿一列、殿上人は公卿のうしろ亦一列也、上段の南のはしにこればかりを敷かせおはして御見物なり、とり、かつらを給はる、こはて下らうより退く云々と見えたり、江戸幕府にては、此日拜謁以上の士、嘉定頂戴と稱し、將軍大廣間へ渡御、二三の間にかけて菓子一種つ、折敷に盛りて並べ、其數二千ばかりあり、將軍には、大廣間の中段に着座す、やがて松の間の中少將侍の面々一人づゝ出で、着座すれば、打龜菓子など前に勧め、相伴の輩にも出ず、各々折敷賜はりて退出し、これより譜代の中少將侍四位の人々出で、折敷を持ちて退く、此間署により入御あるの旨を老中より列座の面々に傳ふ、二ノ間まで渡御ありて後入御あり、譜外様の大小名、百の司々、同朋の類に至るまで、或は五人、或は九人等出で、折敷を頂戴す、なほ此時に賜はる菓子の數は、
一饅頭 三ツ盛 百九十六膳 總數五百八十八
一羊 羔 五切盛 百九十四膳 同九百七十切
一鶏 燒 五ツ盛 二百八膳 同千四十
一あ、や 十二盛 二百八膳 同二千四百九六
一金 純 十五盛 二百八膳 同三千五百十
一寄 水 三十盛 二百八膳 同六千二百四十
一平 鉄 五ツ盛 百九十四膳 同九百七十
一粟斗 廿五筋盛 百九十六膳 同四千九百筋
總數千六百十二膳 木地片木、折の葉しき、

カチヤ

カチヤマ

房郡山町酒造寛文九年六月酒井忠國、酒井忠直より一萬石を分知せられ、陣屋を設けて此に治し、子孫相繼ぎて明治維新に至る(安房國誌)

加知山(勝山)

安房國安房郡山町酒造

大廣間二の間下の方

聖二十七膳 積二十六膳

兩所三の間上の方

聖三十五膳 積二十六膳

其菓子皆大久保主水より調進せり、民間にては此嘉辰を祝する爲め、如何なる故にや、何品にても、價十六文のものを買ひ、之を笑はすして喰ふを例としたり、(原田實録)嘉定のこゝたる、何故に行はるゝに至りしか、はた何時始まりしか詳かならざれど、要するに天文中の頃より盛盛せしもの、如し、庖丁書録に、近代俗に云傳ふるは、室町家の時六月納涼の遊興有、楊弓射負たる者、嘉定錢十六文を出して、食物に代て、膳たる者をもてなすに始まり云々」と見えたり、此外天文日記、御湯殿上日記の天文二十年六月十六日の條等に見えたり、四季物語に、大同年中より毎年或は隔年に行ひしと云ひ、世語問答に、仁明天皇承和十四年豐後國白鶴を獻す、吉先を以て嘉祥元年と改め、六月十六日群臣に物を賜ひしに始まるとし、恒例行事等に、後嵯峨天皇御即位以前宋の嘉定錢十六文を以て餅を求め奉り、御位に即きし吉例に始まるとす、白石手簡に、元和元年五月七日大阪陣終りて入京し、初ての賀儀にて、堂上の嘉祥祝に倣ひしなりと云へども、何も明瞭なきこと古今要覽稿に辨じ、委しく見えたり、而して儀式の絶えず行はれたるは慶長以後なりとなす、而して江戸幕府年中行事としての嘉定、文久二年閏八月二十二日にこれを廢したり(嘉定記、古今要覽稿、續徳川實紀)

カチユウ

家中 室町時代以後、諸大名の家

來を總べて稱する語、各々其家に就きていふに用ふ、一家の中の義、嵯峨親後記天文八年閏六月二十二日の條に、御家中之義未相調之由候歟、毛利家記に、元就卿一々被召召、奇特の見立にて候、我も内々大内家爲體、今の分にては難治と思しに、左様に家中不和ならば、無程防長は亂れんと仰られし」とあり、

カチユキ

歩射 「ユギ」を見よ、

カチユキ

加徴米 一定の年貢

地子等以外に、人民より徴収する米を云ふ、下司、地頭の得分なり、通常段別五升なれども、時に三升二升一升等の差等ありて一定せず、(原田實録)一條天皇永祥元年尾張國より奉りし解文に、請被裁斷官法外、任意加徴租穀、段別三斗六升事」と見えたるを始めとす、是公田の官法加徴米なり、庄園加徴は又是に倣ひしものなるべし、庄園加徴の始めは堀河天皇寛治二年の醍醐寺圓光院領越前國平原庄の内檢帳に所當段別五斗(此外加徴五升小加徴三升云々)とあるを初見とす、後鳥羽天皇文治元年源頼朝地頭を置くに及び、加徴米を以て或一部の地頭の俸給とせり、貞應二年六月宣旨を以て新補地頭に加徴米段別に五升を給する事に定められたり、守護地頭考に加徴米を兵糧米と混同せるは誤なり(兵糧米考)

カチイロ

褐色 「カチイロ」を見よ、

カツラギ

鰐魚木 千木(チギ)を見よ、

カツラテラ

勝尾寺 攝津國島下郡(今三島郡)豊川村大字栗生村〇もと彌勒山と云ふ、應頂山菩提院と號す、(原田實録)本尊十一面觀世音、西國巡禮札所二十三番也、(原田實録)攝津守藤原致

カツカ

カツカハシユンシヤウ

勝川春章 名號、通稱祐助、春章と號す、また旭朝、井西、爾李林等の別號あり、はじめ勝宮川と稱せしが、後ち宮の字を

房の双子僧善仲善算天王寺榮堪に師事せしが、龜元、四年召れて勝尾山に入りて、草庵を結ぶ、後ち光仁天皇の皇子、幼より顯教佛法に志厚し、天平神護神年潛に宮を出で、勝尾山に入りて、仲第二師に仕ふ、終に後桂樹を伐りて道場を建立し、彌勒寺と號す、光仁天皇攝津國豊島郡稻一千束を施入す、寶龜六年島下郡水田六十町を給ふ、天應元年開成寂す、延暦元年勅して開成の爲めに法華八講を修して恒例となす、清和天皇曾て行幸して改めて勅額勝尾寺を賜ふと云ふ、元暦元年源平合戦の時機失し、後ち源頼朝命じて再興せしむと云ふ、今寺城三千三百餘坪ありと云ふ、〇本堂には本尊の外藥師如來を安じ、別に法然上人自畫贊と稱する畫幅あり、左方階段を登りたる所に開山堂あり、其奥般若若臺は奥院にて六角堂あり、皇子書寫と傳ふる大般若經あり、其他二階堂、御影堂等あり、〇光明院御願勝尾寺境内の東字東谷に在り(元亨釋書、攝津名所圖會、名勝地誌、地名辭書)

カツカハシユンシヤウ

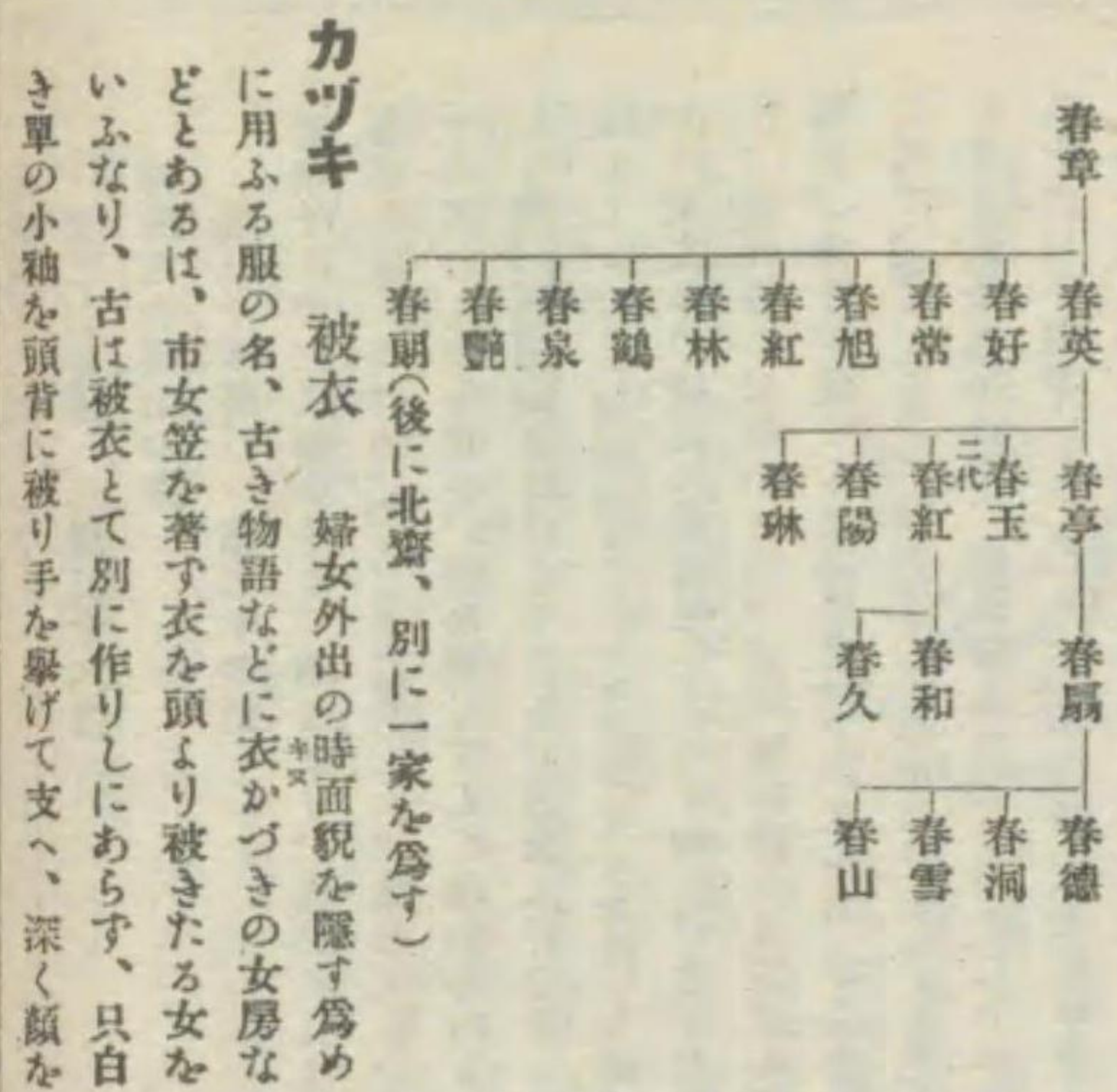
勝川春英 名號、姓は磯田、通稱久次郎、九德齋春英と號す、(原田實録)春草の門人にして出藍の譽あり、最も武者繪に妙を得、また俳諧の似顔に巧なり、なほ操芝居の看板を畫きて、自然一流の筆意を殘し、且狂畫をも巧にし、世に九德風といへり、其畫く所皆世に行はれ、一時春章歌麿を壓するの勢ありき、初代豐國の如きも、其畫風を學びたりといへり、姓語落にして放縱、また淨瑠璃を好みて三絃の名手たり、文政二年七月二十六日歿す、年五十八、淺草本願寺中善性寺に葬る(浮世繪類考、浮世畫人傳)

カツカ

省きて勝川と稱したり。宮川長春の男なる春水の門人、春水故ありて勝川を稱せり。春草また之を稱したり。尤も俳優の容儀を寫すに妙を得たり。はじめ人形町なる林屋といへる書肆に寄食したりしが、明和五年五月、中村座にて「操歌舞妓扇」と題し、浪花五人男の劇を演ぜし時、其姿を寫して綿繪と爲したるより、其名頗る高く、遂に一派を創む。春草別に高谷に就きて一蝶風の草書を學び、また武者の像を畫くに堪能なりしが、尤も秀でたるは、俳優の似顔にして、殊に「舞臺扇」と題せるは世評頗る高くして、忽に千部を賣り盡したりといへり。寛政四年十二月八日歿す。淺草新堀端四福寺に葬る。カツカハハハ參看(浮世畫人傳、日本繪畫史)

カツカハハ

勝川派 勝川春草の創めたる浮世繪の一派、其系統左の如し、カツカハハシヤウハ參看(浮世繪類考、浮世畫人傳)

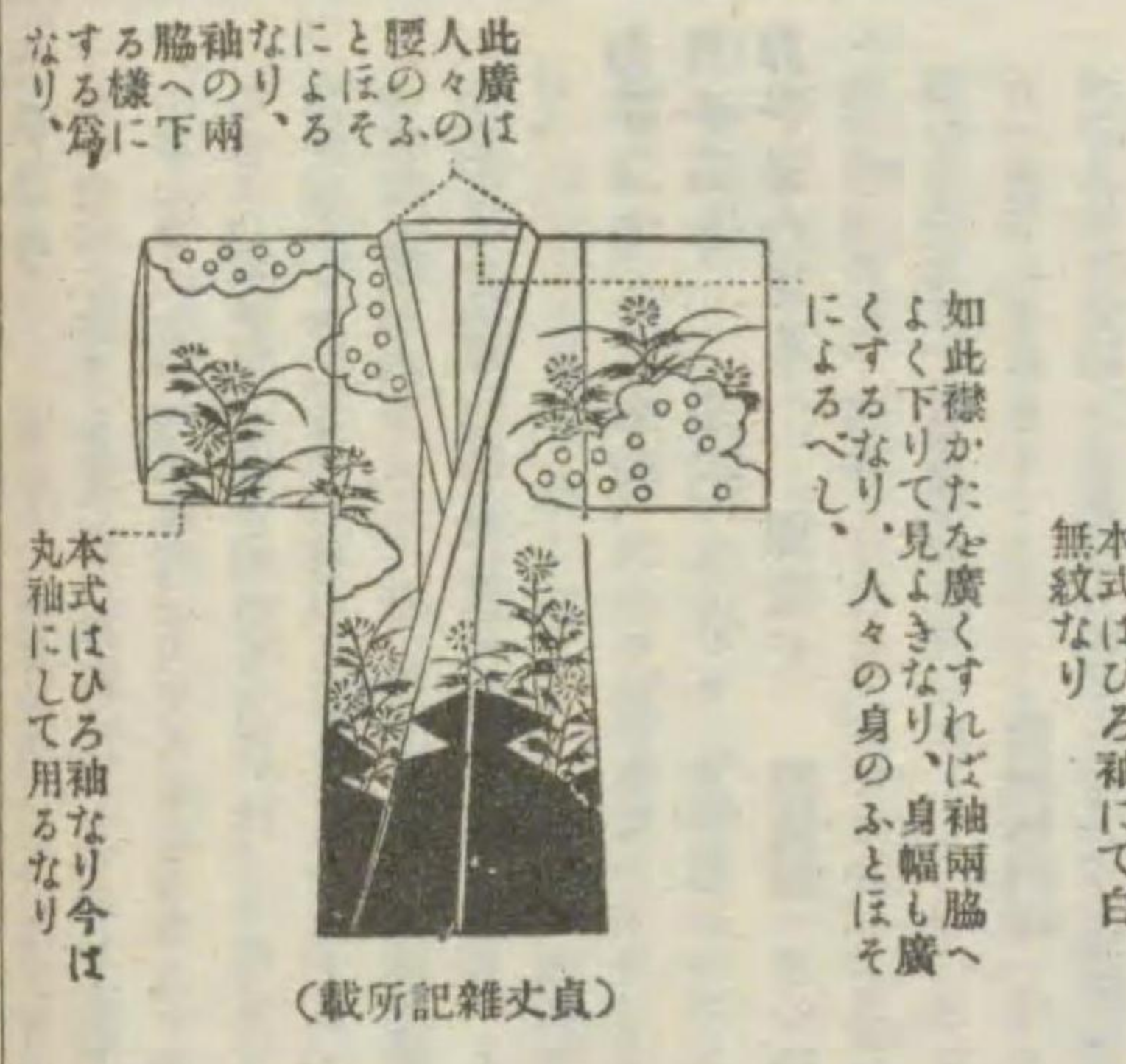
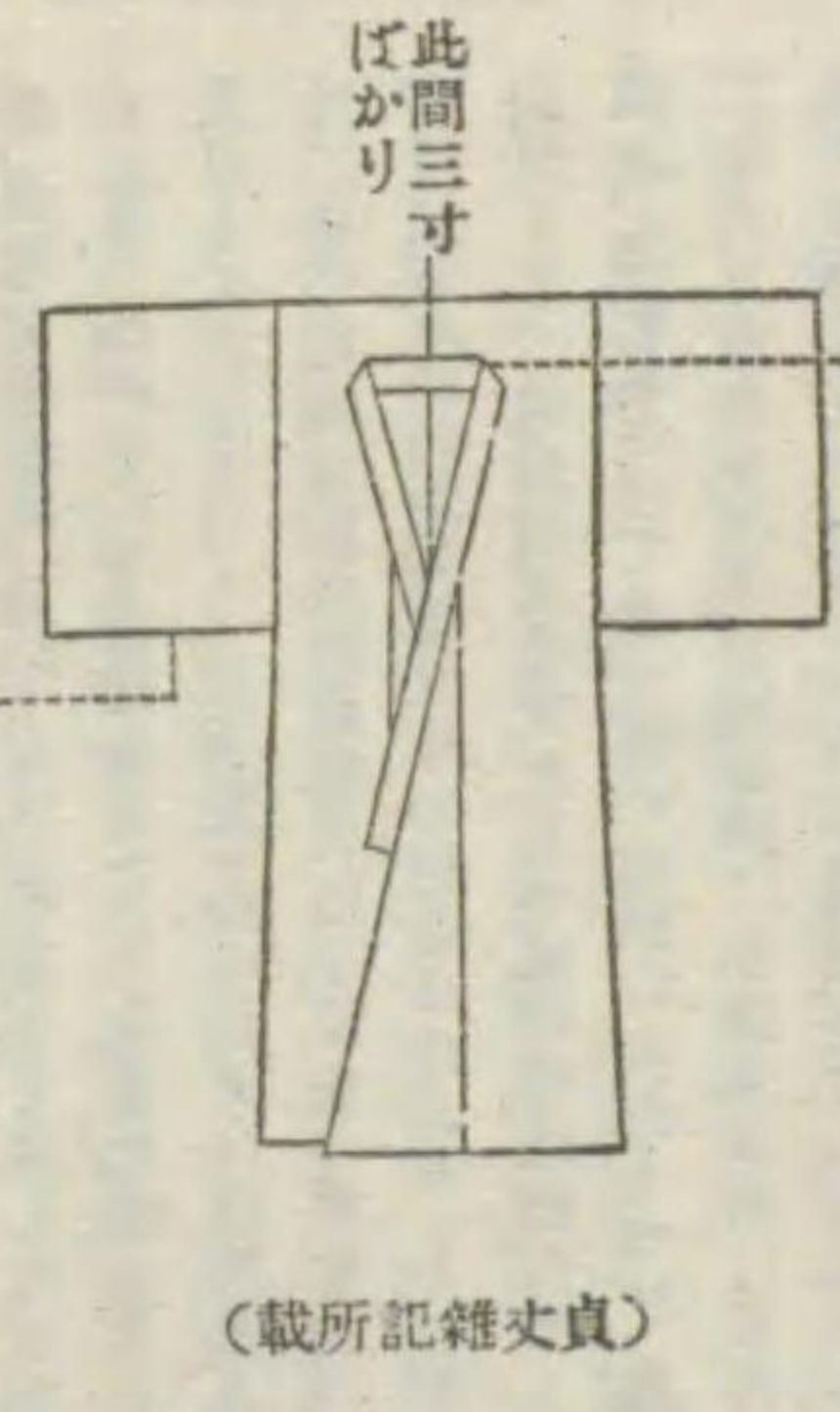


カツキ

被衣 婦女外出の時面貌を隠す爲めに用ふる服の名、古き物語などに衣がづきの女房などとあるは、市女笠を著す衣を頭より被きたる女といふなり、古は被衣として別に作りしにあらざり、只白き單の小袖を頭背に被り手を擧げて支へ、深く顔を

カツキ

覆ひしものなり、武家時代に至り、小袖の襟方を前方三寸計りも下げて裁つ、地も無地なるを厭ひて種々の色に染め、或は模様を附し、或は裏を附し、遂に被衣なる服を作り出して、婦人の常服となるに至る、其製法小袖に替ることなし、只襟の前方に下り



カツキ

たるのみ、これ額へ深く入りて後へわけず、頗もよく隠るゝが爲めなり、京大阪邊には近世まで用ひたり、江戸にても古くは流行したれども、承應年間、戸次、林、藤江等、被衣をかぶり、女の装して松平伊豆守を窺ひし事露顯してより、此服は禁せられたりと云ふ、昔々物語に、明暦の頃まで針妙腰元かつきを戴きありしに、萬治の頃より江戸かつき透と止み、西年大火事以後は、此事断絶に及びし也とあり(貞丈雜記、松屋筆記、嬉遊笑覽)

カツキ

被衣初 京都地方にて女子五才或は七才に至り、初めて被衣を被らしむるを云ふ、十一月吉日を擲びて之を行ふ、一代書用筆林寶鑑賀三被初文に、小吟御女郎御初御祝儀にて、今日御所へ御上り被成候由、去年より日時御生長、愛々敷、別而目度御事と存候、被者門前婦徳の最初之由、往々貞烈の道御備可被成と未たのもしく存候云々とあり、

カツケモノ

纏頭 歌舞、遊宴、もしくは佛法の諸儀式等の後、當座の報酬として與ふる貨財物品等を云ふ、被物の義、元は衣服を肩に被け與へたる故にかく名づく、後には金錢にも通じて用ふ、又釋日本紀には、藤を、カツケモノと訓めり、拾遺集に、だいばんと、ころにてせんせさせたまふにかつげものたまふと云々、天徳歌合にうへよりつとめてかつげものたまふと見えたり、

カツケワタ

被綿 十二月御佛名の時、導師井に衆僧に賜はる綿を云ふ、公事根源佛名の條に、被綿の事あり、衣箱の蓋に綿を入れて、すのこの北に内侍の簾と云ひて、御簾をかけて出す、藏人御導師の肩にかつぐるなりとあり、猶委しきこととは江次第を見よ、

カツコ

羯鼓 名は樂器の名、兩杖鼓ともいふ、右より兩杖の桿を以て撃つ故に此名あり、羯鼓とは羯中より出づるを以て名づくといふ、面徑七寸七分、鐵輪を作りて革を張り、縁に八孔を穿ち、匡長一尺、徑五寸、中腰稍々大、螺鈿又は描金にて文彩を施し、馬皮細長者を以て革を約め、又紅紫條を以て約む、附黒漆、上の廣七寸六分、下の廣一尺一寸、二枚分左右と爲し、相距六寸許、横木を以て之を貫く、幹二つ、長尺有二寸、雅樂(カガク)の挿簫參看す、○【鼓法】光仁天皇の時、壬生羅鷹をして八聲を定めしむ、(一)阿禮(調子の打方)、(二)大揭(延八拍子の打方)、(三)小揭(早四拍子の打方)、(四)沙音(早八拍子の打方)、(五)墟々(中八拍子の打方)、(六)鹽短(阿禮聲、阿禮短聲ともいふ、序の打方)、(七)泉郎(延四拍子の打方)、(八)織錦(六拍子の打方)となす【奏法】一には打、二には振といふ、其中に數種あり(一)振廻とは、禮の抱に間々かきまはすことあり、禮音を禮と聞かして打つべき由(二)振上振下とは、強く撃を振上といひて強打、緩く打を振下といひて、のぶるなりといふ(三)撥轉とは、五常樂破、輪臺寺の樂に拍子の文間に於て右來一、左來一つ撃つをいふ(四)打亂とは、羯鼓に早樂の拍子を上には後の雌拍子に此事あり(五)教拍子とは、教習ともいふ、太鼓の前に、片來を以て太鼓の桿を教へ導くことあり、此の事をいふ(六)間拍子(七)重拍子(八)亂拍子(九)破拍子(十)千鳥懸等の法あり(十一)鼓(ツツミ)の條に詳しく述べたれば就て見よ(樂家録、歌舞品目、禮樂志)

カツコ

今案餉寄食也、爲餅名(未詳)餅名、煎餅作三蟲虫形、也と見えたり、建武年中行事元日の節會に、おほよそ御膳の種々その名はあれども、そのすがたいづれともわきがたし、内膳などたしかにいまだたづれとはず、麩餅、饅頭、餛飩、桂心などやうの物なり云云とあり(江次第、公事根源)

カツサウチ

上總氏 姓は桓武平氏、千葉介忠常より出づ、忠常四代常兼の長子常家上總介となり、上總坂太郎と稱す、依て氏を稱す、四代常兼源頼朝に從て天下を平ぐ、壽永二年十二月讒に逢ひ誅せらる、上總權介秀胤寛元三年評定衆となる、寶治元年三浦泰村の事に坐して誅せらる、其裔伊隅郡に住す、其族に伊北、伊南、藤南、藤北、周東、周西、印東、木内、潤野、大権、天羽、角田、金田等の諸氏あり(吾妻鏡、千葉系圖、上總國誌)

カツサシライ

上總鞆 上總國より製出する鞆を云ふ、又は坂東鞆、おしし鞆とも稱す、絲にて織りたる故に名づく(貞丈雜記)平家物語に、忠清はにけの馬にぞ乗りてける、上總しりがいかけてかいなし云々、又吾妻鏡建長六年十二月十七日の條に、今日内記兵庫允注進染鞆之故實(依別仰)也、彼家代々於上總國令奉奉行此事云々と見えたり、シシライガイ參看、

カツサノクニ

上總國 關東南は安房、北は下總、東西は海に至る、東西凡十四里南北亦同じ、東海道に屬す、形勢南方山を負ひ北するに從ひ漸く平行、下總の曠野に接す、東方一帶海に濱し三郡に亘

カツサ

古へ右左の國と稱し、上總下總安房の三國一なりしが、後ち二國に分たる、國府を市原郡に置く(今の能滿村)天長中親王の任國となし特に太守と稱す、寛平の初高望王國の介に任ぜしより、其子孫世世職を襲ぐ、十世廣常に至り源頼朝に從ひ、權介を以て國事を知る故の如し、後ち誅せらる、足利義兼千葉秀常其子秀胤相繼ぎて介に任ず、足利氏の初鎌倉管領基氏、其執事上杉憲隆の子朝宗に本國を賜ふ、子氏憲胤を作して誅に伏し、本國管領の直隸たり、文中鎌倉管領足利成氏、武田信長を以て守護代とす、信長眞里谷關南二城を築きて之に居る、この時大多喜の正木氏、萬喜の土岐氏國の東方に割據し、千葉氏國の北方を有す、既にして里見義實、正木氏を降して國の四方を略取す、文明中義實の子成義、武田土岐二氏を降し、後ち其子實興二氏を率ゐ、足利義明を生實に奉じて主帥とし、遂に千葉の諸城を抜き盡く本國を取る、玄孫義頼に至り漸く衰へ、天正中北條氏政、萬喜田藤南を陥る、義頼争ふ能はず、子義康に至り豐臣氏本國を削奪す、徳川氏の關東に遷るや、松平忠政を久留里に(後に黒田直純)、本田忠勝を大多喜に(後に松平正久)、内藤家長を佐貫(後に阿部正春)に封ず、其後封を受くる者、飯野(保科正貞)、一ノ宮(加能久通)、鶴牧(水野忠位)、請西(林忠英)凡て七藩、明治維新に至り小久保(田沼意尊)、菊間(水野忠敬)、櫻井(瀧脇信敬)、鶴舞(井上正直)、松尾(太田資美)大綱(米津政敏)、六藩を徒封し、請西の地官に没し十二藩となる、既にして皆改めて縣とし、尋で悉く之を併せて木更津縣を置き、又之を廢して千葉縣より兼治す(舊)古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各條につきて見るべし(上總國誌、古事記傳、地誌提要、郡名異同一覽)

カツサ

カツバ—カツマ

づ、又華美の度進み、黒琥珀、セキ子織等を用ふるに至る、尙ほ襟なき合羽享保七年の頃俳僧宗匠之を著始め、元文の頃より女亦多く之を用ふ○婦女の雨衣は、嬉遊笑覧に、寛延寶曆の頃まで浴衣を雨かけに著て、大なる紋五六をつけ、又伊達模様を染めしものありしが、寶曆以後木綿の合羽を着用す」と見え、我衣に、貞享頃までは女などに合羽着る者なし、昔染湯衣にてすみの、元祿の頃たまに「老女夫の合羽を着し、往來する者あり、大に目立ちおかしき」とにいひぬ、寶永頃出すぎたる女、木綿合羽をこしらへ著したり、丸袖に、黒びろうどにしたり、正徳の末振袖の木綿合羽を着す、袖永く内袖を緋縷子緋どんすにしたり、云々」と見えたるが、何れ正しきか詳かならず、又我衣に、田舎老女などの著る合羽とて、別圖の如く見え、裝束の裏は皆金襴にて、寶曆の末まで之を用ひ、安永の頃はや黒きやの襟をかけばたんがけ少くなりしといへり(貞丈雜記、我衣、嬉遊笑覧)

カツバカコ

合羽籠 合羽を納め置く籠、江戸時代諸侯の行列には必ず之を最後に昇きゆく、供廻の合羽を之に納めて雨の用意に供するなり、

カツブク

割腹 屠腹 武家時代に、腹をきることをいふ、切腹(セツブク)を見よ、

カツマタノコホリ

勝田郡 所在美作國肥前藩稱徳天皇天神護二年、此郡飯岡郷の地鹽田村を割て、備前藤野郡に屬せしこと續紀に見えたり、和名抄に、勝田(カツマ)飯岡(シホユ)豐國(トヨクニ)河邊(カハノベ)鹽取(シホトリ)和氣(アケ)以上七郷を後世勝南と稱す(植月(ウヱツキ)香美(カカミ)吉野(ヨシノ)廣岡(ヒロオカ)新野(ニヒク)廣野(ヒロノ)賀茂(カモ)以上七郷を後世勝北

カツヤ—カツラ

とす等の郷あり、後世分て勝南勝北二郡となす、正保圖之に仍り、寛文中勝田郡に復す、元祿圖また分て二郡となす、後ち之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カツヤマシヤウ

勝山城 所在肥前國大野郡勝山町肥前藩稱徳天皇の初、柴田勝家の族義宣、此地に城を築きて居す、慶長六年清水正一萬二千石にて此に治す、十六年即ち没せらる、寛永元年六月松平直基三萬石に封せられて治す、十二年八月大野に移り、松平直真(三萬五千石)代り治す、正保元年三月大野に移り、其後四十九年間福井に隸して在番す、元祿四年七月小笠原貞信(二萬三千石)に移封せられて治す、寶永五年信長の時城主格を賜はり新に城を築きて之を治め、爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る(古今類聚國誌、肥前、徳川加除封録)

カツヤマシヤウ

勝山城 所在美作國眞島郡勝山町○一に高田城、大總山城ともいふ(肥前藩誌)南北朝の頃より三浦氏の居城とす、天文十三年尼子晴久、將を遣はして攻めしむと能はず、十七年城主貞久病死し、尼子氏遂に之を陥る、永祿二年三浦の遺臣城主山久信を逐ひ、貞久の子貞勝を迎へ入る、八年三村氏又之を抜く、次で三浦氏之を恢復せしが、毛利氏に奪はる、元龜元年之を復し、天正三年毛利氏に降る、明和元年三浦明次高田二萬三千石に封せられ、當城を修築して治所とす、明治初年に至り廢す(作陽志、美作略史)

カツヤマシヤウ

勝山城 松山城(マツヤマシヤウ)を見よ、

カツラチナルコロミ

折桂試 文人學生の位を授け祿を賜はる爲めに、行ふ詞才の試験、桂を折るとは、及第することといふ、晋書列傳に、郗詵

カツラチナルコロミ

を折るとは、及第することといふ、晋書列傳に、郗詵

カツラチナルコロミ

を折るとは、及第することといふ、晋書列傳に、郗詵

カツラチナルコロミ

を折るとは、及第することといふ、晋書列傳に、郗詵

カツラチナルコロミ

を折るとは、及第することといふ、晋書列傳に、郗詵

カツラチナルコロミ

を折るとは、及第することといふ、晋書列傳に、郗詵

カツラ

字廣基、華賢良、對策上第也、武帝問曰、卿自以爲如何、說曰、猶桂林一枝、崑山片玉、帝笑、とあるに始まる、紀略寛仁二年十月二十二日天皇東門第に幸して、文人擬文章生等を召し、賦詩を試みられしこと見えたり、

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラガハホシウ

桂川甫周 名は國瑞、字は公鑑、月池と號す、藤原第一世甫筑の曾孫、甫三の子、甫筑、甫英以來世々幕府に仕へて醫官たり、明和九年二月甫周めて二十二、幕命により和蘭貢使と對話し、安永六年十二月侍醫となり、天明三年十二月法眼に叙す、會々田沼意次の爲めに忌まれ、黜けられて外班に列す、寛政四年魯人我澤民幸大夫禮吉等

カツラ

り、思寸大和に、直河内に貫す、又國造あり、神武天皇の時銀根國造となる、天武天皇十一年葛城直に連を賜ひ、十二年思寸を賜ふ、稱徳天皇の時外從五位下葛城毗登大牀等に宿禰を賜ふ、清和天皇の時、攝津國豐島郡人左史生葛城直貴等改めて右京に貫す、朱雀天皇の時、博士葛木宿禰茂經あり(姓氏錄、氏族志)カツラキウチ 葛城氏 皇別、孝元天皇の皇子彦太忍信命の後、武内子葛城襲津彦より出づ、姓朝臣、左京に貫す、仁徳天皇の皇后磐之姫の爲めに葛城部を置く、皇后は襲津彦の女なり、襲津彦の孫玉田宿禰、允恭天皇の朝御あり諱に伏す、其子國大臣となる、雄略天皇の爲めに殺さる(古事記、書紀、姓氏錄)カツラキテラ 葛木寺 所在大和國添上郡木津村西南終領耕田中に舊址ありと云ふ○妙安寺とも云ふ肥前藩稱徳太子建立七伽藍の一にして、もと葛上郡朝妻に在りしが、和銅三年郡を平城に遷すに及びて、當寺も亦隨ひて、新京に移る、天平寶字七年封五十戸を施入す、寶龜十一年正月雷火によりて金堂并に塔等燒失す、爾後再興の事詳かならざるも、大同中迄は盛大なりし事、新抄勅撰符にて明なり、廢絶の年詳かならず(大和志料)カツラキノカミノコホリ 葛上郡 所在大和國肥前藩稱徳古へ葛城國造の地を割て、葛上下忍海三郡となす、神武天皇己未二月高尾振土蜘蛛を葛網にて掩殺せしを以て、其地を葛城と名づく、二年二月葛城國造となす、天武天皇十三年始めて葛城下郡の郡名見えたり、和名抄に、上郡に日置(ヒナキ)高宮(タカミヤ)牟婁(ムロ)桑原(クハハラ)上島、下島、大坂(オホサカ)檜原(ヒノハラ)神戶(カムベ)餘戶、下郡に神戶、山直(ヤマアタ)高額

カツラ

(タカマカ)賀美(カミ)藤田(フジダ)品治(ホメナ)當麻(タマ)等の郷あり、後世カツラヤウ、カツラとも訓めり、明治二十九年三月廣瀬郡と葛上郡とを廢して北葛城郡を置き、葛上郡と忍海郡とを廢して南葛城郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)カツラキノシモノコホリ 葛下郡 所在上郡(カヅラキノカミノコホリ)を見よ、カツラキノタカラカノミヤ 葛城高丘宮 所在肥前藩稱徳天皇の皇居所在大和國南葛城郡吐田郷村大字藤原の邊(治部)天皇元年此に都し、三十三年にして廢す、皇極天皇元年蘇我大臣蝦夷己の祖廟を葛城高宮に立て、八分の舞を爲したりといふ(書紀、首府沿革論)カツラキノムロノアキノシマノミヤ 葛城室秋津島宮 室秋津島宮(ムロノアキノシマノミヤ)を見よ、カツラキウチ 葛城王 橘諸兄(タチバナノモロエ)を見よ、カツラツツミ 桂包 頭巾の一種、室町時代の末より江戸時代の初めかた、専ら賤女の用ひたるもの、白布或は手巾を以て髪を束ねざらん爲めに包みしものなるべし、髪包ともいふ、又桂女のせしもの故に桂包とも云ひ、或は此風一般に廢れて桂女にのみ遺りたれば、しか云へるなりとも云ふ、書に見えたるは、甲陽軍鑑永祿三年三月の條に、白布手巾を以て桂包と云ふものに頭を包み、云々とあるは初めなり、高治寛文頃迄も流行せしにや、下女など頭を桂包にしたる様其頃の繪に見えたり(嬉遊笑覧、俳言集覽)カツラノコシヨ 桂御所 所在山城國葛野郡下桂村に在り○東は桂川に境し、西は西山一帶

カツラ

を望み、北は遙に嵐山龜山等を見る○今は、桂離宮と稱す、もと桂宮の邸宅なり(肥前藩誌)天正の末年豐臣秀吉、正親町天皇の皇孫陽光院の第六皇子智仁親王を請うて己が猶子と爲し、八條の宮と稱し、爲めに別墅を桂の里に築く、即ちこの御所なり、書院林泉共に小堀遠州の作なり、相傳ふ、秀吉の遠州に命じて之を造らしむるや、遠州約するに三事を以てす、一に勞費を吝むなかれ、二に成功を急ぐなかれ、三に成功に至るまで來り觀る勿れ、恐くは作意紛出して作者の妨をなさん、此の三事を守るにあらずんば、名死成るべからずと、秀吉之を諾し約を守り違はず、遠州即ち其徒弟出納大藏少輔、山科出雲守、倉光日向守、玉淵坊等と經營し、數年の工役を勞して之を落成す、地域面積一萬三千七百坪、桂川を引き湛へて池となす、水面の積二千三十四坪島嶼十餘數あり、第二世智忠親王の時、また遠州に命じ増築あり、寛永年間御幸殿新御殿等の新築あり、今に至り數百年、臺殿亭樹みな風折刻畫を極め、樹竹水石妙趣を盡さるはなく、實に京都第一の名苑にして、恐らくは天下にも其比を見ざるべし、明治十四年淑子内親王薨去の後、同十六年九月改めて離宮と爲し、現時は主殿寮出張所の管理する所となれり、今其宮殿林泉の概況を左に記す、宮殿 桂川橋を西に渡り川に沿ひ西北に屈折すれば、北面に門あり、御幸門といふ、平時は閉つ、門内南に向ひ一遺小石を敷く、御幸道といふ、正面に中門あり○中門 茅葺にして柱に懸の皮付を用ふ、結構淡雅、門外に方四尺許の板石あり、腰輿を置く所と爲す、中門に入り右折して橋を渡り又小門に入り、斜に西に向ひ御車寄に至る○御車寄 東向、前の飛石は遠州好み眞の飛石といふ、また大石を置き香



(署自周) 其事情を悉さず、世論頗る騒

カツラ

脱とす、六人の香を辨ぶべきを以て六ツの香脱といふ、支園内四疊、左杉戸の表裏に虎と胡枝花、右は蓮に菖蒲に鶴の畫、共に永徳の筆なり、楯の間を通ぎ古書院に入る○古書院 二間二十四疊、椽座敷七疊、外棟の北の方欄間に桂亭の記あり、南禪寺傳長老の撰并に書なり、東面方二間許の竹櫺の露臺あり、觀月の爲めに設けたるものといふ、椽を過ぎて園裡の間に入る○園裡ノ間「キコロノマ」參看
○中書院 一の間六疊、一に山水の間と稱す、床の間張付及び襖みな探幽筆山水の畫あるを以て名づく、袋櫺小襖四枚に竹拒霜花、水仙、菊の畫及び楯下張付水邊樹木宿鶯の圖、皆同筆なり、鴉の圖特に著名にして探幽三稿の一といふ、脇張付に李白觀瀑の圖、襖の張付山水樓閣も同筆なり○二ノ間 八疊、七寶の間といふ、襖に竹木七賢梅花の畫は尙信の筆なり○三ノ間 十疊、雪の間といふ、床に雪竹に雉子の畫あり、因て名づく、脇に梅及び襖の竹雪鶴雀樹木鳩鷹雁等同筆なり○椽座敷 東南折廻り八疊、入口間杉戸の笠形、取手は嘉長の作○樂器ノ間 三疊、樂器を置きし所といふ、杉戸外面柳に鶯燕子花、内の方檜と雁雁共に海北友松の筆なり、南面に廣樂あり○御幸殿 新御殿といふ、後水尾上皇東福門院と御幸の時新築せしものにして、山莊に擬し構造素樸、材皆吉野丸太を用ふ、入口杉戸の畫内面竹林東坡、外面樹木尾長鳥の畫、共に探幽の筆、引手兩面四季花、手桶は祐乘の作にして足利氏の遺物といふ、長押は吉野杉にて長五間餘、釘隱は銀花金葉の水仙花嘉長の作なり、御椽座敷七疊半、滑敷居は東南に屈曲して七間あり、加藤清正の進獻なりといふ○一ノ間 六疊、上段間三疊、合天井板を用ひ椽を黒塗となす、眞の御櫺は遠州好みの隨一にして、西北隅に屈曲し

カツラ

て南端に付書院あり、櫺の大小十餘あり、間架高低參錯して曲折の妙を極め、材には紫黒檀、紅花欄、紅線檜、檜、御羅、唐栴等當時得がたき奇材を羅致したるものと見ゆ、開き小襖の山水人物、引違小襖上下凡て四張、上の樹木人物下の蒨、竹枝、小鳥等皆探幽の筆、此櫺は世に桂櫺と稱し奇賞家は噴々稱して世に比類なしといふ○二ノ間 八疊、床一間、側面吹抜窓あり、遠州好みにして水瓜彫形なり、一ノ間二ノ間の中央羅文障子は黒漆探の細木を交叉して月字を現はす、襖引手は行體月の字にして、赤銅無地嘉長の作、筆者は鳥山若狹守といふ、皆桂の里の稱呼に因て月の字を賞用せしなり、次の間六疊、持袋櫺二段水屋五疊等あり○御衣紋ノ間 九疊、銀雁の御櫺一間二段、中櫺にして板は筋違に吊る、前に鏡子障子四枚あり○御小座敷 四疊半、御衣紋の間といふ、遠州は遠州の指圖にして上持袋櫺、小襖四枚開、菊、梅、牡丹、中櫺下二枚は竹に燕雀、外六枚琴茶書畫等皆探幽の筆なり○御衣紋ノ間 三疊、傍ら袋戸櫺あり、中三段御衣紋を納る、所といふ、御納戸八疊を歴て後廊下より御手水の間へ次ぎ、御浴室より階十數級を下り御厨あり、
以上は離宮正殿の大概にして規模の宏壯、雕繪の綽綽有餘なり、古樸淡雅の中に深沈緻密の趣を寓す、世に稱す此の離宮を苑中より望むときは、樓船の姿を成し、古書院より御幸殿に至り逶迤雁行して過勢極めて幽雅穩貼なりと、是より離宮に最も絶倫なる林泉の概況を記さん、而して此の林泉は人工の極巧、宛然天然の如く、縱横構構皆委趣を成し、始め無く終り無く環の端無きが如し、之を記するに宜しく何れよりすべきを知らず、今假に月波樓よりはしむべし、月波樓 樓にあらず亭なり、位置高處に在り、東に向

カツラ

ひ池面に映する月を望むによろしきを以て、白居易の月點波心一顆珠の句に取りて名づけしといふ、東北破風の下に松花堂筆樓名の額を掲ぐ、一の間七疊半、中の間次の間等あり、各室ともに床の間を除き承塵なく、椽を以て昇り張りとし、竹を以て椽とし、藤繩にてからむ、襖は遠州の好みにして中央を透かし、紙子を張る、引手はみな杉形嘉長の作、兩間の中央欄間一間、一半を隔子とし、一半を覆張りとなす、極めて奇なり、厨扉板間の欄間に馬額を掲ぐ、舊住吉神社にありしものといふ、外船に皇漢人乗合の圖にて、裏に慶長十年奉掛御寶前とあり、西南に鎌形手洗鉢あり、小橋を渡り南の方池中に斗出る地角を龜甲と名づく、龜甲の對岸池邊に紅葉山あり、紅葉山より水を隔て、松琴亭を望む、昔は朱欄干の大橋を架せり、當時泉石映帶の妙想見すべし、今は只南端礎石のみ存せり、石徑羊腸一界一畔、林を穿ち水を渡り松琴亭に至る○松琴亭 南方高處に在り、四邊松樹多し、齋宮女御の琴のれにみねの松かせかふらしいつれの緒よりしらすへそめけん」の歌意により名づけしといふ、東梅風に松琴亭三字、額は後陽成天皇の宸翰なり、書院茶室等遠州の最も心匠を費せし所にして、今その萬一を記せば、一の間十一疊、床の間壁間及び襖等皆白二種の加賀奉書の方敷であるを、石疊形に間錯貼附す、脇欄開戸下持袋櫺小襖四枚水邊樹木小鳥等みな探幽の筆、引手葉銅結細形は嘉長の作なり、次の間六疊、持袋櫺小襖山水畫、また同筆、欄間は麻笈の堅寄せなり、御厨 四疊の内一疊大目なり、世に遠州八ツ窓の御茶屋と稱し、亭中の神體骨子とも云ふべきものにして、窓檜明、光線四隅に達し、茶家の稱して措かざる所なり、御床大目東方壁に一窓あり、檜部窓に似た

カツラ

り、一隅に櫺二段あり、柄杓を置く所とす、傍に袋掛の節枝有り、室の四外排石最も妙なりといふ、八窓の東池に臨み石を疊み手洗所と爲す、昔は流泉混々として淨く以て盟漱に充て、流水の手水と名づく、傍に石橋あり、長三間餘、巾二尺餘、厚一尺、白石石にして東西に架す、加藤左馬助の進獻といふ、橋を渡り四腰掛を歴て蘇鐵山に至り待合あり○四腰掛 九尺四方の萱葺土間にして、四面敞開、四方に各一の床を架し、畧は卍字形を爲す、故にまた卍字の腰掛ともいふ、待合の茶室を去ること遠きを以て中間の休憩所となす、東を流る、川を新川といふ○待合 外腰掛ともいふ、傍に方二尺許櫺形の水鉢あり、前の蘇鐵は島津氏の獻上といふ、松琴亭の正北池の中石橋二半島あり、天橋立と名づく、半島中紫色石は馬關産にして加藤清正の獻上といふ、松琴亭より西中島に土橋を架す、下を盤谷といふ、夏夕螢火多きに由り名づけしものなり、傍近水中に河骨多し、中に紅河骨は珍卉にして世に稀なるものといふ○賞花亭 中島の山上に在り、亭後櫻花多し、因て名づくと云、又龍田屋と稱するは風の風光凡ならざるに由れり、參議雅經の詠に「花のみやあるしなるへき山里はもみぢの折もとひけるものな」とあり、全部構造茶店に摸し、軒に暖簾を掛け、紺地白上りに龍田屋或はたつたやの文字を現はす、皆青蓮院尊朝親王筆なり、折廻り四疊敷腰掛あり、亭名額に竹内良尙親王の筆、亭前池に臨み石燈籠一基あり、銘水盤といふ、家仁親王の詠に「池ひそみうつれば水の盤かむかふもあかぬ夜半の燈」○園林堂「エンリンダウ」を見よ○笑意軒 古句の一枝瀟々春微笑意の句を取り名づけしものといふ、一の間三疊、床の間に付書院あり、後納戸三疊、御東司あり、中の間六疊、南方聯子腰張に

カツラ

渡り初めの唐天鸞絨黒地繪一切に石疊みなるを貼附せり、次の間七疊半、西方袋戸櫺あり、北方水屋に窓あり、窓といふ、造作の時篠竹一二枝と藤菊のみ遺忘せしを、好奇的にこれを保存して、遂に窓の名となすに至れりといふ、南棧側より西南山野を眺望すべく、以て農作御覽に便す、延享中親王手記に、茶屋中宜敷風景にて前は泉水、後は野邊を見渡せり、稲葉の體面白し、後の藪三間程透させて風景殊によりしく、往古後水尾上皇御幸の節後の藪を切られ候由、如何さま様なれば西山丹波山大方見えて景色猶可宜云々とあり、口の四間餘、襖の墨畫山水は尙信の筆、引手葉銅地櫺形は嘉長の作、東南棧側杉戸樹木に鳥の畫別飾して模糊不分明なり、棧側外矢形の引手は實唐金丈二尺九寸許にして極めて奇なり、傳へいふ朝鮮國製作にして豊大開の進獻なりと、次に御膳組の間二間、食饌調理の處にして、欄架爐竈の儀に至りまた皆意匠を凝らし設置せり、
以上は林泉中建造物の大略にして、此外尙ほ一二の古記に見え今無きものあり、恐くは廢頓して撤却したるものならん、凡て林泉中亭榭の數七、四橋を架すること十六、燈籠の數二十五、手洗鉢の數八、多々益々變化を生じ一箇の重複を見ず、掩映點綴以て林泉の奇觀を大成す(京華要誌)

カツラ

條宮と號す、豐臣秀吉親王を請うて猶子と爲し、別墅を京都桂の里に營みて居らしむ、三代權仁親王(後水尾天皇第九皇子)京極殿と號す、靈元天皇第八皇子作宮五代尙仁親王の嗣子となり、元祿二年常磐井宮と改む、五年常磐井宮に入らずして薨す、依て第六皇子文仁親王代り嗣ぐ、京極宮と號す、八代光格天皇の皇子盛仁親王文化七年京極家を相續して桂宮と稱す、明治十四年淑子内親王薨去の後絶つ(親王家圖)

○智仁親王 智忠親王 權仁親王 長仁親王
尙仁親王 文仁親王 家仁親王 公仁親王
盛仁親王 節仁親王 淑子内親王

カツラノリキウ 桂離宮 「カツラノゴシヨ」を見よ、

カツラハラシシワウ 萬原親王
桓武天皇の第三皇子、母は夫人多治比真宗(事蹟幼にして顯悟、長ずるに及びて恭儉物に徹す、史傳を歴覽して、常に古今の成敗を以て自ら戒む、延暦二十二年四品に叙し治部卿に任じ、大藏卿、彈正尹、式部卿を經、累進して二品に至る、天長二年上表して、子女皆其王號を繼め、姓平朝臣を賜はらんことを請ふ、朝議これを許し、いづれも臣籍に列す、實に桓武平氏の祖たり、八年一品に進む、五年上野太守をかれ、十一年また常陸太守を兼ね、嘉祥三年太宰帥に轉じ、仁壽三年六月薨す、遺命して薄葬せしめ、葬事を監護することを辭す、親王久しく式部の職にありて職務に閑習し、凡て舊典にありて練達せざるはなく、舉朝これを重んず、勅して齋車宮中に入るを許す、儀諸親王に異れりといふ(大日本史)

カツラメ 桂女(桂姫) 名義遊女の一種、

カツラ

山城國桂の里より出づる女なるを以て、此名ありともいひ、又、頭にかづら巻したる故に、かく名づくともいふ、狂歌に、都の内にもある人の家に、めでたき祝言ある處には、桂の里よりわかき女の参りける、その出立は、顔うつくしう、けはひ眉づくり、うるはしき小袖をかされ、我名をかづらと名乗て、新婦いり、む、取、家造り、何によらず、めでたき御事の候と聞て、桂が参りて候とて、その事につけて、さまざま詞をかざり言ひつけ、祝言のほらひを致し、その程々の賜物とりて歸る事侍りき」といへり、また安齋隨筆に據れば、山城國桂村上下あり、上村名主累世相續して桂女と稱す、諸役免許なり、淡路津功皇后の御腹帯を持傳へ、代々女子相續して、男は他家より迎ふ、下村の諸役勤る者も、この分流なり、其外にも其家筋あるよしなり、女子家督する時、代官所諸司代へも参る、下知に任せて關東にも下向し、時服白銀を頂戴する由、下知なければ叶はず、諸司代へ参るやうす、名主を勤る桂女が夫、麻上下にて先に立ち支園まで来る、桂女は取次の者案内して殿中に入り、かの腹帯を頭に戴きて入るといふ、**肥後國**傳に云ふ、神功皇后の時、隨ひし臣の末孫なりと、未だ詳かならず、賴政集に、かつらめや新枕する夜なはは、とられし帖のこよひとられよ」とあるをみれば、古くよりその名見えたるもの、如し、永祿四年三月晦日三好筑前守寧成記に、桂兩人御縁に祇候種々申す事之云々、年中恒例正月五日の條に、地藏千五百參る御服被下、上様より御服被下之、千五百は日野殿桂也云々、三儀一統に、猿樂への禮の事、馬上の時、杏の禮也、かちの時、詞の禮たるべし、但人により猿樂によるべし、白拍子かつらなど、何も猿樂と同前也、**島山記**に、此間公方の御慰

カテイ

に参り、舞歌などしける桂の遊女の裝束をきざまらせ、若君を桂に作り、彼遊女の中へ入れ、己は桂の男の風情になりて、鼓裝束などを裏みに入れ、**島山重代**の長刀を竹筒に入れて擔ひ、敵陣の前を通りける、敵の方にも桂遊女を見知りたる人多ければ、無左右是を通しける云々」などありて、室町時代大に行はれたり、豊臣秀吉の時、文祿元年朝鮮征伐進發の時、伏見御香宮に参詣し、聚樂出陣の朝、桂女山崎の邊に至り、首途を祝し、神功皇后の嘉例とて捧物を爲せり、此時秀吉より衣服金銀を賜ふといふ、江戸時代に至り、毎年始及び八朔に所司代へ御禮として三四人づゝ來り、扇子一臺を上り、鳥目一貫文下さる、民間に於ても當時最も行はれたり(貞丈雜記、嬉遊笑覽)

カテイ

嘉禎 名義 四條天皇御宇の年號、文曆二年九月十九日改元、三年を経て、曆仁と改元す、**北齊書**に、**嘉禎**、とあるに據る、**前中納言**賴資之を勳進す(元祿別錄)

カテイノフエ

持せる笛の名、唐の蔡邕柯亭笛に宿り柯亭の竹を切りて笛を作る、其聲世にすぐれたり、後我國に傳はり(柯亭笛と稱す)賴忠の有となる、四條大納言公任之を傳へ、藤原教通公任の婿たるを以て之を受く、鳥羽天皇の仰には何の笛にも優れる笛なりと、**椿葉記**に、内裏(後小松院)は御治天下三十年、政務思しめす儘にておりさせ給ふ、應永十九年八月二十九日(宮稱光院)に御位譲り申され、御治世はもとの如くにて、嵩めでたくわたらせ給ふ、伏見殿には御老病なまゝとまします程に、始終御安堵の事をせんとうれへ申さるゝとて、柯亭と云名物の御笛を参せらる、此笛は天下の寶物にて清暑堂神宴のほか、

カテノ

公宴嚴重の時ならば、おぼろげに出されぬ名物也、御相傳有て、御秘藏なれどもいらいせをかる、かひなく御感ありて室町院御相傳にまかせて、永代御管領有べきよし、院宣を進せらる、とあるは即此笛なり、樂家録に、天下第三笛也」とあり、**カテノコウチウチ** 勘解由小路氏 姓は藤原、大納言鳥丸光廣の男實忠始めて氏を號す、官参議に至り、延寶七年薨す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖)

カテノコウチド

廣橋兼綱(ヒロハシカネツナ)を見よ、**賀殿** 名義 唐樂、寧越調二十五曲中の一、一名甘泉樂と稱す、新樂にて中曲なり○破二帖各拍子十、急四帖各拍子二十、四人舞、答舞長保樂、**肥後國**作者詳かならず、仁明天皇承和、遣唐判官藤原貞敏、唐承武につきて琵琶を習ひ、此曲譜を傳へ來りしを、天皇林眞倉に勅して此舞を作らしめ、又嘉祥中、笛師和部部の太田麻呂に勅して嘉祥樂を作らしむ、依て勅して嘉祥樂を破とし、賀殿を急とし、鳥急を道行とし、三樂を合せて一曲とせり、これ大臣大饗に用ふるものとす、堀河天皇嘗て閑院に御して、相撲を御覽せられ、命じて萬歳樂を舞はしめしに、大江匡房諷うて賀殿を奏せし由教訓鈔などに見えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

カテウチ

鎮守府將軍利仁より出づ、利仁の孫吉信加賀守となり、其支孫景道加賀介となる、因て始めて氏を稱す、前九年の役、鎮守府將軍源賴義に屬し、七勝の一とな

カトウ

り勳功を著はす、男左衛門尉景貞伊勢國目代となる、子加藤五郎兵衛尉景貞、伊豆國野野庄に移住し、其子加藤次景源頼朝に仕へて、忠を致し勇力を以て稱せらる、大夫判官左衛門少尉に任じ、從五位下に叙し、甲州東郡を賜ふ、子景朝建久六年美濃遠山庄を賜ひ、遠山氏を稱し、二子景長河津氏を稱す、弟七郎左衛門尉景義の六世七郎景助足利尊氏に仕へ、功を以て美濃國大野郡黒野を賜ひ、世々足利氏に仕ふ、五世民部左衛門尉景重土岐頼益に屬し、四世左衛門尉景光長同國橋爪に遷り、孫作内光泰初め齋藤龍興に屬し、齋藤氏亡び、豊臣氏に仕へて、功あり、近江北郡七百石の地を受く、順次加封、天正十年六月山城國山崎合戦に功あり、丹波國周山城に封じ、一萬七千石を領す、後ち近江高島城に移りて、三千石加封二萬石を領す、後ち尾張犬山城に移り、十一年近江越前の合戦に功あり、十三年二萬石加封、美濃大垣城に移る、左衛門尉遠江守從五位下に叙す、十八年甲斐一國を賜ひ、二十四萬石を領す、文祿元年八月朝鮮にて毒殺せらる、子貞泰四年美濃安八郡黒野に封じ四萬石を領す、慶長十五年七月伯耆國米子城に移封す、元和三年七月二萬石加封、伊豫大洲城に治す、前封合せて六萬石、爾來子孫世襲して明治に至り華族に列し子爵を授けらる○延寶二年二月出羽守泰興の時一萬石を弟總部正直泰に、各千五百石を次子泰光、三子泰茂に分封す(系圖、徳川加除封録、華族譜、華族諸家傳)

カトウ

- 利仁 叙用 吉信 重光 真正 正重
- 景道 景清 景貞 景康 景朝 景重
- 景義 景定 景春 景平 景幸 景助

カトウウチ

加藤藤江守光泰の男左近大夫貞泰二男大藏泰但、元和元年七月父の封地伊豫國喜多、浮穴、伊豫、三島の内一萬石を分地し、喜多郡新谷に居し、織部直泰と改名す、萬治三年十二月從五位下に叙し、織部正に任ず、爾來子孫相續きて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(武鑑、華族諸家傳)

カトウウチ

加藤藤江守光泰の男左近大夫貞泰二男大藏泰但、元和元年七月父の封地伊豫國喜多、浮穴、伊豫、三島の内一萬石を分地し、喜多郡新谷に居し、織部直泰と改名す、萬治三年十二月從五位下に叙し、織部正に任ず、爾來子孫相續きて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(武鑑、華族諸家傳)

カトウウチ

鎮守府將軍利仁の後裔加藤大夫判官景康の二男加藤六郎左衛門尉景長、甲斐郡留郡地頭たり、五世加藤泰景建武中京合戦に討死し、曾孫兵庫縣景恒、武田信長を助けて武勇を著はし、二男左馬允景俊三河幡豆郡賀氣に移住す、孫中務廣榮、岡崎清康に仕へ、其子教明(藩翰譜廣明に作る)天文中清康に仕へ、永祿元年徳川家康に仕へ、天正中豊臣秀吉に仕へ、近江矢島三百石を賜ふ、男孫六嘉明、天正三年秀吉の播磨征討に従ひ、功を以て三百石を賜ふ、十一年賤ヶ嶽の戦功により三千石を領す、十四年一萬五千石となる、文祿四年伊豫國にて六萬石を賜ひ、正木に移住す、慶長三年十萬石となる、七年徳川家康伏見の勳功を賞し二十萬石に封す、依て伊豫松山に治す、寛永四年陸奥會津若松城に移り、四十萬石を領す、又二男

カトウウチ

民部少輔明利に三春三萬石を賜ふ、八年式部少輔明成家を繼ぐ、二十年五月遁世して所領の地悉く公に收めらる、六月舊功あり家の絶えんことを憐れ給ひて、明成の男明友に石見國吉長の地一萬石を賜ふ、天和二年六月近江國水口城を賜はり二萬石を領す、その子明英、元祿八年下野國壬生城に移り、五千石を加賜せらる、明英の子嘉矩正徳二年二月舊領近江水口城に移り治す、其後子孫相續きて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、續藩翰譜、華族譜、華族諸家傳)

カトウウチ

明經 明經 明英 明友 明英 嘉矩

カトウウチ

明經 明英 明友 明英 嘉矩

カトウウチ

明經 明英 明友 明英 嘉矩

カトウウチ

明經 明英 明友 明英 嘉矩

カトウウチ

明經 明英 明友 明英 嘉矩

カトウ

カトウカゲカド

加藤景廉 名號加藤次と稱す、剃髮後妙法と改め、覺蓮房と稱す。...

カトウキヨマサ

加藤清正 名號小字は夜叉若、後ち虎之助と改む、世に鬼清正とも云ふ、...



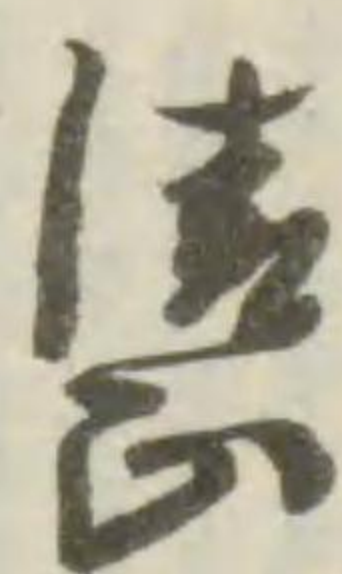
(押花正清)

て、各將の戦功を論じ、封土を得せしむ、樂之に過ぎるなり、臣驚なりと雖も、命を奉じて先鋒となり、...



(集英掛纂編料史)藏所院持勤都京

カトウ



(署自正清)

後守となる、十六年三月秀頼京都に往く、清正幸長陪従す、...

カトウタミキチ

加藤民吉 名號實名は保賢、尾張瀬戸の陶工吉左衛門の子、...

カトウ



(押花明嘉)

河東節 淨瑠璃の一種、十寸見河東の始めし節なる故にかく名づく、...

カトウヨシアキ

加藤嘉明 名號本名は茂勝、小字は孫六、左馬之助と稱す、...

カトク

て十萬石に封せらる、曾て石田三成と隙あり、慶長庚子の役、...

カドノヲサ

看督長 檢非違使附屬の官人、諸國追捕の時之を遣はす、...

カドノ

者、宜す仰看督長 嚴令、禁察とあり、又續後紀承和五年五月の條に、...

カドノノコホリ

葛野郡 關西山城國 關西國葛野は上古葛野縣の地なり、...

カドノガハノツカヒ

葛野河使 坊河使 (バウカシ)を見よ、

カドノ

カドノ 門部 衛士を率ゐて宮廷の諸門を守り、監當の處を禁裏し、配流決杖等の事を掌る、衛門府に属す、令制の時二百人あり、大同三年之を衛士府に合併す、エツフ參看(令集解、江次第)○禮服者用圖によれば、門部の著衣は、襦衣の上に左筆の襦襜をき、同色の帯を以て結び、布の狩袴いちひ履巾絲鞋をはき、太刀は革緒にて毛抜形をはかせたり、

カトベノツカサ 門部司 齋宮寮十二司の一、サイケウラカシを見よ、

カドマツ 門松 名義 正月の祝に、門前に立つる松飾、後世は竹をも併せて用ふ、題 原 詳かならず、其書に見えたるは、本朝無題詩惟宗孝言の詩句に、鎖門賢木換真松と見え、自注に、近來世俗、皆以松挿門戸、而余以賢木代之とあれば當時既に門松の行はれしを見るべし、孝言は後三條天皇御宇の人なり、また堀川院百首、顯季卿除夜の歌に、門松をいとなみ立つるそのほどに春あけかたに夜やなりぬらんなど見え、また後法法師の林葉集にも、正月三日入のもとにまかりたりしに、中門に松を立て、祝はれたりしが、春にあへるこの門松をわけ來つ、我も千世へんうちに入りける」と見ゆ、
カトモリノカミ 關神 天石戸別神をいふ、古事記に、天石戸別神、赤名謂三御石靈神、赤名謂三靈考松かきり考)

カトトリノジンジャ 香取神社 香取神宮 (カトリノジンケウ)を見よ、

カドワキノサイシヤウ 門脇宰相 平教盛(タヒラノノリモリ)を見よ、

カナ 假名(假字) カリナノの略稱、眞字に對して云ふ、即ち日本文字、もと漢字の音を假りて日本語を寫す字とせし故に名づく、又「カナ」とも云ふ、平假名、片假名の二種あり、
カトリノジンジャ 香取神社 香取神宮 (カトリノジンケウ)を見よ、

カトリ

カトリノジンジャ 香取神社 香取神宮 (カトリノジンケウ)を見よ、

カトモ

カトモリノカミ 關神 天石戸別神をいふ、古事記に、天石戸別神、赤名謂三御石靈神、赤名謂三靈考松かきり考)

カトリ

カトリノジンケウ 香取神宮 所在下 總國香取郡香取町○香取明神ともいふ、當國の一宮、今は官幣大社に列す、
カトリノジンケウ 香取神宮 所在下 總國香取郡香取町○香取明神ともいふ、當國の一宮、今は官幣大社に列す、
カトリノジンケウ 香取神宮 所在下 總國香取郡香取町○香取明神ともいふ、當國の一宮、今は官幣大社に列す、

カナエ

紀、天慶元年八月に、大地震、釜殿、卯酉妻、五間檜皮、葺屋一宇顛倒しと見え、申右記に、寛治八年十一月三日立内膳屋、(中畧)件屋五間二面卯酉、先例也、修理職作之、四方壁者」とあるを見れば、は、其構造を窺ふに足るべし、

カナエサンヘイ

金江參平 名諱本名李參平歸化して金江參平と號す、後祀られて高麗神といふ事蹟朝鮮金江の陶工、慶長征韓の役、鍋島直茂の家老龍造寺家久に従ひて歸化し、所々にて陶器を試みしも、瓦土を見出すこと能はずしてやむ、今其窯跡を高麗谷唐人古場など稱す、其後松浦郡有田郷宇亂橋に來たり、始めて瓦土を見出し、こゝに留りて陶窯を築き、さきに鍋島家より興へられし扶持を返し、専ら製陶に従事す、後ち薪水の便を謀り上白川山に移る、此時始めて泉山の白磁礦を發見す、鍋島家其功を嘉し、參平の子孫に車税(陶器製造の税金)を免ぜりといふ、明暦元年八月歿す、後ち其靈を祀る(工藝鏡)

カナガサキジャウ

金ヶ崎城 前國敦賀郡敦賀町起原津原村に在り、太平記に、延元元年十月氣比三郎大夫治三百餘騎を率ゐて、春宮一宮及び新田義貞等を此城に迎へしこと見ゆ、其後百餘年を経て朝倉景冬此に治す、子孫世々之に居住す、景恒の時、元龜元年四月織田信長手筒山城を抜き、遂に此城に迫る、城兵能く防ぎ戦ひ、抜くを得ずして返る、天正元年景恒其子道景と共に刀禰坂の戦に死し、城遂に廢す(越前名蹟考、類聚越前國誌)

カナガサキジャウノタタカヒ

金ヶ崎城 建武四年、是より先、瓜生保等兄弟四人、藤原義治を奉じて袖山の城に義兵を擧げ、足羽

カナガ

高經の兵を破り、漸次勢を得たり、茲に於て正月保等里見義成を大将とし五千餘騎を以て新田義貞の居城金ヶ崎を援けしむ、途高師泰の將吉良今川の軍に支へられて大敗す、宇都宮義繼之に死し、兄弟二人僅に逃る、當時金ヶ崎城四面皆敵、獨り頼むべきは瓜生の援兵のみなりしが、この報を聞き糧食日に缺乏するを以て、三月義貞密に出で、袖山に至り糧食を求む、瓜生字都宮諸氏大に力を得、再び師泰を攻め破らんと謀る、然るに金ヶ崎城中糧食給せざる十數日、力漸く盡く、敵之を知り四方より急に攻む、茲に於て大將越後守義顯を初め、一宮中務卿親王等自殺し、此外兵士皆之に従ふ、城陥り悉く火す、金ヶ崎春宮は蕪木の浦に忍びしも、島津忠治之を捕ふ、師泰、義顯及び中務卿の首を持して京に上り一は梟首に、一は夢窓國師に送りて厚く葬る(太平記、大日本史)

カナガサキノミヤ

金ヶ崎宮 前國敦賀郡敦賀町泉村字金崎に在り、現今官幣中社神尊長、恒良の二親王、起原津原此地建武中、尊長親王、足利氏に就せられ給ひし所に於て、土地の人、小殿を建て世々崇敬し來りしが、明治二十三年、有志者宮殿を新築し、金五千圓を贈し、官社に列せられんことを朝廷に請ふ、乃ち宮號を金ヶ崎宮と宣下し、官幣中社に列せさせ給へり、後ち恒良親王を合祀し、二十六年社殿の造營成る、五月五日勅使を下して御鎮座式并に御告祭を行ふ、例祭五月六日(社記、官幣社一覽、名勝地誌)

カナガハフギヤウ

神奈川奉行 江戸時代幕府の職名、神奈川開港場の内外人民を管理し、貿易稅收納の事を掌る、老中の所管にして二千石高、役料千石、席次は芙蓉問詰とす(職名奉行の

カナギ

下に、支配組頭五人(高三百石、役料二百石、金百兩給與)、調役五人(高百五十石、役料十人扶持、金七十兩給與)、定番、下番あり、起原津原安政六年六月始めて之を置き、外國奉行酒井勝成守、水野筑後守、村垣淡路守、堀織部正、加藤壹岐守等を以て兼務せしむ、同年十二月より専任となり、後ち三人を補す(官制沿革略史)

カナギ

鉗 刑具、罪人の頸をとづるもの、和名抄に、鉗、以て鐵束、頸也、と見え、倭訓栞に、和名抄に鉗又鉗をよめり、金木の義也、本邦の刑具、木に鐵鏝を施せし也、されど後には堅木ののみを用ひたり、一説に「キリ」の反にて輪の如くくるめくよりいふとぞ、日本紀の歌にかなぎつあがふふこまと見えたりといひ、箋註和名抄に、日本紀歌、謂以三小木枝、絆馬足也、蓋古昔朴略、囚人桎械亦不過、如是、故桎械謂之加奈岐也、雖其名義未詳、決非以鐵束、頸者、大祓詞作「金木者借字耳、至後有鉗鉗之具、其名依舊也、鉗見續日本後紀承和九年紀」といへり、尙ほ天金木(アマツカナギ)の條參看、

カナクダシ

假字下文 假名に書きし下文を云ふ、長門本平家物語長谷部信連の條に、平家滅亡の後、兵衛佐頼朝景を問給ひてのふつらばさるものにてあんなり、さやうのもの、こそ大せつなるべけれど、かのくにの守護に仰せて、去文治二年に關東へめし下されて奉公を致す程に、すいふんきりものにて、兵衛佐自筆のかな下文にてのこの國大屋庄(號給庄)をのふつら給はり始めける云々」と見えたり、(クダシ)參看、

カナグマハリ

金具廻 鐵の總て金物の縁とりたるものない(武具短歌註解)

カナコヨミ

假字曆 曆の一種、假字にてか

カナサ

きたる曆をいふ、宇治拾遺に、或人のもとに、なま女房のありけるが、人に紙をこひて、若き僧にかなこよみ書てたべといひければ、僧やすき事とて書たり、はじめつかたは、うるはしくかみ佛によし、かみ日くえ日など書たりけるが云々」と見えたり、曆(ヨヨミ)參看、

カナサイイホウ

鐵撮棒 武器の名、鐵の太き棒にて、周圍に多く凸出せる刺あり、打振りて人を倒すなり、五器武談に、さい棒は罪棒にて罪人を打つ棒を云ふ事なるべしと云へり、刑罰(クイバツ)の挿給參看、

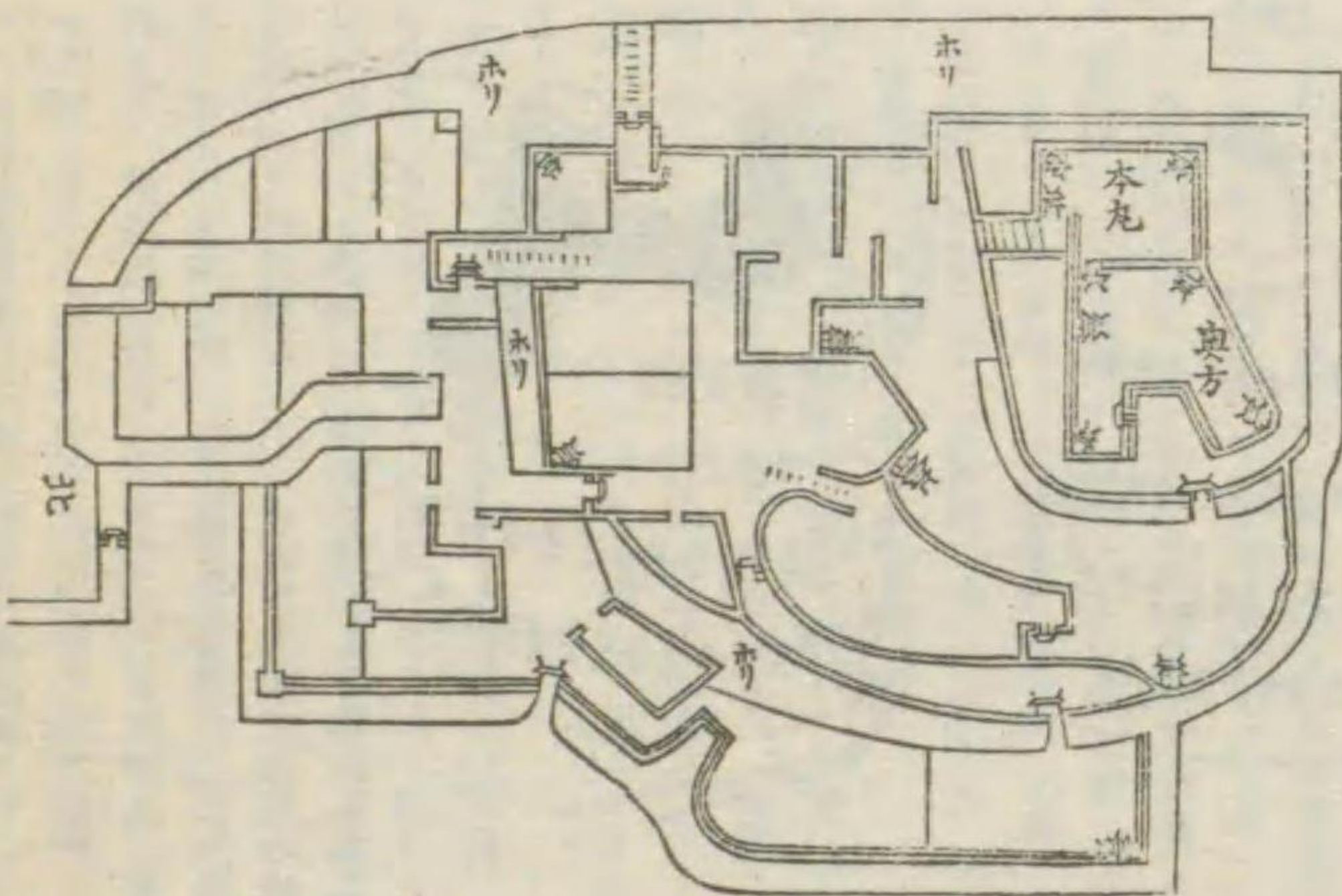
カナサシノミヤ

金刺宮 磯城島金刺宮(シキシマノカナサシノミヤ)を見よ、

カナサナノジンジャ

金佐奈神社(金鑽神社) 所在武藏國児玉郡青柳村大字二宮○又五宮金鑽大明神といふ、二十二村の總鎮守たり、現今官幣中社に列す、祭神、金彦尊、或は云ふ天照大神とも、素戔鳴尊とも云ふ、起原津原開始詳かならず、清和天皇貞觀四年六月正六位上を授け官社に列す、同年八月六日從五位下を授く、醍醐天皇延喜の制大社に列す、古は村の東今の見先、本森の兩社ある所に在りしと云ふ、社殿は、元祿十一年回祿にかへり、今の社殿は後ちの建造なりといふ、明治十八年五月官幣中社に列す、祭日は四月十五日とす、末社に白山、諏訪、天神社あり○古語あり、別當寺に蔵す、銘文に、武州児玉郡金鑽口五宮崎口也、奉寄進大旦那千口松王丸敬白、裏に永祿十二天口十二月吉日とあり○別當一乘院、金鑽山大光普照寺と號し、金鑽寺とも云ふ、天台宗、江戸東叡山末、本尊十一面觀音、聖徳太子の開基にして、慈覺大師の中興なりと云ふ、後ち廢頓して豪海之を再興すと云ふ、北條安房守氏

カナサ



邦、長井豊後守政實等の文書等あり(新編武藏國風土記稿、官國幣社一覽)

カナサハシヤウ

金澤城 所在加賀國金澤○尾山、御山とも稱し、單に金城とも書す、起原津原層層康永の頃、親鸞三世の齋覺如此地に來て一小利を今の本城の地に建立す、是其權輿なり、文明三年蓮如亦來りて此に住し、遂に勢力を得、長享二年守護宮經政親を亡し、御山と稱す(是より先既に尾山或は御山と書せしこと三宮古記に見えたり)而して兵革防守の爲め、堡障を設け、近江山科より下

カナサハフンコ

金澤文庫 所在武藏國久良岐郡金澤稱名寺内阿彌陀院の後(今は稻田と變じたれども近代迄文庫ヶ谷と稱せしと云ふ)起原創設の説三あり(一)好書故事、和漢三才圖會、典籍奏鏡、柳庵隨筆等は、北條越後守實時の創する所となし(二)北條九代記、新編鎌倉志、金澤文庫古址碑は、實時の子越後守顯時とし(三)東見記、和漢年契は、顯時の子真顯の建設となす、今案るに稱名寺の鐘銘によれば同寺の建設は文永六年實時の本願にして、實時の六浦(金澤)に籠居せしは建治元年五月なり、且つ金澤本の左傳、群書治要、令義解、本朝文粹等の識語に、弘長文永建治中書寫校合畢越州刺史押字と記すは實時なり、又、群書治要二十九の識語に、嘉元四年二月二十八日以右大辨三位經雄卿本書寫點校了、此書祖父越州之時被、終一部之功、後年少々紛失、仍書之加之而已、從五位上行越後守平顯時と手記せるより推考せば、實時建設の説稍々信に近きか如し、建設の年代は實時の籠居の後設けしものか、然らざれば文永七年以後建治元年の間に在るべし、起原津原金澤本の左傳、本朝文粹の識語によれば、實時顯時真顯

カナサ

カナシ—カナト

父子三代學を好みしこと明なり、故に元亨三年漢書
の稱名寺圖には文庫三字ありて、然して存せしこ
と詳かなり、されば
文庫の衰頽は貞顯の
子貞將の戦没以後な
るべし、釋義堂が空

金澤文庫

華集に、觀金澤文庫二而作の詩あれば、貞治康暦年間
までありしなり、其後荒廢す、應永年間上杉憲實管
領たりし時再興し、文明年間釋菜を行ひたること墓
景集に見えたり、慶長七年六月徳川家康文庫を江戸
城の南宮士見亭に移し、建立せしこと當代年録に見
えたり、

カナシノコホリ

鹿足郡 石見國
肥前國 仁明天皇承和十年五月美濃郡を割て之を
置く、和名抄に、鹿足(カナシ)能濃等の郷あり、
後世吉賀郡と稱す、石見古事集録に、近古俗稱には吉
賀郡と云ひし由、吉見家の古法文に見えたり」とあ
り、後ち變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カナツバ

金鑄 銅にて作りたる鑄に、金を
焼き付たるもの、源平盛衰記に、かなつばの太刀と
云ふこと見え、永享室町行幸記に、三條少將に織物
三重、御太刀(カナツバ焼付)金鑄盆御馬(月毛)とあ
り、下文に金つばとも書きてあり(貞丈雜記)

カナドウ

鐵胴 具足の名、また包胴、裏胴と
も云ふ、貞丈雜記に、金胴と云ふ物は鐵にもあ
らず、腹巻にもあらず、又胴丸にもあらず、鐵にて
胴ばかり札を横に打ちのべて拵へたるを云ふ、す
がけにとどてあがきあり、草すりもなく袖もなし、
是れをかなどうと云ふなり、漆にてぬるなり、又
は金胴を段子織子などにて包みたるを包胴と云ふ
なり、金胴包胴は勇士強勢の士籠の下に着るものな

カナト

り、又金胴は草すりも袖もなく、胴ばかりなるゆゑ
から胴とも云ふなり、太平記に、畑六郎左衛門金胴
の上に、火威籠の数目に、こしらへたる草摺長に着下
して云々、又同書に、和田新發意金胴の上に大籠き
て云々、又明德軍記に、一色左京大夫は赤地の純子
にて包みたる金胴に、白糸の籠つまどりたるを二領



(後)

(前)

重ねて着給ふ(金胴は二領の外なり)、又太平記に、矢
關將監がから胴をくさめ通しに射めかれて云々、物
知らぬ人は皆金胴は鐵の胴を打ちのべにして、
袖も草すりもある物と思ふは非なり、又包胴と云ふ
は鐵の胴を包みたる事なりとおもふは非なり、式正
の籠は前のかたを染革にて包む、後は包まず、前
の方を染革にて包むを笠走りと云ふなり、是は包胴と
は別の事なり、笠走あるをみて包胴と思ふは甚あや

カナニ—カナバ

カナニホニキ

假名日本紀 天武天皇十年
三月、天皇太極殿に出御ありて、川島皇子、忍壁皇
子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、上毛野三千、忌部
首、阿曇稻敷、難波大形、中臣大島、平群子首に詔し
て、帝紀及び上古の諸事を記し定めしむ、大島子首
の二人筆を執りて録す、抑々推古天皇以後は、文學
漸く開け、諸家の傳ふる舊辭は、次第に筆に上り、
或は自然に訛誤を生じ、或は故意に虚語を加へて、眞
正の口傳は從て廢滅するを以て、國史撰錄の必要に
迫れる時なり、因て帝紀を撰録し、舊辭を討駁して、
眞偽を辨定し、後葉に傳へ給はんとして此詔ありしな
るべし、因りて史臣等は、先づ史料たる舊辭の記録
蒐集に務めしと見え、持統天皇三年百官を神祇官に
集めて、天神地祇を奉宣し、五年には大三輪、菟部、
石上、藤原、石川、巨勢以下十八氏に詔して、其祖先等
の墓記を上進せしめらる、然れども此朝成らず、元
明天皇和銅七年二月紀清人、三宅藤原に詔して撰集
せしめられ、此年の中に奏進せり、日本紀と稱す、
天武の詔より三十四年にして業を卒へたり、後ち
日本書紀成るに及びて、これを假名日本紀と稱す、
今傳はらず、後の學者諸書に散見する者を參考へ
て、國語漢文混用の文體なるべしと云へり(大日本
通史)

カナハシノミヤ

金橋宮(金椅宮)
勾金橋宮(マガリノカナハシノミヤ)を見よ、

カナバチ

鐵鉢 胃の下にかぶる鉢を云ふ、
又身輕に出立つ時、胃を用ひしして、鐵鉢
のみを用ふる時あり、鐵鉢の内にはうけ
ばりありて布を用ひ、又緒をも付けたり
(貞丈雜記)

カナバ—カナフ

カナバンマス

鐵判樹 甲州樹の一名、カ
フシウマスを見よ、

カナフウチ

加納氏(上總一宮) 姓は源氏、
三河守徳川泰親の庶子松平備中守久親の後裔、世々
三河國加茂郡加納村に住す、依て氏を稱す、九十郎
久直本多重次に屬し、加納孫大夫と改め、藤原氏を
稱す、其男加納平右衛門久利、徳川家康の小姓とな
る、常陸の地二百石を賜ふ、慶長八年十一月紀伊大
納言頼宣の傳に補せらる、享保元年五月角兵衛久通
側衆に補せられ、千石を伊勢三重郡八田に加賜す、
同七月從五位下近江守となる、二年二月千石加賜、
遠江守と改む、十一年正月八千石を伊勢三重郡多藝郡
上總長柄郡に賜ひ、諸侯に封ぜらる、寛政五年正月
遠江守久周若年寄に補せらる、八年九月若年寄の累
勳を以て三千石加賜、封を上總國一宮に移さる、前
封併せて一萬三千石、子孫相繼ぎて明治に至り華族
に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加納封録、明治政
覽、華族譜)

久利

久利 久政 久通 久堅 久周 久慎
久徳 久微 久恒 久宜

カナフジヤウ

加納城 關西美濃國厚見
郡(稻葉)加納町○加納はもと香井吉田といひしを、
信長岐阜城へ入城後加納と改む(關西美濃國厚見
八月齋藤利長始めて之を築く、子孫相繼ぎて居住し、
或は家老等をして守らしむ、天文の頃より廢城とな
りしを、關ヶ原の役後、慶長六年徳川家康岐阜城を
廢して當城を築き、奥平信昌(十萬石)に賜ふ、寛永
九年大久保忠職(五萬石)來り治す、爾後、寛永十六年

カナフデン

加納田 諸家の領知する莊園
郷保に於て、その本免の外に、別に租税を加へ納め
しむる新田餘田等をいふ、後二條關白記に、寛治七
年二月十四日時範來云、伊賀國司令申之旨、伊勢太
神宮二十一年遷宮事、役夫工料東大寺庄園加納田充
課の條、美乃國皇太后等大夫所領已爲大神御封戸
所課如何、令申之旨理也、件大事可被行陳定也、
と見え、人車記に、保元元年閏九月十八日頭範範家朝
臣奉勅定條々、嚴制被下、宣旨、其狀云、(下略)一可
令同下知諸國司、停止同社寺院宮諸家莊園、本免
外加納餘田、併庄民並行、事云々、また吾妻鏡に、文治
三年四月二十三日云々、引替未嘗有大物之處、云々、
不輪別納、云々、新立庄々之加納、寄事於左右、敢無
隨、催促役之地云々とあり(田制篇)

カナホダシ

金絆 金にて作りたる絆にて、
罪人の足をとづる器具、即ち足かせなり、新撰字鏡
に、鎖をよみ、和名抄に、錠和名加奈保太之、鎖、足具
也」といへり、鐵にて作り、足を鎖して走ることを得
ざらしむるものなり、

カナマゼノオホアラマ

金交大荒目
板目革二枚の間へ、鐵の板金を一枚まて綴たるを
云ふ、又これを一枚まての大荒目とも云ふ(軍用記)

カナマリ

鏡 かねにて作りたるわんないふ、
古事記履仲天皇の條に、故其軍人飲時、大鏡覆面、爾
取、出置、席下之銀、斬其軍人之頭、云々、と見え、オ
ホマリと訓めり、尙ほ書紀の神代紀、允恭紀等にも
みえたり、箋註和名抄に、鏡說文作、怨、又作、鑿、並

カナフ—カナマ

カナナフ

河南浦 名義、樂曲の名、黃鐘調
二十一曲中の一、古樂にて中曲、或は新樂と稱す、
詠あり(關西美濃國厚見)仁明天皇大嘗會の時、尾張濱主舞
を作る、興福寺の常樂會には此曲を奏せり、舞あり
しと後世絶えたり(禮樂志)

カナメイシ

要石 常陸國鹿島神宮に在る石
の名、其形丸くして柱の如く、直徑一尺五寸許、頂
の所少く凹みたり、地より出でたる所二尺餘にて、
動す時は動けども、其根の深き測り知るべからずと
いひ傳ふ(後訓業)

カナメジヤウ

要城 中津城(ナカツツヤ
ウ)を見よ、

カナメン

鐵面 顔を防ぐ爲めに、面を覆ふ鐵
の武器を云ふ、又頼當ともいふ、頼一面に當るを面頼
と云ひ、目の下の頼當を牛頼
と云ふ、此牛頼に牛首をかぶ
るもあり、此の鼻を取りしも
のを猿頼と云ふ、此の猿頼を
當て首をかぶれば其顔の體猿
の面の赤きに類す、故に名づ
くと云ふ(本朝軍器考、軍用
記、貞丈雜記)○保元物語義朝
白河殿夜討の條に、義朝只
今牛頼かけ云々、太平記將軍
進發の條に、小野木頼之の出
立に獅子頭の甲に目の下にほ
うあてして云々、同書細六

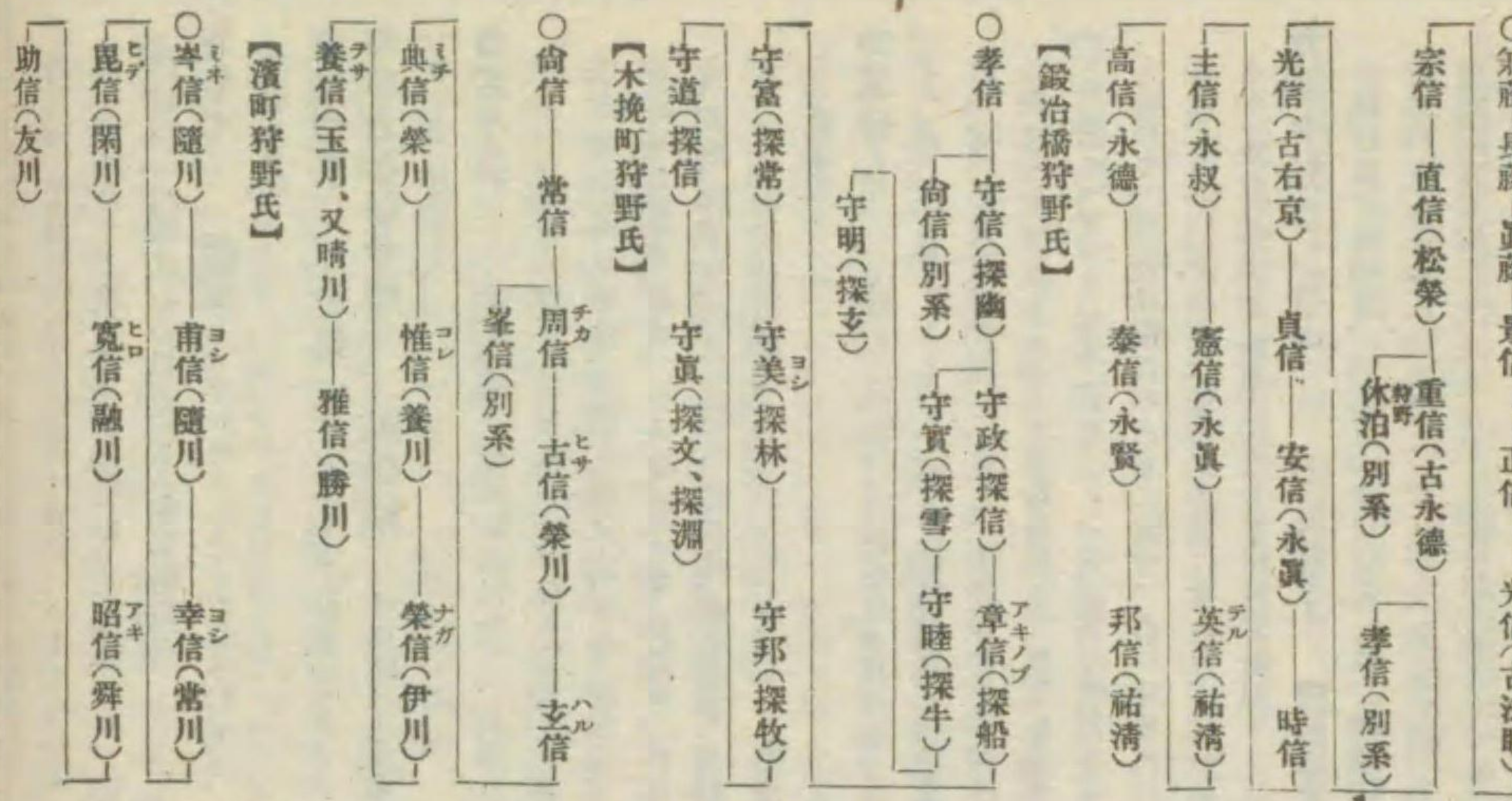


(頼當)

カナシ—カナマ

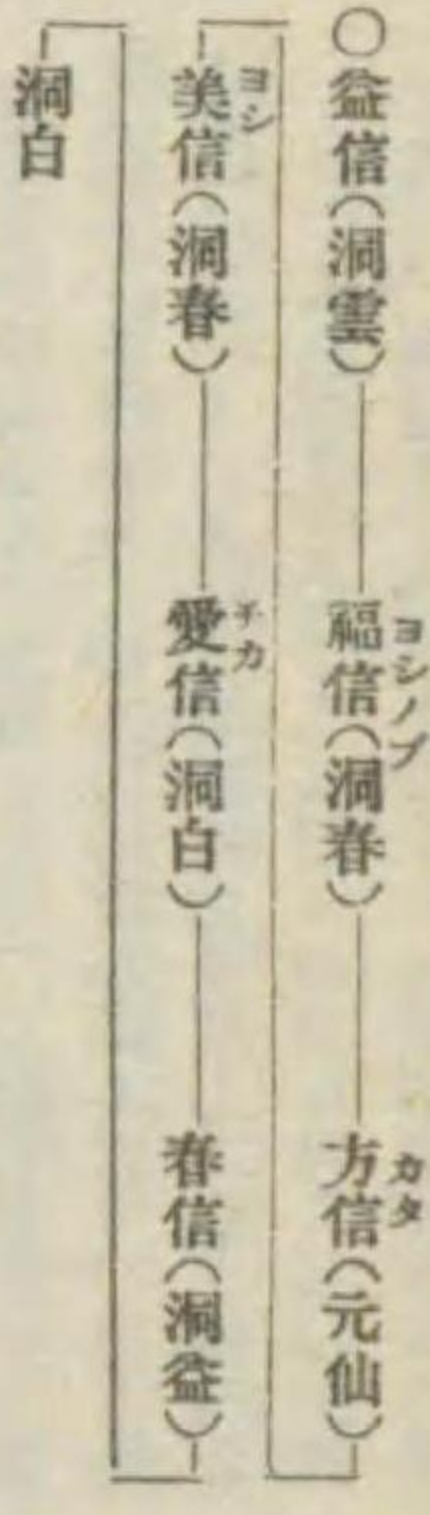
カノウ

一家を爲す、世に宗家を中橋狩野、守信の家を鍛冶橋狩野、尙信の家を木挽町狩野と稱す(尊卑分脈、系圖)



カノエ

【駿河養野氏】



カノエイセ

狩野永仙 狩野元信(カノ)

カノエイトク

狩野永徳 名號通稱源四郎、初名州信、後ち重信と改む、世に古永徳と稱す、法名實相院日覺永徳居士、系統狩野氏の第五世、祖父は元信、父を松榮といふ、事蹟天文十二年正月十三日生る、織田信長に仕へて近侍となり、天正元年右府の命をうけて、洛中洛外の景地、并に源氏物語の屏風二雙を畫く、蓋し上杉謙信へ贈らんが爲めの料なり、四年安土城天守七重の金壁に、龍管を揮ひ、感賞として法印に叙し、三百石を受く、されば豊臣秀吉も亦其畫才を愛し、大に寵遇し、百石の地を與ふといへり、而して狩野家は元信之信以來は、只徒に家法を踏襲して、淡泊無味に陥りしに、古永徳いで、不世出の英雄に寵用せられ、充分其伎倆を施すことを得たるは、古永徳の榮譽のみならず、又狩野家の面目なりといふべし、後ち秀吉の榮樂、大阪の二城を築き、大殿金壁にふがしむるや、永徳細筆に暇なく、ことさらに大畫をつくれり、故に其筆法皆粗にして草なり、然れども當時一人の批評を試みるものなかりき、これ其圖案大槓斬新にして、前輩不傳の妙を得たりしが故なりといへり、一時藝林を獨歩し、其聲望たふるにもなし、天正十八年九月十四日、父松榮に先ちて歿す、年四十八、池上木門寺塔中南院に葬る(扶桑畫人傳、狩野五家一覽、日本繪畫史)

カノキ

寛、日本繪畫史)

カノキウハク

狩野休伯 名號名は長信、初め源七郎、後ち左衛門と稱す、休伯は號なり、系統狩野松榮の五男、洞雲畫法を父に受く、剃髮して法橋に叙せらる、承應三年十一月十八日歿す、年七十八(續本朝畫史、扶桑名畫傳)

カノサンケ

狩野三家 宗家の中橋狩野、探幽の鍛冶橋狩野、尙信の木挽町狩野の三家をいふ、皆居所を以て名づく、後ち洞雲の駿河養家、隨川の濱町家を加へて五家となる、狩野氏(カノウケ)參看(系圖)

カノサンラク

狩野山樂(三樂) 名號

姓は木村、名は光頼、通稱平三、山樂と號す、後ち狩野氏を冒す、系統木村永光の子、狩野永徳の嫡子、初め淺井氏に仕へ、後ち豊臣秀吉の近侍となる、幼より繪畫を善くす、或時秀吉の普請場を巡視するや、杖を持して其後に從ひしが、その杖にて砂上に馬を畫き、人の傍觀するをも顧みざりき、秀吉之を見て大に感し、狩野永徳に師事せしめ、尋で父子の義を結ばしめ、狩野氏を冒して修理亮と稱せしむ、されば用筆の法に於て正傳を得たり、然れどもなほ士林の列に接して動仕多忙なりき、秀吉曾て東

カノトウウン

狩野洞雲 名號通稱山三郎、采女と稱す、名は益信、洞雲、松隆子、宗深道人等の號あり、法名智光院法眼洞雲益信宗深居士、系統後藤立乘光頼の長男、母は渡邊宮内少輔某の女、事蹟駿河養野畫家の祖、畫法を探幽に學び、十一歳にして、其養子となり、探幽の小事を受けて采女と稱せり、既にして探幽後妻を娶りて養母卒して探信探雪を生むに及び、別に一家を起して、永眞の女に配す、偶々隆元禪師來朝し、益信を一見して殊遇甚しく、遂に洞雲の二字を贈る、時に寛文五年とす、洞雲また將軍家光に寵遇せられ、狩野三家に次ぎて、幕府の繪所となり、其業を世襲す、寛文七年鍛冶橋外大工町に於て宅地を賜ふ、これを駿河養野と稱す、元祿四年法眼に叙せらる、元祿七年十月四日歿す、年七十、東叡山塔中護國院に葬る、系圖は、狩野氏(カノウケ)參看(扶桑畫人傳、墓碑、狩野五家一覽、日本繪畫史)

カノナホフ

狩野尙信 名號初名一信、或は宗信といふ、假名主馬と稱し、自適齋と號す、法名圓心院實續日德居士、系統孝信の二子、探幽守信の弟、木挽町狩野家の祖、畫法を父兄に學び自ら一家を爲す、その畫風頗る奇韻あり、元和

カノタ

福寺法堂の仰板に明光の畫きたる雲龍の破損したるをば永徳に命じて補はしめしに、雲を畫きていまだ龍に及びずして病に罹り、大漸に及びしが、其草木を光頼に授けて残れるを補せしむるに、龍の頭二丈餘、身の長さ十八丈、數日して功を畢れり、時に年三十、これよりして禪林、法堂の仰板には必ず蟠龍を畫けりといふ、後ち古土佐の風を學び、晩年また宋元の風を慕へり、秀吉の薨後、なほ大阪にありしが、豊臣氏亡ぶるに及び身を男山の瀧木坊に寄す、後ち救されて洛陽に歸休し、薙髮して山樂と號す、山樂洛中畿内の金殿玉樓に、多く彩墨を遺し、名譽を施し、其畫く所の龍虎鷹馬頗る出藍の作あり、人物花鳥草木もまた永徳大筆の風を追ひて賞すべきものありき、寛永十二年八月四日京師に於て歿す、年七十七、山樂曾て九條家の庇護に預ると云ふ、又秀吉の恩に感じ、節を重んじて關東に仕へずして京師に隱る、其子孫も山樂の志を守りて京師に住し、曾つて江戸に出でず、世にこれを京狩野と稱す(本朝畫史、扶桑畫人傳、日本繪畫史)

カノタニウ

狩野探幽 名號通稱四郎次郎、また采女と稱す、名は守信、剃髮して探幽齋、白蓮子、筆峰大居士等と號す、法名玄徳院守信日道居士、系統孝信の長男、母は佐々成政の女、事蹟狩野家中興の名手、慶長七年正月十四日京師に生る、二歳の時、その泣くに當り、父孝信試み筆をとりて授けしに、直に止みしかば、なほ屢々試みしに、毎かくの如くなりきといへり、されば四歳にして筆

カノタ

を執り、畫をつくるに至りしが、其畫殆ど習熟せるもの、如し、慶長十七年始めて駿府に至り、前將軍徳川家康に謁し、十九年江戸に赴き、將軍秀忠に謁す、年僅に十三、台命によりて海棠花下の猫を畫き、古永徳の再生なりとて、大に感賞せられ、奥勤を仰せらる、元和二年十五歳の時、紅葉山の廟に龍を畫く、これより日光山、三峯山、東叡山の廟經營あること、龍を畫くこと家例となり、四年父の跡を繼ぎ柳營の繪師に擧げられ、七年鍛冶橋門外にて屋敷を興へらる、並に於て孝信の遺跡を、弟尙信に譲り、別に一家を興す、九年大阪城殿内の畫を命ぜらる、寛永三年、後水尾天皇の二條城に行幸あるや、豫め守信に命じて御座の高壁に畫かしむ、監司小堀政一殿内に重架を連設して其便に供せしに、これが爲め殿内明ならずして、運筆を妨げしかば、更に政一に請うて其架を撤し、焦筆を竿頭に結びつけて、足を運ぶ間縦横自在に點畫を施し、其後修飾を加へて畫をなしといふ、政一深く其技能に感ず、時に年二十五、これより守信の畫名一層世に顯れる、十三年台命を奉じ、東照宮縁起を畫く、特に旨ありて薙髮し醫師格法眼に叙せられ、守信を改めて探幽齋と號す、宮内卿の稱を許さる、十九年勅命を奉じ紫宸殿の賢聖障子を畫き、一代の面目を施しが、又寛文二年後水尾上皇の勅旨を奉じて玉體を寫し、筆峯大居士の印を賜ふ、後ち別號とす、四年河内國河内郡客坊村の中にて、高二百五十五斗の地をうく、六十九歳のとき中風症に罹りて、齒いさ、か衰へしも、ほどなく回復して、盛に毫を揮ひしが、延寶二年十月七日歿す、年七十三、池上木門寺塔中南院に葬る、探幽父孝信に就いて家法をうけたれども、孝信早く歿せしかば、其後は伯父光信の門人興以に就

カノト

いて家法を研究し、其後また宋元の名家を學び、參ふるに雪舟の減筆法を以てし、遂に狩野家の中興となり、海内を獨歩して一人の異論なかりき、上王公より、下賤隸に至るまで其畫を愛し、金玉をもて其畫を奉むること古今に冠たり、探幽の道に篤きや、名畫をみることに縮圖せしもの、其家に數千枚ありしとぞ、今世に散在するものなみて、一斑を窺ふべし、狩野氏(カノウケ)の系圖を參看せよ(扶桑畫人傳、狩野五家一覽、日本繪畫史)

カノハ—カノマ

九年徳川家光上洛の時、謁見して繪畫の命を蒙る、時に年十七、寛永七年江戸に召され秀忠に謁し、繪師の命を蒙る、慶安三年四月七日死す、年四十四、池上木門寺に葬る(系圖、鑒定便覽、扶桑名畫傳)

カノハ

狩野派 狩野正信の創めたる繪畫の一派、正信はじめ四郎次郎と稱し、後ち大炊助と稱せしが、幼より畫を善くせしを以て、應仁元年將軍足利義政の近侍となり、若干邑を受く、文明十五年命を受けて東山殿中の障子に、瀟湘八景の圖を畫き、畫名大に擧る、晩年癡癡して法眼に叙し、名を祐清と改む、畫風は周文より出づるも、既に宋人を追歩したるが如き趣あるは、當時世人に珍重せられし所以なるべし、其子古法眼元信また妙手なり、爾來世世室町幕府に仕へて、其繪所となる、而して其徳川氏に用ひられて繪所となりしは永徳の子光信が家康の寵を受けて食邑を給せられしに始まる、後ち中橋、鍛冶橋、木挽町、駿河臺、濱町の五家に分れ、住吉家と共に柳營の畫局を掌ることとなり、なほ各人の傳記、并に狩野氏(カノウヂ)の條を參看すべし(日本繪畫史)

カノマサノフ

狩野正信 名號初名四郎次郎、又名伯信、越前守と稱し、號を祐清といふ、法名乃性院日如、塔銘に、山高院殿從五位上越州之大史前民部卿法眼祐清正信と書す(系圖、姓は藤原、伊豆狩野介景信の一男、狩野家の第一世、事蹟畫家、享徳二年伊豆國狩野に生る、足利義政に仕へ、近侍たり、畫を周文宗丹に學ぶ、曾て義政東山に金殿を作らし時、畫を宗丹(或云周文)に命ず、宗丹未だ畫ぎ畢らずして歿す、正信その後を繼ぎて畫く、義政始めて正信の能畫なるを知り、法眼に叙し、畫師と爲し、五千貫の地を給ふ、初め大炊助たりしが、是に

カノモ

至りて越前守式部大輔に任じ、從五位に叙せらる、是より畫業を以て家職と爲し、一家を興す、延徳二年七月九日卒す、年三十八(或は享徳三年卒年九十七、又は天文十九年七月九日卒、年九十七などに作る)京都妙覺寺に葬る、位牌は、武藏池上木門寺塔中南院に安置す、正信畫に妙を得、曾て草花を畫がくに、胡蝶舞來てその葉に宿り、又雪中樹木の圖をふがげば、雀飛きたりてその枝に休めりといふ、最も人物に長じ、喜で減筆を用ふ(系圖、畫工諸略、畫工便覽、本朝畫史、扶桑名畫傳)

カノモトノフ

狩野元信 名號初名四郎次郎、越前守と稱し、玉川、永仙の號あり、世に古法眼と稱す、法名善巧院通性日如、塔銘に、勇高院前式部卿法眼永仙越州元信日春大居士と書す(系圖)狩野氏の第二世、正信の長男、事蹟畫家、文明八年八月九日山城國に生る、四五歳の頃より畫を好み、遊戯にも筆をとりて、人物鳥獸草木器物見るに隨ひて能く畫がく、人皆奇兒と爲す、十歳の時、足利義政に畫工を以て近侍す、義政の薨後、また義澄に仕ふ、永正八年義澄薨後、諸國を遊歴し、山川の勝景を寫して歸る、其後大炊助と改名す、その後土佐家宗族なきが爲め土佐光信の女婿となり、以て繪所預と爲り、越前守に任じ、正五位に叙せらる、尋で足利義晴元信の畫藝妙術なるを賞し法眼に叙し、永仙と改む、永祿二年十月六日卒す、年八十四(或は八十三、又八十六に作る)京都妙覺寺に葬る、元信の畫法細密にしてしかも滋潤なり、永正の頃數幅の山水花鳥人物等を畫きて明國に渡す、鄭澤見て歎美し、書を送りて趙昌、馬遠の筆の如し、若し渡航あらば門下生と爲らんと、世に稱して狩野畫派の宗と爲す(系圖、畫工諸略、畫工便覽、扶桑名畫傳)

カノモ—カハ

カノモリノフ

狩野守信

狩野探幽(カノマンイウ)を見よ、

カハ

皮(革、草) 名義眞丈雜記に「カハ」と云字三つあり、皮、革、草是也、皮は、毛かはなり、革は、つくりかはとよみて、毛を去りたるかはの事、ナメシカハ也、草は、おしかはとよみて、ナメシカハの上皮をつりて柔にしたるかはの事、モミ皮也云々」といへり、諸國皮を以て敷設の物と爲し、或は衣服器財を造ること、太古よりあり、但し草の製造外國より傳はる、崇徳天皇十二年始めて男女の實物を定め、男は獸皮及び獸角を獻せしむ、即ち鹿皮、羚羊皮、猪皮、熊皮等にて、皮を朝貢となすこと、茲に始まる、是を弓弭の調といふ、仁賢天皇六年、天皇日鷹吉士某に命じて、高麗の革工を召さしむ、是の歲、日鷹吉士某高麗の革工須流根流根等の苦千人を將ゐて歸朝す、命じて大和國山邊郡の額田邑に居らしむ、高麗の熟皮師是なり、爾來革を製するに、多く高麗に倣ひ、熟皮を製すること漸く精巧に至る、又革を染めて以て文を成すの巧も、亦此に始まる(膠を製すること亦此の時起る歟)革を染むるの工人を後世狛染部といふ、子孫遂に以て姓と爲す、孝徳天皇大化元年新に調貢の制を定む、初め崇徳天皇調貢の制を立てしも其額を定めず、顯宗天皇の時に至り、獸皮を獻すること漸く減す、茲に至りて諸國皮を獻するを副物と稱し(副物とは、調貢の時、其地の産物を以てこれに副ふるの義)其土に獸皮あれば、土産の物に併せて以て之を獻す(獸皮其土に産すること、野に採れば獻せず故に其數減す)天智天皇十年、新羅王に草、一百枚を賜ふ、當時本邦に於て盛に革を製せしこと以て見るべし、聖武天皇の代革工の技進歩し、熟革(膠べて色を著けたるもの)、熟草(熟文あるもの)

カハ

の等の製あり(熟革、熟草の制、此時に始まるにあらず、仁賢天皇以來數世の間、高麗の革工の巧に出づる所のものなるべし)、醍醐天皇延喜五年制して、諸國より調貢する所の革、信濃國は緋の革五張、上野國は緋の革十五張と定め以て主計寮に收めしめ、其他は諸國に命じて、物を以て相易へて、諸皮を民部省に輸さしむ、鹿皮は、伊賀、尾張、遠江、伊豆、甲斐、相模、武藏、上總、常陸、信濃、陸奥、出羽、能登、因幡、出雲、美作、備前、備中、安藝、阿波、伊豫、鹿の子皮は讚岐、猪皮は伊豆、牛皮は、甲斐、相模、常陸、信濃、上野、下野、越前、加賀、能登、越中、越後、太宰府、羊皮は武藏、鹿革は上總、洗革は上總、常陸、信濃、下野、皺文皮は下總、膠皮は近江、獨行皮は陸奥、出羽、熊皮は出羽、蒸鹿皮は陸奥、出羽、熊皮は但馬、狸皮は太宰府をして執れも輸さしめ、又別貢と稱して、馬皮及び牛馬皮を獻せしむ(尾張、近江、但馬、播磨、阿波の諸國は馬皮、相模、上總、下總、備前、長門、讃岐、伊豫の諸國は牛馬皮、遠江は出羽の熊皮二十張を獻せしむ、承平天慶の亂後、諸國調貢の典漸く衰ふ、而して後ち遂に他物を以て諸皮に代へ、以て貢獻するに至る、爾來皮は商賈其所在に買て、これを賣る、是を皮商人又皮賈といふ、後世に至りては加波波布といふ、正平二十三年、足利義滿甲冑鞍馬の壯麗なるを好み、其風漸く武人に及ぶ、此時播磨の革工能く熟皮を作る、武人因て甲冑鞍馬を飾るに、其革を用ふ、これを播磨の熟皮といふ、(奈女志加波は上古に所謂平志加波なり、天文年間外邦の商賈革を齎してこれに鎮西諸國に鬻ぐ、本邦の人其製の佳にして且つ美なるを以て、貴價を興へて之を求む、是を印傳革といふ、慶長以後徳川家康諸國に令して、牛馬犬の皮は剥皮工にあらざるよりは、之を剥きて革と爲すことを得ざ

カハ井

らしむ、此の際、大名の鞍馬を飾るに、多く虎皮を用ふ、而して虎皮甚だ珍し(本邦に虎無し、支那より求むる所の者なり)、皮工因て虎毛を以て他の皮に間ふ、其文采眞の虎皮に違はず、一目して辨じ難きに至る、是を補虎皮といふ、京師の工人能く之を作る、後ち百有餘年を経て此の業廢す、享保年間外邦の商賈革を齎し來ること甚だ珍し、是より後本邦の人舊舶來の革を賣む(本邦の俗、素革にて用ふることを珍く、多くは染めて之を用ふ、ソメカハ參看)、是より先京師、大阪及び播磨の姫路の工人革を作る、延寶年間天下の風俗漸く變じ、人多く支那製の革を好み、皮工漸く衰ふ、爾來諸國諸皮を出すこと並に減す、然れども仍其業を營み、皮を輸出して以て産物と爲す、其鹿皮を出す國は、大和、播磨、熊皮を出す國は、陸奥、越後、蝦夷等なり、蝦夷又鹿皮及び水豹の皮を出し、越後、佐渡の二國は、白兔の皮を出す、諸國の工人業を營て今に至る(江戶時代免租の平草おもて草、藍白地草、洗草、赤根筋草、紅草、大しほ草、葛蒲草、錦草、金唐草、ひきめ草、品草、ふすべ草、小紋草、高麗皮、蠟草、蠟目色草、八幡黒草、小紋草、御免草、錦赤草、丹波目結草、黒梅草、黒草、練草等あり(工藝志料))

カハ井—カハ

カハ井ノツキノジンジャ

樺井月神社 所在山城國綴喜郡番水主村の西北、後ち洪水の爲めに水主神社の傍に遷す(樺井社といふ)祭神月讀神、神代文武天皇大寶元年四月、今後樺井神の神稻を中臣氏に給ふべく制し、仁明天皇承和十二年五月、山城國綴喜郡相樂兩郡誦虫の害あり、郡司百姓之を卜ふに、樺井神の樂なりと奏せり、朝廷即ち祭料物を賜ひ、使を遣はして之を祈禱せしめき、清和天皇眞觀元年正月從五位上を授け、九月風雨の御祈に

カハエビラ

革帯 服の方立を、なめし皮にて包みたるものをいふ、略儀に用ふ(眞丈雜記)

カハヲノタチ

革緒劔 野劔に同じ、コノダチを見よ、

カハオビ

革帯 東帯に用ふる帯をいふ、石帯(イシノオビ)を見よ、

カハカケヒキ

川欠引 江戸時代免租の一種、川堤破壊し、田畠荒蕪せし所の租を除くをいふ、尙ほ引(ヒキ)の條參看(地方凡例錄)

カハカゴマル

皮籠丸 菓菓の名器の名、醍醐天皇の御宇、唐主寶器を革籠に盛りて獻す、宮竹を以て附と爲す、取て此器を作る、因て此名あり(禮樂志)

カハグスリ

河藥 天皇御沐浴の時に奉る

カハゴ

薬、其品詳かならず、或は白米なりと云ひ、或は蒸...

カハゴエ

川越 江戸時代、街道にて、橋或は渡船のなき大川を旅人の越ゆる時、蓮蓬又は肩車...

カハゴ

爲す、又安倍川の貨錢を定め、河水胸間或は乳下に...

カハゴエウチ

河越氏 姓は平氏、秩父重綱の二子重隆武藏河越に居す、依て氏とす、重隆の...

カハゴエジャウ

川越城 所産武藏國入間郡川越町○本丸、二之丸、三之丸、外曲輪、内曲輪、...

カハゴ

上杉朝興當城に來り、天文六年病卒す、其年七月氏綱...

カハゴエジャウノタカヒ

河越城戦 武藏國入間郡川越城にて、北條氏と上杉氏との戦を...

カハゴ

設て同盟軍に加入せしむ、城兵守死して戦ふ、兵康...

カハゴロモ

名 類 獸類の毛皮を以て作りたる衣服、又「カハギ」とも云ふ、倭訓栞に、...

カハサ

いふ、爾後變遷詳かならず、奈良朝の頃、既に廢れ...

カハサカハ

革先革 太刀の足皮を賣たる金具を云ふ(武家名目抄)

カハシノコホリ

合志郡 所在肥後國肥前藩 始め皮石に作る、書紀持統天皇十年四月...

カハシマウチ

草島氏 姓は清和源氏、新羅三郎義光より出づ、義光の孫昌義始めて佐竹氏と...

カハシ

長に屬して草島庄地頭職を復す、子孫相繼ぎて明治...

カハシマウチ

川島氏 姓は藤原、河村秀高の子秀景より出づ、三代秀信伊勢國河島村に住す、...

カハシマノハカ

河島墓 宇多天皇の外祖母常宗氏の墓、山城國葛野郡に在り、醍醐天皇延喜...

カハシミタイカフキ

川角太閤記 徳川五卷、改定史籍集覽十九冊に收む、内信長...

カハネ

カハネ 姓(戸) 名義 上代の官名、王朝時 代以後家筋の尊卑等級を分つての號となる、又氏と姓 との通稱にも用ふ、皮骨の義、類聚名物考に、この姓 を訓て訶波禰と云ふは、骨族の如し、骨を可波禰と 云ふ事、顯宗紀にも、又續紀にも、根可波禰の事有、 されば姓氏録の序に云へるも、人民の氏骨の義に譬 へたり、此に又對て云ふと、單に云ふとの分ちあり、 かね通じて云へば、姓即ち氏を兼たり、又姓某氏な ど云ふが如き、或は源平藤橘を四姓と云ふが如きは 臣宿禰の類は姓なりとあり、或は云ふ、頭根の意 にて、宗長其族を統ぶるの義なりと謂ふ、上代は神 別には多く連姓を賜ひ、皇別には臣姓を賜ひたりし が如し、其臣連は、各其氏族部曲の民を統べ、其上 に大連大臣ありて、大連は連姓、大臣は臣姓を率ゐ て大政に參與せり、此外宿禰、朝臣、思寸、臣、使主、 公等あり、地方官には、別、國造、道師、縣主、稻置、村 主等ありて政を執る、大化の革新以來此制を改めて、 左右大臣以下を置きて政事を執る、是より氏と職と の關係以前の如くならず、専ら家格の高下に用ひら れたり、天武天皇十三年八色の姓を定め、壬申の功 によりて等級を定めたり、書紀に、十月己卯朔詔曰 改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、曰 真人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰思寸、五曰道師、六曰 臣、七曰連、八曰稻置」とあり、即日守山公十三氏に 真人、大連連等五十二氏に朝臣、大伴連等五十氏 に宿禰、大連連等十一氏に思寸、桑原村主調部、槻 本村主藤原等に連姓を賜ひたり(道師以下の姓を賜 へる)と見えされば、思寸に臣、連、稻置の姓は、上代 のまゝなれば、其上の姓は、天武天皇の時に定めら れたるもの、如し) 延暦六年二月光仁天皇の皇子諸

カバノ

勝に廣根朝臣、桓武天皇の皇子阿成に長岡朝臣の姓 を賜ふ、是れ皇子に姓を賜ふ始めて、其後皇子 に姓を賜ふは必ず朝臣を以てせり、其後僧侶、歸化 人、雜戸、奴婢、夷人等に姓を賜ひし、とあり(續 眞人、朝臣、宿禰、思寸、臣、連、公、首、國造、伴造、縣 主、直、村主、史、稻置、神主、祝、掾人、吉士、騎、王、我 孫、使主、曰佐、手人、準人、漢人、人面等あり、各條に 述ぶ就て見るべし、姓の概数は、姓氏録によれば一千 一百八十二氏ありと云ふ(書紀、新撰姓氏錄、古事記 傳、倭訓栞、貞丈雜記、氏族考) カバノクワンシヤ 蒲冠者 源範賴(ミナ モトノノリヨリ)を見よ、 カハノジゼニ 川字錢 名義 江戸時代に 行はれたる錢貨の一種、圓銅にて作り、銅色淡黄、 徑八分、重九分、壽文川字、穿上に在り、又内郭川 字あるもの鑿記の如し、或は二、其處を異にす、徑 八分、重八分、又一種川字置かざるものあり、徑重 並に同じ(關西)元文二年深川小那岐川にて鑄造す (新寛永錢譜) カハノソミノマツリ 河臨祭 小兒の生 れたる時、その小兒と、小兒を生みたる母との爲め に、陰陽師河邊にいで、祈禱するをいふ(貞丈雜 記) カハノベノコホリ 河邊郡 所在 攝津 國思原郡 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄 に、雄家(チ)山本(ヤマモト)爲奈(キナ)郡家(ケ ウケ)楊津(ヤナイツ)餘戸、大神(オホムラ)雄 上(チカム)等の郷あり、元祿圖川邊に作り、爾來 之に仍る、明治二十九年一部分を割きて有馬郡に入 る(郡名異同一覽、法令全書) カハノベノコホリ 河邊郡 所在 羽後國

カハノ カバハ

(舊出羽國)起原沿革 續紀寶龜十一年八月の條に、 河邊城見えたり、蓋し稱徳天皇の時置きしなるべし、 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、川合、中 山、邑知(オウチ)田郡、大泉(オホイズミ)稻城 (イナギ)芹泉、餘戸等の郷あり、中世由利郡を置く に及びて、郡南の地皆之に屬す、室町時代豊島郡と 稱す、正保圖之に従ふ、寛文中河邊に復す、爾後之 に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考) カハノベノコホリ 河邊郡 所在 薩摩國 起原沿革 阿多郡の地を割きて之を置く、建設の年 代明ならず、延喜式に始めて見えたり、和名抄に、 川上(カハカミ)稻積(イナツミ)の二郷あり、爾 來變更なし、明治二十九年三月郡の一區域を大隅國 大島郡に編入し、他の一區域と給黎郡の一區域とを 以て河邊郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令 全書) カハバオリ 革羽織 革にて作りたる羽織、 火事の時に著用す、羽織(ハオリ)又は火事羽織 (クワツバオリ)參看、 カハバカマ 革袴 革にて作りたる袴、貞丈 雜記に、古人は着ける也、入唐記に袴(カハバカマ) などにて、御供の時香をはくべからず候也、又一 休はなしと云ふ草子にも、或時かの檀那かばはかま を着て來りけるとあり、近代には有徳院様古き事 を御好みなされし故、吹上の御庭などへ御成の時、 舊藩の御袴をめされし由、其の比供奉しける人の 物語せられし也」とあり、カハカマ參看、 カハハギ 皮剝 糞多をいふ、牛馬などの皮 を剥きて、革などにするを業とするを以て名づく、 「エタ」參看、 カハハギ 樺矧 矢の羽の上下を櫛(マユミ)

カハバ カハフ

の木のみ皮にてはぐを云ふ、櫛の木のみ皮にてはぐ と云ふ説は誤なり(書札雜々聞書) カハバコ 革筒 ナメシ皮にて作りたる箱、 後世之を、カハゴといふ、聖武天皇の時、始めて之 を作る、醍醐天皇延喜の年、毎年革筒二十合を内匠 寮に作りしめて獻せしむ(工藝志料) カハバタウチ 河鏡氏 姓は藤原、權大納 言西園寺實國二男公清、始めて風早又は河鏡と號す、 依て氏となす、公清參議從二位となり安貞二年十月 薨す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列して子爵 を授けらる(知譜拙記、系圖、華族譜) 公清 實隆 公賴 實益 公村 季村 公邦 實村 公益 實治 季富 公康 基秀 實陳 季綠 實詮 輝季 賴季 季滿 實祐 公陳 實清 實利 公述 實文 實文 カハバラヒ 河祓 大祓に同じ「オホバラヒ」 を見よ、 カハヒジリ 皮聖 行圓の異名、紀略に、一 條帝寛弘二年五月三日、今日修行聖人行圓、供養建 立一條堂、件聖人不論寒熱、着鹿皮、號之皮聖人、 同寛仁二年三月十六日、是日皮聖號三行圓、於三建立 寺、號行願寺、始修六萬九千三百餘燈事、充法華經 文字、云々」と見えたり、 カハフネアラタメヤク 川船改役 江戶幕府の職名、川船奉行とも稱す、本所猿江、淺 草橋場等に番所ありて、通船の印を檢し、船税を取 る、職高二百石、鶴氏の世職、席次を焼火問詰となす、 勘定奉行の所管なり、手附三人あり(起原沿革)と

カハフ カハネ

川船支配と稱せしを、延享三年より改稱す、貞享二 年より、川船は、凡て之に極印せしむ(官制沿革略 史) カハフネシハイ 川船支配 川船改役(カ ハフネアラタメヤク)を見よ、 カハフネアキヤウ 川船奉行 川船改役 (カハフネアラタメヤク)を見よ、 カハベノサタイジン 河邊左大臣 藤原 魚名(フナハラノウチ)を見よ、 カハベノニベ 河邊瓊岳 欽明天皇二十三 年紀男麻呂、新羅を征する時に副將となりて従ふ、新 羅來り襲ふ、瓊岳獨り轉闘して進み、向ふ所皆捷つ、 新羅白旗を擧げて降る、瓊岳その意を曉らす又白旗 を擧げて進む、新羅の將是れ降るとし進軍逆戦す、 瓊岳の前鋒殺傷甚だしく、終に敗退して野に營す、 士卒輕侮して命に従ふ者なく、新羅の將遂に屯營に 入り、瓊岳及び其の妻甘美媛を虜にし、謂て曰く、汝 身と婦と孰か愛すると、答て曰く何ぞ一女を愛して 虜を取らんやと、遂に許して妾と爲す、後に甘美媛 還ることを得、慚恚再び瓊岳と語らず(大日本史) カハネリ 蝙蝠 名義 蝙蝠の一種、末廣を云 ふ、又中野とも云ふ、中山録に折腰扇と見えたり、源 氏筆註に、蝙蝠を見て扇を作り始むるなり、仍て夏の 扇の異名を蝙蝠扇と云ふと、又一説に形の蝙蝠に似 たるより、斯く名づけたるなりと(用進)夏時之を使 用す、飾抄に、年少公卿、或炎天 時持三蝙蝠、冬横目扇、散、薄書 繪持之とあり、東帯の時、 夏冬共に楡扇にして、蝙蝠を用 ひず、衣冠、直衣の時、本義は 楡扇なれども、夏期は蝙蝠を用



カハネ カハマ

ふるも差支なし、後世老者の夏冬共に蝙蝠を用ふる は故實にあらず(續)骨の數に差別あり、本式は七 本にして白骨を用ふ、武家にては黒骨なり、地に赤紅 とて地紙の端上に紅もて雲形を圖し、繪は鶴龜松竹 或は七賢の類を畫く、何れも極彩色なり、狩衣、直垂、 大紋の時使用するは、總體金地に墨繪なりと云ふ (西三條裝束抄、裝束温故抄、桃華葉葉、四位五位裝束 抄) カハネリバオリ 蝙蝠羽織 短き羽織を云 ふ、袖は却て長く、形蝙蝠に似たるを以て名づく、慶 安二年刊行本尤之草紙に、短きものを擧げし中に此 羽織をも數へたれば、慶長の頃にも行はれて、寛永正 保時代に流行せしが、元祿時代には早く減ひたるが 如し(骨董集、嬉遊笑覽) カハマキノタチ 革卷太刀 鞘をなめし革 にて包みかたく縫ひふくみたる太刀をいふ、皮囊、 又革卷太刀と云ふも同じ、貞丈雜記に、皮の上に金 物あり、柄敷黒漆なり、皮の上にわたり巻あり、康富 記卷七文安元年八月一日丁未、八朝御禮進上宮、御方 御銀一腰皮囊云々、那須與一宗高が太刀、今も那須 の家に傳へて在之、革包の太刀なり」とあり、 カハマク 樺卷 弓に藤を巻き、矢をはぐに、 糸を巻き、箭などの類にも糸を巻き、又は紙を細く たちて巻く事などを云ふ、貞丈雜記に、カバとは、 樺の字なり、かばさくらの事なり(ひざくらとも云 ふ)かば櫛の皮の如く巻くといふ心なり、外の木の 皮は堅に皮のきめ有りて、皮をはぐにたてにむく れるなり、さくらの木の皮は横にきめ有りて皮をは ぐにも横にむくれるなり、さくらの木の皮のやうに 横に巻く事を、かばをまくと云ふなり、さくらの皮 を取りて、それにて巻く事にはあらず」とあり、

カハン

カハン 加判 鎌倉幕府以来執政の職に列するを稱する語、鎌倉幕府には連署、江戸幕府には老中をさす、公文に列を加へて出すを以て名づく、

カバン 加番 城番の副となりて、城を警備する輩を云ふ、當代年録慶長七年六月十一日の條に、水戸城は松平周防守在番仕、加番は藤田能登由良信濃守

カハムラウチ

河村氏 姓は藤原、筑後守遠義の男秀高、相模國河村に住す、依て氏を稱す、

カハムラズ井ケン

河村瑞軒 名瑞軒 初は七兵衛、後ち十右衛門と改む、其後遊藝して瑞軒と號す、晩年蓄髮して平大夫と稱す、

カハム

カハム 瓜茄子多く水面に流る、瑞軒之を拾ひ、鹽漬とし自ら荷ひて之を賣る、衆庸夫競ひ求む、之を賣ること屢々、遂に下吏と識り日儲長となる、是より家宅を建て商計を張る、

カハムラノコホリ

河村郡 所屬伯耆國 肥前藩 仁明紀承和四年二月の條に川村郡と見えたり、和名抄に、

カハヤ

カハヤ 扇を爲す所、雪隠、不淨所、便所、などいへり、カハヤは川屋の義にて、古へ流水の上に屋を設け、

カハヤ

カハヤ 署入厨之時、またカハとのみひたりしは、萬葉に、秋香塔厨水船奴歌あり、古も河なき家も多かるべけれど、

カハヤシロ

河社 大祓の時、川邊に建つる小社をいふ、倭訓栞に、

カバヤマジケン

加波山事件 元治元年 水戸藩土藤田小四郎、武田耕雲齋等兵を筑波山に擧げ、

カハラ

カハラ 瓦 瓦葺(カハラアキ)を見よ、カハラケ 土器 名義素焼にて薬をかけた陶器、

カハラ

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、

カハラダジャウ

河原田城 獅子城(シシジャウ)を見よ、云々 吾妻鏡文治五年五月十九日條に、

カハラテラ

川原寺 所在大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、

カハラノ井

河原院 源融の第宅 京都六條坊門の南、萬里小路の東八町、

カハラ

カハラ 尋風煙之幽趣、爲禪定之閑樓、云々と見えたり、以て其概況を見るべし、

カハラ

カハラ 高良神社 所屬筑後國三井郡御井町、本國の一宮、今は國幣中社、

カハラ

官國幣社一覽、古事類苑(神祇部)
カハラノハラへ 河原祓、豊御祓に同じ、
大嘗會の時、河原に出て、爲すみそぎをいふ、
カハラノミヤ 川原宮 飛鳥川原宮(アス
カノカハラノミヤ)を見よ、

カハラフキ

瓦葺 名義瓦を以て屋を葺き
たるをいふ、倭訓栞に、瓦は皮の義なるにや、龜甲
を今カフと云ふ云々といひ、家屋雜考に、瓦、和
名抄に、加波良燒泥爲之、蓋屋字上とみゆ、舊
説に、瓦は屋上の皮なれば此名ありといふ、また一
説に、甲冑の古名を伽和羅といふ、古事記日本紀等
にみゆ、又龜甲を伽和羅といふも即ち伽和羅と伽波
羅と假字違へるは、和訓相近き故、轉じて分れたる
なるべし、云々といへり、箋注和名抄には、按加
波良蓋梵語、瓦梵名迦波羅、見梵語雜話と記し、
齊宮祭忌詞に、寺稱瓦葺、故呼瓦以梵語、其後至
葺宮殿以瓦、亦沿舊名不改也云々とみえた
れば、瓦は、もと梵語なるべし、蓋屋字上とみゆ
百濟より威德王瓦博士麻奈父奴、陽貴文、陵貴文、昔
麻奈彌の四人を獻す、是より本邦瓦を製し屋を葺く
始めなり、但佛殿にのみ之を葺きたりしが、皇極天
皇大極殿を大和飛鳥に造り、屋を葺くに瓦を以てす、
是より本邦大極殿を葺くに瓦を用ふる、と始まる、
文武天皇大寶元年官舎は皆瓦を以て屋を葺かしむ、
聖武天皇神龜元年詔して、五位已上及び庶人の營む
に堪ふる者は、瓦を以て葺かしむ、王侯以下庶人に
至るまで、瓦にて屋を葺くこと此に始まる、桓武天
皇延暦十三年平安城大極殿を葺くに碧瓦を用ふ、碧
瓦の始めなり、後ち緋神の第宅は瓦葺滅じ、檜皮を
以て葺くもの多し、降りて天正四年織田信長安土城
の城極を葺くに瓦を以てす、是より先信長支那瓦工

カハラ

一觀を召す、茲に至り、明様の瓦を製し屋を葺かし
む、明様の瓦此に始まる(舊制の瓦は皆布文ありてメ
ノメカハラと云ふ)是より明様盛に行はれ、往々神
祠も瓦を以て葺くに至る、慶長五年徳川家康兵馬の
權を得てより、家屋の建築風變じて武人の第宅は瓦
を以て屋を葺く者多し、既にして民庶も亦瓦を葺く
もの多し、元和三年後水尾天皇詔して、徳川家康の
靈を下野の日光山に祀らしめ、東照大権現と賜ふ、
秀忠因て大土木を起し、宮殿を造營し、銅瓦を以て
す、爾來これに倣ひ神社佛寺の屋を葺くに銅瓦を用
ふるもの亦多し、然れども庶民にして瓦葺を用ふる
ものは極めて尠なりしが、將軍徳川吉宗深く火災
を憂ひ、享保十二年には、小石川小日向附近の人家
は、皆瓦を葺かしめ、尋て同十二月には豊町、同十三
年には小川町猿樂町火災ありしかば、再建の時には
皆瓦舎と爲すべきを令し、なほ番町、麴町、元山王、
永田町、小川町、猿樂町、駿河臺等の地にて、家を修
理するか、また新造する時には同じく瓦にて葺くべ
きことを令し、爾來屢々訓令する處あり、茲に於て
江戸市中には瓦葺の屋舎次第に多きを加ふるに至れ
り、

カハラモノ

河原者 賤しき人夫雜役の者
を云ふ、年中定例詔八朔の條に、地下衆御牛飼河原
者、さて自餘の者まで、似合の物を進上云々と見
えたり(貞丈雜記)穢多、乞食、非人などの稱にも
云ふ、一定の住居なく、橋上、橋下、河原などに起
臥する故にかく云へるなりと云ふ、下學集には、屠
兒と書して「カハラモノ」とせり、これ牛畜を屠ふ
る謂か、齊藤彦麿又かはらは屠兒等の約りたるなり
と云へり、雍州府志に、寛正六年八月、今出川殿夫
人安産、當年巽吉方也云々、河原者四五輩先行預備、

カハル

土置壺胞衣云々職人盡歌合機多の歌にも、人なが
ら如是畜生ぞ馬牛のかはらのもの、月見てもなぞ、
判云馬牛のかはら、ことによるし云々とあり(職人
盡歌合、傍廂、鹽尻、賤者考)○また歌舞伎の者等を賤
めていふ詞、もと穢多のこといひしが轉じたるな
り、其始め出雲お國が四條河原に於て歌舞伎を興行
したるより、かく云へるなりともいひ、又一説に、乞
食の如く河原に於て觀客より金錢を食りし故、京童
の口さがなく云へるなりとも云ふ、似我蜂物語に、今
の都のはやりの物は、河原歌舞伎子、いらばの茶碗
と云童謡あり、又夷曲集に、よせ太鼓日はてれつく
と打いづる、波の音まで河原者哉」とあり(運歩色
葉集、嬉遊笑覽、雪月花)

カハルジヤウ

香春城 所在豊前國田川
郡香春村(豊前國)建武中より少貳氏之に居る、應
永元年手與房少貳頼光を伐ち城を奪ふ、五年大内
盛見與房を殺して城を奪ふ、其後原田氏之を領す、
永祿五年大友宗麟原田親種を當城に攻めて之を奔ら
す、天正十一年宗像大宮司大友氏に攻められ、逃れ
て當城に入り、高橋元種に依る、十五年元種秀吉に
降り日向延岡に移さる、其後城主絶えたりしが、慶
應中小倉の城主小笠原氏の所領となり、明治維新に
至れり(豊前志)

カハワノコホリ

河曲郡 所在伊勢國
海部(アマ)川部(カハベ)賀美(カミ)資母(シモ)深
田(アカダ)等の郷あり、正保圖川曲に作る、元祿以
後河曲に復す、明治二十九年三月奄美郡と合併して
河藝郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全
書)

カヒ

類 稻の穂をいふ、祝詞式に、千顆八百
顆(奉置云々)と見えたり、(エイ)参看、
カヒアハセ 貝合 名義種々の貝を合せ
て、それに歌をよみそへ、優秀を定むる遊戯、世俗に
貝覆と同じと爲すは誤なり、西行法師の歌に「今ぞ
しるふたみのうらのばまぐりを貝あはせとておほふ
なりける」と云へるを、黒川春村釋して「今ぞしる
云々との歌は、貝合と貝覆とをひとつにおぼえて、
またたるに似たり、抑貝合はさまんの貝をあはせ
て、それに歌をもよみそへ、さて甲乙を定むるなり、
又貝覆はばまぐりの貝を、片おもてづゝそら散し
おきて、其片おもてをおほひ合せて勝まけを争ふな
り、さるをひとつにせられたるは、いかにそやおほゆ
るぞかし、又堀河百首、不合戀、參詣師頼朝、おもふ
事ありそのうみのうつせ貝あはせてやみぬる名をやの
こさん、今撰和歌集戀部内新宰相「いかにせんか、
るためしはかたし貝ならびふせれどあはせてやみぬ
る」等ばうつせがひかたし貝なるが故にあはぬとは
いへるなり、貝合に混ぶべからず云々と云へり
(肥前藩)堤中納言貝合物語に、この姫君とてうへの
御方の姫君とかひあはせさせ給ふに云々と見え
しを始めとす、山槐記、應保二年三月七日申刻參大
殿今朝令渡梅津殿、給了、云々、仍自門外參内、
貝合事、右方人、右大將以下、於宮殿上、議定云々
と見えたり、爾後鎌倉室町幕府を通じて近代に至る
まで公卿紳士間には盛に行はれたり(貞丈雜記、合物
考)

カヒケ

貝桶 貝覆に用ふる給貝を納れた
る桶を云ふ、近代はウハオキ(上置)にして上座に置く
の義)と稱して、嫁入第一の調度となす、これ給は
他の貝に合はするとも、合はぬもの故に、貞女兩夫

カヒカ

にまみえずと云ふ義にかたどりて、婦女の誠めとな
すなりと云ふ、又再婚せぬまじないの心もありと云
ふ○貝桶は嫁入の要具にして、これを請取渡すには一
定方式あり、双方とも二人にて、先づ貝桶渡す人
兩人左右に別れて左の貝桶、
右の貝桶を持ち、座敷にあが
り、左の方に左貝桶持つ人
は右の手にて桶の底をか、
右貝桶持つ人は左手にて桶の底をか、へ、右手に
て脇をか、へ、左方は左膝、右方は右膝を立て、同
聲にて千秋萬歳御貝桶渡申候と云へば、受取人二人
前の如く進み、同じく立膝にて、千秋萬歳御貝桶請
取申候と云ひて受取り、祝の座敷の床の上に置くな
り、此儀終りて他の調度請取るなりと云ふ、今小笠
原諸札大全所載の圖を示す(貞丈雜記、婚禮法式、故
實條々、小笠原諸禮大全)



カヒオホヒ

貝覆 名義給の貝を覆ひ合せ
て、勝負を争ふ遊戯(作法)その勝負は三百六十の
給殻を分ちて、一片の殻を地貝と稱し、悉く場に並
べて、中央に空所を置き、衆人圍み坐して出貝
一箇づゝ出して空所に置き、衆人圍み坐して出貝
と地貝と合ふべき者を認めて之を合はす、合せた
る者多きを勝とす、貝の立様は、貝蓋記に、貝の數
三百六十は一年の日數に象り、正月初午の日覆ひ始
む、毛氈二枚を敷き、中央に奉書一枚を敷き、貝桶
出貝の方より、先づ一ツ中央へ出す、頭の方を貴人
の方へ向け置き、地貝の桶より地貝を出し輪に十二
ならぶ、閏月は十三とし、此外數にかはらず、丸く
次第へに並ぶるなりと云へり、但し此説の出貝を
先にするは誤にて、地貝を立て終りて、後に之を出す

カヒカウ

甲香 香具の名、倭名抄に、甲香、
螺屬也、可合三葉香、燒之、皆使益芳、獨燒則臭
と見えたり、又本草海藻にも之れあり、箋注に、本
草甲香、和名阿岐乃布多、按是即兼好徒然草所言倍
奈多利、江戸俗呼三與奈岐こといひ、又、太平御覽引
螺屬也、下有天者如阿、而面前一邊直機長數寸、
圓殼螺屬有刺、其掩、二十一字云々、蘇敬曰、甲
香蓋大如小拳、青黃色、長四五寸、圓經云、甲香生

カヒカ

例なりと云ふ(肥前藩)としかへばや物語に、給か
き難あそび、貝おほひなどし給ふ」とあるを書に見
えたる始めとす、此書の出来し頃詳かならねど、大
概後冷泉天皇の頃ならんと云ふ、伊勢貞丈は、其始詳
かならず、遠き昔に始りしにあらじ、思ふに六條
院高倉院などの御時にや、始りけんかし、其頃より
此方の書には貝おほひの事見えたり云々と云へり、
藤原隆祐朝臣集(四條天皇の頃の人)に、住吉侍
りしに、都より知たる女房あまた天王寺に詣て、侍
りしかば、住吉の神主經國女におほひ貝、こはむとおも
ふに云々と見え、源平盛衰記に、安元三年五月二
十日西八條へ推參して見れば、馬車數も知す集たり
(中略)是は入道殿福原御下向の留守に、君達會合し
て貝覆の御勝負也と云ければ云々、古今著聞集に、
天福元年の春の頃、院藏壁門院の方をわかつて給づ
くの貝おほひありけり、大般攝政殿女院の御かたに
ぞおほしましける、一方にしかるべき女房達四五人
ばかりにて、ひろきに及ばざりけり云々と見えたり
れば、鎌倉時代以後盛に行はれしものならん、南北
朝室町を通じて公卿紳士間に流行し、江戸時代に至
れば、御湯殿上日記に、慶長三年四月八日、はる、
御貝おほひあり云々と見えたり(雍州府志、合物
考)

カミツ

六條八幡宮(義清公社参の圖)

日本歳時記所載



繪の風屏間年長慶



(載所録世盛川徳)下上長



(上同)下上繼

カミゼ



(上同)下上麻侍供

古への指方は袴の腰板立袂くして、紐を腰につけて、付出して兩方へ引通したるが、今は切て別に付る也、又裾にくくりを入れ途中徒行の時括り上る事本式なるが、今は袴より別に緒を出して括るなりといひ、又貞丈雜記に、今の麻上下の袴の腰にすてひだとして、あひ引の縫めの所にてひだを細くして、それぎりにひだを取すて、又よせひだとして總のひだを真中へ細くよせて、腰を取る事古風にあらず、近年(正徳享保の頃歟)仕出したる事なり、古風は腰の幅總様へ同じ程づにまくばり、ひだをとる也、是を今はすくひだとなしひだ杯と云ふ也云々」と見えたり、總て上下は鎌倉室町の頃より以後専ら用ひられ、歩行に便利なりしより出来きたるものにて、後世麻上下といふ一種の禮服は、素襖などより來りしものなり、長上下、半上下等の制あり、又芭蕉布、夷附、絹、緞子、縞子の上下あり、芭蕉布は略服にて部て夏向に著用す、絹は近き頃婚禮に用ひたるが如く四季草に見えたり、夷附は寛文の頃夜分寒氣を防ぐ爲め著したりと云へり、明治五年禮服を定められてより、是等の服皆廢せらる、肩衣(カダギヌ)麻上下(アサカミシモ)繼上下(ツギカミシモ)參看、カミゼニ 紙袋 紙幣(ツヘイ)を見よ、

カミリギ

髮會木(髮削)

名義小兒髮置

カミリギ 髮會木(髮削) 名義小兒髮置の後、髮の長するを削ぐ儀式、一に深曾木ともいふ、又剃るといふを忌みて、剃髮、垂髮とも稱す、儀式男子は五歳、女子は四歳に行ふを列となす、然れども三歳六歳、或は七八歳にて行ひし例なしとせず、時は又二月四月十一月に定むと雖も、三、六、八、九、十二の月に行ひしことも屢々見たり、日は甲戌酉丑を吉とし、乙卯巳之に次ぐ、春は必ず午日を用ふ、其儀京都にては、當日幼童を基盤の上に載せ、吉方に向て立たしめ、兩手には加茂御手洗川の石を握らせ、兩足にも、又同石をふましめ、而して髮親、髮を左右によくとき分け其末を切りそぐなり、此髮親とは、當日髮をそぐものをいふ、其兒の髮置式に従事せし人を此役に當つ、此の切捨たる髮は、四つの石と共に加茂川に流すといふ、これ身の罪穢を祓禊し、併せて髮のいや長からんことを祝ふの意なるべし、其式男女とも殆ど同じ、(起原詳かならず、榮花物語に、後一條天皇の皇女皇子内親王十二歳にて、齋院皇子九歳にて髮そさせられし事みえたり、古くよりありし事明なり(貞丈雜記、古事類苑禮式部) カミダイゴノミササキ 上醍醐陵 白河天皇の皇后藤原賢子、堀河天皇の准母藤原門院皇子内親王、鳥羽天皇の皇后令子内親王の御陵、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り(陵墓一覽) カミタテ 髮立 髮置祝(カミタテノイハヒ)を見よ、 カミタナ 神棚 名義神體、神符、神位等を安置し、是を奉齋する爲めに設けたる棚(起原詳かならず)古事記に、御倉板舉之神の名見えたり、古事記傳には、御祖神の賜し重き御寶として、天照大御神の御倉に藏め、其棚上に安置し奉て、崇祭たまひし故の御名なるべし、

カミツ

るべし」と云へり、是れ棚の見えたる始めなり、之を庶民の屋内に設けしは、蓋し伊勢兩宮の神職社僧等が、私に其神符を天下に配付せし頃なるべし、而して神棚は一般に觸穢ある時には、まづ之が戸を閉ぢ、若しくは白紙を貼して之を掩ふを例とせり、(起原詳かならず)比須大黒の神影を安置する惠比須棚、荒神即ち遺神を祀る荒神棚等あり、又毎月正月屠家の所謂明の方に向ひて高く棚を架し、松竹をたて注連をひき祀るを歳徳棚、又は兄方棚と稱するものあり、其他なほ多し(古事類苑神祇部) カミツクラノコホリ 上座郡 (起原詳かならず)前國(起原詳かならず)古へ朝倉の地にて、何時頃よりか、上下の二郡に分たる、延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、把伎(ハキ)壬生(ニフ)廣瀬(ヒロセ)許田、長瀬(ナカフナ)何東、三島の郷あり、郡名考、シヤウザ」と訓み、以後之に仍る、明治二十九年夜須、下座と共に合併して朝倉郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カミツケウチ

上毛野氏

皇別、姓は朝臣、

左右京に貫す、又公姓國造あり、崇神天皇の皇子豐城入彦より出づ、入彦東國を治し、其子八綱田、曾孫御諸別、四世孫荒田別並に將帥の器あり、御諸別王景行天皇の時東土を治め、上毛野國造となる、子孫各地に因て氏を命じ姓を賜ふもの多し、荒田別の子、竹葉瀬田道を生む、田道蝦夷を討じて戦死す、竹葉瀬は上毛野君等の祖となる、天武天皇十二年上毛君に朝臣の姓を賜ふ、此後聖武、孝謙、仁明、清和の時朝臣の姓を賜ふもの多し、光仁天皇の時、左京人上田邊史廣本等五十四人に上毛野公を賜ふ、一族に坂本朝臣、名取朝臣、陸奥公、嶽山公、中村公、賀美公、膳澤君等あり(書紀、續紀、類聚國史、姓氏錄)

カミツケノカタナ

上毛野形名

舒明天

皇の九年三月將軍に拜して蝦夷を討たしむ、却て賊の爲めに敗られ、走りに入る、遂に賊のために圍まる、時に軍衆離散し城中に在るもの極めて少し、形名爲す所を知らず、將に昏に乘じて逃れ走らんとす、形名の妻勇にして謀あり、即ち酒を置いて夫を勵し、且自ら劍を佩き婢妾數十人をして弓弦をならさしむ、既にして形名更に起て兵をとりて進む、賊軍衆尚ほ多きとして圍をとき去る、茲に於て兵士稽々集まり、遂に蝦夷を討つて大に之を破る(書紀) カミツマノコホリ 上妻郡 (起原詳かならず)起原詳かならず古へ八女國と稱す、後ち分て上下陽群に分つ、持統天皇四年九月に上陽群郡始めて見えたり、和銅以後上妻下妻に改む、和名抄に、太田(オホタ)、三宅(ミケ)、葛野(クズノ)、桑原(クハハラ)、等の郷あり、天保郷張カフヅマと訓み、明治二十九年三月下妻、生葉の一部と共に合併して八女郡と爲る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カミトマリ

神止

曹の頂上を云ふ、曹(カアト)の名所を見よ、

カミナツキ

神無月

陰曆十月の和名、異名

カミナツキ 神無月 陰曆十月の和名、異名を「カミナカリ」月、神去月、鏡祭月、時雨月、初霜月、陽月ともいふ、此外、孟冬、開冬、良月、大章、大月、小春、正陰月と書す、名義に就き諸説あり(一)義公隨筆、名物考は、十月は雷の鳴り止む月なれば、雷無月なりといひ(二)速水見聞私記は、應鐘の調を日本にては上無調といへり、應鐘は十月の律なれば、上無月といふ義なり、故に舊は上と書きしを後に神の字に書きしなるべし、又十は數の極にて上なきの稱故、上無月といふにやといひ(三)典義抄は、此月は天下の諸神出雲國へ集り給ひ、他國には神なき故、

カミナリノカミ

雷神

伊非諾尊を按て

カミナリノカミ 雷神 伊非諾尊を按て柯遇突智を切りし時生れし神、又伊非諾尊の體には雷の居せしこと古事記、書紀等に見えたり、即ち頭に居せしを大雷、胸のを火雷、股のを黒雷、陰上のを拆雷、左手のを若雷、右手のを土雷、左足のを鳴雷、右足のを伏雷と云へり、此外山城國乙訓郡、大和國宇智郡、和泉國大島郡、上野國那波郡に火雷神社あり、(古事記、書紀、延喜式) カミナリノチン 雷鳴陣 「カミナリノチン」を見よ、 カミニヘノマツリ 神嘗祭 「カニニヘノマツリ」を見よ、 カミノクニ 神國 日本國の稱、續後撰和歌集土御門院御製に、光をば玉くしげの葉にやばらげて神の國とも定めてしがな、風雅集慈鎮大僧正の歌に「日の本は神のみ國ときしよりいしまする如く頼むとをしれ」など見えたり、「シンヨク」參看、 カミノコホリ 神郡 「シンヨク」を見よ、 カミノコホリ 賀美郡 (起原詳かならず)武藏國(起原詳かならず)延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、新田(ニクノ)小島、曾能(ソノ)中村(ナカムラ)等の郷あり、後世新田郷の數村上野國那波郡に併せらる、寛水中更に當國兒玉郡に入る、明治二十九年三月那

カミツ

カミナ

カミナ

カミナ

カフ

人数の制を記し、合戦之巻に、信玄一代の合戦を記し、石水寺物語之巻に、信玄の物語を記し、軍法之巻に、信玄の軍法を記し、公事之巻に、政刑等を記し、將來之軍記に、鷹嶽の事蹟を記す、本書編纂の主旨は、軍法を傳ふるに在り、故に軍鑑と云ふ、合戦の巻には、往々英雄を借りて兵法を説くものあり、誤謬前後矛盾するもの多し、然れども、略略の得失を論じ、器制の利害を講ずるは、實に近古兵書の祖なりと云ふべし、要するに、兵法家が、武田氏の事蹟を借りて軍學を説きたるものなれば、正確なる實録にはあらずと知るべし、關原遺老物語に、高坂正正の自記にて、原本十九冊なるを、宇佐美三木之助之を後改すとし、中興武雜説後編も、十九冊本を高坂の手定とし、印本は春日小幡の書入を混入すとす、武藝小傳、翁物語は高坂の自記となす、軍鑑辨疑、甲斐國志は小幡景憲の纂輯とし、且つ國志は信玄全集を以て軍鑑の原本なりとす、記録解題の或説に、益田式部少輔秀成といふ者高坂の遺文を綴輯すとす、武功雜記には山本勘介の子關山派の傳の作なりとなす、甲陽軍鑑考に、小幡景憲の綴輯する所にして高坂の遺記、關山僧の記、門客の説等を本とし、之に雜ふるに己の聞見する所を以てするに似たりと云へり、猶本書を祖述して、甲陽合戦傳記、(五冊)甲陽合戦日記、甲陽雜記、甲陽合戦覺書、甲信發向記、軍鑑評判(已上一冊)甲越之戰記等あり(甲陽軍鑑考)

カフツメ

鏑語 戦争の時、好き敵に詞をかけて射伏するをいふ(鈴録)

カフツメ

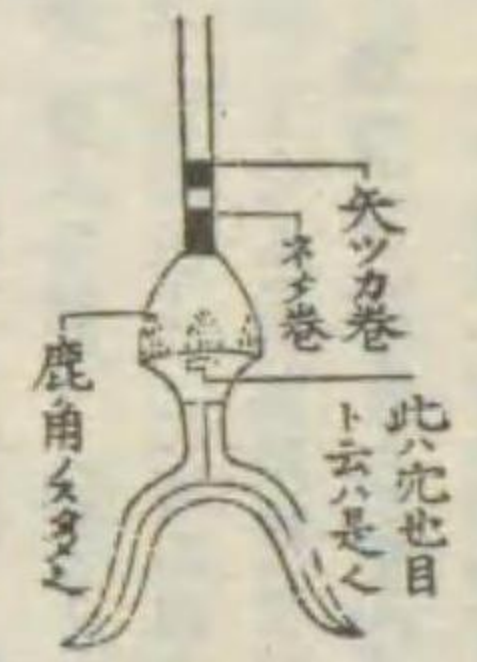
鏑語 戦争の時、好き敵に詞をかけて射伏するをいふ(鈴録)

カフツメ

鏑語 戦争の時、好き敵に詞をかけて射伏するをいふ(鈴録)

カフ

燕に似たる故に名づくとも云ふ、大己貴尊鳴鏑を大野中に射入れし事、舊事紀に見えたりも確ならず、鎮西八郎爲朝の鳴鏑には、目九つさしれし事、保元物語に見えたり(本朝軍器考、貞丈雜記、軍用記)○奥州後三年記に、詞のまゝに、さきをかくる間に、かぶら矢頭の骨に當りて死す云云、保元物語白河殿攻落の條に御曹司件の大鏑を以てひやうと射給云々、萬葉集に、鏑鏑、平家物語に、小鏑矢、源平盛衰記に、引目鏑矢見たり、共に小鏑矢を云ふ、又、たぬの鏑矢とは、鹿の角にて作りし鏑矢を云ふ、此外薄様作鏑矢、鳴矢三日鳴矢等長門本平家物語、源平盛衰記に見えたり、



カフ

禿 童子の、髪を短く切り結ばずして亂し置くを云ふ、髪振の義なるべし、又了髪を云ふも義同じ、平清盛童子三百人を禿となし、京都中をありかせて、己が事を悪くする者などは聞出させんが爲めに召仕ひし事、平家物語源平盛衰記等に見えたり(倭訓栞、貞丈雜記)

カヘイ

加陪從 陪從の臨時に召し加へられたるものを云ふ、隆信集に、臨時祭の加陪從にて参りたりしに、舞人つとめし事など思ひいでられてとみえ、花鳥餘情に、陪從をば、歌人とぞ、十二人四位五位六位各四人、源氏物語に、くはりたるふたうなん、近衛つかさの名だかきかぎりめしたりける、など見ゆ、諸家の諸大夫など召し加へらる、事あり(語林類聚)

カヘ

壁書 法令控等の紙をいふ、人の常に見て遺忘せざらん爲めに、壁上に張り置し

カヘ

が故に名づく、その文は一定の書法もなく、事書、一ツ書などの類なりしを、中頃より、仍壁書如件と書收むることなれり、沙汰未練書に、壁書とは、訴論人禁忌は差合之奉行所押領也とあり、丹州書禮式に、壁書事、奉行所に有之事に候、諸人に令之知行事を書て、かへに押付て置事、是を似せて常々人の所にて仕候也とあるにて知るべし、其初めは吾妻鏡文治五年九月十七日の條に、平泉内寺領者、任先例所寄附也、堂塔經緯爲荒廢之地、至佛性燈油之勤者、地頭等不可致者也、とあり、中頃の者は、和翰集要に、左の如く見えたり、

壁書

山中民部 齋晴光
大江掃部 助清正
中村兵部 少輔信勝

河内國

澁川郡荒寺庄之事、當知行之地也、掠申置有之者、尋承可申明者也、仍壁書如件、
天正八年五月五日

カヘシ

反名 「カヘシ」を見よ、
カヘシナ 反名 名乗の文字に、五行相生相剋の理を付け、性に合、不合の吉凶を云ひて、二字を反して一音にするを云ふ、韻鏡によりて反すなり、崇徳天皇仁平元年詞華集を撰ばれし時、詞花の二字は邪に反ると難せしを始めとし、降りては江戸時代にも尤も流行す、南留別志に、名乗を反すと云ふ事、何者のほじめたる事なるか、今の世には王侯大人の定まれる法のやうになれるは、上なまなべなり、詞花集の比よりと聞ゆ、異國には齊の明帝の、このほかに物をいふ性にて人の名をかへしたること有

カヘシ

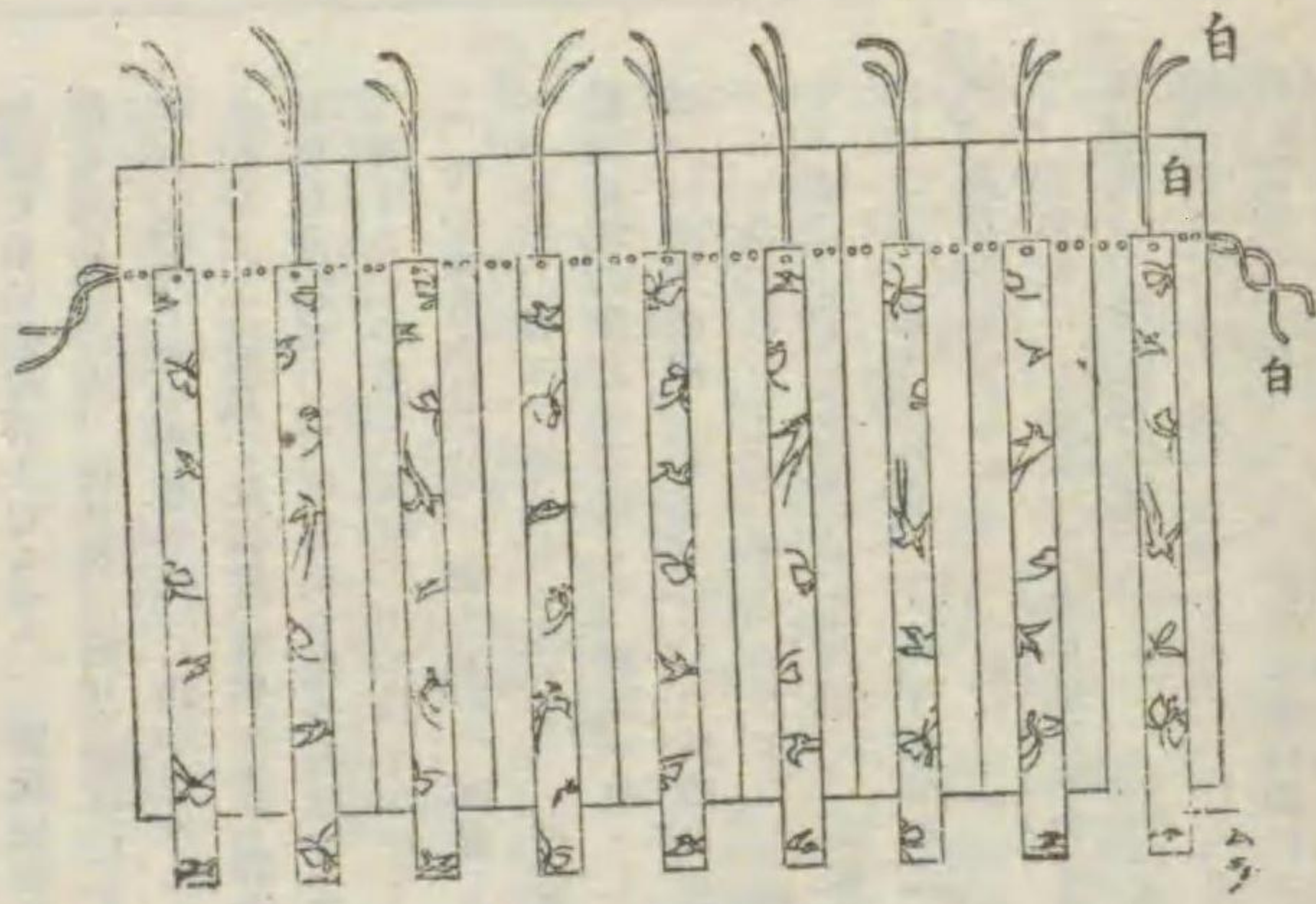
其は唐音にて、ひりきのかへるをにくめばさもあるべし、此國にては、和訓にてむなれば、かへる妨もなし、唯占術の一つになりて人のまことへるなり、韻鏡と云ふ者は、唐音を正すべき爲に作る書なるを、うらかなの書の様に覺ゆるは、おろかなる事のいたれるなり、韻鏡に載せたる字は、一音なる字多き中にて、近く聞かれたる字を、一つ出せる事なれば、その字の義にてのみ、吉凶を定むべき様なし、云々といへり、

カヘシ

返歌 催馬樂などうたふ時、返り聲にて返してうたふことをいふ、倭訓栞に、古今集神樂の歌、朝倉は返し歌也、或は吹返す、或は極返すなどといへり、江次第抄に、反歌大比呂反也とぞ、中書王琴を借てつかはす時、あづまこと、春のしらべをかりしかば、かへしものとおもはざりけりといひ、袖中抄に、古今のかへしもの、歌といふは、おほくは催馬樂、呂律の歌なり、さればかへすとは、催馬樂拍子にふきなし、ひきなして、あまくらをうたふなるべしとみえたり、

カヘシ

壁代 壁の代りに垂れ用ふる布帛、禁中及び高家に皆之を使用す、總體白羽二重にして、袷縫、紐紫羽二重、表裏共に同じ處に附す、模様は紫地に白く蝶及び鳥の形をあらはす、とち糸は凡て練練織なりと云ふ、江家次第に、元日節會、身屋九間内四面壁代帷裏之、若天皇不御之時、從身屋東第四間西柱、南北行、構、簾蓋西六間、身屋南間亦懸之と見えたり、尙ほ雅亮、束抄にも詳しく記せり、就て見るべし、今徴古圖録によりて示せば別圖の如し、但し長七尺三寸、幅一尺一寸、仕立上ヶ但一流にて紐長七尺六寸五分、幅一寸五分各躰尺なり(徴古圖録)



カヘ

雞冠木 襲の色目の名、表裏共に萌黄なるものをいふ、

カヘ

楓間 江戸幕府將軍居間の名、御休息の間の後續きの御小座敷より、渡り廊下の續に此居間あり、八疊二間の座敷にて、黒緑の備後表、一間の床、一間の棚床あり、此座敷入側なく、直に縁側に出づ、屋根は繪皮葺、天井亦繪木にて張り、次間に張出の小窓あり、盆箪などを陳列す、此二間を作事方にて、菊の御臺、奥にて楓の間といふ、江戸城(エドツヤウ)の條大奥の挿繪參看(千代田城大奥)表は薄青にて、裏は黄なるものをいふ、十月十一月

カヘ

蝦手紅葉 襲の色目の名、

カヘ

晴の時に着用す(桃葉菜葉、女官飾抄)
カヘナシノクワンバイ 栢梨勸盃 十二月御佛名の日、左近衛府の領地攝津國栢梨庄より獻りし御酒を、殿上にて勸盃あるを云ふ、江次第に、今夜栢梨(左近衛攝津庄名也、以て彼地利)所造之甘糟也、小大盤以下、以折敷居之、左近官人等取繼令主殿司居之、公卿候殿上者、六位藏人以下居之、每折敷甘糟一坏(入乳坑)菓子二坏、糟進物二坏、管簞(居簞一坏)空器一口也とあり、其起りは江次第裏書引用の李部王記に、承平元年十二月十九日、依左相公(忠平)消息、參向內裏、御佛名、先參左近陣、左衛門督恒佐卿先參陣、甘糟、目白栢梨、余問其故、左衛門督云、昔府中將和氣、以在攝津國之庄寄府、名栢梨郷、以其地利、充官人以下酒醪料、予今傳其風、故目之とあるにて知らる、

カヘ

栢原 所在丹波國水上郡栢原町、沿道慶長三年織田信包、此地三萬六千石に封せられて治所を建つ、其後元禄八年織田信休和泉より轉封し二萬石の治所を建て、世々陣屋となし、子孫相繼ぎて維新に至れり(栢原叢書、丹波志)

カヘ

替紋(代紋) 家の定紋に代へて別に用ふる紋をいふ、寛永系圖に、源姓松平本紋葵、代紋酸漿草并桐云々と見えたり、家紋(カモン)參看

カヘ

還遊 還立(カヘリダシ)を見よ、

カヘ

還遊 還立(カヘリダシ)を見よ、

カヘ

還遊 還立(カヘリダシ)を見よ、

カマケ

カマクラゴシヨ 鎌倉御所 足利滿兼(ア
シカガミツカネ)を見よ、
カマクラサゲテ 鎌倉下緒 下緒の一種、
糸にて組み、一方にわなをつけたるもの、長さ凡七
尺五寸、又半下緒とも云ふ(布衣記條々聞書)
カマクラノコホリ 鎌倉郡 所在相模國
起原諸部日本武尊子孫の封邑の地にて、御子足鏡
別王は鎌倉別祖なり、古風土記殘篇に、屍藏なり
と見え、詞林采葉抄には、大職冠鎌足大藏松岡に鎌
を埋めしより鎌倉の唱ありと云ふ、萬葉集に、天平
勝寶七歲乙未二月鎌倉郡上丁九子連多磨とあるを、
郡名の見えたる始めとす、和名抄に、沼濱、鎌倉(カマ
クラ、後に小坂郷と改む)埜立、荏草(モカラ)梶原
(カサハラ)尺度、大島(オホジマ、後に懷島)等の郷
あり、後世沼濱郷の地三浦郡に入る、南北朝以後戦國
時代小坂郷と稱す、保府間記、圓覺寺龍隱庵文書、
鶴岡八幡宮文書等に、小坂郷鎌倉と見えたり、蓋し
私稱なり、北條氏東中西の三郡に分ちし時、本郡は
即ち東郡と稱せり、爾來鎌倉郡と稱して變更なし(郡
名異同一覽、國郡沿革考)

カマクラノシチサ

鎌倉七座 鎌倉に在
る鎌倉幕府の時、鎌倉にて物を賣買する場所、七箇
所を云ふ、即ち箱座、炭座、米座、物座、馬座、千桑積
座、相物座の七所となす、座とは物を賣る座なり、シ
チサ(参看(庭訓抄))

カマクラノシツセツ

鎌倉十刹 鎌倉に
在る神興、瑞泉、東勝、萬壽、東慶、興聖、東漸、善福、法
泉、長樂の十刹を云ふ、南朝の元中元年(北朝至徳元
年)之を定む、十刹(シツセツ)参看(神林象器選)

カマクラノミヤ

鎌倉宮 所在相模國鎌

カマケ

倉郡鎌倉町二階堂(官幣中社)祭神護國長親王(起原
諸部)明治二年七月創建す、勅額鎌倉宮を賜ひ、六
年六月官幣中社に列す、祭日八月二十日(官國幣社
一覽)

カマクラバケフ

鎌倉幕府 治承四年源賴
朝配竈の身を以て、高倉宮の令旨を奉じて、伊豆姪
子島に義兵を擧げ、平氏を討じ、散月ならずして關
東大振歸伏し、同年十月居を鎌倉に占め、尋で幾千
もなく木曾義仲を誅し、平氏を西海に亡ぼし、文治
元年十一月奏請して、諸國に守護地頭を置き、土地
を知行せしより、天下兵馬の權殆ど賴朝に歸す、五
年藤原泰衡を討じて奥羽兩國を領掌し、建久元年十
月上洛して大納言大將となり、歸鎌し、翌年正月政
所、侍所、問注所、公事奉行、京都守護、鎮西奉行を任
じ、天下の政務皆、より出づ、茲に至り幕府の制
完し、建久三年征夷將軍となる、爾來源賴朝、同實朝、
藤原頼朝、同頼朝、宗尊親王、惟康親王、久明親王守邦
親王交々征夷將軍に任じ、鎌倉の主となり、北條氏世
世執權連署となり政務を専らにす、元弘三年北條高
時、新田義貞に攻め敗れ幕府亡ぶ、この間を鎌倉
時代と稱し、幕府を鎌倉幕府と云ふ、政務を専らにす
るを政所と稱し、別當、令案主、知家事あり、司法權
を掌る所を問注所と稱し、執事、寄人あり、兵事を掌
る所を侍所と稱し、別當、所司、寄人あり、公事を掌
るものを公事奉行人と稱し、京都を守るものを京都守
護、九州諸國を司るものを鎮西奉行人、奥羽を衛
るものを奥州總奉行人と稱し、諸國には守護あり國々
を警衛す、賴朝將軍以後北條氏執權連署となりて、
政務を専らにし、京都に六波羅探題を置き、鎮西の政
務を掌らしむ、後には九州探題、長門探題、蝦夷奉行
等、職員が増加せる所多かりき、職制に關しては

カマケ

別に其條あり、就きて見るべし、
カマクラハツケ 鎌倉八家 千葉、小山、
長沼、結城、佐竹、小田、宇津宮、那須の八氏を云ふ、
カマクラバンシユウ 鎌倉番衆 鎌倉幕
府の番衆を云ふ、七つあり、學問所番(カクモンシヨ
バン)近習番(キンシフバン)鎌倉大番役(カマクラオ
ホバンヤク)格子番(カウシバン)問見番(モンケ
ンサンケツパン)廂番(ヒサシバン)早晝番(ハヤヒ
ルバン)等なり、各條に就て見るべし、

カマクラバンヤク

鎌倉番役 鎌倉大番
役(カマクラオホバンヤク)を見よ、
カマクラボリ 鎌倉彫 名匠相模國鎌倉
にて製造する彫刻物也(起原諸部)四條天皇の時、運慶
の孫康運、宋人陳和卿が携へ來りし堆朱の一種なる
紅花綠葉に因りて、法華堂の佛具を彫りたるより始
まる、是より一般に流行し、木關隆(浄阿彌北條家の
命によりて寶戒寺の佛具を彫み、五彩の繪具を以て
塗れるもの世人稱していふ)といへる一種の塗を生
じ、其後鎌倉彫にならひて小田原彫、越前彫、吉野
彫等出でしも、其製法彫にして鎌倉彫に及ばざるこ
と遺(日本工業史)

カマサシナハ

カマサシシ繩 馬を引く手繩
を云ふ、武功雜記に、陣中にては、白手繩を用ひ候、
かまさし繩と申し候、布にて三つりに仕り候なり、
大かた三ひるかたわきばかりに仕り候、用書記に、
かまさし繩は長サ一丈二尺、弓馬説に云く、がま
さし繩をかまさし繩とも云ふ、但他流なり、かまさし
繩のさしやう、馬の右より左へかけこしてのどの下
にて結び、短き方にて引きしめ、長き方を二ツなが
ら輪の中へ入れ、一ツ、兩方へ引通して、轡の十文
字の腹に外より引通して、又それを今の繩のそとへ

カマダ

とるべし、もつれたる様にして腕手に二重を引通し
て、其れを一結び結びて留むべしと見ゆ、
カマダマサイ 鎌田政家 名義本名正
清、二郎と稱す(起原諸部)通清の子(起原諸部)相模の人、源
義朝に仕へ、勇敢を以て聞ゆ、保元の亂、義朝に従
て白川殿を圍み、兵を率ゐて源爲朝に當り、射て
其背に中つ、爲朝大に怒り、首藤家末等猛士二十八
騎を率ゐて來り迫る、政家敵すべからざるを知り、
衆を引て之を避く、爲朝また敢て窮追せず、平治の
亂、義平に従うて待賢門を守り、平重盛の來り攻むる
や、防戦して之を退く、然れども戦遂に利あらず、
即ち義朝と共に關東に赴きて再舉を圖らんとし、尾
張國野間に至り、婦翁平忠致の家を投す、忠致討
て義朝を害せる時、政家會々忠致と會飲せしが、變
を聞き坐を起つ、酒を行る者刀を抜て之を斫る、
政家斬ち其刀を奪ひて奮闘し、遂に忠致の子景致の
爲めに殺さる、年三十八(大日本史)

カマドノカミ

竈神 竈を守る神、又、ヘツ
ツヒノカミと云ふ、奥津日子奥津比賣の二神にし
て、此神諸人に煮炊く事を教へし神なるを以て、上
代より崇敬せられ、朝廷には、大炊寮に竈神四座を
祭り、民庶の家にも之を祀る、後世佛説を混じて
之を三寶荒神と稱し、毎月晦日、若くは正五九の三
月に神職修験者等をして祭らしむるに至れり、玉手
糠に之を辨じて、俗に竈神を三寶荒神と稱して、頭
の三ありて髪逆さまに生たるもの、一名を荒神と
稱して、此は何事にも障礙をなす物なりとて、諸の
修法の始めに、先此神を祭り和むる事あり、斯てそ
を文字の同じきまに、竈所に祭る神だちに附會し

カマドノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

カマドノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

カマドノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

カマドノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

カマダ

カマダ

カマダ

カマダノカミノマツリ 竈神祭
所在筑
前國筑紫郡大宰府村御笠村(寶滿山神とも云ふ、官
幣小社に列す(起原諸部)海神の女玉依姫命也(起原諸部)
仁明天皇承和七年四月從五位上を授け、累進して
陽成天皇元慶三年六月從四位上に叙す、醍醐天皇延
喜の制、名神大社に列す、堀河天皇長治二年三月竈
神の制、名神大社に擢て御體みな焼たり、嘉祥元年十
一月從一位より正一位を授かる、天正十三年兵燹に
罹り、文祿二年小早川隆景造營し、慶長二年に至て
成り、神領八十庄を寄附す、元和中黒田長政二十石
を寄す、寛永十八年二月野火の爲めに焼失す、慶安元
年國主黒田忠之再び造營し、三年にして成る、元祿九
年國主黒田綱政より二十五石の神領を寄せる、合せて
五十石と爲る、明治二十八年九月村社より官幣小社
に昇格す、祭日は、毎年十一月十五日に行ふ(築前國
續風土記、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

カマダノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

カマダノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

カマダノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

カマダノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

カマダノカミノマツリ

竈神祭 竈神即
ち奥津日子奥津比賣神を祭るを云ふ、朝廷にては春
秋に行ひ、民間にては夏冬に行ひしが如し、竈神祭考
に、「古朝廷にて爲させ給ふ、竈神祭のものに見えたり
らば、續日本紀天平三年正月神祇官奏、庭火御靈四時
祭祀、永爲常例云々、又大膳職式に、御膳神八座、高
倍神一座、竈神四座竈神四座云々、右四祭春料依前
件、秋亦准此」と見ゆ、扱朝廷にはかく春秋行はれし
が、民間にはいかにありけん、推考するに、六月十二
月などにや祭り奉りしならん、(今世竈神とて正五九
月三度、民間に行ふは、例の法師より起れる事にし
て、古さることに見えず)故その明證は、六月晦
日十二月晦日に行はる月次祭に、鎮火祭として則小記
なるを、神祇令季夏月次祭の義解に、謂於神祇官
祭、與祈年祭同、即如庶人宅神祭也、とある宅神
祭は、鎮火をはじめ、門井竈すべて家内の神を祭り奉
ることも聞ゆればなり、(これ則今世の家祈禱と云へ
るもの、此遺風とはおぼゆるなり)と見えたり、此外
竈神は命を懸ぐ食物を炊く神なるを以て、昔時より
上下尊崇し、元日四方を拜する後、必ず竈神を拜し、
又月の朔毎に拜し、或は毎朝拜せしこと、江次第、
拾芥抄、宣風御記、大江俊倫記、答問錄等に見えたり、

ガマフ

置く、因て田原藤太と稱す、子孫近江に居す、季俊の孫俊賢頼朝に仕へ、本國蒲生郡を食む、其子俊信始めて蒲生氏と稱す、其族に和田、小谷、儀儀、猪野、布施、狛月、佐治、青山、岩室、必佐、宮本の諸氏あり、五世の孫秀朝足利氏に屬す、子孫定秀賢秀等の時より漸く勢を得、豐臣秀吉に仕ふ、賢秀の子氏郷武名あり、天正十二年南勢五郡を賜ひ、松ヶ島城に居し、十二萬石を食む、十八年八月小田原征伐の勳功により會津若松城四十二萬石に移封、十九年四月田村四本松伊達信夫等七郡を加へ、前封合せて百二十萬石に封す、文祿三年十二月參議從三位となる、其子秀行慶長三年削封せられ、宇都宮に移され、十八萬石を食む、六年八月會津征討の役、東北を鎮する功を以て徳川家康四十八萬石加封、若松城に復し六十萬石を食む、十七年五月龜千代丸に偏諱を賜ひ、忠郷と改め家號を松平と賜はり、叙爵せられて下野守と稱す、爾後偏諱を賜はる、寛永四年正月申務大輔三十三萬石を削られ、封を近江國日野郡に移し、又伊豫國に移され、松山城に治す、十一年八月國除かる(系圖、徳川加除封録)

- 季俊 惟俊 惟賢 俊綱 俊宗 重俊
氏俊 俊綱 秀朝 高秀 秀胤 秀兼
秀貞 秀綱 貞秀 高郷 定秀
賢秀 氏郷 秀行 忠郷

ガマフウチサト 蒲生氏郷 名號幼名鶴千代、長じて忠三郎と稱す、はじめ教秀、賦秀といひしが、後ち氏郷と改む、賢秀の子、事蹟父の時よりして織田信長に屬し、近江國日野城に居る、

ガマフ

永祿十二年八月信長の伊勢國大河内城を攻むるや、氏郷時に歳十四、軍に從ひて功あり、同年冬信長の女冬姫に配す、天正十年信長害せられし時、父賢秀は安土城を留守し、氏郷は日野城に在りしが、變を聞くと共に、氏郷は手兵を率ゐて信長の夫人生駒氏を日野城に迎へ、尋で織田信雄に從うて上洛す、



(押花郷氏)

加賀井城を陥る、其功により伊勢國松ヶ島城を賜ひ、田丸、關、澤、秋山、片野等の諸族をして、皆氏郷に屬せしむ、天正十六年四月左近衛權少將に任じ、正四位下に叙し、羽柴の姓を許さる、此年松坂城を築きて移徙す、十八年秀吉に從ひて北條氏を征し、まづ伊豆國蓮山城を攻め、轉じて小田原を圍む、城陥るに及び、更に奥羽征討の先鋒として其地に向ふ、八月十七日秀吉會津城に兵を召し、會津六郡の地に越後、山道の地、合せて十二郡を賜ひ、陸奥出羽の守護と爲す、明年再び奥羽七郡の地を加へ、凡て十九郡、百二十餘萬石を食む、此年十二月參議に任じ、從三位に叙す、文祿元年外征の役起るや、氏郷また兵を率ゐて肥前名古屋に陣せしが、二年の春病に罹り、遂に本國に歸る、三年正月病を扶けて上洛し、四年二月七日京師に於て薨す、年四十四(藩翰譜、野史)世俗或以て氏郷の死を疑ひ、秀吉の毒殺に遇へり

ガマフ

と爲すものありと雖も、醫學天正記の記事により、其體説たるを證し得ること、世既に定説あり、故に敢て辨せず、

ガマフクンベイ 蒲生君平 名號名は秀實、又名夷吾、通稱伊三郎、修靜庵と號す、君平は其の字、又君藏ともいふ、下野宇都宮の人、本姓は福田氏、祖母の言により先世は蒲生氏郷の裔なるを知り、自ら蒲生と改む、事蹟江戶に出で山本北山に學ぶ、幼より氣概あり、書を讀み章句を修めず、慨然經世の志を抱き、遍く天下に歴遊す、深く先帝御陵の湮滅せるを慨き、出陣志を編んで幕府に告ぐ、用ひられず、偶々露臺來寇し北邊騷擾す、即ち不恤緯五編を著し、邊防の事を議す、有司爲めに君平を嚴刑に處せんとす、林氏君平と善し、爲めに辨じ免る、ことを得、是より君平情所あり閑居書を讀み世と抗せず、初め山陰志を編み、更に職官志、神祇志、氏族志を順次著して九志に及ばんとす、未だ果さずして文化十七年七月江戶に病歿す、年四十六、明治に至り其功を追賞して從四位を贈らる、君平天資忠孝、初め祖母の裏に居るや日に裏服を着け端座香を焚き、以て喪を終ると云ふ、曾て京都に遊び、小澤蘆庵と親し、東下に臨み蘆庵離宴を催す、君平遅く晚に至る、蘆庵怪み之を問ふ、答て曰く、途に等持院を過ぎ足利尊氏像を見て扼腕禁する能はず、之を頼ち數百に及ぶ、是が爲めに遅る、蘆庵以て長嘯の事を談じ辱知と爲す、江戶に起居し貧に苦む、假に按摩を業とすといふ、曾て一僧あり君平を訪ふ、憂色あるを見て之を問ふ、曰く終日食せざる爲なりと、僧米菜を買ひ之を炊き、談外患の事に及ぶ、君平語て憐々として止まず、飯の熱るも知らざりしといふ、以て其人と爲りを察すべし(事實文編、續近世叢書)

由良傳記に、其比(大永)新田の御家中に鎌鐘はやりて大形遣申候、信長記始川合戦記に、眞柄が嫡子十郎も返合て戦けるが、青木所右衛門尉是を見て、十郎に渡し合鎌鐘を以てかけたに、運こそ盡て有けめ妻手の肘を掛落され云々、梶井日記に、大身鎌鐘、總見院殿追善記准任征伐記に、十文字鎌鐘、由良傳記室町物語以下諸本に十文字鎌鐘と見えたり、カマリモノミ カマリ物見 忍物見の一カミ、カマリ物見の意、シノモノミを見よ、カミ 神 靈異なる者を云へる古語、(一)神代口訣は、カマカミの略稱にて、神慮は明鏡の萬物を照すが如く清明なる故なりとし、(二)圓珠菴雜記は、カミの略とし、(三)東雅は、尊尙の義、故に君上の如き官長の如き、頭髪の如き皆之を云ふ、即ち人の神聖なるをカミと云ふと云ひ、(四)貞丈雜記は、カミと云は上なり、貴ぶべき物なる故、上におはします名にて、かみと云ふなりと云ひ、(五)書紀通證に、鎌見也、與鏡訓通、有神照臨之義、とし、倭訓栞亦之に同じ、(六)櫻の落葉は、かきみ恐るゝ意とし、(七)傍廂は、隱身の略なりとし、(八)加微二言考は、加は目にも認め難く、手にも取られぬ意、微は満たる象にて、神とは目にも見とめがたく、手にも取られぬもの、體に満たる義なりと云ひ、(九)「チヤンメン」氏は、神はアイヌの「kamii」と同じくして、アイヌ語は、國語の神より出でしならんと云ひ、(十)「メチエロル」氏は、kamiiとアイヌ語「kamui」とは、其意義の範圍と性質とに於て同一にあらずとし、此の語の語根は「ka」にて、上、嶺の義ならんも、kamuiの「mi」の義詳かならず、然し「mi」音は、單に音便の爲めに此語に採られしものならば、元來は「kamui」にて、上にある人、或は上にあるもの、義なりと、亦

ガマフ カマヤ

語、近世傳家列傳)
ガマフジヤウ 蒲生城 附在 近江國蒲生郡今大路村大字音羽○音羽城或は日野城といふ
ガマフノコホリ 蒲生郡 附在 近江國蒲生郡
カマヤマシヤウ 釜山城 三木城(ミキヤウ)を見よ、
カマヤマノジンシヤ 龜山神社 附在 紀伊國海草郡三田村和田
カマヤマノハカ 龜山墓 神武天皇の皇兄彦五瀬命の墓、紀伊國海草郡三田村大字和田に在り○兆城東西一町、南北二町、守戸三烟あり(延喜式、陵墓一覽)
カマヤリ 鎌鐘 十文字の如く鐘體に横手あるを云ふ、又十文字鎌鐘とも、十文字鎌鐘とも云ふ、

カマリ カミ

カマリモノミ カマリ物見 忍物見の一カミ、カマリ物見の意、シノモノミを見よ、カミ 神 靈異なる者を云へる古語、(一)神代口訣は、カマカミの略稱にて、神慮は明鏡の萬物を照すが如く清明なる故なりとし、(二)圓珠菴雜記は、カミの略とし、(三)東雅は、尊尙の義、故に君上の如き官長の如き、頭髪の如き皆之を云ふ、即ち人の神聖なるをカミと云ふと云ひ、(四)貞丈雜記は、カミと云は上なり、貴ぶべき物なる故、上におはします名にて、かみと云ふなりと云ひ、(五)書紀通證に、鎌見也、與鏡訓通、有神照臨之義、とし、倭訓栞亦之に同じ、(六)櫻の落葉は、かきみ恐るゝ意とし、(七)傍廂は、隱身の略なりとし、(八)加微二言考は、加は目にも認め難く、手にも取られぬ意、微は満たる象にて、神とは目にも見とめがたく、手にも取られぬもの、體に満たる義なりと云ひ、(九)「チヤンメン」氏は、神はアイヌの「kamii」と同じくして、アイヌ語は、國語の神より出でしならんと云ひ、(十)「メチエロル」氏は、kamiiとアイヌ語「kamui」とは、其意義の範圍と性質とに於て同一にあらずとし、此の語の語根は「ka」にて、上、嶺の義ならんも、kamuiの「mi」の義詳かならず、然し「mi」音は、單に音便の爲めに此語に採られしものならば、元來は「kamui」にて、上にある人、或は上にあるもの、義なりと、亦

カミ

云ふ、上より敬ぶの義なりと、(十一)中田藩氏は、神はアイヌ語の「kamii」より出でたるものにて、「メチエロル」氏と同じく上、嶺の義なりと云へり、(十二)白鳥博士は、神は新羅語貴人の尊稱詞、居四千麻辛干の干、樓寒の寒、漢紀武の紀武、居懸部の部、安鎮、婆娑婆鎮の鎮、尼師今の今、任那語の尊稱詞、早岐の岐、吉、百濟語の尊稱詞、吉支の吉支、於羅暇の暇、コニキシ、コキシのキシ、和爾吉師の吉師、高句麗語の尊稱たる大加、古加の加、扶餘語の尊稱詞、加馬加加の加、鮮卑語、突厥蒙古諸族の王號たる可汗の汗、可寒の寒と同じ語系にて、原義は人の中の人と云ふ意にして、尊稱詞なり、我國にては太古君主をカミと稱し、一層之を尊敬して言ふ時はオホカミ、或はミカミと稱し、實は人に對する尊號にて、後世にて云ふ君なる言と同じかりしなり、然るに我國の古俗として、生前カミと稱する程の英雄死する時は、之を祀りて、天神地祇と同様に尊びしかば、カミなる敬詞は一際貴くなりて、後には専ら神祇を指す言となれり」と云へり○我國天地剖判の時成れる神を獨化の神と云ふ、尋で男女媾生の神あり、國土經營の神あり、また荒振神、蒼繩なす神あり、天つ神あり、國つ神あり、孰れも實に在せる人を指す、尙ほ社「ヤシロ」の條參看すべし、(古事類苑神祇部、中田藩氏「可婆根考」、白鳥博士國語に於ける敬稱語の原義)

適宜に厚薄を量りて之を抄く、抄きて簀を上げ、數枚之を重ね置き、水を漂り盡して後、其紙を簀より剥き、板に貼せし所其面平なり、之を表とす、詳しくは紙漉重寶記に見えたり。推古天皇十八年三月高麗の僧曇徴紙墨を作る、是れ史に見えたる始めなり、文武天皇の大寶元年圖書寮に造紙手四人を置き、紙戸五十戸を置き、紙を造らしむ。大平年間麻紙精紙等あり、今大和法隆寺東大寺等に現存する者多し、寶龜元年三月百萬塔に納むる無垢淨光陀羅尼經の紙は、後世のハシキラスの如き横紋あるは、抄ける時の塵痕なるべし、其色茶褐色にして黄を帯びたるは漢俗なるべし、延喜式に、麻紙、斐紙、穀紙等を載す、其製造法も粗見るべし、又諸國別貢及び中男作物に紙、紙麻を載せたり、和名抄には、色紙、檀紙、穀紙、紙屋紙、阿昔紙、斐紙等の名見えたり、當時紙の貴くして配布の數少きを以て、反故に寫せる者多く今日に存せり、又遺魂紙を用ひし亦紙の貴きに本づく、鎌倉時代より室町時代に至りては益々缺乏を告げ、書牘にも多く反故を用ひたり、江戸時代には各國各所に於て之を製造せしかば、四民之を用ひて不足を覺えざるに至り、**【註】**數百種あれども、其大概を擧ぐれば、製法を以て名とするは熟紙、生紙、厚薄を以てするもの厚紙、薄紙、原料を以てするもの穀紙、麻紙、土地を以て名づくるもの陸奥紙、美濃紙、色澤を以てするもの黄紙、綠紙、文采を以てするもの墨流、内曇、所用を以てするもの引合奉書類なり、詳しくは各條に就て見るべし。○紙には又堺あり、一に欄界とも絲網とも云ふ、即ち堺なり、染色紙には金泥、紺泥、黄紙、白紙には墨堺あり、又紙を折りて罪をなすものは折堺と云ふ(文藝)

カミ

カミ

類纂、古事類苑(文學部)
カミ 長官 四部官の上長官をいふ、シブタツシを參看、

カミ

髪 【上代】にては男子は頭の中央より髪を左右に別ち、兩耳の邊にて結ぶ、「ミヅラ」と稱す、盛裝の時は、頭に草木の枝葉を纏ひて、これを飾る、髪と名づけ、殊に日隆遷、眞折髪を用ふることも多し、女子は長髪を一つに束れて、其餘りを後に垂れたり、下りて推古天皇の時、冠位の制を定むるに及び、有位者は、冠を着くる必要よりして、頭頂に於て一髻に結ぶるに至り、然れども無位のもの、未成年者は、依然として「ミヅラ」に結び、又小兒は「ヒサコバナ」として、髪を前額に結びたるさまを瓢の花の如くにせらるもありき、**【奈良朝時代】**此時代には、子生れて、三四歳の頃、始めて其末、り揃ふ、これを「深ツギ」といふ、稍々延び行くに従ひ、肩の邊まで延ばして其末を切るを「振分髪」とも「放りの髪」ともいひ、その額の方は、眼の上にて髪を剪り揃ふる故、また「メザシ」ともいふ、それより後は剪らずして長く伸ばしたり、これ等は女に就いていふことなるが、男も振分髪の時までは、其妻、女に異ならず、男女ともに、此年頃を「童」といふ、斯くて後、男は「ひさこ花」に結び、また鬚角に結ぶ、鬚角は髪を左右に分けて、兩方に結ばれたるが、稍々高く頭上に突き出でる様の、鬚角に似たるをいふ、成年に至れば髪を頂上に結び冠を頂く、これ後世の所謂元服なり、すべて男女とも髪を結ぶには、木綿などを用ひたり、女子は其後頭髪伸び行きて、肩を過ぐること稍々遠くなれば、これを「ウナキハナリ」といふ、此頃に至りて始めて結髪をなす、凡女子は太古以來髪を垂る、習ひなりしを、天武天皇の十年に

いれ髪とて、假髪を入れて、もみ縮めて、花房のやうにしたりと云ふ、「ゲツシキ」とはもと曆日の名にして、俗に此日沐浴すれば毛髮落つといひ、若し沐浴することあらんには、「妙善王、金著女、追杖鬼、尾王、波羅々鬼」と誦すれば、髪抜け落ちずといひ傳へたり、木の剪刀も、髪を抜くために、それに因みて斯くは名づけたるべし、童子は、兒輪に結ぶものあれど、武人の子は多く喰食とて、髪を髻結にて結びて後へ下げ、肩に至りてその端を切り揃へたり、十五六になれば、唐輪といふに結びたるものあり、婦女は前期の如く、髪を長く垂るゝを尙びて、髻を入れて梳ふ、寝ぬる時は枕のもとへ打亂箱を置き、それに髻を納め、或はこれを枕屏風、簾蓋にかけたリ、歩行の時も侍女をして、其末を打亂箱に受けしめ、着座の時はこれを伸ばさしむ、またこれを不便とするものは、垂髪を右肩の上に縮めて、その結びめを紙にて結び着ぐることもあり、これ後の片外といふ髻の權輿なり、また「ピンブク」として、毛髪を糊にて固め、額髪際より下ぐることもあり、卑賤の婦女も同じく垂髪なれども、末を束れて下げたるあり、また頭上にて「ツノケル」といふに結び、白布にて頭を巻きたるもあり、垂髪は優美なれども、勞役に於ては頭上結ぶ方便なればなるべし、**【江戸時代】**此時代の初期即ち寛永前後には、男子は月代を大いにして、髪を狭くし、少年は前髪を薄く殘せども、月代は殊に大きやかに剃り、共に額に角を入れて抜き、髻は茶釜髪に結び、若くは頭後極めて簡略に束れたるのみにして、未だ髻といはれ程の髻はなかりき、また武士は絲紐を以て髪を束れたれど、庶人は紙捻、更に卑しきは糞料にて括りしのみ、往々武士の中には、月代なく、髻せず、唯總髪を後に垂れ、

カミ

カミ

カミ

または頂部に切り揃へし(散敷)ものあり、總髪の額つきに、十河額といふ髪をのき様あり、蓋しこれ垂髪を衣の下に着込み、上に袷衣を覆ひ、平民は前髪を肩の上あたりに切り、前さまに垂れ、髪たばは出ださず、丸く束れて髻の後にそなふ、大抵櫛笄を挿むこと少く、またその他の餘品もなし、下りて元祿の頃に至りては、其變遷漸く著しく殊に女子にありては、種々の結び方を生じたり、今其大要を擧ぐれば、前期(寛永前後)の季より唐輪髻ありしが、此時代の初に至りて大に行はれ、寛永の頃には、これを變じて兵庫髻といふを創め、遊女などは喜びて結びたりき、またその頃に島田髻あり、兵庫、島田共に種類多くして、立兵庫、結び兵庫、大島田、やつし島田、しめつけ島田、投島田、揚島田等あり、その他半すべからし、五段髻、吹上髻、しんき髻、牛髻、根細髻、鹿兒島髻等あり、就中髻髻と島田髻とは、貴賤を通じて行はれたり、髻髻は年開けたる婦女、島田髻は妙齡の婦女の、好んで結びしところなり、又勝山と稱するものあり、吉原の遊女勝山の好みて結びたる風なるより、遂に髪の名稱となり、前の島田髻兵庫の三風と共に非常に世に行はれたり、この時既に前髪を前頂に結び、剃へ前髪立といふものを以て、これを高やかに立て、髻も鴨尻、鶴鶴様などして、いたく後部に出だせるを喜べり、而して元祿以後に及びては、男子の結髪はさまんの變遷を経たるが、概するに髻は愈々細長くなりて、前額に押し付くるやうにし、月代は益々狭くなりたり、而してその變遷の原動力となるは、俳優にあらざれば、人形遣ひ、さては淨瑠璃かたりなどの類なりき、その頃より髻の刷毛先に、手を入ることとなり、或

詔して、別、巫祝の外は、男女ともに悉く髪を結ばしめらる、されど風俗の由来する所容易に改まり難かりし故にや、朱鳥元年令して、婦女の髪を背に垂ることを、故の如くならしめられき、その後慶雲二年に復た詔ありて、天下の婦女の、神部、齋宮、宮人及び老嫗にあらざる限りは、皆結髪せよと令せられしかど、此令も遂に善く行はれざりきと見えて平安時代に至りては總て皆垂髪に移れり**【平安朝時代】**此時代には、男子は大概前期と同じく、女子は一般に髪を長く背に垂れたるを喜び、競うてこれを伸ばさんことを務め、長きは身長より二尺も餘りて地に曳く者あり、若し髪短かく少なき時は髻を加ふ、かゝるさまなれば、卑賤のもの、動作するには、甚だ不便を感ずるを以て、髪を頭に巻き上げ、耳に挟み、又は袋を作りて藏むるもありき、下りて**【鎌倉時代】**に入りては、武人は戦亂屢々起りて、甲を櫃に納るゝ暇なく、重き冑を頭に戴くことなれば、頭の重きに堪へ難く、せめては毛を減じて苦を逃れんとて、額の髮際をぬきすかせり、これ頭上より氣の漏れんが爲めに、これを逆息といふ、即ち月代の始なり、後には容儀となりて、烏帽子冠を着ては、額に毛髪の見えぬほどにしたり、**【室町時代】**には公家を始め、貴族は一般に總髪にして、髻結を以て髻を束れたり、これを茶釜髪といふ、髻結の色は、堂上は紫色、地下は白色、將軍は赤色を選ぶ、醫師はこの時代より剃髪して僧形をなせり、武人は前期より「月代」として、髪を抜きすかして逆上を防ぎしが、此期には戦亂多くして、冑の重きに堪へざれば、其風愈々熾になり、「ゲツシキ」として、木にて剪刀を作りて、頭髪を抜き薄るがし、髻毛を五味子汁にて堅め、髻の末をもみ、總の如くに結び、或は

(外弁)

(山部)

(多本)

(備金文)

(備金文)

カミ

きは僧形となり、次で林家も世々剃髪せしかば、民間の儒者も皆これに倣へり、然るに將軍綱吉に及びて、まづ林春常をして蓄髪せしめしより、諸藩の儒者も皆しかりといふ、その頃後藤長山、儒醫にして僧形を排す、これより醫師にも剃髪せざるもの多し、この時代の季、蘭醫及び軍學者は全く總髮にして、撫付髷に結びたり、年老いて頭髪の少くなりたるを、十筋右衛門、または六筋右衛門など、稱し、禿頭光るが如きを、藥師頭または「キンカアタマ」といふ、古へ老齡に近づけば出家入道せし風は、此時代に至るまで存して、男女共に年老れば剃髪するもの多かれど、特に戒を受け法號を稱する風は衰へたり、而して女子の頭髪は、既に述べたる如く、簪髷、兵庫、島田、勝山の四種最も行はれしが、それより發達して種々精緻の結びさまとなり、兵庫は後に横兵庫、うつな兵庫、結び兵庫、立兵庫等となり、島田髷は絞れて抜け島田、腰折れ島田、きりすみ島田、かしまや島田、さふだ島田、小島島田等となり、勝山は變じて丸髷、お初髷となり、簪髷はすかし髷、うつな髷などいなり、年開けたる婦女は、江戸にては丸髷に結び、京坂にてはさき髷を用ひ、少壯の者は何れも島田を用ふ、兵庫は多く妓女の結び所なり、その他おさふね、銀杏髷、割り唐子、かつくる返し、櫛巻、田螺、蝦蟇、めうと鬘唐人髷、おば、結び、樂屋結び等ありき、就中櫛巻は、寶曆中江戸淺草地内お福茶屋といへる茶肆の婢六といふもの、常に櫛巻を逆さまにして髪に結び込めしが、婀娜なりとて、鄙野の間にこれを學ぶもの多く、遂に上流社會にまで及びたり、上來述べられるがごとく初めは唯簡單なる髷の、種々複雑となりしが如く、髷、髻なども、或は高く或は低く、或は膨大に或は平坦に、

カミア

さまざまにつくるひて、安永の頃に至りては、髪に中髷、勝山髷、きんせう、鬘、雀髷、中髷、縹子髷、燈籠髷、すいき髷、吾妻髷、栗髷、ふかし髷、羽二重髷、車髷、下髷、結髷等あり、髻に鳴髷、花髷、鶴髷、合せ髷、平髷、源八髷、おとし髷、け髷、抵髷、し髷、くし髷、三つ髷、こたひ髷等ありき、就中燈籠髷は、明和の頃都鄙を問はず、最も行はれたるものにして、兩髷に髷張をいれてこれを張り出し、毛筋を透かしたるなり、これを透かざるを縹子髷といへり、かくて髷刺、髷張、髷刺などいふ具出で来て、各々その張出しを支ふるために用ひたり、また婦女の髷は、此時代の季に至りては、概ね前に述べたる髷の變遷したるものに過ぎず、少女は煙草盆、兒輪、唐兒、鬘髷、茶笠などに結び、稍々成長すれば蝶々髷、桃割、銀杏返し、割髷などに結び、成年後は鬘髷、福髷、割兒、牡丹くづし、ばい髷、まる輪、ふく髷、かけ下し、鬘髷、國太郎髷、石疊、お伏せ、かた外し、屋敷奴、お茶の子、お七髷、娘島田、高島田、割勝山、おはつ髷、だて兵庫、投げ島田、後家髷、りやう輪、割髷、横兵庫、割鹿の子、かけ下し奴、お千代、三つ髷、お岩十能、屋敷十能、勝山、兩手、大吉髷、丸輪、おさ船、四つめ、のせ兵庫など結びありて、また年開に應じてこれを換ひたり、尋で明治に入りては、男子はみな散髪したれども、女子の風は、時々多少の流行變遷ありと雖も、要するに、江戸時代の末年と大差爲し、故に省略に従ふ(藤岡博士日本風俗史)

カミイ

カミオ

カミイツリリウ 上泉流 上泉秀胤の父信綱の創めたる兵學の流派○信綱、小笠原宮内大輔氏隆に就きて學び、遂に一派を開く、一に氏隆流といふ、岡本宣就之を傳承し世に名あり(武術流祖録)

カミウタ 神歌 今様の一體にして神祇の辭ある者、體源抄に其歌ひさまを論じて、神歌は昔はつらめて短かく歌ひけるなり、今の世にながくなりたり、教家はかくの給ひける、顯仲云、神歌は前句末歌終に籠さまに次句を出すなりといへり、

カミオキノイハヒ 髮置祝 名醫小兒科々生長して始めて頭髪を蓄ふる祝、生髮、また髮立とも稱す(醫部公家は二歳、武家は三歳、後世男子は三歳、女子は二歳にして之を行ふ、民間にては男女の區別なく、三歳にて之を行ふ、而して近世の例多く十一月十五日を以て式日となす、鎌倉の時代既にありしと雖も、其式詳ならず、室町時代に至りて漸く明なり、諸大名出仕に、公家は二歳、武家は三歳にて仕り候、此様體は、先髪を垂れ、米の粉をつぶりに塗り、扱て綿帽子を長くさせて、其綿帽子に、山たち花、同のし髪を加へて結そへ、中程を入、元結にて結び候也、同眉を剃り候、男女共に此分にて候、山橋、鬘斗髷の數、口傳に有、又支度之事、男子は長袴を着させ候、平人の、布の素襦袢にて候、長袴のは、つゆひも、組にて候、又素襦袢は、すしひの絲をふしかねに染て用候、又素襦袢は革にて仕候也云々、祝言の作法は小笠原禮式儀書に、首の蓋に櫛、はさみ、元結、水引、綿、鬘斗一、鬘七筋以上七種を据て出すべし、是は髮置の親の方より出す也、髷のはさみは、幼き者を玉女の方へ向はせ、髮置の親さしより扱むべし、男子をば、左右中のびんを三はさみづ、九はさみ、はさむべし、扱て綿を一

カミオ

カミカ

杖のべて、左より後へ長くかけ、其下に鬘斗一、鬘七筋、綿にとりそへ、根を取結て、男結に兩わなにして、扱其次を水引一筋にて女結にするなり、扱て式三獻の祝有之」とあり、以て一斑を知るべし、江戸時代には、幕府にては式後紅葉山の東照宮に詣づるを例とす、而して當時は男子に限り、白粉を施す式は既に廢れたれども、綿帽子を載り事は上下一般に行はれ、號して之を白髮と云ふ、其意蓋し小兒の生長を祝するなり、猶朝廷のは後水尾院當時年中行事に見え、此外千代鏡、貞丈雜記、嬉遊笑覽等に委しく見たり(古事類苑禮式部)

カミオキノオヤ 髮置祝 髮置の祝に白髮を被らすの役、又白髮の役とも云ふ、年の老若によらず、子孫繁昌して日出度き人を撰任す(千代鏡)

カミナラサ 神長 神主と同じ、たゞ長といふ字は假借よきより神長といふ、カミナラサを見よ

カミナラサノツカサ 神長官 神社の事を統領する官、その下に禰宜、大夫、權祝、禰祝、副祝等あり、長官以下を總て五官と稱す、諏訪社家文書纂の宮田渡の文書に、天正八年十二月二十六日秋山紀伊守奉之、神長官殿とあり(古史傳)

カミカタ 上方 江戸時代、京都並に其附近をば、遠國にていふ稱、諸國の人、京都を中心として上る故に此名起る、即ち上の方なり、勘定所にて上方筋と唱ふるは、山城、大和、河内、和泉、攝津の五畿内に、近江、丹波、播磨の三國を加へたる諸國をいふ、されど、關東上方、二つに分ちて取扱ふ時は、東海道の三河より西方及び中國、四國、西國を都て上方筋と稱へり(地方凡例録、徳川氏施政大意)

カミカタメツケ 上方目附 大阪目附(オホザカメツケ)を見よ、

カミカ

カミシ

カミガミアハセ 紙々合 扇の地紙の優劣を定むる遊戯、散木奇歌集雜部に、大駭にてかみかみ合と云ふことせせ給ひけるに、師のこひければよめる、君が世を神々いかに守らんしげきめゆひの歌にまかせてと見えたり、

カミクニ 神國 神國(シンコク)、及び神郡(シンケン)を見よ、

カミコ 紙衣 名醫紙製の衣服、厚きを白紙をつなぎて柿澁を塗り、日に乾かすこと數度、然る後、一夜露ぼしとなし、足に踏み、兩手にて揉み柔らげ、衣服に製す、寒氣を防ぐに最も適す(清原)古よりあり、源平盛衰記に、老尼の紙衣の上に濃き黒染の衣を着たりける云々と見えたり、中古以來京都清水坂の人を給に製し、清水紙子と云ふ、又紀伊根來近在にては柿澁を塗らずして之を製す、白紙子と云ふ、これ澁を用ひざるのみならず、凡て女の手を借らすしてなすものなればなりと云ふ、律宗の僧徒及び南都東大寺、二月堂修法の僧徒多く之を着すといふ、室町時代尙ほ之を用ひたりと見え、老人雜話に、長尾藤信、信玄を亡さん談合せんとて、紙子一つ、小脇差一腰にて、山越に越前の朝倉がもとへ行きし事を記せり、元祿中に至り、大に流行し、野郎遊女も着たりし由、滑稽雜談に見えたり、此の時代には嗜好にしてサラサ形を押し頗る美麗にして、今日に存するもの頗る高價なりと云ふ(和漢三才圖會、貞丈雜記、雍州府志、近代世事談)

カミシモ 上下 名醫衣服の上下の意、袍と裳、直垂、水干、素袍と、下の袴等をいひ、後世は肩衣と袴とを云ふ、江戸時代には、通常の禮服と爲す、明治の初年にも位階なき人之を着用せり、貞丈雜記に、上下といふ事、今は肩衣袴をいふ、古は、素襦

カミシ

長袴の事をいふ、古は常に素襦に小袴を着する間、素襦長袴のことを上下と云し也、上と下と同じ色、同じ紋にて上下一對なるを云也、上と下と、色も紋も違ひたるは素襦袴と云ふ也」といへり(清原)上下の名、上代より見えたり、古事記應神天皇の條に、爾其兄曰、若汝有得此親王子者、避上下衣服、量身高而釀醴酒、云々とあり、然れど上とは衣を、下とは袴のことをいへるなり、又續古事談に、清輔おとなしき人にて、あやくすの上下を着たるに」と見え、陽成院の上皇の時、西八條の舍人なる翁、淺黄の上下著たること、又三善清行五條堀川の家に、淺黄上下を着たる翁の來りしこと今昔物語に見え、又吉部祇訓抄に、車副著白兩面上下差平組袴、平禮垂、牛童著赤色上下、垂福同車副、など見えたるは狩禊などの類をいふ、鎌倉の頃上下といひしは、直垂のをば直垂上下といひたり、室町時代素襦袴といふ物出来てより其上下同じき物をさして上下といへり、其後専ら肩衣袴の上下なるを呼ぶ稱となる、倭訓栞に、上下は、義滿將軍(足利三代)の時、内野合戦正月元日に起る、殿中賀台の輩、素襦の袖と裾とを取りて事に従ふより起れりといへり、禮の重きに、長上下を用ふるも是也とぞ、或説には、細川頼之より始まるといへり云々とあり、江戸時代に至り、上と下との同じきと、同じからざるを問はず、肩衣袴をさして總て上といひ、剃へ、纏上下などいふ稱さへ出来たり、青標帯に江戸時代のを記して、長上下、諸座を用ふる事本式なり、當時は絹麻混文の類を用ふる事略儀なれば、殿中は櫛べき事也、文化八年御暇の大名、絹麻の上下を用ひられたるが、内々沙汰有らざる諸座に登る、都て色相の事は定なし、古は無地を本式とし、たまに小紋を用ひたる者也、

カミシ

六條八幡宮へ義橋公社参の圖
日本歳時記所載



繪の風屏間年長慶



(載所録世盛川徳)下上長



(上同)下上繼

カミゼ



(上同)下上席侍供

古への袴方は袴の腰板立狭くして、紐を腰につけて、付出して兩方へ引通したるが、今は切て別に付る也、又裾にくりを入途申徒行の時括り上る事本式なるが、今は袴より別に裾を出して括るなりといひ、又貞丈雜記に、今の麻上下の袴の腰にすてひだとして、あひ引の縫めの所にてひだを細くして、それきりにひだを取すて、又よせひだとして總のひだを真中へ細くよせて、襷を取る事古風にあらず、近年(正徳享保の頃歟)仕出したる事なり、古風は襷の幅縁へ同じ程づにまくばり、ひだをとる也、是を今はすくひだとしひだ杯と云ふ也云々」と見えたり、總て上下は鎌倉室町の頃より以後専ら用ひられ、歩行に便利なりしより出来きたるものにて、後世麻上下といふ一種の禮服は、素襖などより來りしものなり、長上下、半上下等の制あり、又芭蕉布、真附、襷、緞子、縞子の上下あり、芭蕉布は略服にて都て夏向に著用す、襷は近き頃婚禮に用ひたるが如く四季草に見えたり、真附は寛文の頃夜分寒氣を防ぐ爲め著したりと云へり、明治五年禮服を定められてより、是等の服皆廢せらる、肩衣(カマギヌ)麻上下(アサカミシ)麻上下(ツギカミシ)を參看、カミゼニ 紙錢 紙幣(シイ)を見よ、

カミリ

カミリギ

髮會木(髮削)

名義小兒髮置の後、髮の長するを削ぐ儀式、二に深曾木といふ、又剃るといふを忌みて、剃髮、垂髮とも稱す、儀式男子は五歳、女子は四歳に行ふを列となす、然れども三歳六歳、或は七八歳にて行ひし例なしとせず、時は又二月四月十一月に定むと雖も、三、六、八、九、十二の月に行ひしことも屢々見えたり、日は甲戌酉丑を吉とし、乙卯巳之に次ぐ、春は必ず午日を用ふ、其儀京都にては、當日幼童を葦盤の上に載せ、吉方に向て立たしめ、兩手には加茂御手洗川の石を握らせ、兩足にも、又同石をふましめ、而して髮親、髮を左右によくとき分け其末を切りそぐなり、此髮親とは、當日髮をそぐものをいふ、其兒の髮置式に従事せし人を此役に當つ、此の切捨たる髮は、四つの石と共に加茂川に流すといふ、これ身の罪穢を祓禊し、併せて髮のいや長からんことを祝ふの意なるべし、其式男女とも殆ど同じ、起原詳ならず、榮花物語に、後一條天皇の皇女皇子内親王十二歳にて、齋院皇子九歳にて髮をさせられし事みえたり、古くよりありし事明なり(貞丈雜記、古事類苑禮式部)

カミタイゴノミササキ

上醍醐陵 白河天皇の皇后藤原賢子、堀河天皇の准母藤原芳門院皇子内親王、鳥羽天皇の皇后令子内親王の御陵、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り(陵墓一覽)

カミタテ

髮立 髮置祝(カミキキイハヒ)を見よ、

カミタナ

神棚 名義神體、神符、神位等を安置し、是を奉養する爲めに設けたる棚、起原諸古事記に、御倉板舉之神の名見えたり、古事記傳には、御祖神の賜し重き御寶として、天照大御神の御倉に藏め、其棚上に安置し奉て、崇祭たまひし故の御名なるべし、

カミツ

るべし」と云へり、是れ棚の見えたる始めなり、之を庶民の屋内に設けしは、蓋し伊勢兩宮の神職社僧等が、私に其神符を天下に配付せし頃なるべし、而して神棚は一般に觸穢ある時には、まづ之が戸を閉ぢ、若しくは白紙を貼して之を掩ふ例とせり、起原諸比須大黒の神影を安置する惠比須棚、荒神即ち意神を祀る荒神棚等あり、又毎月正月曆家の所謂明の方に向ひて高く棚を架し、松竹をたて注連をひき記るを歳徳棚、又は兄弟方棚と稱するものあり、其他は多し(古事類苑神祇部)

カミツケウチ

上座郡 所産筑前國起原諸古へ朝倉の地にて、何時頃よりか、上下の二郡に分たる、延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、把伎(ハキ)王生(ニフ)廣瀬(ヒロセ)祚田、長瀬(ナカフチ)何東、三島の郷あり、郡名考、ツヤツツと訓み、以後之に仍る、明治二十九年夜須、下座と共に合併して朝倉郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カミツケウチ 上毛野氏 皇別、姓は朝臣、左右京に貫す、又公姓國造あり、崇神天皇の皇子豐城入彦より出づ、入彦東國を治し、其子八綱田、曾孫御諸別、四世孫荒田別並に將帥の器あり、御諸別王景行天皇の時東土を治め、上毛野國造となる、子孫各地に因て氏を命じ姓を賜ふもの多し、荒田別の子、竹葉瀬田道を生む、田道蝦夷を討じて戦死す、竹葉瀬は上毛野君等の祖となる、天武天皇十二年上毛君に朝臣の姓を賜ふ、此後聖武、孝謙、仁明、清和の時朝臣の姓を賜ふもの多し、光仁天皇の時、左京人上田邊史廣本等五十四人に上毛野公を賜ふ、一族に坂本朝臣、名取朝臣、陸奥公、嶽山公、中村公、賀美公、膳澤君等あり(書紀、類聚國史、姓氏錄)

カミツケノカタナ

上毛野形名 舒明天皇の九年三月將軍に拜して蝦夷を討たしむ、却て賊の爲めに敗られ、走りに疊に入る、遂に賊のために圍まる、時に軍衆離散し城中に在るもの極めて少し、形名爲す所を知らず、將に昏に乘じて逃れ走らんとす、形名の妻勇にして謀あり、即ち酒を置いて夫を勵し、且自ら劍を佩き婢妾數十人をして弓弦をならさしむ、既にして形名更に起て兵をとりて進む、賊軍衆尙ほ多きとして圍をとき去る、茲に於て兵士稽々集まり、遂に蝦夷を討つて大に之を破る(書紀)

カミツマノコホリ

上妻郡 所産筑後國起原諸古へ八女國と稱す、後ち分て上下陽昨郡に分つ、持統天皇四年九月に上陽昨郡始めて見えたり、和銅以後上妻下妻に改む、和名抄に、太田(オホタ)、三宅(ミケ)、葛野(カスノ)、桑原(クハハラ)、等の郷あり、天保郷張カフツマと訓む、明治二十九年三月下妻、生業の一部と共に合併して八女郡と爲る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カミナツキ

神無月 陰曆十月の和名、異名カミナカリ月、神去月、鏡祭月、時雨月、初霜月、陽月ともいふ、此外、孟冬、開冬、長月、大章、大月、小春、正陰月と書す、名義に就き諸説あり(一)義公隨筆、名物考は、十月は雷の鳴り止む月なれば、雷無月なりといひ(二)速水見聞私記は、應鐘の調を日本にては上無調といへり、應鐘は十月の律なれば、上無月といふ義なり、故に舊は上と書きしを後に神の字に書きしなるべし、又十は數の極にて上なきの稱故、上無月といふにやといひ(三)奥義抄は、此月は天下の諸神出雲國へ集り給ひ、他國には神なき故、

カミナリノチン

雷鳴陣 「カンナリノチン」を見よ、

カミナリノカミ

雷神 伊弉諾尊劍を抜て軻遇突智を切りし時生れし神、又伊弉册尊の體には雷の居せしこと古事記、書紀等に見えたり、即ち頭に居せし大雷、胸の火雷、腹の黒雷、陰上のを拆雷、左手の若雷、右手の土雷、左足の鳴雷、右足の伏雷と云へり、此外山城國乙訓郡、大和國宇智郡、和泉國大島郡、上野國那波郡に火雷神社あり、(古事記、書紀、延喜式)

カミナリノマツリ

神嘗祭 「カンナリノマツリ」を見よ、

カミノコホリ

神郡 「シンケン」を見よ、

カミノコホリ

賀美郡 所産武藏國起原諸延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、新田(ニヒタ)小島、曾能(ソノ)中村(ナカムラ)等の郷あり、後世新田郷の敷村上野國那波郡に併せらる、寛永中更に當國兒玉郡に入る、明治二十九年三月那

カミツ

カミツ カミナ

カミナ

カミナ カミナ

カミノ

カミノコホリ 賀美郡 所在 陸前國(管陸奥國) 陸前郡 大化二年國郡を定めし時此郡を置

カミノツカヒ 神使 名後諸神の使者の謂にて、多くは其神に縁故ある鳥獸魚の類を以て之に充つ、又ツカハシメとも稱す 起原太古の時、鳥獸を以て、使令の用に供せしこと見えたりとも、神使の稱なし、始めて見えたるは、景行天皇の時、日本武尊が鴨吹山の化神を以て、其神の使者ならんと宣へること記紀にあり、皇極天皇の時伊勢大神宮の時板蓋宮の鳩と爲るの兆とせり、神使を以て古内を示す者となすこと亦始めて此に見ゆ○神使は一神に一使あるは普通なれども、稀には一神にして數使あり、諏訪神が鸞狐等を以て使とし、日吉神が猿を第一、鹿を第二の使者となすが如し、又數神にて同種なるあり、鯉の丹波國鯉明神、江戸御島住吉社の如き、鳥の伊勢、熊野、日吉、住吉、三島、殿島の神の如きはなり(古事類苑神祇部)○又八幡の鳩、稻荷の狐等を神使となす、倭訓栞に、八幡の鳩は、はたとはとも普通じ、春日の鹿は鹿崎よりかせぎにのりて來りたまひし狀あり、稻荷の狐は御饗津神を三狐神と記せしにより、熊野の鳥は神武天皇八咫鳥の尊を得たまひ、熱川、筑北の鳥は仲哀天皇白鳥を愛し

カミノツカヒ

カミノツカヒ 神使 名後諸神の使者の謂にて、多くは其神に縁故ある鳥獸魚の類を以て之に充つ、又ツカハシメとも稱す 起原太古の時、鳥獸を以て、使令の用に供せしこと見えたりとも、神使の稱なし、始めて見えたるは、景行天皇の時、日本武尊が鴨吹山の化神を以て、其神の使者ならんと宣へること記紀にあり、皇極天皇の時伊勢大神宮の時板蓋宮の鳩と爲るの兆とせり、神使を以て古内を示す者となすこと亦始めて此に見ゆ○神使は一神に一使あるは普通なれども、稀には一神にして數使あり、諏訪神が鸞狐等を以て使とし、日吉神が猿を第一、鹿を第二の使者となすが如し、又數神にて同種なるあり、鯉の丹波國鯉明神、江戸御島住吉社の如き、鳥の伊勢、熊野、日吉、住吉、三島、殿島の神の如きはなり(古事類苑神祇部)○又八幡の鳩、稻荷の狐等を神使となす、倭訓栞に、八幡の鳩は、はたとはとも普通じ、春日の鹿は鹿崎よりかせぎにのりて來りたまひし狀あり、稻荷の狐は御饗津神を三狐神と記せしにより、熊野の鳥は神武天皇八咫鳥の尊を得たまひ、熱川、筑北の鳥は仲哀天皇白鳥を愛し

カミノツケ

カミノツケ 神託 「カンガカリ」を見よ、神封戸 神社に奉れる封戸、續紀持統天皇六年九月、白蛾を角鹿郡浦上の濱に獲たるの故に、封を符御神に増すこと二十戸の由見え、孝謙天皇天平勝寶七年三月八幡大神託宣して封千四百戸を朝廷に返し、たゞ常の神田を留めしむ、歴代事によりて屢々封戸を奉る、武家時代に至り主に神領と爲り封戸の事多く見え、シシヤツツ參看(大日本租稅志)

カミノヘヤ

カミノヘヤ 上部屋 江戸幕府、營中の政事を執る部屋にて、老中の局なり、若年寄の局は、下の部屋と稱す、

カミノヤツコ

カミノヤツコ 神奴 神社に屬する賤民、又神使とも云ふ、良民と婚するを得ず、神奴を掌る長官を神奴連と云ふ、史上に見えたるは、鹿島神宮を以て殊に多しとす、續紀天平勝寶二年八月の條に、攝津國住吉郡人神奴意支奈祝長月等五十三人に依羅物忌姓を賜ひし事見えしを始めて、天平寶字二年

カミノツケ

カミノツケ 神託 「カンガカリ」を見よ、神封戸 神社に奉れる封戸、續紀持統天皇六年九月、白蛾を角鹿郡浦上の濱に獲たるの故に、封を符御神に増すこと二十戸の由見え、孝謙天皇天平勝寶七年三月八幡大神託宣して封千四百戸を朝廷に返し、たゞ常の神田を留めしむ、歴代事によりて屢々封戸を奉る、武家時代に至り主に神領と爲り封戸の事多く見え、シシヤツツ參看(大日本租稅志)

カミノツケ

カミノツケ 神託 「カンガカリ」を見よ、神封戸 神社に奉れる封戸、續紀持統天皇六年九月、白蛾を角鹿郡浦上の濱に獲たるの故に、封を符御神に増すこと二十戸の由見え、孝謙天皇天平勝寶七年三月八幡大神託宣して封千四百戸を朝廷に返し、たゞ常の神田を留めしむ、歴代事によりて屢々封戸を奉る、武家時代に至り主に神領と爲り封戸の事多く見え、シシヤツツ參看(大日本租稅志)

カミノツケ

カミノツケ 神託 「カンガカリ」を見よ、神封戸 神社に奉れる封戸、續紀持統天皇六年九月、白蛾を角鹿郡浦上の濱に獲たるの故に、封を符御神に増すこと二十戸の由見え、孝謙天皇天平勝寶七年三月八幡大神託宣して封千四百戸を朝廷に返し、たゞ常の神田を留めしむ、歴代事によりて屢々封戸を奉る、武家時代に至り主に神領と爲り封戸の事多く見え、シシヤツツ參看(大日本租稅志)

カミノツケ

カミノツケ 神託 「カンガカリ」を見よ、神封戸 神社に奉れる封戸、續紀持統天皇六年九月、白蛾を角鹿郡浦上の濱に獲たるの故に、封を符御神に増すこと二十戸の由見え、孝謙天皇天平勝寶七年三月八幡大神託宣して封千四百戸を朝廷に返し、たゞ常の神田を留めしむ、歴代事によりて屢々封戸を奉る、武家時代に至り主に神領と爲り封戸の事多く見え、シシヤツツ參看(大日本租稅志)

カミノツケ

カミノツケ 神託 「カンガカリ」を見よ、神封戸 神社に奉れる封戸、續紀持統天皇六年九月、白蛾を角鹿郡浦上の濱に獲たるの故に、封を符御神に増すこと二十戸の由見え、孝謙天皇天平勝寶七年三月八幡大神託宣して封千四百戸を朝廷に返し、たゞ常の神田を留めしむ、歴代事によりて屢々封戸を奉る、武家時代に至り主に神領と爲り封戸の事多く見え、シシヤツツ參看(大日本租稅志)

カミノ

たまふ事、俱に紀に見えたり、松尾の龜は龜尾山の號に本づき、日吉の猿は月行事の社猿田彦大神なるに起れるなるべし、此外に愛宕の猿は赤戸氏の再興せしにより、三嶋の猿などの類擧て數へがたしと見えたり、今世に神の使と稱すべきもの、概略を示せば左の如し、

Table with 3 columns: 神使, 神, 使者. Entries include 八幡, 鳩, 鹿, 狐, 蛇, 鳥, etc.

カミノ

九月鹿島神奴二百八十八人を神戸となす、神護景雲元年四月鹿島神奴男八十八人、女七十五人を其となす(續紀、姓氏錄)

カミノヤマジャウ

カミノヤマジャウ 上山城 所在 羽前國南村山郡上の山町 起原詳ならず、初め筑前守源滿兼居住す、滿兼就せられ里見民部之に代る、其後民部子細ありて退城す、元和六年松平重忠四萬石に封ぜられて此に治し、寛永三年蒲生忠知代り、四年除封、土岐頼行就封す、元禄五年七月金森頼業來り治し、十年松平信通三萬石に封ぜられて代り來る、子孫相繼ぎて明治維新に至る(出羽國風土略記、武鑑、徳川加除封録、明治政覽)

カミノヨナナヨ

カミノヨナナヨ 神代七世 國常立尊、國狹植尊、豊斟淳尊、泥土煮尊、沙土瓊尊、大戸之道尊、大戸間邊尊、面垂尊、惶根尊、伊非諾尊の七代を云ふ、古事記に、上件自國之常立神以下、伊邪那美神以前、并稱神世七世(上二柱獨神各云一代、次雙十神各合二神云一代也)とあり、書紀亦同じ、

カミヒナ

カミヒナ 紙雛 「ヒナ」を見よ、

カミフネヤク

カミフネヤク 紙船役 江戸幕府の時、紙漉者より紙を漉く箱の數に應じて徴收したる稅(地方凡例錄)

カミムスビノカミ

カミムスビノカミ 神皇產靈神 高御產靈神に次ぎて、高天原に生れ給ひし神、古語拾遺に神皇產命となせり、高皇產靈神と共に、天地萬物の事を成生し給へり(古事記)

カミヤカミ

カミヤカミ 紙屋紙 名後紙の一種、紙屋にて製する紙、枕草子に、カウヤカミ、玉晴日記に、カウヤカミと云ふり又薄墨紙、木雲紙、漉反(還魂紙)繪旨紙、カイ紙、宿紙とも云ふ(又除目抄に、白紙とは神屋紙也)と見えたり(摩訶壇經抄に、カミヤカミと云

カミノ

は何なる紙にか、宿紙と書く、又紙屋共書也、又カイカミ共云にや、昔し大内の中の紙屋にて調せしかば紙屋紙と申也、紙屋川共云も、此紙漉る河なれば此名を得る也、然令神字を用ふる人あり、社頭近き故歟、二條攝政家三十八帖名寄にも紙字にて侍り、是を宿紙と書事は、昔此紙屋に結番して宿直せし故に宿紙と書也、則是なかみやがみと讀也、薄墨色の紙なるべし、當時漉反と云是也、公家の料紙也、繪旨などに用るが故に繪旨漉と云歟、自餘にも用ればこそ業平宿紙にて手を書けることあり、雍州府志に、藥禮院中の反故を再び漉く故に漉反と云ひ、其處を宿紙村と號じ、西洞院川なりしと云ふ、又水雲紙と號するは、反故を漉反す故に數遍墨汁を洗へども淡墨色を帯ぶる故に名づくこと云へり(起原)上代は紙屋紙と、宿紙とは別なりしが、中古に至りては、紙屋にて宿紙のみを造りし故に、宿紙を紙屋紙と稱するに至りしと云ふ、古く物に見えたるは、神龜五年四月二十四日の東大寺正倉院文書に、紙屋紙百張云云、江次第圓宗寺最勝會の條に、請藏人所宿紙書之云々と見えたり、

カミユヒ

カミユヒ 髮結 名後人々の頭髪を結ぶこととを業とする者、一錢職(イッセンシヨク)參看)ともいふ、髮結ふ所を髮結床と稱し、又浮世床ともいふ、髮結に男女の二種あり、女髮結は、チンナカミユヒの條を見よ(起原)古へ朝廷にては、おうちきの人と稱し、天皇の御髪を結ぶ者あれども、髮結なる職、民間にありたるか詳かならず、髮結職由緒書によれば、鎌倉時代、文中、北小路晴基の三男采女介なる者髮結なるものを始め、面體現はし難きを以て、住宅は雨落より張出し、長のうれん四尺二寸、縫下五寸、かみ障子三尺餘の寸法に定めて渡

世し、爾後子孫之を業とし(以上は信じ難し)七代の孫藤七郎に至り、元龜三年十月徳川家康の髪を結び、褒美金に、錢一錢、筭一對を受け、以後髪結び職分は一錢職と唱ふべき旨を傳へられ、慶長十八年徳川氏江戸入府の朝、藤七郎召されて一錢職を渡世とせし由見えたり(當時人家少きを以て高札場六箇所の側に設けて之を始むと云ふ)是れ江戸髮結の始まりとなすべし、寛永年間此職甚だ多くなりしを以て、十七年二月鑑札を下すことなれり、然れども其後人数多くなり、札なきものあまたなりしかば、明暦元年八月取調あり、萬治元年八月髮結株、一町に一箇づ、八百八株に定め、同二年正月振賣定めありし同時に、髮結にも札を渡し、一箇年に師匠は金二兩、弟子は金一兩宛、札錢と稱して税を徴收す、向行届かざるに因り、橋火消に從はしむ、享保二十年橋火消を免じ、番所へ出火の節取付くことなせしむ、明治維新に至り、洋風に習ひて散髪となる、武江年表後編、明治四年四月の條に、西洋風髮結床、此頃常盤橋門外、寛頭舖に西洋風髮結所の招牌を出す、太き棒の頭に、寶珠の形を彫り、右の棒へは朱、白藍色の左巻といふ塗分にして立る、これより諸方に之を擬して一般の形状となれりしと見えたり(浮世床、江戸繁昌記、世事談、嬉遊笑覽)

カム

カム 家務 武家の役名、一家の執事として家務を攝行する者、鎌倉管領兩上杉氏の臣長尾太田二氏に世々執事として、其職を襲ひしを以て一家の人々之を呼びて家務と稱したりき、鎌倉大草紙文明五年十一月二十四日の條に、扇ヶ谷の家務は太田左衛門入道道灌、山内の家務長尾左衛門入道(景信)死去の間云々と見えたり、

カム

カムアガリ 崩 天皇、皇族の崩御をいふ、古事記五瀬命崩去の條、書紀宇治若耶子崩去の條に崩の字を「カムアガリ」と云ふり、萬葉集日並知皇子命薨時長歌に、天原石門平開、神上、上座敷、とあり、古事記傳に、凡て人は死ねば、尊きも卑しきも、皆悉く底津根國(夜見國なり)に罷ることなるを、天皇を始め奉り、凡て尊むべき人をば、其を忌憚りて、反を云ふて、天に上り坐と云はる古言なり」といへり、

カム

カムイマケ 神今食 「ジンコンシキ」を見よ、

カム

カム井ン 監院 監寺に同じ、「カンジ」を見よ、

カム

カム井ンケ 閑院家 藤原師輔の第九子太政大臣公季より出づ、公季の家を閑院と號す、其族に三條、西園寺、徳大寺、滋野井、八條、阿野、姉小路、清水谷、藤本、今出川、小倉、正親町等の諸族あり、詳しくは各氏の條を見よ(尊卑分派)

カム

カム井ンノキンスエ 閑院公季 藤原公季(ワハラノキンスエ)を見よ、

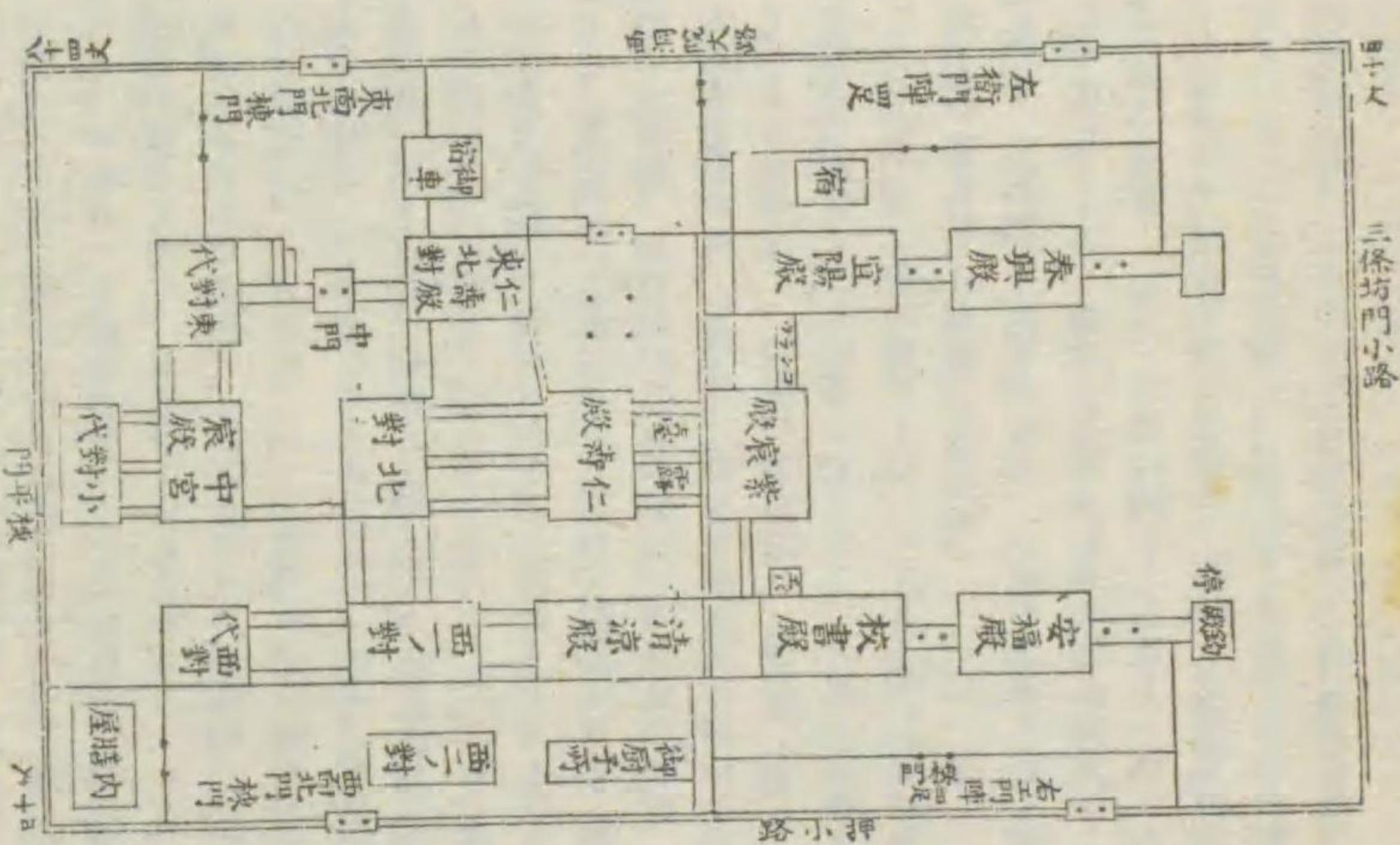
カン井

カン井ノキンナリ 閑院公成 藤原公成(フケハラノキンナリ)を見よ、

カン井ノサライジン 閑院左大臣 藤原冬嗣(フケハラノフニツケ)を見よ、

カン井

(平安通志所載)



カン井ノミヤ

閑院宮 四親王家の一、カン井ノミヤと訓む。古實たり、東山天皇より出づ、初め、當時の世親親王家は、伏見、有栖川、京極の三家に限り、其嫡流の外は、一切の皇子皆出家入道する制なりしが(藤原太子を除く)家宣將軍の時、新井白石の建議に基き、奏上して寶永七年八月天

カンエ

皇第三の皇子秀宮親王宣下の事あり、直仁親王と稱し、新たに親王家を立て、閑院宮と號す、爾來世々相繼ぎ現今に至り給ふ(折燒柴記、徳川實紀、親王系圖)

○直仁親王 典仁親王 美仁親王 孝仁親王 愛仁親王 戴仁親王

カンエウモン 含耀門 大内理八省院二十五門の一、含耀門とも書す、章徳門外の東門、又は朝集堂東北門ともいふ、東面の門にて東朝集堂の東北に在り、西面の章義門と相對す(拾芥抄、大内理圖考)

カンオン

漢音 名義支那北方(隋唐以前)の音を云ふ、孝行、京師、和尚と呼ぶが如し(起原) 聖德太子 孝仁親王 戴仁親王 美仁親王 孝仁親王 愛仁親王 戴仁親王

カンオ

カンガ

音正音考、本朝學原、安齋隨筆) カンオンタ 感恩多 名義唐樂平調十四曲中の一、新樂にて小曲也(原注)唐の李徳裕の作る所か、傳來詳ならず、賀宴禮記などに用ふるものにて、舞なし、村上天皇藤花の宴に、退出音聲に此曲を奏せしよし、教訓抄などに見えたり(禮樂志) カンガカリ 神憑 名義神の、人或は物に憑り、又は夢に託して以て吉凶を示し、意志を宣するをいふ、又神託、託宣、託神ともいふ、時には自ら形を現することあり、亦神託と稱す、蓋し一種の精神作用として、中には方便として、故意に作爲せることも多かりしが如し(起原)古より既にあり、之に據りて疑を決し事を慮したり、書紀神武天皇の條に、熊野村に到るや皇軍大に懼み、天照大神の神託ありて、吉野に着し給ひしことあるは史に見えたる始なるべし、崇神天皇の代疫病起り、人民多く死せしかば、天皇慈愍して神林に坐せし夜、大物主大神御夢に顯はれて託宣ありしこと古事記に見え、桓武天皇延暦二十三年二月託宣ありしこと、日本後紀にあり、一條天皇の時託宣ありしこと續古事談にあり、其他神託の史に見えたるもの實に夥しく擧ぐるに堪へず、其中には詐稱に出でしもの往々ありて、後一條天皇の時には之が制禁をたてられたり(古事類苑神祇部)、下りて江戸時代に至りても、迷信の隆盛と共に、各地方に於て此事ありき、

カンガ

カンガク

漢學 名義漢文學(廣義の)をいふ、舊くは單に學問と云へば漢學のことと云ふ、玉勝間に、世の中に學問と云ふは、からぶみまなびの事にて、皇國の古を學ぶをば、分て神學倭學國學など云ふなるは、例のから國をむれとして御國をかたばらになせる云様にて、いとくあるまじきこと

カンガ

カンガク

漢學所 舊新宮藩の學校 紀伊國新宮(起原)創立年代未詳、文化年間より漢學所といふ、維新の際藩主水野忠幹本校を擴張し育英堂と改む、廢藩の際廢止す(備地)敷地三百八十七坪、建坪百三十坪(日本教育史資料) カンカタウ 含嘉堂 大内理八省院十二堂の一、院の西方、延休堂の南四丈に在りて、北より

カンキ

せんといふたり、然れども實際に於ては常に我國の貿易を望む者多かりしかば、遂に密商となりて彼我貿易を通じたりき、印章(インシヤウ)の挿繪參看(異國往來略語、外蕃通書、眞文雜記、武家名目抄)

カンキ

勘氣 武家時代に、主人より告めらるるをいふ、又御氣色とも云ふ、吾妻鏡に、壽永三年二月一日庚申、蒲冠者範頼家御氣色、是去年冬爲征木曾上洛之時、於尾張國墨俣渡、依相爭先陣、與御家人等、開亂之故也、云々、元暦二年五月二十四日義經の歎狀に、義經無犯而蒙、咎、有功雖、無誤蒙、御勸氣之間、空沈、紅淚、云々と見えたり、此外吾妻鏡、著聞集、沙石集に多く見えたり、

カンキモ

含輝門 含輝門(カンキウモ)を見よ、

カンキヨクリウ

鑿極流 和田隆心が創めし銀術の流派、和田流ともいふ。此流の鑿古は常に木刀にて竹刀を用ひず、寶永の頃、備後福山に酒井六彌といふ者あり、此流を弘む、此流は四分六分に勝負を爲せば免許を出すといふ(擊劍叢談)

カンク

岸駒 「キシコマ」を見よ、

カンクワモン

感化門 大内裡八宮院二十五門の一、右廂門とも號す、古本拾芥抄及び有職抄は、感化門に、異本拾芥抄は成化門に作る、孰も非なり、東面の門にて宣政門の南に在り(大内裡圖考證)

カンケ

勘下 除目の時、申文を外記に下して當年給未給等を考へよ、仰せ付らるるを云ふ、禁按給抄に、孔雀間には外記まゐりて除目の折り、下し勘へらる、文を勘下なりと見え、除目申文内覽抄に、匡房抄云、親王巡給別巡給可入公卿當年給未給云々、然而於當年給未給下勘之、於親王巡給別巡給未給、可勘巡當不、由、執筆加、端書、下勘歟云々

カンケ

と見えたり(名目抄注釋、名目抄異本) **カンケイシヨ** 勘系所 平安京の初期に臨時に設けたる所なり、諸家の系譜を考ふる、とを掌る、後紀に、弘仁五年八月丁未、勘系所書手三人、准、勢叙階有、差、二等一階、と見えたるもの是なり、日本紀略に、弘仁十年四月庚戌、勘本系使中務卿萬多親王、中納言藤原朝臣結城等奏曰云々、伏願、舊記、判定詔書、許、之とある勘本系使は本所の長官ならん、新撰姓氏錄は本所にて撰出せるものなり、又續後紀承和十三年三月庚戌の條に、勘王世所とあるも同じく王の世代を勘へ、家譜を亂す所なるべし(原田清胤、姓氏は歴朝の重なる所なりしが、孝謙天皇の朝に、外蕃人の歸化已に久くして、姓を賜はらんと願ふものは、悉く聽せとありしかば、歸化人等は從來内地人と同じく待遇せられざるを憂ひたる事なれば、大抵皇胤神裔の姓氏と同じきを擬ひ請ひしを以て、異族同姓のもの、前後相仍り、源流明ならず、賤族も妄りに華貴に攀縁したりき、淳仁天皇の時に及びて、其争ひ益々甚しかりければ、詔して諸儒を集め撰氏族志所を置きて、氏族志を撰ばしむ、適々困難によりて之を中止す、桓武天皇の時に及び、始めて勘系所を設け、勘本系使以下書手等の吏員を置き、姓氏錄を作らしめたり、平城嵯峨兩天皇、桓武天皇の遺志を繼ぎ、弘仁六年に至りて姓氏錄成る、氏族の源始を明なりといへり(後紀、續後紀、紀略、姓氏錄、大日本通史)

カンケツ

閉月 古へ農家のひまなる月、即ち冬月をいふ、要月に對しての稱、賦役令に、其分番

カンケツ

文寛保以來の事なれども、萬葉集等によれば、既に花の枝を髪に挿したる、と見えたり、萬葉集に、やますみのまつる調と春へば、花挿頭持、秋くれば、もみぢかざせり云々とあり、嬉遊笑覽に、花簪の銀製を寛保元年停められ、其後象牙角龍甲等にて拵へたり、又寛延の頃より已前も花簪さしといへり、然るを寶曆の初よりはやりしなど云ふは、一度止て後の度を始と思へるなりといへり、簪は、享保の頃金銀の製作を禁じ、延享の頃花簪の停止ありしが、寛政の頃に至り、ピラ、の簪など流行して其業大に進歩せり、茲に於て幕府禁令を發して金製を止め、銀龍甲等の大道ならざるもののみを許せり、天保九年に至り亦金銀にて製作の程度を定む(歴世女裝考、我衣、嬉遊笑覽、徳川禁令考)

カンジ

勘事 勘當(カンダウ)を見よ、 **カンジ** 監寺 禪宗にて、寺院の事務を總領するもの、釋氏要覽に、會要云、監寺總領之稱、所以不稱、寺院主者、蓋推尊長老とあり、古は監院と稱す、院門の諸事を總領する故なり、故に院主とも院宰とも云ふ、又主首とも云ふ、主事の首席なる故なり、又權管とも云ふ、一寺の權柄を取りて事務を管領する故なり(禪林象器箋)

カンシウ

汴州 唐樂、平調二十九曲中の一、邊地の名に依て名付けしものなり、一名甘州鹽、又衍聖と稱す、新樂にて中大曲、詠あれど後世用ひず、四人舞、答舞林歌起(原田清胤)唐玄宗皇帝の製作なりと云ひ傳ふ、我國に傳來せしは、何頃なるか詳かならず、凡皇太子誕辰第七夜の御遊に奏す、と體源鈔に見ゆ、舞樂(アカク)の挿繪參看(禮樂志)

カンシウクワン

簡修館 舊狹山藩の學校 **カンシウクワン** 河内國丹南郡狹山(原田清胤)創立の年代詳か

カンコ

上役者、家有兼丁者要月、家賃單身者閉月と見えたり、 **カンコ** 神子 「カンナギ」を見よ、 **カンゴク** 監獄 牢屋(ラウヤ)を見よ、 **カンサキノコホリ** 神崎郡 所産 近江國 國史原田清胤、應神天皇四年二月の條に、始めて神前郡と見えたり、延喜式に神崎と改む、和名抄に、高屋(カキヤ)神崎(カムザキ)縣家、神主(カムメシ)垣見(カキミ)小社(コヤシロ)小幡(チバタ)等の郷あり、後世郡の東北境神崎郷の内清水郷の地愛智郡に入る、明治二十九年三月、郡の一部業枝見村をまた愛知郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カンサキノコホリ

神崎郡 所産 播磨國 國史原田清胤、應神天皇巡幸の時此郡に至り、御諸別命の子阿良都命に、針間別佐伯直の姓を賜ふこと、姓氏錄に見えたり、播磨風土記神前に作る、川邊(カハノ)陸山(カダヤ)的部(イクハベ)賀賀(カミ)黒田(クロダ)都麻(ツマ)法太(ハフタ)等の里あり、和名抄に、埴園(ハニナカ)陸山、川邊、的部、槻田(ツキタ)等の郷あり、戰國時代分て神東神西二郡となす、正保圖之に仍り、寛文中神崎に復し、元祿以後神東神西二郡に分つ、明治二十九年三月また合併して神崎郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カムサキノコホリ

神崎郡 所産 肥前國 國史原田清胤、風土記に、神崎郡郡政所里二十六驛一所寺一所と見えたり、和名抄に、蒲田(カマダ)三根(ミノ)神崎(カムサキ)宮所(ミヤドロ)等の郷あり、拾芥抄神崎に、正保元祿圖共に神崎となし、郡名考神崎とし、天保郷帳以後神崎に作る、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カンサク

監作 禪宗にて、修造局に隸して

カンサ

作頭を監するもの、蓋し力者の上首、又監作行者とも云ふ、和訓にて見部と云ふ、人力を差限する事を掌る(禪林象器箋) **カンサクアンジヤ** 監作行者 「カンサク」を見よ、 **カンサシ** 簪 名義 婦人頭髪の裝飾品、髮刺の義なり、古は冠挿の意より出でしならんか、古史傳に、頭挿の轉語にて、素盞鳴尊佐世の木の葉を、頭挿にして踊躍し給ふ時、刺せる佐世の木の葉墮し地を佐世といふといへり(拾遺書)古へ簪のありしこと、大安寺寶財帳に見えたるが、唯に冠を止むるの釘具なること、倭名抄に據り明なり、現今の簪は、古の釵子にて、紫式部日記に、うすものうはぎ、かどりのも、からきぬ、さいしきしてしるきもとゆひしたり」とあり、其他物語などに多く見えたり、江戸幕府享保の頃に至り、始めて之を婦女子の頭にさして一の裝飾品となせり、歴世女裝考に、寛永以來寛文の末まで、五十年ばかりの間の蕭板本の類の女繪どもには、首飾一品も見えず、延寶、天和、貞享、元祿此間三十四年、菱川師宣が繪本あまたあれど、遊女すら髪のかざりなし、櫛はさしたる事書にみえたりと繪にはみえず云々といひ、なほ、正徳六年板(享保元年)繪本園若草に、數多婦女の畫中かんざししたるもの四人見え、元文の頃流行したる由記せり、また、享保の頃まで、女の子供など花すいきなどの形したる簪をさしたるが、御厨所預故若狭守宗直若かりしより好事のものにて、耳櫛を其花のうへにつけて作らしめ、簪耳櫛を人に送るに、人々便利なりとて次第に作り、終に貴賤となく白銀にて作り弄ぶに至れりといへり、是れ享保三四年の事にて、また少女の専ら花簪をさしたるは、元

カンシ

文寛保以來の事なれども、萬葉集等によれば、既に花の枝を髪に挿したる、と見えたり、萬葉集に、やますみのまつる調と春へば、花挿頭持、秋くれば、もみぢかざせり云々とあり、嬉遊笑覽に、花簪の銀製を寛保元年停められ、其後象牙角龍甲等にて拵へたり、又寛延の頃より已前も花簪さしといへり、然るを寶曆の初よりはやりしなど云ふは、一度止て後の度を始と思へるなりといへり、簪は、享保の頃金銀の製作を禁じ、延享の頃花簪の停止ありしが、寛政の頃に至り、ピラ、の簪など流行して其業大に進歩せり、茲に於て幕府禁令を發して金製を止め、銀龍甲等の大道ならざるもののみを許せり、天保九年に至り亦金銀にて製作の程度を定む(歴世女裝考、我衣、嬉遊笑覽、徳川禁令考)

カンシ

ならず、嘉永の末北條氏義政校を中興し、簡修館と稱す、明治維新に至りて廢す(國史原田清胤)敷地坪數百六十八坪、建物坪數二十八坪(日本教育史資料) **カンシツ** 閑室 名義 肥前の人 事蹟 功に要といふ、世に古長老と稱す、肥前の人 事蹟 功にして京都の圓通寺に祝髮す、長じて命を以て足利學校第九世の座主となる、曾て徳川家康の寵遇を受け、寺社の事を總管す、紫衣を賜はりて南禪寺に昇り、家康の命により、諸書を刊刻す、關ヶ原の戰軍中に在り、功を以て京に地を賜りて圓光寺を建つ、曾て郷里に歸りし時、國王鶴島氏歸依し、爲めに三岳寺を建て、閑室を以て閑山となす、慶長十七年五月二十日駿府に卒す、年六十五(足利學校事蹟考) **カンジン** 鑑眞 名義 僧姓は淳子氏、淳子髡の後 國史原田清胤、唐國揚州江陽縣の人、年十四、大雲寺智滿に從て沙彌となり、大寶二年十二月、二弟祥彦智滿及び榮觀、普照等、并に徒屬八十餘人と來朝せんとす、五度風波の爲めに妨げらる、遂に天平勝寶六年正月、太宰府に著す、四月入京す、佛舍利三十粒、阿育王塔模範支提、止觀、玄義、文句、菩提子三斗、晋王右軍真行書一卷を獻す、聖武上皇菩薩戒を受く、天皇、皇太后、太子、公卿以下同じく受くるもの四百三十餘人、招提寺を創立す、本朝の戒法此時方に熾なり、天平寶字二年大和尚の號を賜ふ、七年五月六日示寂す、壽七十七(元亨釋書) **カンシヤウ** 勘上 除目の時、下勘の申文を外記勘へて返進するを云ふ(名目抄注釋) **カンシヤウ** 感狀 感書(カンシヨ)を見よ、 **カンシヤウシユイン** 感狀朱印 朱印を捺したる感狀、續撰清正記に、志岐の城落去の旨、委細秀吉公へ申上られければ、御感狀の御朱印二通

カンシ

まで下し給ふ云々」とあり、武家名目抄に、朱印は東山殿(義政)の時、大唐より調達したりしを、伊勢真宗の將軍家に奉りしかど、其比は文書に捺るゝことなかりしなり、其季世に及びて、文書に捺して其證とすること世に出来しより、頼て朱印と云ふが其文書の名とはなりたり」と云へり、

カンシヤウタウ

合章堂 大内裡八省院十二堂の一、院の東方、昌福堂の南四丈に在りて、第二の堂、長さ九間とす、朝堂の座者は大納言、中納言、参議等にて、北を以て上座と爲す(拾芥抄、大内裡圖考證)

カンシヤクシヤウ

岩酌城 肥前豊前國田川郡赤村添田村の間横濱(原)治中、筑紫氏の在任と稱す、承久の役、筑紫種國官軍に屬したるを以て、幕府より所領を没收せらる、同三年より大友氏城を置く、曆元年より天文十八年まで、大庭氏在城す、十九年より弘治永祿元龜を經る間、原田義實在城、天正の初年より十五年まで秋月種長の一黨熊井越中守在城、この年三月豊臣秀吉蒲生氏郷に命じて之を攻めしむ、四月一日に至りて遂に陷る、九州之がために風靡す(豊前國志)

カンシヨ

甘藷 薩摩芋(サツマイモ)を見よ、
カンシヨ 武門に於て、勳功ありたる者に與ふる賞状をいふ、感状、又は御感とも云ふ、後世は軍功にのみ用ふ、方式も初めは定ざりしが、後には略一定の式を備ふるに至る、概して「粉骨無二比類之段、神妙令三感悅、彌可三勳三忠節、事肝要也」の文言あり、料紙は、烏子杉原等を用ふ、吾妻鏡元暦元年十二月二十六日の條に、佐々木三郎盛綱、自馬渡備前國兒島、追伐左馬頭平盛朝臣事、今日以て御書、蒙御感之仰、其詞曰、自昔雖有波河

カンシノカンセ

水之數、未聞、以馬渡海濱之例、盛綱振舞番代勝事也云々」とあるは、始めなるべし、建久六年七月十六日の條に、被下御感御書云々」と見えたり、清正秀吉の感書に左の如くあり(武家名目抄) 因幡國鳥取之城爲可責崩着陣、爲見物遣候、尅、伏兵起候處、以半弓一敵を討退、其上太刀打之高名、殊以神妙之至也、因茲爲加増百石宛行之畢、彌於抽軍忠者、可加増者也、仍如件 天正九年六月二十九日 秀吉御判 加藤虎之助殿

カンシヨゼンセイ

甘藷先生 青木昆陽 (アチキヨウ)を見よ、

カンシヨノビヤウ

漢書屏風 内裡の調度にて、名ある屏風一種、其屏風に、漢書に載せたる政事などを書きたるを以て名づく(大内裡圖考證)

カンゼイラク

感城樂 名義樂曲の名、黃鐘調二十一曲中の一、新樂にて中曲、四人舞、答舞延喜樂(原)僧義操之を作る、或は唐の大常樂工馬順の作る所とも稱す、樂家録に、嵯峨天皇の御製とあるは再興させ給ひしなるべし、源氏重親王の始めて拜誦の時、用ふるよし、仁智要略に見えたり、傳來詳かならず、又八幡放生會に此舞を奏せり(禮樂志、舞樂圖說)

カンセキ

勘責 御勘責を蒙りて御叱責を受くるを云ふ、公卿以下等朝廷の公事に仕出せざる時、多くは此責に逢ふ、殿曆長治二年正月一日庚午西冠參、及乘燭、入自右衛門陣、於弓場殿著靴、此間頭辨來仰云、夜前追離上卿不參、仍加催、而各申三放障不參、件上達部可有勘責也、余(忠實)申云、大納言經實分國信申、右衛門督雅俊不參、右大辨同之、仍各勘責了と見えたり、此外日記に録に

カンタウノオビトリ

漢島帶取 舶來のカンタウ織物を、太刀の帶取とするを云ふ、筋あり

カンタウバコ

勘當箱 江戸時代傾城町へ通ふ肩輿をいふ、此乗物に乗て通ふ輩は途に勘當せらるゝといふ心にて斯くは云へり(俚言集覽)

カンダシヤウス井

神田上水 上水(ウツキ)を見よ、

カンタチ

神侍 上古伊勢神領に置き、神領に關する雜務を行ふ處、神領の義、皇太神宮儀式帳に、垂仁天皇の朝大神宮を遷坐せし時所在の國造等地方を寄せ神領とし、有爾島墓村に神侍を造り、雜神政所と爲し、役人を神侍司と云ひし事見えたり、孝德天皇の神侍神侍司中臣香積連須氣度會の山田に御厨を造り、神侍を改めて御厨と號す、然れども後世にも神侍存せし見え、吾妻鏡に、文治二年源賴朝安房國東條神侍に神馬を寄せし事見えたり(皇太神宮儀式帳、倭訓栞)

カンタチ

神館 神事深齋の時、神官參籠する所をいふ、又「カウチ」ともいふ、花鳥餘情に、神館は、たやすと、御祖との間に、おきみちといふ所にありしと見えたり、増鏡秋のみ山の條に、明くる日は祭あれば、かむたちの方うちつき花やかにおもしろし云々」とあるは賀茂の齋館をいふなり(神道名目類聚抄)

カンタチノツカサ

神侍司 神侍(カンマチ)を見よ、

カンタチメ

上達部 公卿を云ふ、又「カンマチ」とも云ふ、名目抄注に、關白以下三位以上云々公卿又云上達部、叙三位、所曰上階、仍謂上階達部事歟」とあり、倭訓栞に、上等部の義なりと

カンタ

カンセノカンタ

歴々見えたり、
カンセンラク 甘泉樂 賀殿(カテン)を見よ、
ガシリ 頑徐(顔序) 名義 高麗傳來の樂曲、壹越調三十四曲中の一、カンシヨともいふ、小曲にて中曲に中る、思原治備作者傳來共に詳かならず、大法會の道行に用ふる樂なり、舞なし、後絶(禮樂志)

ガンタイ

眼代 名義 武家の職名、代官をいふ、目代と同じく人の耳目に代る意なり、鎌倉時代、國司の代官を目代と稱せし故に、名稱の紛れん事を恐れ、武家にて代官を眼代と呼びしなり(思原) 吾妻鏡元暦元年三月十七日の條に、凡實平真心者、雖混傍輩之上、守眼代器、示付四國巨細、訖と見えしを始めとす、是れ將軍の眼代なり、其他追捕使守護地頭等に至るまで、代官を置きて眼代と稱したり、吾妻鏡文治元年四月二十六日の條に、關東以實平景時、被差定近國總追捕使之處、於是被兩人者、雖存廉直、所補置之眼代等、各有撰所行之由云々」と見えたり、爾來眼代を置くもの多く、室町時代の初めまで存せしが如し、鎌倉大紙紙永三十一一年十一月十一日の條に、奥州には眼代置置、御上りの由にて云々」と見えたり、其後武士にも目代(モクダイ)參看)と云ふ名稱出て來て眼代の稱絶えたり(武家名目抄)

カンタウ

勘當 律に據て罪を案するを云ふ、即ち其罪を勘へて輕重の法に當ること、後世の勘當と異なれり(別條參看) 承和八年三月一日春日神山之狩獵伐木を禁する太政官符に、今聞、狩獵之輩、竊竊場、採樵之人、伐損樹木(中略)若不遵制、官、猶有違犯者、量狀勘當、不得容隱こと見え、春記

カンダバシモン

神田橋門 名義 江戸城外郭門の一、神田へ出づる口に在るを以て名づく、初め大炊橋門といふ、治長慶長江戶圖に、神田口橋と記せり、寛永六年、神田橋門の造營ありて稻葉正勝之を管したりといふ、是れ其始めならん、寛永中までは、土井大炊頭に居屋敷を給はり、神田御門、及び矢倉を預けしむ、落穂集に、神田明神の社も御曲輪内なりしかば、今の地へ引せられ、社地の跡をば、土井大炊頭居屋敷に給はり、神田御門矢倉等も大炊頭へ御預けになされ、息遠江守代までも、水車の紋をうち張りあり、その頃は御門外の橋をも大炊橋と申しふれしとや、とみえ、殿居敷に、當所御門橋は、酒井左衛門尉預り、寛永年中までは大炊橋門と唱へ、其後神田橋と改め、當時一橋殿屋敷内なり、土井大炊頭利勝御老中勤仕の節の屋敷なり、依て大炊橋の名あり」と云へり(門衛職炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組、之に備へ、外様大名衆七萬石、或は國持の分家筋は三萬石以上限りの者勤番し、番士五人、羽織袴着用す、番所法令等は外櫻田門に同じ(御府内備考、殿居敷、江戸名所圖會)

カンダマツリ

神田祭 江戸神田明神の祭禮をいふ、江戸三大祭の一、九月十五日之を行ふ、山王祭に於ける大祭、山王祭と隔年互に相行ふ(〇)兵子の家々にては、九日より軒に提灯を掲げ、町々には神田明神と記せる大幡をたて、酒樽、蒸籠を積み重ね、様々の飾物をなし寄を招きて當日を待つ、又小供ある家にては、之を盛裝して行列に加へん爲め、一家の財を傾くあり、十四日は夜宮或はれりと稱して祭禮勢揃あり、當日に及べば、未明より鑼鼓吹笛の聲勇ましく、六十町の氏子之を引出す、三十六

カンタ

カンタウクワン

甘棠館 備前館(シウイウクワン)を見よ、

カンタ

カンダウ

勘當 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なれり(別項參看) 下學集に、勘當爲君父所遺之義云々」とみえたり(〇)勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不互相用候間、致勘當度旨、親誰申之、五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相同意に可認、勘當の儀、前々村方願承届相御下知済の上、帳外致來、駈落者と違ひ、帳外書替は不三相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は、別段可三開旨に付、帳外申渡、帳外の届奉行所へ差出せば、駈落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相伺たる處、其御附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可三申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々」とみえたり、

甘棠館 備前館(シウイウクワン)を見よ、

カンチ

番の花車は、木道節と共に引かれて、各町をねり廻り、都下の貴賤様数をかけて見物す、神幸の路順は、櫻馬場より始まり、御茶の水を経て湯島に出で、外神田より御曲輪内を通りて本町通りに出で、大傳馬、堀留、小網、小舟、瀬戸物、伊勢、本船、小田原の諸町より日本橋を渡り、京橋に出で各河岸を廻りて本社へ還御す、路傍の家々には、軒提灯を外して、竹の先に附し、神輿の前後に供奉す、當日は往來留にて狼狽を許さず、臨小路には橋を結び諸侯よりは長柄槍を出して街衛を警護す、其行装又美々しきものなりしと云ふ、又之を御用祭と稱し、幕府より費用の下付あり、當日城内の上覽所に於て、將軍行列上覽等のことありき(東都歳時記、江戸砂子、江戸年中行事)

カンタミヤウジン

神田明神

京市神田區宮下町○大神宮の神田に祀りし神を以て神田明神の名あり(祭典)大己貴命、平將門の靈、其初め柴崎村(其舊地神田橋御門内にあり)にありし頃、中古荒廢し、既に神燈絶えんとせしを、延文の頃遊行上人第二世眞教坊、東國遊化の如く、こゝに至り、將門の靈を合せて二座とし、社の傍に一字の草庵を結び、芝崎道場と號す、今の淺草日輪寺是なり、(一)話一言に、寛永日記を引て將門合祀は、寛永三年十二月より爲す、其後慶長八年當社を駿河臺に移され、元和二年、今の地に移さる、其舊號を用ひて神田大明神と稱す、祭祀は九月十五日に行ひ、江戸三大祭の一(カンタマツリ)と稱す、神職は、芝崎氏世襲す(社記、江戸砂子、江戸名所圖會)

カンチカラ

神税

名義神に初穂として奉る稻をいふ、初め悪税と稱し、初穂の稻を神垣に懸

カンチ

けて獻す、古今神學類編に、諸社共にある事にして、稻穂を莖ながら掛けて奉之、とみえたり、或は後に御饗神酒に炊醸する所もあり、職原抄大炊察法に、諸國御稻田と云は、神事供御備也とも、亦天子供御の領也とも、古來兩説也と云へり、倭姫世紀に、大歳神眞名嶋に化して、稻穂を嚼持て奉導する事あり、事不問鳥須良田作、皇大神奉物ヲ詔終、拔、穂御前掛給とあり、世紀には千税を、カンチカラと訓めり、神名祕書に、此稻の茂りたるを後に令抜て、皇太神御前懸久眞ヲ懸奉始と見えたり、懸久眞は、則懸供米の謂なり、藻籬草に、穂掛とあり、曰、田舎に穂をとり、初めに新き葉にすり、ぬかと云物を入れて、穂を組合せて門にも蔵戸にもかけて神にも奉るとて掛るをいふなりと云々、これ上古神祭の風を遺習する耳、とみえたり(豊後縣志仁天皇二十七年戊午秋七月、皇大神宮の御前に懸久眞を奉らせ給ひしを始めとす(古事類苑神祇部))

カンチヤウガシラ

勘定頭

武家時代の職名、室町時代諸大名等をおく、また勘定奉行とも稱す、故に勘定奉行ある家には、勘定頭はなし、頭ある家には奉行なし、里見義康分限帳に勘定頭、堀内庄左衛門と見えたり、武家名目抄に江戸幕府にては、三代將軍の頃までまた此稱を用ひ、後勘定奉行と改めたり、カンチヤウガシラと稱す、

カンチヤウカタ

勘定方

江戸幕府の各局に於て、財務に與かるものを云ふ、勝手方に同じ、カウツカカを見よ、

カンチヤウギンミヤク

勘定吟味役

江戸幕府の職名、勘定奉行の副にして大抵に列す、四人あり、二人は訟獄の裁判を掌り、評定所式日立合に列す、二人は代官所の租税以下、金銀出納

カンチヤウフキヤウ

勘定奉行

凡例録、舊幕府治要略、凡例録、舊幕府治要略、勘定奉行、江戸幕府の職名、町奉行寺社奉行と共に並び稱せられて三奉行といふ、初め勘定頭とも稱せり、諸國代官を統領し、收税、備後、金穀出納、及び幕府所領の人民の訴訟を判する事を掌る、(私領たりとも、關八州人民の訴訟、領主の斷決に及び難きは、添書添使を以て差出すなり)老中の支配にして、芙蓉問詰、高三千石、役金三百兩、從五位下に叙せらる、御勘定吟味役、御勘定組頭(御殿詰、下勘定所詰)評定所留役組頭、評定所留役、御勘定御切米手形改、御藏奉行、御金奉行、御油漆奉行、御林奉行、川船極印改、總御代官評定所留守居、金座、朱座、繩竹殘奉行、錢奉行等を管轄す(勘定組頭、十二人(役高三百五十俵、役祿百石、機火問詰)勘定衆、百七十人(文化中二百人以上に及ぶ、役高百五十俵、機火問詰)多くは世襲、又小普請の筆算ある者より採用す)支配勘定、七十人、見習若干人其下に隷屬す(勘定時代には別に勘定奉行を置かず、公事奉行人の内にて年貢の結解勘定を掌り、勘定の奉行人と稱せり、吾妻鏡建久四年十月二十一日の條に、諸御領乃眞、結解勘定事、奉行人等、於私宅、遂其節之由、有風聞之間甚云々と見えたり、又元久元年三月藤原親能、西國の乃眞勘定を掌りし後、西國の事は、六波羅探題を置きし後は奉行人之を掌り、室町幕府の時亦之を置かず、中頃より諸大名家にて常に勘定奉行と云ふを補して國用を辨せり、是れ職名となりしともなり、甲陽軍鑑信玄代總人數の條に、勘定奉行青沼助兵衛云々と見え、由其家傳記にも御勘定奉行と見えたり、慶長八年大久保長安を所務奉行とし、租賦會計の事を管せしむ、是れ江戸幕府勘定奉行の濫觴なり、十四年

カンチ

カンチ

カンチ

公文等を勘檢する事を掌る、専ら用度を勘ふる職なるが故に、經濟の才ある者これに補す、或は遠國へ派出することあり、奉行の意見たりとも、非理と認めれば同意せず、又奉行以下に非違あれば直に老中に開陳する權を有す、高五百石、役料三百俵、布衣之に補し、中ノ問詰と爲す(吟味方改役、十一人、吟味方役に屬す、百五十俵高、役祿十人扶持を給す、同改役並、百俵高、役祿七人扶持、執、機火問詰とす(勘定頭)天和二年始めて任ぜられ、元祿十二年之を廢す、正徳二年復此職を置き、享保中六人之に任す(明良帶録、徳川禁令考、官制沿革略史)

カンチヤウチヤウ

勘定帳

江戸時代米穀金銀の出納を記載すべき帳簿をいふ、堅一尺四寸、横七寸五分、綴目外七分、紙厚程村袋綴、但し綴目に、老中方調印あるに因り、平字綴綴切付綴にして綴目高からざる様になれり、本帳は地方御勘定帳、御金藏御勘定帳の二種あり、前者は租税に關するもの、後者は他の金銀出納に關するものなり(一)地方御勘定帳は、租税米金の出納皆清後決算するの帳簿にして、假令事故ありて調査を延伸するも、三ヶ年を超ゆることを得ず、地方御勘定帳は勘定所へ進達し主任勘定(役名)の證書對照、其他の検査を経たる後、勘定奉行の面前に於て、勘定吟味役、勘定組頭侍座代官出席し、勘定合せなる式を舉行す、勘定合には單に總計のみを以てし、勘定吏員算盤を執り、代官員數を讀上げ、收支差引の計算を爲す、勘定合せ終了の後、勘定奉行吟味役組頭連署捺印し、代官へ宛て奥書を以て證明し、尙老中連署を以て奥書證明し、代官へ下附せらる(二)御金藏御勘定帳は、勘定合せの如き手續を経ず、檢了の後、勘定奉行吟味役組頭の奥書證明迄にて下附せられ、老中の奥書を要せず(地方

カムツカサ

主神

太宰府の官人、太宰府管内九國三島の諸祭祀を掌る、文武天皇大寶元年制定して一人を置き、官位相當正七位下、延喜式以後存廢詳かならず(令義解、延喜式)

カムツケノコホリ

上毛郡

豊前國(豊前)上代御木と稱す、景行天皇十二年西征の時、賊耳垂此地にて誅せらる、後分て上毛郡あり、二郡となす、續紀天平十二年九月の條に上毛郡あり、筑後風土記に上膳縣とあり、和名抄に、カムツミケと訓し、山田(ヤマダ)炊江、多布(タフ)、上身等の郷あり、郡名考以後カフゲと訓めり、明治に至り、舊に復してカムツケとよむ、明治二十九年三月筑後郡と合して筑上郡と爲る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カムツミチノコホリ

上道郡

前國(豊前)應神天皇の時、御友別の中子仲彦を此地に封す、即ち上道臣の祖なり、和名抄に、宇治

カムツ

カント

(カチ) 幡多(ハタ) 可知(カチ) 上道(カムツミチ) 財田、居部、日下(クサカ) 那紀(ナキ) 寄田等の郷あり、後世郡の東境居部、日下、那紀、寄田四郷の地を割て上東郡となす、文祿中の小早川文書に、上東郡見えたり、正保圖之に仍り、寛文中復舊の時廢して上道郡に併す、以後之に仍る、現今シヤウタウと訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カニテフ

間諜 忍の者、又はマハシ者、陰に敵情を探ぐる者なり、間諜を伺候する意といふ、「シノビ」モノ(武家名目抄)

カニテン

問田 年貢を納めず、諸役を務めず、近世の見捨地の如き田をいふ、また餘田といふ、公田に對しての詞、吾妻鏡文治五年十月、出羽國留守所に宛てし御教書に、當國檢注之間、可被(倒)所地頭問田之由事、尤爲聞食、於(出)羽陸奥者、依(爲)夷之地、度々新制にも除訖、偏守(古)風、更無(新)儀、然者件問田等、何被(停)廢、有(公)田之外問田者、如(年)來にて、不可(有)相違之旨、依(錄)倉殿仰(執)達如(件)とあり(田制篇)

カニテギ

簡天儀 天文を窺ふ器械、徳川吉宗將軍深く心を天文曆學に潜め、天經或問、西洋曆經、算學全書、算法統宗の諸書を研究し、是迄御納戸にありし窺天の器は、巧を盡し、玩物にて實用に備へがたきより、自ら工夫し且つ書經の璇璣玉衡の章を參考し、自ら真工に命じて運天儀を造らしむ、其高さ八尺、中に入りて天を仰ぎ望むに、日月星辰の分度定に見るべし、後延享元年又其製を變じ、繁を省き簡に就て一器を作る、即ち簡天儀なり(徳川實紀)

カムトノコホリ

神門郡 所出(出雲國) 起原沿革 古(神)戸に作る、書紀推古天皇二十五年

カムドノツルギ

六月の條に、神戶郡とあり、後ち神門と改む、天平五年の風土記に神門郡とあり、郷名に、朝山(アサヤマ) 置(チキ) 鹽治(エムヤ) 八野(ヤヌ) 高岸(タカガシ) 古志(コシ) 滑狭(ナメサ) 多伎(タキ) 餘戸、狹結驛、多伎驛、神戶里等あり、和名抄に、置を日置、滑狭を南佐に作り、伊秩の一郷を加へたり、明治二十九年三月出雲國樞紐の二郡と共に合して鏡川郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カントモ

神部 神祇官の役員、神事を掌る、文武天皇大寶の制三十人を定め置く、延喜式に至りて亦同じ(令義解、延喜式)

カンナガラ

惟神(隨神) 神道(シンドウ) を見よ、

カンナギ

巫 名義 神樂の舞姫、巫とは神和の義、即ち神慮を和ぐる意、韻會に、巫祝也、女能事(形) 以(舞) 降(神) 也と見えたり、また八乙女、神樂乙女ともいふ、湯立をまつむるを湯立と稱す、又所によりて是を(一) 殿、(二) かん(神子) 又、(三) 幾、(四) ミヨともいふ(起原沿革 古にみえたるは、書紀皇極天皇二年二月の條に、是月風雷水雨行(冬令、國內巫祝等、折取枝葉、懸(挂) 木綿、伺(候) 大臣渡(橋) 之時、爭陳(神) 語入(徵) 之、其巫甚多、不可(悉) 悉(悉) ことあるを始めとす、高倉天皇治承三年三月十八日、後白河上皇平清盛の安藝殿島亭に幸せられし時、小巫舞樂觀覽に供したることあり、江戸鹿子山王大権現の條にも、巫女三人みえ、神社により之をおきたるあり

カムナ

(古事類苑神祇部) 〇また縣巫(アカタミコ) 大原巫(オホハラミコ) 口寄(クチヨセ) 等あり、皆巫の類なり、各條を參看せよ、

カムナホヒ

神直日 直會(ナホラヒ) を見よ、

カンナメノマツリ

神嘗祭 「カンニヘノマツリ」を見よ、

カンナリノチン

雷鳴陣 名義 朝廷に於ける臨時の儀式、古(夏) 期雷鳴の時、大尊三度以上に及べば、大將以下近衛の次將等、弓箭を帶し、御殿の孫庇に候して、御門を守護し、將監以下は、皆簀笠を著て、紫宸殿の前庭に候ふ、是を雷鳴陣といふ、雷鳴益々盛なる時、陣を分ちて後殿に遣はして外衛し、督佐殿上に候し陣中に侍す、雷鳴止まば此陣を解く(起原 醍醐天皇の時清涼殿に落雷して寛死の人ありしかば、其例によりて、かゝる儀式起れりといふ(西宮抄、公事根源)

カンナリノツボ

雷鳴壺 大内裡の襲芳舎を云ふ、雷鳴の時天皇此舎に逃げ給ふ殿なる故に名づく、拾芥抄に、襲芳舎西三、雷鳴壺花舎北或五間四面、とあり、(シノハサシヤ) 參看、

カンニヘノマツリ

神嘗祭 名義 天皇新穀を以て作れる御酒と神饌を伊勢大神宮に奉らせ給ふ祭、大神宮三時祭(六月十二月の月次祭、及び神嘗祭を三時祭と云ふ) の一、カムニヘ(或は、カムニヘ) ともいふ、後世之を「カムナメ」又は「カムナベ」と稱するは「カムニヘ」の轉訛なり、明治時代に至り毎年十月十七日に行ふ、恒例となる(儀式) 例幣を發遣せらる、時は、天皇大極殿の後房、即ち小安殿にて御拜あり、若し事故あれば、神祇官或は紫宸殿に於てせられしが、大極殿廢絶の後には、専ら神祇官を用ひらる、

カンニ

凡例幣使には諸王を以て之に充て、中臣忌部之に從ふ、其發遣の日には、天皇祭服を著し、御幣を拜し給ふ、少納言勅を奉じて、忌部を御前に授け、忌部先づ豐受大神宮の幣を執り、之を後執に授け、更に進みて皇大神宮の幣を執り、次に少納言使王に傳勅して宣命を授け、使等此日神祇官より發向し、二十日に至りて復命す、若し例幣發遣の日、事故ありて出御なき時は、南殿の南庇に於て御拜あり、又幼帝の時多くは攝政代りて之を行ふ例なり、祭日には前月晦日、齋王は尾野海に臨みて御禱あり、神官等は度會河に臨みて大祓を修す、九月十日離宮院にて祭に從事する神官等を卜定し、十六日先づ豐受宮を祭る、其儀前日朝夕の御饌、及び黑白二酒を供し、祭日更に拔穂の稻を供し、懸税の稻を内外の玉垣に懸く、拔穂の稻とは神職の自ら穂を抜きたるものにして、懸税の稻とは、神郡神戸より獻れるものなり、此日齋王木綿笠を著け太玉串を執りて拜禮あり、其後忌部幣帛を捧げ、中臣宣命を讀み、宮司恒例の祝詞を讀み、次に幣帛を寶殿に納め、使以下退出、直會殿にて大直會を賜はり、朝使及び神宮等倭舞を奏し、祿を賜ふ、十七日、皇大神宮を祭る、其儀豐受宮に同じ(起原沿革 文武天皇大寶の制、季秋に神嘗祭あるは史に見えたる始めなるべし、元正天皇養老五年九月十一日天皇内安殿に御し使を遣はして幣帛を奉らしめ給ふ、爾後常に十一日を恒例とし、幣帛使を發遣せらる、故に又稱して例幣といふ、鳥羽天皇の代、例幣發遣の日、親臨の禮既に絶えたりしを以て、崇徳天皇保延元年、藤原政光等上奏して、親臨の舊制に従はんことを請ひたりしかど、遂に用ひられず、壽永の大亂を経て、諸國の幣料制の如くならず、此後朝綱の廢弛と共に、祭祀の禮典も、亦舊

カンヌ

制の如くならず、時に或は用度なきが爲めに、例日に幣帛を發遣するを得ざりし、と云ふありき、後土御門天皇末年の頃に至りては、全く廢絶に歸せしが、後光明天皇正保四年勅して、之を再興せられ、孝明天皇治元年、荷前の調絹、及び幣馬を奉獻することを再興せられたり、凡例幣使は中世より王氏及び中臣忌部に卜部を加へて之を四姓の使と稱せしが、後世は王氏忌部並に其人なきを以て、他姓の人を以て其代となしたり、明治四年より古例の如く九月十七日に行ひ、同時に賢所の便殿に於て神宮造拜の式を行ひ給ふ、二十二年より十月十七日に定め、神嘉殿の南廂にて御遙拜式を行はせられ、畢りて賢所の御親祭あり、以て現今に至る(官報、法令全書、古事類苑神祇部)

カンヌシ

神主

名義 神に奉仕するもの、東雅に、神事を主するの義なりといひ、祝詞考に、其神に親く仕奉る人也といひ、神道名目類聚抄に、一社の上首なり、勅許の職なりといへり、凡て神主の名は、福宜、祝をも併稱し、或は汎く神職をも總稱せり(起原沿革 古事記崇神天皇の條に、以(意) 富(多) 泥(古) 命(爲) 神主(云々) と見えしを始めとす、續紀聖武天皇天平十九年四月の條に、大神主從六位上大神朝臣伊可保見え、紀伊國名所圖會に、天野神社に總神主あること見えたり、類聚國史延暦十七年正月の條に、神長の名見え、大同二年改めて神主とす、年期六年なり(神主は福宜祝等の總稱とする時あるも、之を區別せば、福宜は祝の上にて、神主は福宜の上なり、即ち神主は宮司の命を受けて福宜に令す、又舊制神主福宜祝は八位以上及び六十以上の人を用ふ、そは此三職は八位及び六十五以上の人と同じく課役を免ぜられ、六十以上六十四以下の人は半輪なれば、此

カンヌナカハミミノスメラミコト

神

等の人を用ふる時は、官に於て費す時少き故なり、女福宜を用ふるも同じ、其職掌は三職共に新年、月次、新嘗等には其社より使として神祇官に到り官幣を受けて其社に獻する等なり(神主を補するは太政官符を發し、式部省神祇官國司に下し、既に途に上れば糧食及び馬を給し、又秩限あり、解由を附すること大概國司に同じ、又春日權宮の社司、及び香取神社の神主は、氏ノ上の選舉する所とす(裏に違ふ時は、官吏の如く解任する例なれども、闕を補はずして復任するを例とす(罪を犯す時は、國司職科決するを聽さず、多くは赦を科し、或は解任すると雖も、重きは或は流罪死刑に處することあり(古事類苑神祇部)

カンヌオノソ

甘御衣

當代裝束抄及び倭訓栞に、太上天皇の著し給ふ小直衣をいふといへり、建禮門院に、東照宮十七箇條と申物に有之、歴々々相尋候得共、分明に難相知候、御甘下襲裏御袴と仁平二年山槐記に有之候得共、是又難相知候、或人の説に、甘御衣、クツロキノチンツと訓するよし、韓非子に人主甘服於玉堂之中、と有之候を證據とせられ候よし候へ共、韓非子の甘服と申は、甘は食にかかり候事よし申人も有之候と見えたり、

カンヌマ

雁間

江戸幕府江戸城中表座敷居間の名、襖に海田雅の繪を畫くを以て名づく、高家衆及び詰衆等登城の節詰所となす、又同所の御櫓は、大阪城番、駿府城代の詰所となす、江戸城(エドジヤウ) の挿繪參看柳營秘鑑、武家格例式(今左に、天保六年度の雁間詰の諸家を示す、

カンバ

若狭小濱酒井 陸奥白川阿部 上野高崎松平
 常陸笠岡牧野 丹波津山青山 出羽山形秋元
 下總関宿久世 美濃八幡青山 越前大野土井
 駿河田中本多 攝津高槻永井 丹後田邊牧野
 上野安中板倉 上野大久保 陸奥福島板倉 美濃岩村松平
 美作勝山三浦 常陸下館石川 三河刈谷土井
 上總佐貫阿部 信濃小諸牧野 遠江相良田沼
 以下の諸家は、元雁語話なり、

山城淀 稻葉 備後福山阿部 常陸土浦土屋
 下總古河土井 下野赤松 戸田 丹後宮津松平
 三河吉田松平 遠江濱松水野 陸奥棚倉井上
 遠江懸川大田 備前中松山板倉 越前鯖江間部
 美濃加納水野 信濃高遠内藤 美濃加納水野
 丹波加山 朽木 伊勢長島増山 武蔵岩槻大岡
 上總磯牧水野

カンバウ

看坊 寺院の留守居をいふ、然れど強て留守居に限らず、只尋常の後見者ないふ、察の時は看察と云ふ(摩添達漢抄)

カンハタ

綺 名義本邦固有の錦、鞆錦に似て、鞆錦より薄く、且つ其幅狭し、又加賀波多とも、加利波多とも、爾之岐とも云ふ(源朝野群)始め詳かならず、其制太古より傳へ來る所の者ならん、大明命の子天香山命の子孫世々能く綺を織る、因て姓を綺連と賜ふ、景行天皇五十三年天皇伊勢の綺宮に居ることあり、綺宮と稱するは、蓋し其地綺を織出すを以ての故なるべし、後世眞田織と稱するは幅廣からず、男子の帯とす、又眞田紐と稱するは帯に用ふる者より一層狭し、並に蘭糸及び木綿糸を以て之を織るは細條ありて上古の綺に似たり、是れ恐らくは綺の異製ならん(工藝志料)

カムハ

カムハトリ

神服部 伊勢神宮にて神衣を織るもの、三河國赤引の糸にて和妙の御衣を織るなり(公事根源)

看板 江戸時代、陸尺、仲間などの著するわたり仕着をいふ、今いふ法被の類、草履取、傘持等は看板に五所の紋を染め出し、色は黒又は紺なり、其丈け長く、裾は前より取りて脇にて帯



(用着版看仲間)

に挟み、袂の端を後に顔はさず、之を巻端折といふ、本式なり、通常冬は木綿袷(綿入りもあり)夏は單なり、陸尺も紋付の看板を着すれども、乘輿にあらずる人の陸尺は、紋付看板を着するを得ず、寛政五年



(用着版看尺陸)

正月加藤作内より、陪臣駕籠看板の事につき伺ひし答に、陪臣駕籠のもの、看板目印付候儀御定め無之に付難及、挨拶候とみえたり(俚言集覽徳川盛世録、的例問答)

カムハラノコホリ

蒲原郡 所産越後國

ガニヒ

ガニヒ

雁皮 名義紙の一種、ガニヒの轉なり、花を以て製する故に名づく、或は紙斐の轉なりと雖も誤なり、花は早く拾遺集物名の歌、及び枕草子の草花の段に見えて、藤花に似て淡紫色なるを以て俗に藤皮と云ふ(源朝野群)始め詳かならず、宗長手記統秋の文書に、御約束雁皮之紙、上給候、雖も不始予今儀候、御芳志之至謹靈紙而候、とあれば永正頃已に多ありしこと明なり(文藝類纂)

カンブク

款伏 法律語、又伏辨ともいふ、令義解に、謂款誠也、服罪輸誠之書、是爲款伏、即伏辨亦同也とあり、意狀(タイシヤウ)を見よ、

カンブン

漢文 我國支那文を傳へしは、應神天皇十五年なれども、國人の漢文を作りしは、推古天皇の朝に成れる、伊豫道後の碑文、及び十七靈法とす、共に厩戸皇子の作なりと傳ふ、其文また幼稚を免れず、この後屢々支那に往來し、又支那人の歸化するもの多く、文章漸く進む、文武天皇の世に律令、元正天皇の世に日本書紀の撰修あり、嵯峨淳和天皇の頃、文章輩出し、僧空海、都真香、菅原道真等最も著はる、皆家集あり、又經國集の撰あり、皆今日に存す、村上天皇以後稍々衰へたれども、猶正續本朝文粹、朝野群載等に載する所の文、巧妙の者少からず、江帥大江匡房尤も著はる、源平の争亂を経て鎌倉幕府起るに及びて觀るべきの文少し、僅に禪僧の宋元往來して其學を傳へたるのみ、幕府の末

カンベ

業に至り宋の道隆寧一山等の名僧歸化するありて文運又振ひ、南北朝室町時代を通じて語録文集の見るべきもの多し、即ち大應國師明極の如き、義堂の如き、絶海の如き最も絶好と稱せらる、江戸幕府の時に至り、林道春父子博學高才を以て文章一世を風靡し、漸く四六文の風習を脱せり、蓋し我國の漢文は六朝の文を尙びしが、茲に至り韓柳の文を貴び文體大に變ぜり、然れども和習を免れず、获生徂徠の起るに及びて、明の李攀龍王世貞等の文に依り、古文辭を修め和習を去る、茲に於て一世を風靡して一時の師法する所となる、然れども古文に換する、之を務め、諷解に陥りしを以て、大に後人の議する所となる、寛政年間栗山、古賀精里等の輩出で、之を矯正し、文體大に整へり(古事類苑文學部)

カンベ

神戶 名義租調庸を其社司に納むる神社領の民戸、又神田を耕す民、延喜式によれば、毎月丁男五六人を以て率となし、衛士仕丁事力に點せざりしが、其後には普通の例に従ひ、正丁四人中男一人を點じ、米を以て代へしが如し、封丁は社殿の修造及び其他の雜事に役し、租調は祭祀料及び社司の俸祿等に用ひたり、神戶には神戶司、神戶預等ありて之を管し、神祇官其名稱を掌る(肥前藩誌)崇神天皇七年神戶を定めたるを始めとす、垂仁天皇二十七年之を更定し、平城天皇の朝に至りては、全國の神戶凡七千有餘に及び、源朝神祇を尊崇して諸社の神領を加へたり、されど守護地頭等恣に神領を奪ひ、神人を使ひしかば、北條氏足利氏に至りては守護不入の地となす、又社司の社領賣買を禁ず、江戸時代は社の領地に券狀を附し、將軍の捺印をなす、これを御朱印といふ、神領(シニヤウ)參看(古事類苑神祇部)

カンベジヤウ

神戸城 伊勢國河曲郡(今河津)神戸町(源朝野群)平宗盛五世の孫神戸下總守天文中始めて築く所、其子友盛、永祿二年繼ぎ、尋で織田信孝に女を配し、城主と爲す、天正八年信孝城郭を修築し、五重の天主を設く、其後阿波豊後等の四國を領するに及び、小島治部少輔を當城主と爲す、十年信孝信雄と隙あり、信雄の臣林與五郎攻めて之を取り、神戸與五郎と稱す、天正十二年信雄、豊臣秀吉と隙を生ずるや、與五郎尾張清洲に奔る、信雄生駒一政を城主と爲す、尋で瀧川一益之に居す、慶長五年一柳直盛に賜はりて城主とす、寛永十一年石川總長に賜ふて二萬石を領す、享保十七年本多忠統に賜ふ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(五鈴遺響、明治政覽)

カンベノジンジャ

神部神社 所産駿河國靜岡市宮ヶ崎町字腰機山(靜岡總社の攝社、神明神なるべしと駿河國式社略記にいへり、現今國幣小社に列す)祭神大己貴尊(延喜式に見えたり)其後の沿革詳かならず、明治二十八年五月國幣小社に列す、祭日三月三日(官國幣社一覽)

カンホギ

神祝(神賀、神壽) 天皇の御代を祝ぎ賀ふ目出度詞といふ義にて、神代の古事によりて祝ぐ詞なる故に「カム」と尊稱したるなり、書紀には「カンホサギ」といふ(祝詞式講義)祝詞式に、出雲國造神賀詞あり、元正紀に、出雲國造外正七位上出雲臣吳安、齋奏神賀事、神祇大副中臣朝臣人足、以三其詞、奏聞といふ是也、孝謙紀に出雲國造奏神賀賀事とも見ゆ、又光仁紀に、大中臣朝臣奏神壽詞、とあるも同意なり、

カンボチア

東埔塞(漢甫塞) 古の眞臘國なり、又占臘と稱し、其國自ら甘智智と稱す、又敢

カンボ

カンボ

カンボ

カンボ

浦只、又甘波牙とも稱す、西語「カムホイヤ」又「カムホチア」といふ(源朝野群)暹羅國の東南に在り、本邦の西南海陸千六百里を隔つ、北緯十度三十分、東西百二十一度十二分(沿革纂要)はもと扶南の屬國にして、王姓刹利、名は實多斯那、始めて扶南を併せて之を有す、宋宣和の初我が鳥羽天皇保安の頃封せられて王と爲る、慶元中(後鳥羽天皇建久の頃)國人大學して占城を伐ち、之を破りて眞臘人を立て占城主と爲す(是時國を占臘と改むといふ)故に當時占城亦屬國と爲る、是印度東方の王國にして、安江河に近く、自立の國王ありて其地を治むと雖も、近世より暹羅國に屬し、三たび其命令を受く、清康熙五十六年(我享保二年)廣南人に攻められて又之に臣服せりといふ(源朝野群)慶長六年始めて我國に入貢す、八年正月徳川家康書と物とを送りて返禮す、同四月上書し、獅角八箇、鹿皮三百、孔雀一箇を獻す、十一月復書及び物を賜ふ、十年四月、暹羅鳥銃二門、明角藥筒二口、帶心筒二箇、孔雀尾四屏、蜂臘五十斤を進貢す、十一年九月、家康金屏風五雙を賜ひ奇楠香を求む、其後彼我の往復あり、享保十二年七月貢船長崎に入り、六佛幡花信牌願の書翰一通、並に土産二十品を進貢し、久しく中絶せる交賀を請ふ、依て信牌一枚を與へ、交易を許さずして其貢物を卻く、其後亦來貢すれども未だ交易を許さず(采覽異言増譯、外蕃通書)

勘本系使 勘本系所(カンボ)を見よ、

勘本系所 勘本系所(カンボ)を見よ、

欠米 江戸時代租税米の不足を補ふ豫備米を云ふ、租税米を遠國より廻送する時航海中

カムミ

腐化米、又は淨手米(清米を云ふ)等の爲めに減減を生じ、納入の節不足を告ぐるより、豫備として、一俵に五升或は三升宛の割合にて、租税米の外に積み來りて、不足を償ふなり、缺米は納所に於て、俵入検査を経て、全く餘りしものは納買者に返付す、後ち定法を立て、本米一石に、缺米三升宛の割合に納めしむることとなり(地方凡例録、喜喜縣治要略)

カムミゾノマツリ

神宮の祭、神服部等潔斎して、三河國の赤引の絲を以て、和妙の神衣を織り、麻織の連等麻を織りて、荒妙の御衣を織りて皇大神宮及び荒祭宮に奉る祭なるが故にかく名づく、毎年四月九月の十四日に之を行ふ(關式)神衣は、服部氏麻織氏各自潔斎して、祭月の一日より織始め、十四日に至て祭を行ふ、宮司、禰宜、内人等神服織女八人、神麻織織女八人を率ゐ、明衣を著り、各玉串を執り、御衣の後に陣列して、本宮に參入し、宮司宣命を奏して、東寶殿に奉納す、跪て座に就き、再段再拜あり、荒祭宮に供ふる又大神宮に同じ、猶詳しきこと皇大神宮年中行事を見るべし(關式)太古天照大神石室に隱坐に及で、長白羽神は麻を織る、天日鷲神津作見神は穀木綿を織る、天羽槍神は文布を織り、人面等の祖天棚機織神は桑葉を織る、蠶糸を織りて大神の神衣を織りて供進せしめ給ひしに起因す、垂仁天皇の御代神宮を建給ふ時、八尋機屋を宇治に建て、天棚機織神の孫八千々姫命をして神衣を織しむ、孝德天皇御代、神衣を奉る事を留め、天武天皇の御代更に神服麻織の兩機殿を建て神衣を奉り、文武天皇大寶元年その制を定む、後及で幣帛の使を止め、専ら神宮司をして祭を行はしむ、高倉天皇嘉慶二年勅して機殿政印の字樣を上らしむ、初め神服麻織神衣を織るの儀久

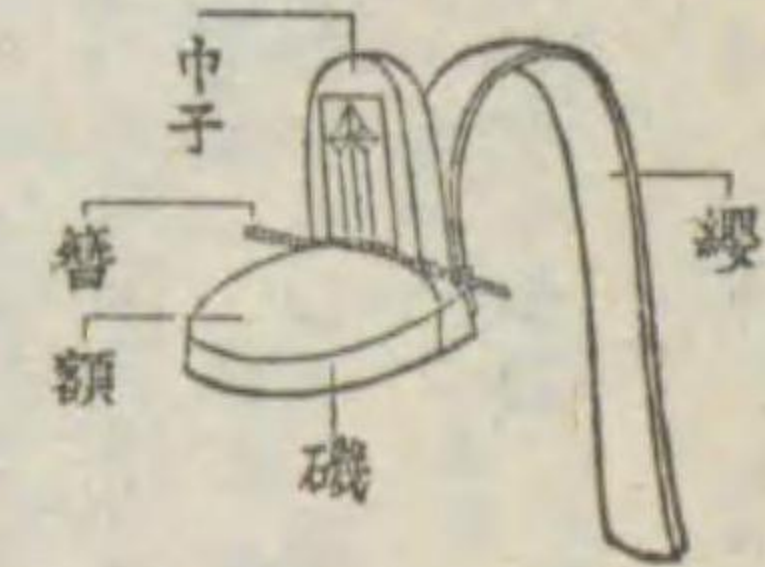
カムム

く絶えたるを再興し、その政印を作る事を請奏せるに因る、應仁大亂以後祭式廢絶す、元祿十二年之を再興す(書紀、令義解、古語拾遺、儀式帳、延喜式、神御衣祭沙汰文、神祇志料)

カムムリ

冠 名義頭に被る物を云ふ、被る音便「カフ」リと云ふを正しかるべし、又「カウ」リ「カウ」リ「カウ」リとも云ふ、束帯衣冠の時に用ふ(關式)古事記伊弉諾大神祓除の條に、於て「カウ」リ成神名能昨之字斯能神」とあれば冠の由来久しといふべし、されど後世の制とは甚だ異にて、玉を緒に貫きつられて飾装とし給へる事、神代御誓約の條に見え、又眞折葛を髪とし給ふ事石屋戸の條に見え、かゝる物の頭の飾とする類を冠といひたるが如し、絹布の類を以て頭を包める冠の體は、何頃より始まりしか詳かならざれども、今遺存したる土輪と禁部抄とによれば、崇神天皇以前に始まれば、之に依て考ふれば、今の冠の系統は、天武天皇の朝に始まる漆紗冠にして、漆紗冠は證冠より出で、證冠は位冠以前の冠にして、上古の冠に准ひて製作したるものなるべし、然れば今の冠は其系統中外國製の加はらざるにはあらざれども、後には其系統絶え果て純然たる本邦の製作となれり、推古天皇十一年冠位を定め、孝德天皇大化三年に七色十三階の冠を制し、證冠あり、黒絹を以て作り、其冠の背に漆羅を張り、縁は銅を以て其高下を異にし、形狀蟬に似たり、翌年四月亦改制し推古制定の古冠を罷む、五年二月冠十九階を制す(「キカイ」參看)天智天皇三年二月二十六階の冠を制し、天武天皇十一年三月位冠の制を廢し、十四年正月より上下一色の漆紗冠を著くることとなり、別に位記を賜はる事となれり、文武天皇大寶元年漆冠を定め、位階により

カムム



て、羅、綬の別を立て、又武官の冠に始めて綾(「オイカ」參看)を用ふ、其他禮冠等の制定ありて、後世の冠制一に起因するに至れり、而して當時までは剛き絹を以て袋の如く縫ひ縁をとりたるを被りしが、此時より次第に堅くなり、髪を包みて簪をさし、同じ絹の幅狭きにて髪を冠の上より結び、其餘りたる分を後へ垂れて置きたり、これ後世の櫛(「エイ」參看)の起りなり、元正天皇養老の年に至て大寶の令を増減し、親王諸王諸臣の禮服には禮冠、又朝服には親王一品以下諸臣の五位以上には白羅頭巾、諸臣の六位以下には白羅頭巾、武官の禮服は白羅冠、白綾朝服には白羅頭巾、六位以下には白綾頭巾白綾を著る事に制定せらる、令集解に、頭巾は今世之冠是也、綾頭巾無文冠也」とあり、眞履延喜の時に至り禮冠等の式を詳しく定められたり、鳥羽天皇の朝以來被披にして漆を塗り堅め、羅絹を張りて美觀ならしむ、其製作實に精巧を極めたり、故に頭に引入がたく頂上に載置く故に冠とどめ、掛緒等出來し、これより冠は薄額、透額、半額、厚額の別起れり(關式)玉冠、證冠、漆紗冠、日形冠、禮服冠、武禮冠、三山冠、空頂、黒頂、金巾子冠、秘錦冠、錦冠、布冠、平巾冠、紙冠、繩纒冠、諫閑冠等あり(〇)冠は、位によりて其色と紋とを異にし、五位以上は有紋、六位以下は無紋とす、其色の區別は冠位(クワンキ)の條を見るべし(關式)挿圖にて知るべし、巾子は、髪を容るるためなり、簪は、髪にさし通して冠を止むるためなり、後には只飾に用ふ、額は又甲ともいふ、此

カムム

に透のあるを透額と云ふ、玆月に透したるを半透額とも半額とも云ふ、磯は冠の縁なり、此の縁高を厚額、低を薄額と云ふ、纒は燕尾とも云ふ、是に垂纒、卷纒、柏夾、細纒、繩纒の種類あり、委しきこと各條に述べたり、就て見るべし(書紀、倭名抄、裝束溫故抄、三光院内府記、西三條裝束抄、裝束圖式、貞丈雜記、歴世服飾考)

カムムリオトシ

冠落 鶴首作(ウクワヅク)を見よ、

カムムリナホシ

冠直衣 直衣に冠を着けたる装を云ふ、烏帽子直衣に對して云ふ(西三條裝束抄)

カムモン

勘文 「カムモン」と讀むを故實とす、「カムモン」の條を見よ、

カムモンキヨキ

看聞御記 卷四本四十三卷(關式)應永十三年より寶徳四年まで四十七年間の御日記、此内應永十四年より二十年迄、同三十三、三十四年、正長元年、永享十一年、嘉吉二年より文安三年迄、寶徳三年缺けたり、又看聞日記と云ひ、後崇光院の御日記なる故に後崇光院御記とも稱す(看聞御記)

カンヤ

神八井耳命 神武天皇の皇子、綏靖天皇の同母兄、母は媛踏躰五十鈴媛皇后(關式)庶兄手研耳命禍心を抱き、二弟を害せんと、太子(綏靖天皇)將に射殺さんとす、時に手研耳命、地室に臥すに會す、太子其戸を開き、神八井耳命をして射殺さしむ、命手足戰慄して矢を放つ能はず、太子より弓矢を奪ひ、之を射殺す、茲に於て命慚服して太子に向つて曰く、吾れ兄なれども備弱爲す能はず、汝元惡を誅す、宜しく、天位に上り皇祖の業を承くべし、吾れ當に汝の補佐

カムム

となり神祇を奉せんと、是れ多臣の始祖なり、綏靖天皇の四年四月葬す、畝傍山の北に葬る(書紀)

カンヤカミ

紙屋紙 「カムヤカミ」を見よ、

カンヤドリ

神宿 胃の眉の上、八幡座を云ふ、「カブト」の條の名所神止を見よ、

カムヤマトイハレヒコノスメラミコト

神日本磐余彦天皇 神武天皇の御名、「ジンムテンツカ」を見よ、

カムヤラヒ

神透 神代に行はれたる追放の刑名、古事記神代の卷に、爾伊弉諾大神、太怒詔然者、汝(素戔嗚尊)不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也」とあり、

カムラノコホリ

甘樂郡 所置上野國(關式)初め甘長に作る、元明紀に見ゆ、後ち甘樂に改む、續紀天平神護元年十一月の條に、甘樂郡あり、和名抄に、貫前(マキノサ)酒甘、丹生(ニブ)那非、端下、宗伎、端上、有只、那射、額部(マカベ)新屋(ニヒヤ)小野(チ)披鉢等の郷あり、正保圖甘樂に作り、元祿圖以後甘樂に復す、明治十一年南北甘樂兩郡に分つ、明治二十九年三月南甘樂郡藤野多胡の二郡と共に多野郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カムリ

冠 「カムリ」を見よ、

ガシリウ

巖流 佐々木巖流が創めたる劍術の流派、巖流といふべきを、略して巖流といふ、西國に此流多し(〇)此流に、一心一刀といふことあり、是は大太刀を真向におがみ打する様に構へて、除々と進み、敵の鼻先を目付にして、矢庭に平地まで打込むなり、打なりにかみ居て、上より打つ所をかつき上げて勝つなり(擊劍叢書)

カムリ

の臺にも用ふ、江戸時代小堀遠江守政一始めて之を造る、貞丈雜記に、冠帽は小堀遠江守政一始めて造り出し、後水尾院へ獻上せられたる、院又御物すきを加へられ、こゝかし御添削有りて造らせられしとぞ、右の冠帽は、木は唐桑にて、書棚の様にし、上に狛犬あり、四方の端には唐糸のふき下り美事なる物なり云々、又或書に禁裏常の御殿に劍璽の間とて一間あり、これに劍璽の櫛と云ふものを置き、其の上には劍璽を置かると、この櫛を俗に冠帽と云ふは、あやまり也云々」とあり、

カムリツケ

冠附 俳諧の上の一句を出して下の二句を加へしむるを云ふ、一に笠附と云ふ、左下に二三を示す、又上の一句を三種出して、各隨意に之を撰びて下の二句を加へしむるものも云ふ、其附句の佳なる者には各賞を與ふ、元祿の末寶永の初年頃より始まり、後ち三笠附盛になり、博奕に類するを以て禁せらる、猶詳しきこと三笠附(ミカサツキ)を見よ(本朝世事談、獨語、我衣)

カンリンカクシ

翰林學士 文章博士の唐名「モンシヤウハカセ」を見よ、

カンリンクワン

翰林館 舊喜連川藩の學校(關式)下野國鹽谷郡喜連川(關式)初翰林館と稱し、後ち廣運館と改む、此藩慶長以來境内の校制未だ定まらず、醫師僧侶等文學あるものをして、教育の任にあてたりしが、弘化中藩主喜連川熙氏始めて儒學を尊崇し、學校を起し、學術を誘導せり、明治維新に際し廢す(關式)構内坪數八百十坪(日本教育史資料)

カンリ

カンリモン 合利門 大内親實院十九門の一、延英堂北廊廂門、大内親實院に、廣前按、諸圖作、開明門、者非也、當作合利門、古本拾芥抄首書曰、開明門外門也、如八省舍、開明門、又曰、陽祿門外門也、同、開明門、又曰、開明門、延明門南廂門、と見えたり可成とあり、

カンロサイ 寒路齋 戸田茂暉(トダモスキ)を見よ、

カンロジウチ 甘露寺氏 姓は藤原、其先は冬嗣の六子良門の子高藤より出づ、四代の孫爲輔、始めて甘露寺氏を稱す、爲輔權中納言正三位となり、寛和二年薨す、子孫相繼ぎて、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(知譜拙記、華族譜、系譜)

- 良門 高藤 定方 朝頼 爲輔 宣孝
- 隆光 隆方 爲房 爲隆 光房 経房
- 定経 資経 爲経 経長 隆長 藤長
- 兼長 房長 親長 元長 伊長 経元
- 経遠 豊長 時長 嗣長 冬長 方長
- 輔長 尙長 規長 篤長 國長 愛長
- 勝長 義長

カンロジチカナガ 甘露寺親長 名義

法名蓮空 藏人頭左大辨房長の子 藤原藏人頭左大辨參議に歴任して、享徳二年十月權中納言に任じ、隆興出羽按察使を兼ね、後、權大納言に至る、嘉吉三年九月賊の宮闕を犯せし時、親長上坐に侍し、劍を取りて之を防ぐ、然れども事急にして警衛の用意なきを以て難を裏辻亭に避く、應仁の變勅修寺石山

カンワ

寺に遇れ避け、遂に鞍馬に假寓す、文明二年災に罹りて、祖先の古記吉續紀歌集等を焼失す、是より先藏書に富みしが、兵亂の爲めに掠奪せられ、遺る所の殘帙亦盡く、同年二月歸京筆を取りて日記を書き、後、住吉高野山等を巡遊して至る處和歌を詠じ自ら慰む、延徳四年八月出家し、九年八月薨す、年七十七 七續圖親長記(野史)

カンワウセイシヨ 勘王世所 「カンケイ」シヨを見よ、

カメ井 龜居 叙位除目の時、辨官の職に座するを云ふ、新任辨官秘抄に、賦龜居之儀左右足をにかして兩足の中に居、居定て掛なりとあり、年山打開に、親長朝日記、明應六年三月二十六日宣風朝返書、龜居簡居丈六居、龜居は膝を突て居る、簡居は膝を突候はてつくばひたる居候候歟と覺候、今案丈六居は、座像の佛にたとへたる名目なるべし云々と見たり、

カメ井ウチ 龜井氏(石見津和野) 神饒速日命より出づ、命河内國に天降し、大倭國に住し、飛鳥大神の女登美御炊屋姫命を娶り美甘連命を生む、神武天皇東遷の時神寶を獻じて仕へ、申食國政大夫とし、内物部を率ゐて宮門を護る、子孫世に大和十市郡種積の地に居す、因て種積臣の姓を負ふ、六世神等を齊祀す、其子建忍山宿禰の少女弟橘姫、日本武尊の東征に從て上總海に入て歿す、種積押山臣繼體天皇の時任那國を鎮す、孫忍足臣推古天皇八年新羅征討將軍となる、孫百足臣壬申亂に大友天皇に仕へ大倭に死す、其孫濃美麗紀伊國牟婁郡に移り熊玉神福宜となり、十一世出羽大掾重實初め熊野神戶の年預となり、同國海部郡藤白莊を掌り、鈴木庄司と號

カメシノコホリ 神石郡(龜石) 所在 備後國(龜石郡)に作る、書紀天武天皇二年三月の條に見えたり、後、神石に改む、桓武天皇二十四年十一月の官符に見えたり、和名抄に、神石(カメシ)高市(マカチ)三坂(ミサカ)等の郷あり、正保圖上石に作り、郡名考にシツセキと訓めり、天保圖以後カメシと訓めり、後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カメダジャウ 龜田城 所在 羽後國由利郡龜田町○又赤穂津高館城ともいふ 起原 詳かならず、應仁中赤穂津孫九郎此に住し、子孫世襲して慶長年間に至りしが、慶長五年最上氏之を奪ひ、臣備岡氏をして暫く守らしむ、尋て本莊に移る、元和九年岩城吉隆當城に入り、子孫相傳へて明治二年に至り遂に廢す(由利郡地誌)

カメタボウサイ 龜田鵬齋 名義 名は長興、字は漢龍、初名圖南、字は心淵、通稱文左衛門、善身堂、鵬齋の號あり 事蹟 江戸の人、井上金峨に學び、同門山本北山と親み共に文柄を乘らんことを誓ふ、竟に一家の言を起し、徂徠南郭が徒の説を排撃す、之が爲め江戸の文風一變せり、文政九年三月九日歿す、年七十三(或は云七十五) 鵬齋 性豪邁、常に世儒を蔑視す、學問博洽、歐蘇の文を唱導す、終生仕へず、詩酒に放浪し、晩年書を好み技大に達す、又畫

カメ井

カメ井トゼニ 龜井戸錢 名義 江戸時代

カメ井トゼニ 龜井戸錢 名義 江戸時代

カメ井道載 名義 名は魯、字は道載、南漢と號す 事蹟 龜田の子 事蹟 前の人、世々醫を業とす、少にして儒學を肥後の僧元皓に受け、また京師に遊びて吉益爲則に就き醫學を學ぶ、居ること五六日にして、其醫説の偏僻なるを疑ひ、一再詰問する所ありしも、爲則道載の年少を易どりて、與に對を置かず、道載心に之を惡み、遂に辭し去り、大阪に如きて永富獨庵庵を師として、研鑽すること年あり、業成りて儒醫を以て名聲あり、後、擢てられて藩校なる黼英館の教授となる、幾干もなくして之を免す、文化十一年歿す、年七十二、道載人となり豪放、平生の行爲磊落不羈なること多く、忌憚する所なし、然れども學問博洽にして醫術精熟、詩文を以て著る 事蹟 南漢問答、左傳講義、肥後物語、半夜物語、南漢集等(皇國名醫傳、續近世叢書)

カメシ

カメシ カメダ

カメシノコホリ 神石郡(龜石) 所在 備後國(龜石郡)に作る、書紀天武天皇二年三月の條に見えたり、後、神石に改む、桓武天皇二十四年十一月の官符に見えたり、和名抄に、神石(カメシ)高市(マカチ)三坂(ミサカ)等の郷あり、正保圖上石に作り、郡名考にシツセキと訓めり、天保圖以後カメシと訓めり、後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カメノ

カメノ カメヤ

カメヤマコバン 龜山小判 丹波國龜山にて鑄造の金貨の一、二種あり、一は重三匁八分、縦一寸七分、横一寸六分弱、形ち圓めを帯び、表の上に桐の紋、中央に壹兩、下に龜山の文字あり、一は模造のものにて重二匁五分(金銀圖誌)

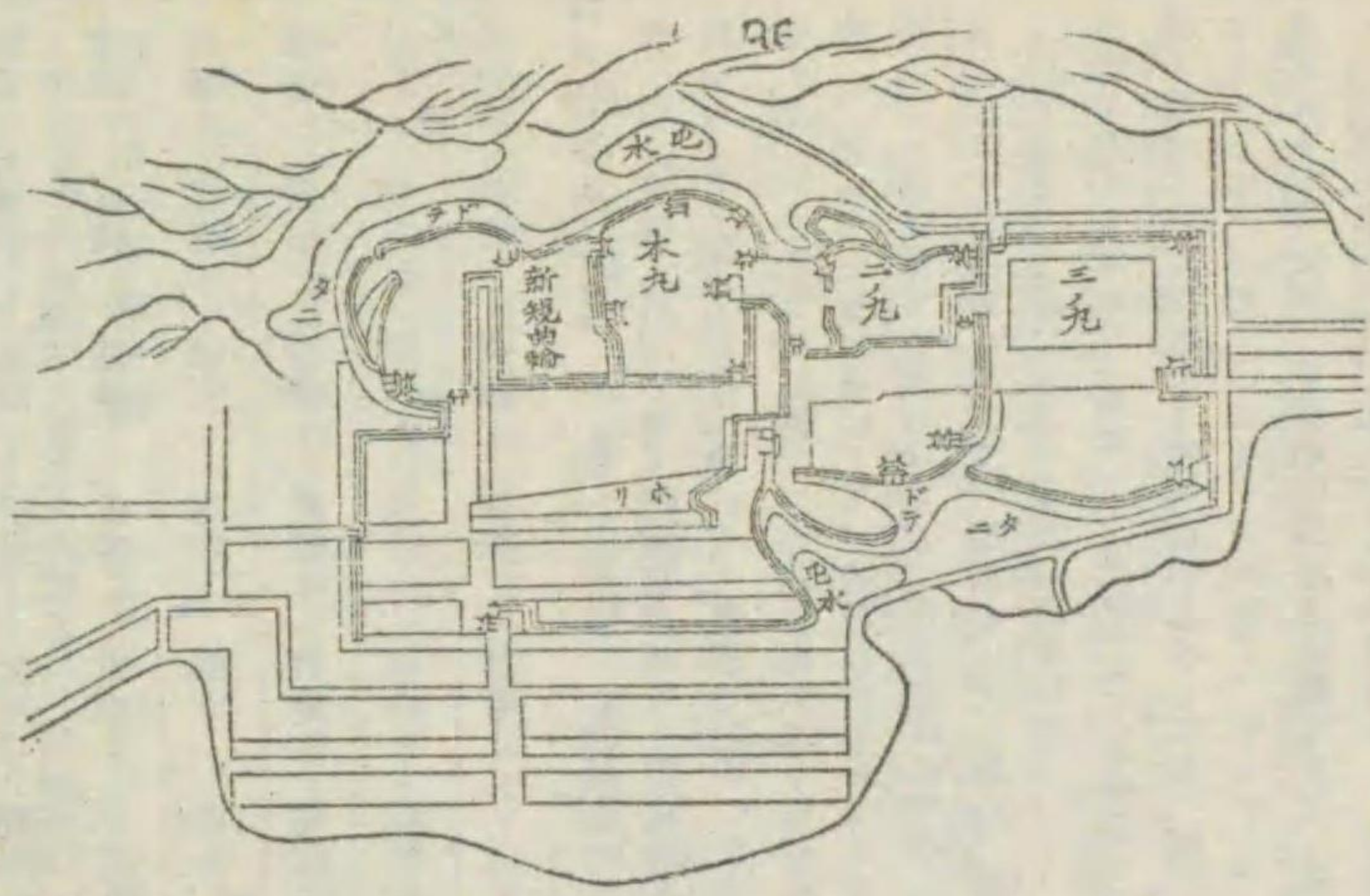
カメノ

カメノ カメヤ

カメヤマコバン 龜山小判 丹波國龜山にて鑄造の金貨の一、二種あり、一は重三匁八分、縦一寸七分、横一寸六分弱、形ち圓めを帯び、表の上

カメヤ

政移り居し四萬餘石を領す、十七年大に土木を興し經營す、殿宇此時に備はる、慶長五年關一政關ヶ原戦功に因り三萬石を領し、當城に再轉す、十五年伯耆國墨坂に移り、松平清匡代り居し、元和元年大阪



に移りしより公領となり(此時三宅康信龜山五千石を領す)寛永十三年本多後次六萬石に封ぜられ、來り住し、城郭を修營す、其後慶安四年石川昌勝、寛文九年板倉重常、寶永七年松平乘色、享保二年板倉重治等相繼ぎて當城に治し、延享元年石川總慶六萬石

カメヤ

を領して治せしより、子孫世襲して明治に至る(五鈴遺蹟、主圖合結記、明治政覽)
カメヤマシヤウ 龜山城 所在 丹波國桑田郡龜山町の東北○現今龜岡と改稱す(原指龜山)

カメヤマシヤウ 龜山城 石見國那賀郡濱田の舊城、濱田城(ハマダシヤウ)を見よ、カメヤマテンノウウ 龜山天皇 名號御



(藏所御館物博室帝京東)

カメヤ

名は恒仁、法號金剛源、後嵯峨天皇の第三皇子、御母は大宮院、實氏の女、第九十代の天皇、建長元年五月御降誕、八月親王宣下、正嘉二年八月後深草天皇の皇太弟に立たる、正元元年十一月禪を受け、十二月即位、後嵯峨上皇院に在りて政を聽かる、天皇在位十五年、改元するもの三、文永十一年太子に位を禪り院政を聽く、正應二年出家、南禪寺に居す、因て禪林寺殿と號す、嘉元三年九月十五日崩す、壽五十七、山城國龜山法華堂に葬る(大日本史)

カメヤマドノ 龜山殿 所在 山城國葛野郡、今の天龍寺の地内、山城名勝志に、東限、今天龍寺方丈前、南限、大井川、西限、山、北限、野宮、歟といへり○嵯峨に在るを以て嵯峨殿とも稱す、仙洞の一窟、建長中、後嵯峨上皇、檀林寺の廢墟に宮殿を建て、七年十月移徙の儀あり、龜山上皇亦之を承け、仙洞と爲し給ひ、孰も此地に崩御せらる、古圖に據れば、東に總門、北に土門、上土門及び唐門あり、東に芹川殿、長に堂殿、北に北殿あり、其北に淨金剛院北殿、西に壽量院あり、其西に藥草院あり、藥草院の北に法華堂あり(増境、山城名勝志)

カメヤマドノホツケダウノミサザキ 龜山殿法華堂陵 後嵯峨、龜山二帝の御陵、山城國葛野郡嵯峨村天龍寺方丈の北に在り、(陸奥一覽)山陵志に、後嵯峨、帝王物語皇年代略記並云、藏遺骨於淨金剛院、吉續記文永十一年、遷于法華堂、故知拆龜山陵、又今天龍寺相傳、其後法華堂歩之間、爲之窺所、蓋法華堂跡といへり、カメヨロツコパン 龜萬代小判 金銀貨玩賞品の一、金銀の二種あり、孰も表に龜の畫と萬代の文字との極印あるが故に此名あり、小判金は重四匁五分、横一寸九分、横一寸一分五厘、金位下

カモミ

たり(起原)其始詳かならず、書に見えたるは、康富記文安四年四月二十一日壬午、抑是日鳴社御陸山祭禮也とあるを始とす(古事類苑神祇部)
カモミツヒテ 賀茂光榮 系譜 天文博士 保憲の子 事蹟家學を傳へて曆博士となり、安倍晴明と名を等しくし才學は彼に過ぎ、方術は彼れ長すと稱せらる、其占ふや一として中らざるなし、寛弘八年康教親王の居所に怪あり、光榮之を占ふて三句の間變あるべしと、果して帝病みて崩せらる、官大炊助、右京權大夫を経て從四位下に叙せられ、長和中卒す、子孫世々陰陽曆學を以て仕ふ(大日本史)
カモノヤスノリ 賀茂保憲 系譜 陰陽師 忠行の子 事蹟効にして奇才あり、父之を異とし盡く方術の蘊奥を傳ふ、長するに及び聲名あり、蚤く曆博士となり、從五位下に叙す、班列父の上により、保憲次で父子の道に承くとし、天曆六年父に位階を授けられん事を請ひ、殊に從五位下を授けらる、天徳の初め陰陽頭に任じ、天文博士を兼ね、安和中主計頭となり、穀倉院別當に補し、正五位下に進む、天延中造曆を以て從四位下に昇る、尋で上位に進む、貞元二年卒す、初め保憲天文曆道を父より受け、兩職を掌る、後に曆道を子光榮に、天文を安倍晴明に傳へ、分ちて兩家の業と爲す(大日本史)

カモノ

カモノリンシノマツリ 賀茂臨時祭 名義 賀茂上下の兩社に於て、毎年十一月下の酉日に行ふ祭をいふ、恒祭に對するの稱、祭日前三十日、祭使及び舞人陪從等を簡定し、其後樂所に於て歌舞を講習す、之を調樂と稱す、其後祭に先づ三日、更に清涼殿の東庭に於て歌舞を試練す、降雨の時、弓場殿の廊下に於て、之を試樂と云ふ、試樂には天皇出御し、使以下參入し、竹枝を以て挿頭と爲し、往時は花を以て挿頭とせしが、一條天皇の時、藤原實方竹枝を用ひしより途に例となる、駿河舞求子等を舞ふ、此日天皇又祭祀に供する十列の御馬を覽給ふ、圓融天皇永觀二年、祭の前一日を用ひたりを行ひ、三條天皇長和三年試樂の前一日を用ひたりしが、後世多く試樂の日に行ふこととなり、祭祀の日は、天皇清涼殿に出御し先づ御禊を行ひ、御幣を拜し給ふ、其後更に御座を改め、所司の座を庭上に分設す、之を庭座と稱す、又出御ありて使及び舞人陪從等を召して宴を賜ひ(特に舞人)は螺盃陪從に銅蓋を以て酒を賜ふ(歌舞を覽給ふ)、式畢りて使以下裝束を改め、列を正して先づ下社に參向し、使舞殿の座に就きて宣命を讀み、福宜幣帛を捧げ、祝返視を述べ、次に舞人御馬を牽きて舞殿を遶り、又舞殿に於て駿河舞及び求子を奏し、南鳥居の外に於て御馬を駐する等の事あり、既にして使以下宿所に入りて小憩の後、更に上社に向ふ、其儀一に下社の如し、上社の式畢り夜に入りて使以下歸參すれば、天皇清涼殿に出御して酒饌を賜ひ、歌舞を御覽す、之を還立の御神樂と稱す、往時は此時祿を賜ひしが、再興の後此事なし(起原)臨時祭宇多天皇即位以前、賀茂大神の託宣を蒙ることありて、即位の四年、即ち寛平二年十一月己酉の日を以て、幣帛及び走馬等を奉進して、臨時に之を行ひしに權輿す、その後三年十一月庚午の日、又祭事を行ひ、尋で醍醐天皇皇泰二年十一月己酉の日、前蹤を追ひて之を修せしより以來、歷朝相承け舉行せしが、室町時代の末より中絶し、三百餘年を経て光格天皇の文化十一年に再興あり(神祇志料、古事類苑神祇部)

カモン

カモノワキイカツチノジンシヤ 賀茂別雷神社 賀茂の上社と稱す、賀茂神社(カモノ)カモン 家門 家のちすぢをいふ、後訓業に、家門の稱は、攝家は公界に於て稱し、清華已下の大臣は、其家に於て稱すといへり、カモン 家紋 名義 各家にて其家の記章として用ふる紋、イノモン、或は單に紋とも云ふ、紋とは、物の模様を義なり、其用に從ひて定紋、正紋、本紋、代紋、添紋、祕紋、裏紋、むだ紋、た、紋等の稱あり(起原)源氏公卿のは車輿に始まり、武家のは旗幕に起りしものにて、一種の目印なり、推古天皇十一年旗幟に繪畫を施せしこと書紀に見えたり、是れ紋の濫觴なるべし、源平時代旗幟に用ふる者漸く多く、佐竹氏の如きは源朝より扇に月を出したる紋を賜はりて付けしこと、吾妻鏡に見えたり、後宇多天皇弘安四年蒙古襲來繪詞には、家の紋をつけたる旗を押立てたるもの多く見ゆ、足利義政將軍の頃より衣服に付くること始まり(但し家紋に限らず付けたるが見えれば、此頃より紋に丸を附くること始まりしならん、然れども、定紋と號し、貴賤となく、家々の紋を衣服調度に附くることに至りしは江戸時代よりなり(起原)文字を以てするもの(日月の如き)動物を以てするもの(楠木正成の菊子に牡丹の如き)植物を以てするもの(楠木正成の菊水の如き)器物を以てするもの(佐竹の軍扇の如き)日月星を以てするもの(兩宮氏の日丸、野中重政の三日月、千葉氏の九曜の如き)等の區別ありて尙ほ種々の名を附く、詳しくは各條參看(貞丈雜記、見聞諸家紋後付、諸家系圖、古事類苑姓名部)

カヨウ

つてうおもてにて御覽し候てのち、いつもの御所に上様はじめ参らせ候て、御女房衆の右の御方の上を、三ツづいそと御うち候、その杖に御あたり候が、御めんぼくに候と見えたり、また江戸時代にも、地方によりて此風の残りたるもあれど、多くは小兒などのする戯事たるに過ぎざりき、

カヨウ

荷用(加用) 室町時代、幕府及び諸侯家に置きし職名、通の假字なり、通とは、往來給仕するの意、幕府にて荷用又は加用ともいふにより、諸侯にては通の字を用ひ、通衆(カヨヒシユウ)と云ふ、陪膳、役途の總名なり、重き儀式の時は陪膳役送の分別を明に定むれど、然らざる時は概ね荷用とのみいへり(武家名目抄)○鎌倉年中行事に、御元服の時管領出仕あり、御装束調てなもての御妻戸の間へ有御出、御酒式三獻、(中略)役人御荷用の人皆直垂也、また今川大雙紙に、尊主の前の加用之事、是は始終りまで一人也、いかにも衣裳を改めふくめんすべしと見えたり、

カヨチヤウ

駕輿丁 輿をかく仕丁をいふ、太平記に、歩立なる武者ども俄に駕輿丁の如くなりて、御輿の前後を仕りける云々とあり、又神社にも神輿をかく駕輿丁あり、ヨボロ参看、

カヨヒシユウ

通衆 武家の職名、給仕の者なをいふ、幕府にて荷用といへるより、私にかくいへるなり、嵯峨親元記に、寛正六年九月二十三日戊辰御成(中略)、走來御折入御方の通衆同上院家の衆相交、云々と見えたり、荷用(カヨウ)参看(武家名目抄)

カラ

加羅 名義 垂仁紀に、意富加羅國、隋書新羅傳に加羅國、加洛國記に大加羅、又伽那國、三國史記に伽落國、伽耶とあるも皆同國、蓋太古神傳の地に於て、今の朝鮮慶尚道地方なり、崇神天皇の末

カラ

年、其國の王子都怒我阿羅斯等來朝し、垂仁天皇の御世に本國に歸らんとする時、其國に任那の號を賜ふ、これより任那は加羅の別號となれり、加羅は専ら大加羅を指し、又は諸小國の總名に用ふれども、我國にては三韓諸國及び支那等凡て海西の諸國を呼ぶ稱となす、古事記傳に、加羅國と云は、任那の舊名にて崇神天皇の御代に外國の始て参りしは此國なり、故西方諸外國の大名となりて、三韓をも漢國をもみな加羅と云なり、然るに此をたゞ三韓のみに限る名と心得て、漢國などを然云を誤なりと云ふは中々に非なり、萬葉十九に、漢人とも見え、又同卷に遣唐使の、とを、韓國邊境とも韓國爾由多良波之豆、とあるなどをば知らずやと云へり、治世後漢建武十八年金首露と云者、龜峯に登て駕落九村を望み、其地に至り國を開く、伽耶國と稱す、後改めて金官とす、此外五人あり五加耶の主となる、大伽耶(慶尚道高靈)小伽耶(同城)碧瑠(星山)伽耶(同星州)阿那伽耶(同成安)古寧伽耶(同成安)と云ふ、(阿那伽耶は、即ち書紀に見えたる安羅國なり)、其地新羅の西南に在り、東は黃山江に抵り、東北は伽耶山に至り、西南は海に濱し、西北は智異山に界す、首露城郭を築き、宮室を營み、時に新羅の南部を襲ふ、又音汗伐悉直谷と羅を争ひ、新羅に詣り決せんと言ふ、新羅王之を難じて、首露を召して問ふ、首露立るに之を決す、後事を以て首露怒り、漢祇部主深齊を殺して歸る、居登立て和を新羅に請ひ、其救援に頼りて外寇をも破り、其子を送りて質とす、坐知の時備女を襲し、新羅内亂に乗じて之を伐たんと謀る、其臣朴元道之を諫め、又ト士占巫を以て諭せしかば、其女を擯斥し爲めに禍を免る、仇衡の時婚を新羅に結び、好を修めたりしも、事を以て新羅の怒を招き、頼に北境

カラ

甚たくはしく、こまかにかくゆゑに、上手の書けるはまことに眞の其物の如く見ゆ云々と云へり、(本朝書史、文藝類考)

カララキ

加良乎支(枯萩) 神樂を舞ふをいふ、清暑堂御神樂の試樂、執柄家にて行はる、時、人長が、枯れたる萩をかざして舞ふことあるより此名あり、源氏物語に、いとしろくかれたるををなにかやかにかざしてと見え、辨内侍日記に、新大納言韓神をよきほどにうたひすて、出給ひし云々、きかばやな大和にはあらぬからなきの身にしも風は秋ならすとも、とあり(體源抄、倭訓栞)

カラオリ

唐織 唐めきたる織物の義、唐織物とは別物なり、日本にて織り、地は生絲にて紋がら五色のねり絲、金絲等を交へて浮織にしたる物、京都四陣に於て織り始めたものなりと云ふ(世事談、貞丈雜記)

カラオリモノ

唐織物 唐土より渡來の織物を云ふ、即ち金縷、段子、綾、錦等の總稱(貞丈雜記)

カラカサ

傘 名義 雨を防ぐ爲めに用ふるを雨傘といひ、日光を遮る爲めに用ふるを日傘といふ、古への大笠にて、和名抄に、笠の字を書きて俗云大笠、笠有柄也、とあり、傘の字說文に見えず、玉篇に、音散、蓋也、と見えたるが、按るに今の製始まりて後、その象に因りて作りたるもの、如し、新撰字鏡には、「キヌカサ」と訓めり、「カラカサ」と稱するは、その構造に比して巧なるを稱して云へるなり、唐鞍、唐紅、唐衣などいへる類に同じ、古の制詳かならず、始め絹を以て張しが如し、中古以來皆紙にて張り、今の制は、竹を細くして骨となし、之に紙を貼り、柄の先に體纏をつけて開閉の便に供ふ、

カラカ

種類によりて大小長短あり、内宮長曆送符符に、菅大笠二枚、柄長各八尺五寸、徑一寸五分、黒漆平文云云、骨二十枚、漆塗骨、末押金縷、其體如扇形、廻曲、各五枚云々、笠口徑四尺六寸二分云々と見えたり、大笠、日傘、雨傘、黒傘、爪折傘、風流傘(文永頃に加茂祭の古書に見えたり、たゞ縁など飾りたるもの、傘鉾の類)紅葉傘(天井のみ青紙にて細く縁とりたるもの)蛇の目傘(廻りの青きもの、一名軒青)青傘(藍の染紙一ツ色にはり、日よけ傘としたるもの)長柄傘等(原語古くよりありしと見え、齊明紀、内匠寮式、儀式等に見えたり、職員令に、主殿寮、頭供御與蓋笠笠傘等を掌るとありて、撒は今の傘なれば、大寶養老の頃、早く有りしと思はる、空穂物語(櫻の上)に山の高きより落る瀧の、からかさの柄さしたるやうにて云々、枕草子に、「からかさをさしたるに、風のいたく吹て云々」その他散木集、著聞集等にも見えたり、然るに、和漢三才圖會等には、天正の頃堺の商人呂宋に航し、文祿三年歸朝の時、持ち歸りたるを始めと爲すといへど、恐らく誤りなるべし、室町時代日傘(ヒガサ)参看)なるものあり、又傘を布の袋に入れて持せしといふ、江戸時代に至り、諸侯の供行列の中に、長柄傘、爪折傘などを持せ、民間にては、眞享の頃より各種の傘あるに至れり、我衣に、天和の頃までは、大阪より來る傘を用ひ、大黒屋の髯ガサと云は名代なり、眞享の頃より地の「モミナガサ」や「しやなり」、元禄より蛇目ガサ出る、正徳の頃より地傘は下り傘の如く骨の磨きよく作り、享保の頃、紀州若山傘下る、軽く小ぶりにして奇麗なり、常のさし料にはよはし、挾箱入る用心傘なり、又懐中傘た、みて袖へ入れ俄雨に用るもの出る、元文頃より傘の風きしやを第一として巧者の

ガラ

を徒され、遂に自立すること能はずして、我紀元一千一百九十三年に至りて新羅に降る、新羅の法興王待するに客禮を以てし、其國を賜りて食邑とし、金官郡となす、駕落十五百九十年にして亡ぶ、今系圖を左に示す(三國史記、東國通鑑、朝鮮舊地考) ○金首露(五十五)居登(五)麻品(三)居叱(五)伊戸品(六) 〔坐知一四〕吹希(三) 鉗知(九) 仇衡(二)

ガラ

篋 矢に用ふる竹を云ふ、大射から、笠懸がら、かりまたがらなど云ふがらば、皆篋を云ふなり(貞丈雜記)

カラアヤ

唐綾 唐土より傳來せる綾、今の綸子なり、綾とは地と紋と同じ色に織りなしたるものを云ふ(羽倉考)

カラアヤトシ

唐綾威 綾を細くしたるたみ重ねて糸威の如く成したる織を云ふ(軍用記)

カラウ

家老 名義 武家の老臣にして、家務を總理する者、其家における老臣の義也(原語)武家名目抄に、初め一國の守護、若くは中國の守護にもあれ、一族家人の内、さるべき長老の輩の守護に補せられ、境内の政事を執行せり、是れ其の起なり、凡て守護家の内、守護代となるべき家族或は兩三家あり、或は四五家なるもあり、其内に年輩たけたる者を撰びて、當職に補する故に、自ら家老年寄等の稱謂起れり、又當時其職を帯せざるも、其家なるものは、家務に預るを以て、何れも家老又は年寄など稱せし見えたり云々とあるにて其起原する所を知るべし、これを實例に徴するに、永享記に、若君御入りければ、家老一門大におどろきて云々など、蓋し其初見なるべきか、蓋し室町時代の中頃より、此稱起りしもの、如し、古くは執事と唱へたり(原語)至

カラウ

町時代の末年には、大小名の家々皆此稱あり、織田豊臣の二氏また此稱を用ひ、遂に大老中老の制を生ず、なほ宿老、年寄など唱へたるも、皆家老の別稱なり、江戸時代には、幕府にては之を老中(大老中老の如きまたおなじ)と稱し、譜代もしくは准譜代の諸大名其任に當る、また年寄とも稱したれど、家老とは唱へざりき、諸大名旗下等にては、舊稱に従ひて家老の稱を用ひ、世襲の職と爲す、而して三家三卿の家には皆幕府より擔任せる家老あり、前者は其家譜代の家老の筆頭に置き、萬石以上の士をして附庸たらしめ、其職を世襲せしむ、附家老と稱す、尾張の竹越、紀伊の安藤、水戸の中山の如きこれなり、後者は時々他の職員と同じく、幕府より任命せる者にして、旗下をして其職に當らしめたりき、

カラウワキ

家老脇 室町時代の末葉諸大名の職名、諸家老の家にあらざるも、才略を以て擧用せられ、家老の列に連りて政事に預る者を云ふ、又家老列とも、年寄脇とも、中老分とも云ふ、江戸に家老格、家老並と云へるは是なり(武家名目抄)

カラエ

唐畫 系統を支那に發したる繪畫の一種、多くは宋元の筆蹟を學び、共に其の筆粗なり、延慶貞和頃の可翁、曆應中の明光、明德應永頃の如拙周文等皆之を習ふ、寛正中備中の僧雪舟、明の畫法を傳へて歸朝す、これを雪舟流と云ふ、可翁以下之を總稱して唐繪と云ふ、玉勝間に、から繪は木の枝さし、草花のもとたち、葉の在所など法なきが如にて心にまかせてかくゆゑにしまりなし、家の畫は皆法ありと覺しく、とり縮よくつたなきことなし、大かたこれらなべての拙き所なり、しかれども唐繪は鳥獸魚木など、すべて此方の家の畫とくらぶれば、

カララ

種類によりて大小長短あり、内宮長曆送符符に、菅大笠二枚、柄長各八尺五寸、徑一寸五分、黒漆平文云云、骨二十枚、漆塗骨、末押金縷、其體如扇形、廻曲、各五枚云々、笠口徑四尺六寸二分云々と見えたり、大笠、日傘、雨傘、黒傘、爪折傘、風流傘(文永頃に加茂祭の古書に見えたり、たゞ縁など飾りたるもの、傘鉾の類)紅葉傘(天井のみ青紙にて細く縁とりたるもの)蛇の目傘(廻りの青きもの、一名軒青)青傘(藍の染紙一ツ色にはり、日よけ傘としたるもの)長柄傘等(原語古くよりありしと見え、齊明紀、内匠寮式、儀式等に見えたり、職員令に、主殿寮、頭供御與蓋笠笠傘等を掌るとありて、撒は今の傘なれば、大寶養老の頃、早く有りしと思はる、空穂物語(櫻の上)に山の高きより落る瀧の、からかさの柄さしたるやうにて云々、枕草子に、「からかさをさしたるに、風のいたく吹て云々」その他散木集、著聞集等にも見えたり、然るに、和漢三才圖會等には、天正の頃堺の商人呂宋に航し、文祿三年歸朝の時、持ち歸りたるを始めと爲すといへど、恐らく誤りなるべし、室町時代日傘(ヒガサ)参看)なるものあり、又傘を布の袋に入れて持せしといふ、江戸時代に至り、諸侯の供行列の中に、長柄傘、爪折傘などを持せ、民間にては、眞享の頃より各種の傘あるに至れり、我衣に、天和の頃までは、大阪より來る傘を用ひ、大黒屋の髯ガサと云は名代なり、眞享の頃より地の「モミナガサ」や「しやなり」、元禄より蛇目ガサ出る、正徳の頃より地傘は下り傘の如く骨の磨きよく作り、享保の頃、紀州若山傘下る、軽く小ぶりにして奇麗なり、常のさし料にはよはし、挾箱入る用心傘なり、又懐中傘た、みて袖へ入れ俄雨に用るもの出る、元文頃より傘の風きしやを第一として巧者の

カラカ

上手出、兎角手抜をして下直に賣る、其後爪折の手傘出る、これかりそめながら四位以上の傘にて平人不用ものなり云々とあり、以て其沿革の一斑を知るべし、寛延二年大人の日傘をさすことを停む、安政以後、外國貿易の途開けてより、外國製の編蝠傘輸入し、晴雨共に之を用ひ、日傘をさす者少なく、遂に現今降雨の時にのみ傘を用ふるに至れり(我衣、世事談、遊遊笑覽、翁草、傘笠考、貿易備考)

カラカハ 唐皮 虎の皮、建武年間記に、唐皮箱切付とあるも、義教公元服記に、切付唐皮とあるも、又唐皮鏡とあるも皆虎の皮の事を云ふなり(貞丈雜記)

カラカミ 唐紙 裏の色目の名、表白、裏黄なるもの、用ふる時季定まらず(重色目)

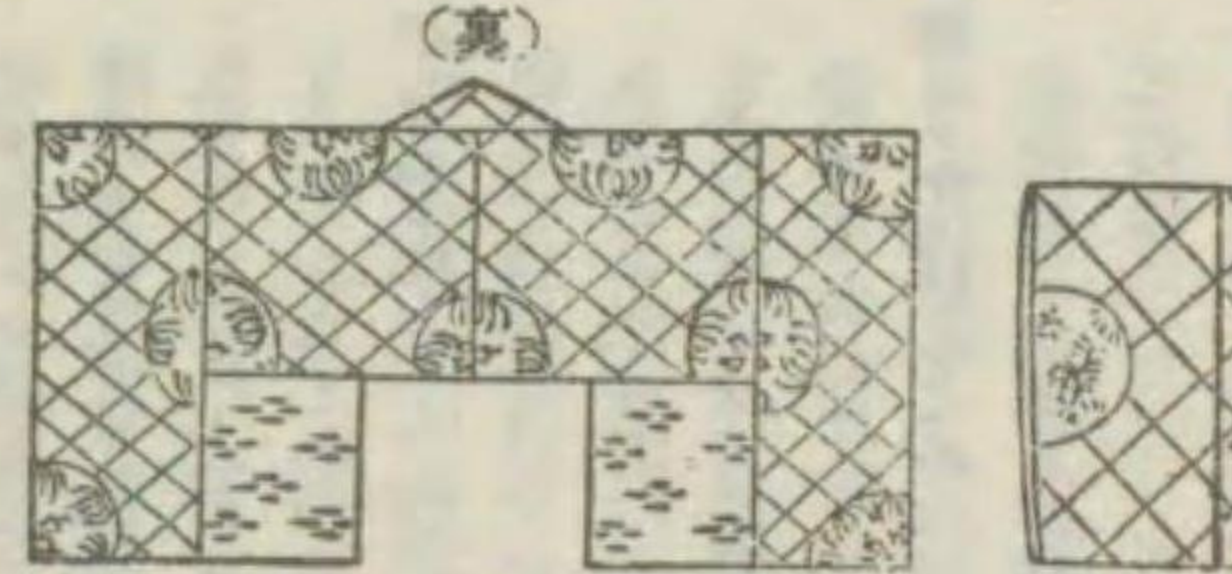
カラカミノマツリ 韓神祭 閩韓神祭(ノカラカミノマツリ)を見よ、

カラカミノヤシロ 韓神社 閩韓神社(ノカラカミノヤシロ)を見よ、

カラキヌ 唐衣 名、女官の禮服の表衣、一に背子とも書す、和名抄に、背子、和名加長岐沼、形如半臂、無腰襷之袷衣也とあり、唐の服製を模したる故に、名づく、枕草子衣名の評に、からきぬは短き衣とこそいはれ、されどそはもろこし人のきるものなればとあり(着用の上)に着す、身分は上臈女房より下臈下仕まで一般に用ふ、但し青色赤色は禁色にて、勅許なき人は用ふるを得ず、上臈女房等は色隠されて着す、雅亮裝束抄に、上臈女房の色を聽ると云ふは、青色赤色の織物、から衣、ちずりの装を着る也、色をゆりぬも、さもある女房織物のから衣をゆりて着る常のことなり、常は綾文のえび染の唐衣、綾文なられどもれりぬき常の事なりと見

カラケ

え、裝束要領抄後附に、凡そ織物は上臈小上臈までゆりて、中臈以下はゆりざる例なり、紋も古は強て定まる事も見え、名ある衣には其名に隨ひて紋を用ひらる、松重には松の模様、藤重には藤の模様の類なり、されども主人(主婦姫君を云ふ)のうはき唐衣などは二重織物の由見えたりとあり(錦鏡にて作り、總體身たけと袖幅とは短く、身の前は少し長く袖との丈と同じ、且つ身と袖とは縫ふたげて連れ、背は袖丈よりも、身の方短くなしたるものなり、文容に唐衣一丈九尺、幅一尺一寸一分、地白菱白紋浮織練糸、丸紋赤糸浮織、但練糸、總して地は朽葉色、地文菱黄也、紋は藤也、有菱夏生衣裏なし、裏は紅打小菱板引、袷の様に縫ふ、是第一の表着なり)とあり(藤原赤き葡萄染、萌木、櫻山吹、藤等四季折々に隨ひて名目品質を異にす、猶唐衣の色目紋柄織様の品目は雅亮裝束抄、



女官飾抄、織文圖會等に悉く見えたり、女房裝束(ニヨウバウシヤツク)の挿繪參看、

カラクサ 唐草 織物又は藤繪などにあらはせる蔓草を云ふ、絨草の義なるべし、伊勢貞丈、からくさとして物の文に畫くは、草の蔓のからみたる體にてからみ草と云ふ事あり、唐土の草と云ふ事にはあらす云々、○中古以來、龜の文に多く、此唐草を

カラクリニンギョ 機械人形 操に同じ、

カラゴト 唐琴 名、樂器の名、倭琴(ヤマトゴト)に對して外國より傳はりたるものをいふ、又單に琴といふ、今いふゴトとは別種なり(長

カラケ



香(飾抄に、徳大寺僧請唐鞍、寫之、大曆三重有伏輪、二重付透金物、端三十六、次二十六とあり)鞍褥(大和錦を以てす)鞍褥(輪無、字波長具部波、香葉、鏡帶など其制定まらず)鞍褥(重に蘇芳の條を用ふ、綾とは地を白くして處々に間をおきて何色にも染るをいふ)鏡(諸鞍日記に輪鏡也といへり)方革、鞍(革鞆にて、杏葉或は金銅金物をつけ瑠璃玉など入る、といふ)鞍、銀面、角袋、頸袋、杏葉(其數定まらず

カラケ

凡そ客樂三騎唐鞍、案家掌取、若二樓損、隨即修理とあり、これ物に名見えたる始めなるべし(諸鞍日記、同考註、飾馬考)

カラケ

カラサウヅク 唐裝束 唐綾、唐絹、唐織物にて作りし裝束を云ふ、西三條裝束抄に、唐裝束、文色など強ち定事なし、下重表袴に、唐綾の顯文紗

カラケ

用ふるに至り、官位或は家々の故實によりて、菊唐草、丁子唐草、窠中唐草、響唐草(輪遠、輪無)、若松唐草、牡丹唐草等を用ひ、其他器具等に皆唐草を用ひたり(安齋隨筆、俚言集覽)

カラクシゲ 唐櫛笥 或は唐匣と書す、四隅に角の入りたる箱にて、蓋の上に又小箱をのせ置く、蓋足四つある蓋にすゑたり(類聚雜要抄)

カラクモン 嘉樂門 大内理豐樂院十九門の一、儀鸞門の西廊六間の所に在り、西廊十一間招俊堂に接す、古本拾芥抄に、嘉樂門、右廂門、謂西廊儀鸞門西、とあり(拾芥抄、大内理圖考證)

カラクモン井 嘉樂門院 名、藤原信子、二位局と稱す、法名榮長、居所に因り東洞院殿ともいふ(藤原長朝臣の女、典樂頭和氣卿成の猶子、後に内大臣大炊御門信宗の養女、藤原後土御門天皇の母君、初め信宗の猶子となり、宮に入りて後花園天皇の中宮となる、從三位に叙し從二位に進む、文明三年正月慈田院に落飾し、閏八月准三宮となり、封五百戸を宛給ふ、十二年七月門院號を上り、年官年爵を賜ふ、初め正親町第に居し、後東洞院に遷らる、長享三年四月二十八日薨す、年七十九(或七十七)同年五月三日伏見般舟院に葬る(皇胤昭運錄、門院傳、親長記、野史)

カラクラ 唐鞍 美麗に裝飾を施したる鞍、他に勝れて美麗はしき鞍なるを以て名づく、古の物の勝れたるを稱して「カラ何々」といひしこと多し、世に、馬の裝束を唐風に爲す故を以てかく名づくといへるは誤れり、此の鞍は、御政行幸の時、節下の左大臣一ノ上の乘鞍なり、又賀茂祭の使も亦乘用すといふ、杏葉、雲珠等の飾あり、唐鞍の具に、鞍橋(形は移り同く黒地に貝或は玉などを摺入たり)鞍、太腰

カラケ

カラサウヅク 唐裝束 唐綾、唐絹、唐織物にて作りし裝束を云ふ、西三條裝束抄に、唐裝束、文色など強ち定事なし、下重表袴に、唐綾の顯文紗

カラサ

カラサ オホケホ 烏大久保 下野國鳥山藩主の大久保氏の俗稱、オホケホウゼを參看、

カラサグロ 烏黒 馬の毛色の名、烏の羽の如く黒く青みあるものを云ふ、長門本平家物語橘合戦の條に、からさくろの馬のふとくたくまじきに、黒くら置て乗たりけり、源平盛衰記小坪合戦の條に、淡路の弓の真中とり、烏黒なる大馬に金伏輪の鞍にぞ乗たりける云々と見えたり、

カラサマルウチ 烏丸氏 姓は藤原、日野權大納言一位藤原資康の二男豐光始めて氏を稱す、豐光官左衛門督正二位に至り正長二年二月薨す、其族に勘解由小路、真松氏あり、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(知譜拙記、系圖)

○豐光 責任 冬光 光康 光宣 光廣
光賢 資慶 光雄 宣定 光榮 光胤
光胤 資董 光政 光德 光亨

カラサマルスケトウ 烏丸責任 烏丸責任

カラス

カラスマルドノ 烏丸殿 一條烏丸御所もいふ、足利義政の邸宅、山城國京都一條北小路萬里小路に在り、今其址詳かならず、應仁記に、義政幼少の時、立給ひし處とて美麓と云、中々言及とるなし」と見えれば、義政幼少の時に築きしものが、文安六年(寶徳元年)三月室町より之に移りしと康富記に見えたり、後世、室町殿また花御所といふに至る、是れ義政の居宅なりしより、さきの名を附せしものなるべし(江戸時代堂上家に烏丸と稱する家あり、そは別なり(山城名勝志))

カラスマルトヨミツ 烏丸豐光 名號 顯性院准大臣と稱す(藤原資康の子、事蹟官權大納言たり、慶長十六年十一月大臣に准せられ、從一位に叙す、同月二十一日薨す、年六十三、光宣書を以て名あり(公卿補任、大臣補任))

カラスマルミツヒロ 烏丸光廣 名號 法名法雲院宗山、從一位光宣の子、事蹟(天正九年從五位下に叙せられ、侍從左右少辨右大辨藏人頭に歷任し、慶長十一年正月四位に進む右大辨元の如し、十四年七月宮女と遊蕩流離せる事により大炊

る、其子堅高に至り、天草の亂に功ありしも、不治の罪によりて四萬石を削る、寛永二十年堅高これを憂ひて自殺し、其家絶ゆ、其後慶安二年に大久保忠秀、延寶六年に松平乘春、元祿四年に土井利登等相繼ぎて治し、寶曆十二年水野忠任來り治し、曾孫忠邦に至る、文化十四年九月小笠原長昌之に治し、六萬石を領す、子孫相繼ぎて明治維新に至る(武鑑、主圖合誌記、徳川加除封録、明治政覽)

カラツヤキ 唐津焼 名號 肥前國松浦郡唐津の山麓に在る陶窯にて製する陶器(肥前藩志、孝徳天皇齊明天皇御代の頃に創始すと云ふ、是日本陶器の始祖と云ふべきなり、其造る所石器の一種を諱す、創業の人名詳かならず、而して此頃より建長年間(西暦千二百五十年)までを一段とし、文明年間までを二段とし、慶長初年までを三段とし、通じて古唐津と稱す、其一段のものは白土にて陶膚に薄釉を施す、米量と稱す、二段のものは白土又赤土あり、釉色は鉛色にして毫輪の内縹紗の如く、縹紗に土質を露して釉を施さず、根拔といふ、三段のものは、奥高麗と稱し、高麗(今朝鮮)の器物に模造せしものなり、陶膚稍々密にして釉色枇杷實の如く、又青黄のものあり、此の外瀬戸唐津とて、應仁の頃より天正年間に至る所の者あり、尾張の瀬戸の釉水を用ふ、白土にして白色、釉を濃に施せり、又繪唐津といふあり、慶長年間以降のものにて其實赤土、青黄黒を兼たる釉を施せり、繪は草畫なり、又朝鮮唐津とて天正より寛永年間に至る所の者あり、朝鮮の土及び釉を用ふ、土質赤黒にして青白を雜へたる釉を流布す、堀出唐津とて寛永より享保年間に至る所の者あり、陶質堅く青黒を帯びたる釉色にして、初め缺損せる陶器を土中に埋め置きたるを、

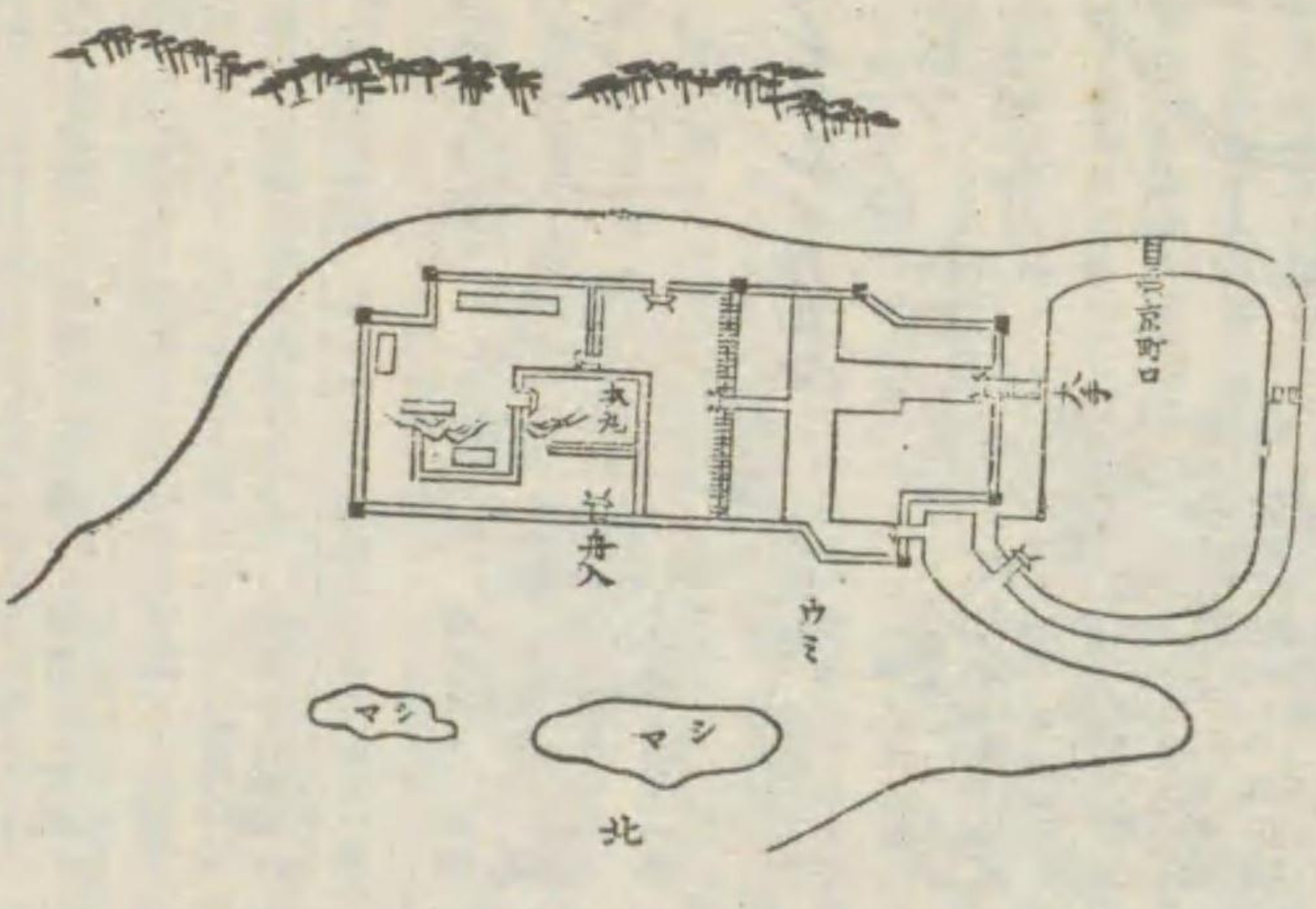
カラス

御門頼國、花山院忠長、飛鳥井雅賢、中御門宗信、徳大寺實久等と勲勤を蒙り官位を停めらる、超えて十一月頼國以下皆配流せられたれども、光廣は罪輕きにより特に實久と共に宥免を蒙り、尋で十六年四月全く其罪を赦され、參議左大辨に復任し、翌年權中納言を歴て、元和二年權大納言に至り、六年正二位に進む、寛永十五年七月十三日薨す、年六十、光廣和歌を細川幽齋に學びて秘訣を受け、又書畫を善くす(公卿補任、野史、角田文書)

カラスマルミツヤス 烏丸光康 名號 法名蓮光院了覺、頼國父は權中納言冬光、事蹟(光康父の職を繼ぎて右少辨に任じ左衛門佐を兼ね、大永元年出奔して近江に至り、將軍足利義晴に倚る、幾干ならずして亦京師に還り、享祿二年權右中辨に任ぜらる、四年六月義晴に從ひて越前に至り、又京に還り左中辨藏人頭を歴て左宮城使を兼ね、後ち累任して權大納言に遷り、十六年義晴に北白川城に從ふ、天正七年四月二十七日大臣に准じ、從一位に叙し、同日薨す、年六十七(公卿補任、野史))

カラサヤマジャウ 烏山城 所在 下野國那須郡烏山町(肥前藩志) 應永二十五年正月那須資之の弟資重始めて烏山に居る、其後永正十三年那須氏絶え、烏山資房之を總領す、十七年八月白川の結城氏、烏山を攻めんとし、却て資房に破らる、大永元年以後結城氏佐竹氏屢々來り侵し戦亂絶えず、資晴の時天正十八年豊臣秀吉烏山八萬石を削て福原千石に封す、元和九年三月松平重綱、寛永四年三月堀親良、寛文十二年六月板倉重規、天和元年二月那須實彌、寶永の時貞享二年十月除封し、四年十二月永井尚敬、元

カラツ



カラツジヤウ 唐津城 所在 肥前國東松浦郡唐津町(又俗に舞鶴城と稱す(肥前藩志)) 大八洲 歲十五年九月稻垣重福等相代りて治し、大久保常春享保十年十月二萬石に封せられてより、子孫相繼ぎて明治維新に至る(下野國志、武鑑、徳川加除封録、明治政覽)

遊記に、豐臣氏征韓の時秀吉命じて之を築くとあり、初め波多信時居城せしが、文祿征韓の役怯懦の故を以て城を奪ひ、寺澤廣高をして守らしめ、松浦八萬石を領す、關ヶ原の役後、肥後天草四萬石を加封せら

カラツ

カラツヤキ 唐津焼 名號 肥前國松浦郡唐津の山麓に在る陶窯にて製する陶器(肥前藩志、孝徳天皇齊明天皇御代の頃に創始すと云ふ、是日本陶器の始祖と云ふべきなり、其造る所石器の一種を諱す、創業の人名詳かならず、而して此頃より建長年間(西暦千二百五十年)までを一段とし、文明年間までを二段とし、慶長初年までを三段とし、通じて古唐津と稱す、其一段のものは白土にて陶膚に薄釉を施す、米量と稱す、二段のものは白土又赤土あり、釉色は鉛色にして毫輪の内縹紗の如く、縹紗に土質を露して釉を施さず、根拔といふ、三段のものは、奥高麗と稱し、高麗(今朝鮮)の器物に模造せしものなり、陶膚稍々密にして釉色枇杷實の如く、又青黄のものあり、此の外瀬戸唐津とて、應仁の頃より天正年間に至る所の者あり、尾張の瀬戸の釉水を用ふ、白土にして白色、釉を濃に施せり、又繪唐津といふあり、慶長年間以降のものにて其實赤土、青黄黒を兼たる釉を施せり、繪は草畫なり、又朝鮮唐津とて天正より寛永年間に至る所の者あり、朝鮮の土及び釉を用ふ、土質赤黒にして青白を雜へたる釉を流布す、堀出唐津とて寛永より享保年間に至る所の者あり、陶質堅く青黒を帯びたる釉色にして、初め缺損せる陶器を土中に埋め置きたるを、

カラナ

カラノケルマ 唐車 名號 唐車の上蓋即ち屋根を唐様の掃風に造りたる車を云ふ、又唐車とも云ふ(太上天皇、皇后、春宮、准后、親王、攝政關白などの乗用車なり(飾抄、蛙抄、海人藻芥、御儀總體に大きく、高く作り、乗降には棧によりてす、上蓋扉腰總等は檜欄にて、簾は如檜欄なりと云ふ、猶委しきこと九條家注文、桃華葉葉等を見るべし、牛車(ギツヤ)の挿繪參看(輿車圖考))

カラノムチ 唐鞭 鞭の先に車緒をつけたるもの、此革にて打つ故に馬の骨を痛めずと云ふ(貞丈雜記)

カラバカリ 唐秤 權衡をいふ、もと外國より波來のもの故に、かくなづく、和名抄に、權衡、加良波加利と見えたり、ハカリ參看、

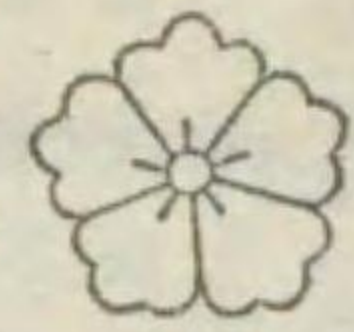
カラハシウチ 唐橋氏 姓は菅原、贈太政大臣道真の玄孫文章博士從四位上下總介孝標の男贈從一位彈正太弼大學頭定義の四男贈從三位式部大輔在良より出づ、在良九世の孫從二位在雅始めて唐橋

カラバ

と稱す、子孫世々相傳きて明治に至り、華族に列し...

公氏 公類 在雅 在親 公類 在貫 在道 在豐 在治 在數 在名 在通

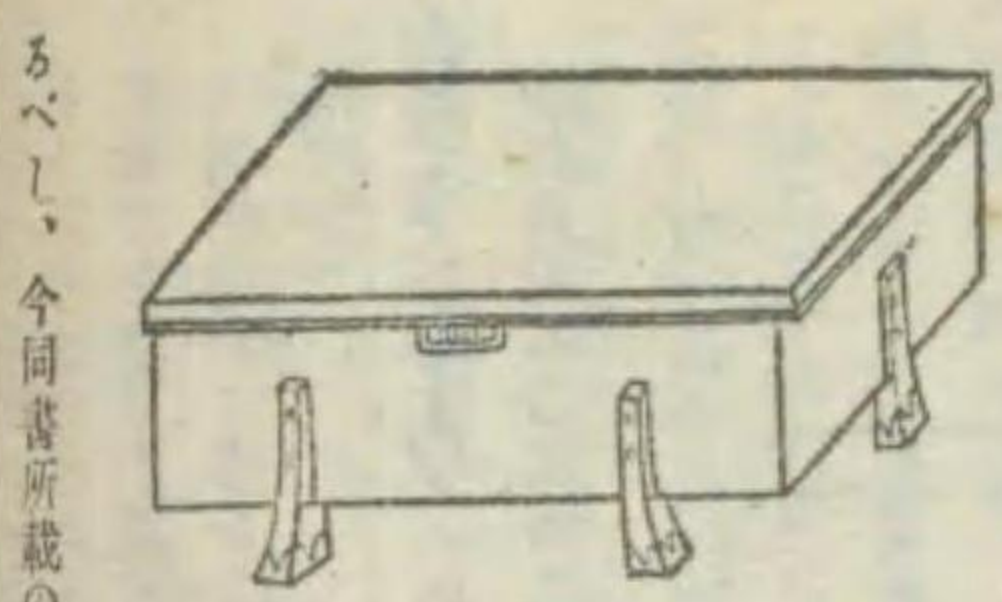
カラバナノモン



唐花紋 紋所の名、阿蘇氏は「唐花(別圖) 戸田氏は「銀唐花」...

カラビサシノケルマ

カラビツ



唐櫃 足を附したる櫃をいふ、長唐櫃は長持の如く二人にて棒にて荷ふ、荷唐櫃は長唐櫃の半程にて一人にて二箇を擔ぐ...

カラビ

カラビツギヤウ

唐櫃奉行 御物奉行 (ゴモツギヤウ)を見よ、カラフギヤウ 唐奉行 唐船奉所(カラフネ)

カラフト

樺太(唐太) 樺太(唐太) 國の北、宗谷海峡を隔て、相對する島、北緯四十五度五十七分起り、五十四度二十四分に至る...

カラフ

至り、終に樺太に渡り、冬に及びて江戸に歸り、觀察する所の巨細を將軍に復命す、五年幕府露人屢々寇するを以て會津藩に命じ、兵を屯成せしむ、又松田仁三郎(後に傳十郎)間宮林藏をして探險せしむ、傳十郎西海岸を廻り、林藏は東海岸を廻り、奥地に至る、而してホロコタン以北に日本人の到りしは、傳十郎を以て始となす、五年林藏再び北蝦夷の奥地を探り、六年五月ノテトに至り、尙進で東靄アルコエ地を経てテレンに達し、滞留六日にして、九月下旬宗谷に歸著す、此探險により、一は樺太の島嶼たることを精確にし、一は黒龍江下流の地を觀察して大陸との關係を明にす、是を以て靄靄海峡は間宮海峡とも稱せらる、同年六月樺太を改めて北蝦夷と名づく、文政四年再び松前氏の管する所となる、嘉永六年八月魯西亞の使臣布格廷、長崎に來り、樺太領土の境界を定め交易を通せんことを乞ふ、江戸幕府、筒井政憲、川路聖謨を遣りて議せしめ、北緯五十度の地を以て分界とせん、議協はす、安政元年布格廷又伊豆下田に來り約す、今より後兩國の界に、擇提、得撫二島の間を以てし、樺太は舊に依て界を分たす、然れども連年露人樺太に寇す、五年七月假に和親通商の約を結ぶ、六年七月に至り、露國又半羅布伊余數列をして江戸に來らしめ、若年寄藤原但馬守胤統、酒井右京亮忠毗と樺太の境界を論じ、限るに宗谷海峡を以てせんとす、我聽かず、文久二年七月幕府竹内保徳、松平康直、京極某を露國比特堡に遣りて議せしむ、辯論反覆決せず、遂に彼我吏を派し其地に臨て定むるを約して歸る、未だ事ありて果さず、慶應二年十二月、幕府又小出秀實、石川某を比特堡に遣り、外國事務參政須子列榮保と議せしむ、復協はす、時に彼れ得撫島を以て交換する便をいふ、我聽かず

カラフ

す、遂に難居の約を定む、明治二年八月樺太の舊稱に復す、三年二月開拓使を分て、別に樺太開拓使を置く、四年參議副島種臣に全權を命じ、往て其事を決せしむ、未だ果さず、八年五月在露京特命全權公使榎本武揚に全權を委し、露國大臣薩山兀兒某吉布と樺太千島交換の約を結ばしめ、樺太を露西亞に譲り、千島諸島と交換す、同年十月之を開拓使に合す、十二月樺太土人内地に移るもの八百餘人といふ、日露戰役に、樺太を占領するや、三十八年六月及び七月に、我海軍水路部は、靄靄海峡及び靄靄海灣を、間宮海峽及び同北部、ノトロ、シレントコ兩岬を近藤岬、重藏岬、アニア岬を東伏見岬、ロソセイ岬を千歳岬、テルベニヤ岬を七郎岬、エンテエマ岬を對馬岬、テルベニヤ岬を片岡岬等と改稱す、明治三十八年十月ホーツマスにおける日露條約により、其北緯五十度以南を限りて割讓し、同島の半部我國の有に歸す、蝦夷(エ)參看(北海道志、樺太懷古、官報)

カラフネフギヤウ

唐船奉行 唐船奉行 町幕府の職名、外國の通信及び貿易の事、并に五山の僧の明に使用する時の事を掌る、また唐奉行ともいふ、(原田) 德三年八月琉球の商船兵庫に來る、攝津守護細川勝元人を遣はして、其貨物を取り價を給せず、因りて之を訴ふ、幕府より奉行布施貞基、飯尾之種、同六郎を遣はして之を糾問せしむ、享徳三年十月明へ遣はし、船歸朝す、奉行飯尾貞元、同孫左衛門を兵庫に遣はして搭載の貨物を檢閲せしむ、又文正元年琉球入貢す、奉行を遣はし貨物を點檢せしめ、品目を録上して遺漏なからしむ、將軍琉球使を寢殿庭前に延見す、唐船奉行飯尾元連、同之種等其貨物を受く、文明六年京畿の商人琉球に往て互市す、或は制に違ふ者あり、薩摩守護島津武久之を幕府に訴

カラメ

唐目 斤兩の名、宋の量目に據るを以て名づく、後世黒目とも稱す、百六十目を一斤となし、普通に之を用ふ(地方新書)

カラメテ

搦手 城廓の後の入口をいふ、大手(オホテ)の條參看、

カラモノツカヒ

唐物使 王朝時代支那の商船が、筑紫に來れる時、積み載せたる荷物を改め、都に送ることを掌るために、遣はさるる人ないふ、文徳實錄に「承和五年藤原岳守出爲「太宰少貳、因檢校大唐人貨物、適得三元白詩草、奏上、帝甚耽悅」と見え、尙ほ古今集新千載集などの詞書にも見えたり、

カラモノフギヤウ

唐物奉行 室町幕府

カラモン

韓門 唐風の門、吾國古代の制にあらず、支那の制にならひて作りたる門なるを以て名づく、(モン)參看(家屋雜考)

カラヤウ

唐様 名義 入木道の一派、支那流の書體をいふ、和様と區別する爲めに名づく、(原田) 聖神天皇の御代論語千字文を傳へしより後、夙に六朝以下の名蹟に摸し、聖武天皇の頃には王羲之の書を學ぶもの多し、又僧空海、橘逸勢は、唐に渡りて其法を傳へ、後世嵯峨天皇と並べ稱して三筆となし、純然たる支那風なりしが、小野道風に至り、漸く彼風を離れ、藤原佐理、藤原行成に及びて、益々彼風と遠ざかり、世尊寺流持明院流等の和様出來りて支那風衰ふ、鎌倉時代の末禪僧の宋元等に往來せしにより、支那風起り、特に歸化僧寧一山の如き尤も巧なりしと云ふ、江戸時代に至り、儒學の盛に行はるるに由り、唐様盛にして、細井知愼、澤田東江、市川米庵等名を得たり(文藝類纂、古事類苑文學部)

カラワ

唐輪 名義 髪の一風、元服以前童形の髪を體なり、髪を元をとりそるへ末を二分し、額の上ほどに圓く輪に結ぶをいふ、(原田) 古くよりありしと見え、書紀に、角子を「アゲマキカラワ」と訓めり、今いふ童子輪のことなり、太平記に「年十五六許なる小兒の髪、唐輪にあげたる云々」と見え、總て男兒にのみいひ、女の結びしことは、詳かならざれども、吾妻鏡正治三年五月十四日の條に「坂額女如童上髪云々」とあるもの唐輪なるが如し、然れど其明かに見えたるは、天正の頃なるべし、小松軍記に、陣

カラヘ

カラモ

カルコ

置評かならず、或は、齊明天皇百濟を授けんとし給ひ、當國に到り關を箱蓋の里に置き、往來の人を改め軍勢を集めたりと云へども、并に史籍に見ゆる所なし、新古今集に、かるかの關守にのみ見えつるは人も許さぬ道邊なりけり」とありて、當時ありしなり、降りて室町時代文明の頃、尙ほ未だ存せしとみえ、宗祇の筑紫紀行に、かるかの關にかゝるほどに關守立出で、我行末をあやしげに見るも恐るし云々」とあり(續筑前風土記、筑紫紀行、和漢三才圖會)

カルコ

輕子 江戸時代、荷車を引き、或は物を負ひて人に備はるゝ者の總名、輕子とは、輕籠にして物を負擔する器なるを、後ち假りて備夫の名と爲す(官中要録、皇典講究所講讀、徳川氏施政大意)

カルサン

輕衫 袴の狭き如きもの、元祿時代流行す、普通ならんと云ふ、今絶えてなければ、其形製法知る由なしと雖も、按ずるに西洋服に倣ひて作りたるものにして、今の股引に似たるものならんと云ふ、鷹旗波集に「きて見れば氣もかかるさむぞ藤ばかり」と見えたり、元祿頃迄は股引なく、皆之を用ひたり、明和二年川柳點に「かるさむで心中のぞく料理人」などありて、凡てせはしき働する者は、皆はきたるが如し、又髪結、吳服屋の下男なども之をばきたり(嬉遊笑覽、松屋筆記)

カルシマノトヨアカリノミヤ

輕高豐明宮 名義、應神天皇の皇居所在、大和高市郡白檮原大字大檮の邊(國語通釋)天皇元年、此地に都し、四十二年にして廢す、古事記及び書紀に、輕島之明宮とあり、舊事紀に「都于輕島宮」と豐明宮と見え、續紀、古語拾遺等皆豐明宮とあり(首府沿革論)

カルタ

骨牌 名義、遊戯具の一種、小き厚き紙に、種々の形を畫きたるもの數十種を以て一組を



(載所風屏藏所家浦松爵伯)

爲す、西班牙語の「carta」なり、春澤浪話に、輕板の略語とし、白河燕談に、繪圖の變語を「カルタ」と云、故に繪様あるを以て亦「カルタ」と名づくるといひ、遠碧軒記に、南蠻の詞なりといひ、又一説に、博奕の名にて、榜浦の板の約ならんといへり(雍州府志に、詳しくその構造及び遊戯の仕方を書き記せり「賀留多六條

カルタ

カルノ

法師之形、第十一畫騎馬人、第十二畫張床之人、一種稱「波字」變國謂「青色」謂「波字」、一種紋謂「古津不」、變國謂「古津不」、一種紋謂「於字留」、變國謂「王謂」於字留、執自二數、至九數、第十第十一、第十二同前、其玩之法、其始三人或五人圍座、其内一人左手取手持加留多、以裏面上下混雜、不見其畫、配分而置之各々之前、是謂「切」加留多、其爲「戲」謂「打」加留多、然後人々所得之札、數一二三之次第、早拂盡所持之札、是爲「勝」、又互所得之札、合其紋之同者、其紋無二相同者、爲「負」、是謂「合也」云々、これ後世のトランプと稱するものか(國語通釋)天正年間、始めて和蘭人之を傳ふ、之を天正賀留多とて、四十八枚の物傳はり、初一枚に天正金入極上仕入の八字を記すを例とす、後ち寛永の頃に至りて、一般に傳播し、遂にウンスン骨牌、歌骨牌、花骨牌、イロハ骨牌等出づ(近世世事談、嬉遊笑覽、屠龍工隨筆、洋々社談、骨牌考)カルノサカヒバラノミヤ 輕境原宮

カルノマガリヲノミヤ

輕曲峽宮 名義、懿德天皇の皇居所在、大和高市郡白檮原大字大檮原大字大檮の邊、此地に都し、三十三年間にして廢す、書紀通證に「曲峽宮在輕町地方、今名田有末波利乎佐、即此」といへり(書紀、首府沿革論)

カルメキン

輕目金 通用貨幣の量目減少したるをいふ、正寶事錄に享保六年六月、慶長古金の内金目三厘迄輕き分は滯りなく通用すべきことを令し、若し目輕き金より歩銀取る者あらば曲事たるべきことを命する由見え、寶曆集戌餘論に、延享二年閏十二月、輕目金の儀は、小判者四厘迄輕き分通

カレイ

用せしめ、一分判も是に准せしむべき由見えたり、カレイ 家令 「ケライ」を見よ、カレイ 家令 名義、王朝時代、親王、内親王、三位以上公卿等の家事を總へ知る事を掌る(國語通釋)文武天皇大寶元年制定して、親王、内親王、及び三位以上の公卿に各一人を賜ふ、三位以上と雖も無職の人は此限にあらず、天曆以後は家司を置き、その上に別當を置き、専ら家事を掌りしを以て家令は空名となる(令義解、同集解)

カレイツケ

鞆(干飯附) 四方手(シホテ)を見よ、カレイ 枯色 麁の色目の名、表黄にして裏の青きもの、桃花葉葉に、表白、裏薄色といへるは如何あるべきか、十月頃より翌年三月まで着用す(物具裝束抄、裝束色葉)

カレウビン

迦樓頻 名義、伽藍、迦樓頻、迦樓頻に作る、林邑樂にて、意越調二十五曲中の一、或は沙陀調とも稱す、一名不言樂、又鳥とも云へり、古樂にて中曲の序拍子八、破拍子八、念拍子八、舞者四人、天冠羽衣にて雙手に銅鈸子を拍ち、拍子を取る、鳥の妙音に擬したり、答舞胡蝶(國語通釋)迦樓は梵語なり、漢にて教鳥と譯す、鳥なり、舊傳に、祇園精舍供養の日に、此鳥來りて空中に鳴き舞ふ妙音、天女其狀に取り舞曲を作り、是を阿難尊者に傳ふと云ふ、或は此鳥、苦空無我常樂淨土と轉ずる所よりしか名づくとも、本朝へは婆羅門僧正佛哲等之を傳ふ、舞樂(アガク)の挿繪參看(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖説)

カレノ

枯野 麁の色目の名、西三條裝束抄には面は黄にて、裏薄青なりといひ、雜事抄には、表青色にて、裏青なるものといふ、裝束色葉に、桃花葉葉カレノ 枯野 麁の色目の名、西三條裝束抄には面は黄にて、裏薄青なりといひ、雜事抄には、表青色にて、裏青なるものといふ、裝束色葉に、桃花葉葉

カレイ

カレイ カレノ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

カレノ

カレノ キ

の衣の色々の中に、枯色と、枯野とを別々に擧げたれども、其名、其色を考ふるに一物歟といへり、カレノノヒイロ 枯野秘色 麁の色目の名、瑠璃色をいふ(胡曹抄) カロウクワン 何陋館 舊黒羽藩の學校、後ち作新館と改む、サクシクワンを見よ、カルク 嘉祿 名義、後堀河天皇御宇の年號、元仁二年四月二十日改元、疾疫に依てなり、二年にして安貞と改元す(國語通釋)カルク 家祿 江戸時代、旗下御家人の家につきたる縁高をいふ、子孫相繼ぎて其縁を食むを以てなり、明治十年に至りて之を廢す、ガワウオン 賀王恩 名義、唐大食調二十四曲中の一、一に感皇恩に作る、新樂にて中曲、又古樂とも爲す、四人舞、答舞綾切(國語通釋)唐太宗秦王たりし時、此曲を作り父高祖の美德を稱賛したる者と云ふ、我國傳來後嵯峨天皇、大石峯真に勅し之を改作すと云ふ、こは上皇御賀の參音聲(マキリオン)に用ふ(禮樂志、舞樂圖説) カワラ 加和羅 鑑の古名、「ヨロヒ」を見よ、

キ 寸 馬の尺をはかるるときにいふ詞、古事記傳に、寸を伎といふは刻むの意なり、萬葉集に、玉刻春と伎に刻の字を書けるも、その意にて伎といふ、カレノ キ 法師之形、第十一畫騎馬人、第十二畫張床之人、一種稱「波字」變國謂「青色」謂「波字」、一種紋謂「古津不」、變國謂「古津不」、一種紋謂「於字留」、變國謂「王謂」於字留、執自二數、至九數、第十第十一、第十二同前、其玩之法、其始三人或五人圍座、其内一人左手取手持加留多、以裏面上下混雜、不見其畫、配分而置之各々之前、是謂「切」加留多、其爲「戲」謂「打」加留多、然後人々所得之札、數一二三之次第、早拂盡所持之札、是爲「勝」、又互所得之札、合其紋之同者、其紋無二相同者、爲「負」、是謂「合也」云々、これ後世のトランプと稱するものか(國語通釋)天正年間、始めて和蘭人之を傳ふ、之を天正賀留多とて、四十八枚の物傳はり、初一枚に天正金入極上仕入の八字を記すを例とす、後ち寛永の頃に至りて、一般に傳播し、遂にウンスン骨牌、歌骨牌、花骨牌、イロハ骨牌等出づ(近世世事談、嬉遊笑覽、屠龍工隨筆、洋々社談、骨牌考)カルノサカヒバラノミヤ 輕境原宮 名義、孝元天皇の皇居所在、大和高市郡白檮原大字大檮原大字大檮の邊、此地に都し、五十三年間にして廢す(書紀、首府沿革論) カルノマガリヲノミヤ 輕曲峽宮 名義、懿德天皇の皇居所在、大和高市郡白檮原大字大檮原大字大檮の邊、此地に都し、三十三年間にして廢す、書紀通證に「曲峽宮在輕町地方、今名田有末波利乎佐、即此」といへり(書紀、首府沿革論) カルメキン 輕目金 通用貨幣の量目減少したるをいふ、正寶事錄に享保六年六月、慶長古金の内金目三厘迄輕き分は滯りなく通用すべきことを令し、若し目輕き金より歩銀取る者あらば曲事たるべきことを命する由見え、寶曆集戌餘論に、延享二年閏十二月、輕目金の儀は、小判者四厘迄輕き分通

キウジ

仁元年三月二十二日、長元九年四月七日、以宮城門一謂宮門、又皇居外郭、中御門曰宮城門、此等文、則似不確定、以文勿害意、といひ、宮城門と宮門との一定せざるを論ぜり、朱雀以下十四門とは、皇嘉、美福、談天、藻壁、殿富、上西、安嘉、偉鑿、達智、上東、陽明、待賢、郁芳の諸門をいふ、有職抄に、宮城門は皆御門守の守る門也、衛門守る所是を宮門と云ひ、兵衛守る所是を衛門といふなり、凡宮門は、衛士をして守らしむるなり」といへり、雜式に、凡乘車出入宮城門者、紀以下、大臣嫡妻已上、限宮門外こと見えたり、

キウジヤウモン

宮城門 大内裡中和院外門の一、南に在り、左經記には、宮城南門、拾芥抄には、中御門(中院南門)又宮城門に作る、南朝堂院の昭慶門に對す、大ま五間、東西の築牆、各七間に東西の掖門あり、東掖門の東、西掖門の西各十間、江次第(大神寶)に、行事史、於宮城門合委諸社幣こと見えたり(大内裡圖考證)

キウジユ

久壽 近衛天皇御宇の年號、仁平四年十月二十八日改元、二年を経て後白河天皇保元と改む、出典抱朴子に、其業在於全、身久壽、とあるに據る、文章博士藤原永範之を勸進す(元祿別錄)

キウセイダイ

糺政臺 彈正臺をいふ、天平寶字二年藤原仲麻呂の議を納れて、令制の彈正臺を改稱す、八年仲麻呂の死後舊名に復す、トタンジャウダイ(參看(續紀))

キウソク

九族 高祖、曾祖、祖父、己子、孫、曾孫、玄孫の九代の家族をいふ、五等親(ゴトウシン)(參看(續紀))

キウソクノマ

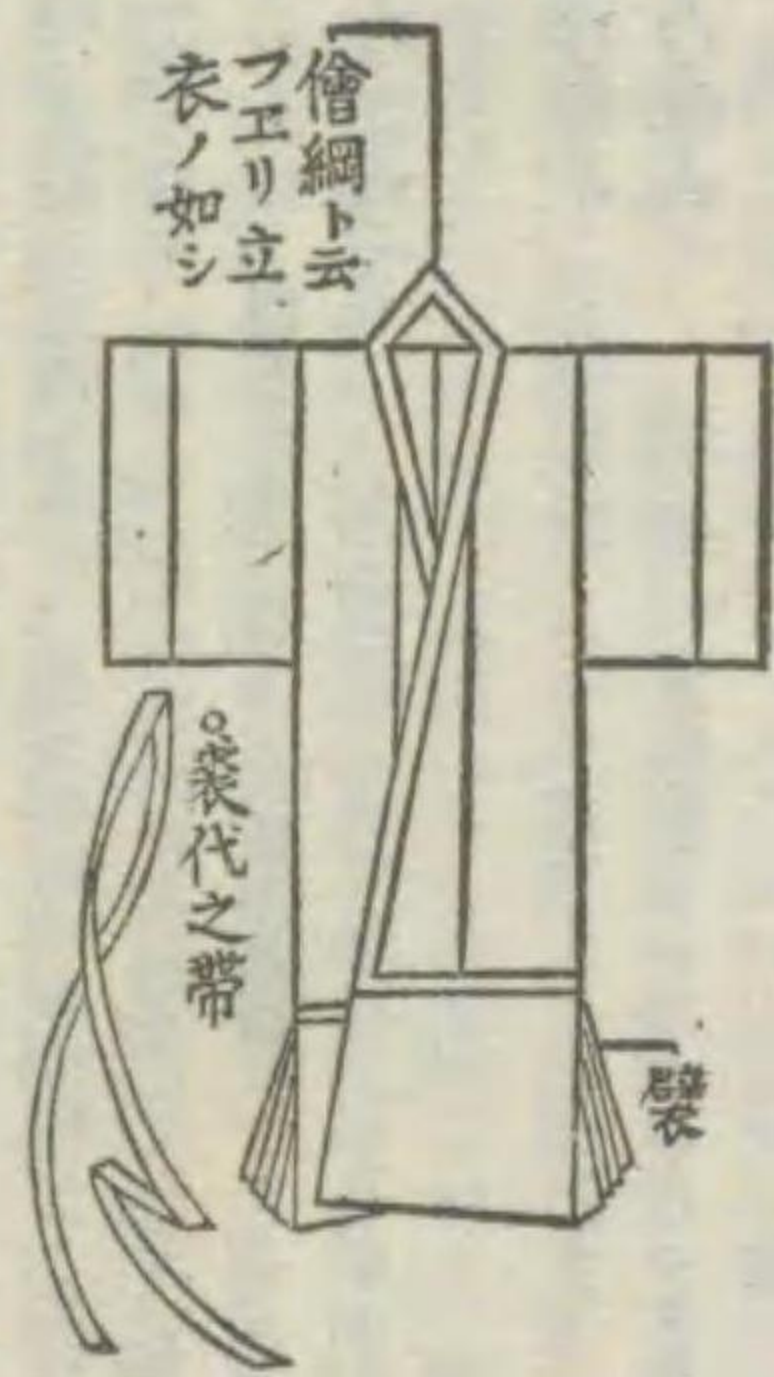
休息間 江戸幕府將軍居間

キウタ

の名、千代田城大奥に、御座の間の入側より續きて萩の廊下あり、そをつき當れば御休息の間の入側なり、此座敷はいづれも南向にて、上段十八疊、二間の床の間あり、傍に一間の袋戸、其下に違棚、此床及床脇小壁まで總て東海道五十三次を極彩色にて畫きたり、疊は高麗縁備後表なり、此座敷に、襖、唐紙ともなし、障子を備へたれども夏向はなし、下段も十八疊、折廻し三方に入側あり、入側の右の方に、横九尺、縦五尺程の窓ありて、役人召されて出仕する者、先づ此窓の下に座して其より御前へ出づ、此窓を大窓下と稱する由なり、上段の中央に鏡子の鏡蒲團を置き、左は刀掛、前に手爐と煙草盆、鼻紙壺等ありて常備の如し、而して上段南向に上疊と稱し、疊の上、更に三寸程厚みあるパンヤ入の疊二枚を敷きて御座所にあつといへり、江戸城(エドシヤウ)の挿繪大奥の條參看、

キウタイ

袷代(求袋、宮體) 法皇及び諸門跡方參内の時着する服装に代る義、袷は毛皮に縫ひたる衣、障子の著るものなり、吾妻鏡文應二年正月



(載所記雜丈貞)

二十六日の條に、今日和歌御會始(中略)右大辨入道眞親(袷袋)とあり、三光院内府記に、法體裝束等之事、參内には宮體(下は指貫、上は如、袍者、袷袋)鈍色表袴の重衣、香の袷袋、或持念珠、大納

キウタ

言より參議迄の法體の人は着之候、内々には素絹の二重袴を着す云々と見えたり、

キウタクワン

求道館 舊館林藩の學校、弘化四年三月、藩主秋元忠朝始めて之を設立し、漢學を教ゆ、安政四年六月、大に學制を改革振張し、文武兩道を一場に於て兼修せしめ、造士書院と改稱す、明治二年禮朝の時又支校を設けて皇洋兩學を教導し、更に館林藩學校と稱す、四年七月、廢藩置縣の際に至る迄凡二十五箇年間、授業相續す、同年十一月館林縣の命を以て閉鎖す、備置數地千三百三十九歩、建坪三百三十二歩、圖書漢籍二百二十部、内經書部七十部、歴史の部六十二部、諸子書類二十四部、詩文集類三十六部、訓話の部十六部、雜部十二部、圖類三、右の外皇學を始め、洋學兵學其他諸藝術に關する書籍ありしが、今其書目存在せざるを以て種類部類詳かならず(日本教育史資料)

キウタン

糾彈 彈正臺にて、左右兩京五畿七道の非違を彈奏するを云ふ、彈奏の式は、太政大臣の外、親王以下犯罪ありて糾劾すべきに、未だ其實を審みせざる時は、並に推考せしめて、未だ其實を審み、悉く事の由を知りて後に、官人は解官以上に當り、無品親王は徒罪以上に當れば奏彈す、無品親王杖罪以下、及び五位以上解官に至らざる犯罪、若くは六位以下一切の犯罪は、並に彈正臺より、斷罪すべき所司に移して推判せしむ、然れども彈正は太政大臣を彈するを得ず、太政大臣は彈正を彈するを得、但し左右大臣と彈正とは、互に彈するを得、又封事を上りて官人の弊政を告げ、或は抑屈せらるる事を訴ふる事あれば、彈正之を少納言より受けて推問し、理に當れば奏聞し、否らざれば彈劾す、又

キウチ

○天道根命 比古麻 鬼刀爾 久志多麻
大名草比古 宇遲比古 舟本 夜都賀志彦
等與美々 豐布流 磯籠 福賀志富 忍

官司の枉判、閭里の不法を聞く時、彈正は之を案覆して實を得れば奏聞す、凡彈正臺の彈奏は、太政官を経ずして直に奏聞し、彈正は毎月左右京を巡察し、東西市、並に諸寺の非違、客館路橋の破綻を勘彈し、狀を量りて決罰し、月別に三度、諸司を巡察して非違を糾正し、又毎日禁中を除く外、宮城外の非違及び汚穢を糾察す、延喜以後は彈正の糾彈は檢非違使に歸するに至れり(古事類苑法律部)

キウチ

紀氏 神別、神皇產靈尊の裔天道根命より出づ、宿禰姓、直姓、國造あり、直は河内に貫す、天道根、神武天皇の時紀國造となり、九世孫豐布流始めて大直の姓を賜ふ、崇神天皇の時、國造荒河刀弁あり、舍人神田を皇大神宮に奉す、景行天皇の時紀直菟道彦あり、其女屋主忍男武雄心命に嫁して武内宿禰を生む、仁明天皇の世、右京人近江少目伊蘇志臣廣成、同姓大和人廣、紀伊人紀直繼成等十三人に紀宿禰を賜ふ、光仁天皇の御世、名草郡人直乙麻呂等二十八人に紀神直を賜ふ、直諸弟等二十三人に紀名草直、直秋人等百九人に紀思直直を賜ふ、皆同族なり、紀國造世々相繼ぎ、日前神宮の祝となる、豐布流十六世の孫奉世子なし、武内宿禰裔孫行義を嗣となす、竟に皇別の紀氏となる、其族湯淺氏あり、其裔河瀬定佛、楠木正成に從て王事に勤む、四十二代孝弘正二位權大納言となる、又淑文淑氏等歌人少からず、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し男爵を授けらる(家譜、氏族志、華族譜)

○天道根命

比古麻 鬼刀爾 久志多麻
大名草比古 宇遲比古 舟本 夜都賀志彦
等與美々 豐布流 磯籠 福賀志富 忍

キウチ

○天道根命 比古麻 鬼刀爾 久志多麻
大名草比古 宇遲比古 舟本 夜都賀志彦
等與美々 豐布流 磯籠 福賀志富 忍

- 國見 麻佐平 國勝 忍勝 大海
大山上忍種 牟婁 務壹石牟 直祖 古麻呂
林 千島 足國 豐島 吉繼 豐
五百友 國栖 豐成 高繼 弘淵 槻雄
廣世 有守 奉世 行義 孝經 義孝
孝弘 孝長 孝季 經佐 良守 良佐
良忠 良平 良宣 宣俊 宣宗 宣保
宣親 淑文 淑氏 俊文 親文 俊長
行文 行長 行孝 親弘 俊速 俊調
光雄 忠雄 忠光 昌長 俊弘 俊範
豐文 俊敬 慶俊 三冬 尙長 俊尙
俊季

キウチ

紀氏 皇別、孝元天皇の皇子彦太忍信命の後なり、其子武雄心命景行天皇の朝、紀伊國に在りて、紀直菟道彦の女を娶りて、武内宿禰を生む、武内景行天皇より仁德天皇の五朝に仕へ、元老となり、子孫甚だ衆く、歴朝の大臣皆其族に出づ、其子角宿禰の子孫を紀氏となす、尤も著るは、天武天皇十二年紀臣朝臣を賜ひ、左右京に貫す、仁明天皇の朝紀伊の人紀臣奈須、廣成等に朝臣を賜ふ、其後世々朝臣の姓を賜はるもの多し、清和天皇の世、僧行教あり、武内の裔、石清水宮を創む、爾後紀氏世々神主及び俗別當となる、其族蕃衍し、田中、竹、竹、西竹、東竹、檀、高橋、新壇、平山、家田、善法寺等の諸氏あり、宇多醍醐天皇の世、紀長谷雄

文學を以て著るは、六世孫賴季山城介となり、子孫留て本國に居す、其裔品河、春日部、潮田、堤、大井田等の族あり、賴秀の兄久大炊頭となる、白河天皇の世御厨子所預に補す、子孫世々其職に従ふ、又長谷雄の苗裔下野に居するものあり、清原氏と俱に宇都宮祠に奉す、二族滋蔓す、後宇都宮氏に服從し、紀清兩黨と號す、源賴朝の時、清原氏嗣絶え、兵衛尉紀高俊戰功により兩黨旗頭となる、芳賀氏と稱し、子孫尤も著る(氏族志)

キウチウアンジャ

供頭行者 禪宗にて粥飯の時に、飯菜茶果等を行儀するもの、單に供頭と稱す、又供過行者とも云ふ(釋林象器箋)

キウチリウコ

木内宗吾 佐倉宗五(サクラソウゴ)を見よ、

キウチユウマス

宮中樹 神社樹の一種、伊勢神宮供用の御飯を量る樹の名、安東郡專常沙汰文に、以在地納儀一儀、宮中斗三斗合量合也、在地納儀者、一儀別三斗五升宛入也、以被儀、加宮中數級之定三斗量合也と見えたり、

キウトウ

牛痘 種痘(シュトウ)を見よ、

キウニウ

牛乳 我邦古くより見えたり、孝德天皇の朝、之を朝廷に獻りしかば、天皇飲御して甚く褒賞し、姓和樂使主を賜へり、三代格弘仁十一年二月十七日太政官符、乳長上の事をいへる條に、難波長柄豐崎宮御宇(孝德天皇の時)大山上和樂使主福常、習取乳術こと見えたり、當時牛乳を用ひたる、と疑ひなし、それより後、世に行はれ、西宮記を檢するに、京都左近馬場の西に乳牛院を置きて、典藥寮の別所とし給へり、此院に、別當、乳師、預等の官ありて、味原の牧の牛を分ち飼へり、其文に、供御三宮、乳とあり、是に因れば天皇、皇后等の飲御に供せし

キウチ

キウニ

キウハ

こと知るべし、又下々にまで及びたりしは、春記の長曆三年十月十四日の條に、今日始服生乳一盃、自今可持參由、仰乳牛司正友云々」とあるを見て知るべし、而して牛七頭より乳を取りしもの、如し、政事要略、元慶八年九月一日の格に、乳牛院立、飼牛總十四頭、就中母牛七頭、遞相輪轉、以充供御、(中略)復舊將勳四歳以上十二歳以下之課、然則供御之儲白備云々と見え、今年より改めて四歳より十二歳までの牛の乳を取る制となれるなり、是より先、延喜式の制に、諸國蘇貫の、を定めらる、蘇貫は、煉乳のことにて、朝廷より諸國に乳牛の民を置きて乳を絞らせ、其を煎じ詰めて最上の煉乳となさしめたまふなり、民部式に、凡諸國買蘇、各依番次、當年十一月以前進了、但出雲國十二月爲限、輪轉隨次、終而復始、其取得乳者、肥牛日大八合、瘦牛減半、作蘇之法、乳大一斗、煎得乳大一斗二と見えたり、然れど古より蘇を防長地方より獻じたるものにて、東大寺所藏の天平十年周防國正税帳殘缺に、遺蘇肆升(小)納、壹肆口、(並小)乳牛六頭、取乳二十日、飼給肆拾捌束(牛別四抱)と見えたるを以てなり、降りて江戸時代亦之を使用したるもの、如しと雖も未だ詳ならず、享保中安房嶺間に白牛を放養せしめて、白牛酪の製法を命ぜりし、其頃僅に三頭なりしが、寛政八年の頃、七十餘頭に至り、依て飲料の乾酪を製し牛酪賣弘の事を命ず、明治の頃となり、盛に之を用ふるに至れり(牛乳考)

キウハイ

九拜 拜(ハイ)を見よ、
キウバノイヘ 弓馬家 武家と云ふに同じ、弓箭を帶し、騎馬にて戦ふ故にかく名づくるならん、吾妻鏡文治二年三月二十六日の條に、此上人(延朗)者多田新發滿仲八代苗裔對馬太郎義信男也、出三累

キウビ

キウリ

葉弓馬之家云々、太平記竹下合戦の條に、弓馬の家を生れたる者は名を、こぞ情め、命を惜まわぬ者云云、梅松論に、眞祖武藏守兼鎮守府將軍秀郷朝臣、承平に朝敵平將門を討取て子々孫々鎮守府將軍の職を襲りし、五代將軍の後胤なり、累代武略のほまれを遺し、弓馬の家を達者也云々とあり、
キウビノイタ 鳩尾板 鏡の名所、「ヨロヒ」を見よ、

キウ

義雲 少より寂園和尚に越前の薦福寺に隨侍し、弱冠にして遊方し、本性を窮明す、圓和尚を歸香して、遂に洞上の訣を受く、正安元年冬薦福寺に住す、正和二年波多野貞通請じて越の永平寺に住せしむ、住職未だ久しからざるに、堂宇を鼎新し、宗業を整頓す、稱して中興となす、後ち寶慶寺に返りて、正慶二年十月十二日薨を著して、壽八十一(本朝高僧傳)

キウリ

舊離 江戸時代、百姓町人が、師父等の長上より絶縁せらるるをいふ、勘當とは異なり、地方凡例條に、舊離は、兄弟叔伯父母等目上の者より、弟甥等目下の者を離れ見届時、相願致舊離、目下より目上を舊離といふ事は不成、又致欠落、行衛不計、致舊離時、親類の内目上の者一人加り、夫に差添て、弟甥等も一同に舊離仕度旨、相願は不苦、若欠落者舊離帳外願時、目上の親類無之は、帳外計可願也、舊離とはならず云々と見え、又、村方にては、舊離さへ致せば、其者悪事仕出ても、難儀不悪事と心得居れども、一通の事は、格別、舊離帳外致たる者にては親類々等被仰付事有之、さすれば致舊離とも血筋は難通、さつぱりと御構無之とは難申、村役人も帳外致たる者故、不構と申儀には不

キウキレ

キエン

相成(併御答を蒙る節、過料は手鎖に成し、手鎖は急度叱杯と一等級くは相成とも一向無構には不相成由也云々といへり、
キウレキ 九曆 卷一 寫本一册(右大臣藤原師輔の日記、一に九紀、又御曆、或は九條右相之記と稱す、今現存するものは天曆元年より三年に至り、天德元年より四年に至る、されど西宮記に引用する所に依つて考ふれば、各條記事詳細にして本書の簡略不了なるものと大に異なり、或は原本はもと數十卷ありしも、世亂に因て盡く亡佚し、僅に略抄の零本を傳へたるにはあざるか(歴史記録考)

キエン

棄捐 己の財物を棄て、人に惠むをいひ、又貸借の破棄をいふ、(正確にいへば)後者は元より前者の中に含まるべきものなれども、便宜別として説明す)前者は歴史上特に説明するに足るものなし、後者は、江戸時代に於て注意すべき現象にして、實に近代の名宰相と稱せらるる松平定信の行ひたるものとす、蓋し當時御家人の下級なる者は、みな慶米を給せられ、所謂札差(フダサシ)參看の手より之を受取る制なりしが、世の下ると共に上下驕奢に流れて、困窮する者次第に多く、遂には僅め受取るべき慶米を抵當として、札差より借財するに至り、札差また其間にありて不當の暴利を食りしが爲め、益々負債を増加し、甚だしきは財政必迫の結果、子弟の教育をも放棄するの傾を生じたり、松平定信の首相となるや、深くこれを概し、寛政元年九月札差九十六人の者に、六ヶ年以前迄にかゝる幕士の負債は悉く棄捐を命じ、且つ其利足を改正し、一兩に付きて六分と定め、なほまた五ヶ年以後の負債は、一ヶ月五十兩一分、高百俵につき一ヶ年三兩ついの返済法によらしめたり、これ實に、前に述べ

ギラン

たるが如く、一方にありては御家人の貧窮を救ひ、一方にありては、札差等が、非常の利潤を得て、奢侈に耽りたるを懲戒する精神に出でたるものなりき、然れどもこれが爲め富豪をして危憂の念を抱かしめしこと甚だしく、爾來天壤地異のある毎に、棄捐の令出づると喧傳して騒擾したりしも、幕府は其度々、棄捐の令を發せざる旨を諭して、府内の金融をなましめたり、蓋し此棄捐は其精神において將た其形に於て、往古行はれたる徳政と全く同質のものなりと雖も、其弊害を生ぜざりし所謂のものは、これを再三行はざりしこと、幕府の紀綱振へるが爲めなりき、トクモイ(參看(續徳川實紀、徳政考))

ギエン

義淵 名流俗姓市住氏、義淵の字は、古來よりギエンと訓じたり、事關大和高市郡の人、其父某子なきことを憂ひ、常に觀世音菩薩に祈る、一夜柴垣の上にて一兒を拾ひ、養つて子と爲す、即ち義淵なり、後ち出家して、元興寺に投じ、智鳳に就きて唯識を學ぶ、尋で入唐し、智周法師に相宗の秘訣を受け、歸朝して法相宗を唱ふ、後ち吉野に龍門寺を開きて留住す、天智天皇爲めに岡本宮を賜ひ、寺と爲さしむ、龍善寺(俗に岡寺)これなり、大寶三年三月十四日僧正に任ぜらる、十一年勅して稻一萬束を賜ひて其學業を賞揚す、神龜五年十月寂す、治部省に勅して表事を監護せしむ、(人)玄昉、行基、宣教、良敏、行達、隆尊、真辨等知名のもの多し(元亨釋書、東國高僧傳)

ギエン

義園 足利義教(アシカガヨシノリ)を見よ、
ギランノケツリカケ 祇園削掛 名義、京都祇園社に於て、十二月晦日子刻に行はる、神事、丑刻に十二夕月にかたりし十二本の削掛を焼き

ギラン

て、近江丹波兩國の豊凶を占ふを以てかく名づくこと云ふ、削掛の神事とも云ふ、(續)日本紀事、晦日子刻祇園の社、神前の灯の外、悉く火を滅して、暗中參詣の人、口を恣にして他人の親戚をそしり合ふ、例へ其聲をき、其人を知ると雖も、争はず、恨みず、これ懺悔の儀にして勸善懲惡の意か、丑の刻ばかりに、執行腰裏にのり、社司前驅して、執行拜殿に上り、神前に向ひて黙座する事しばらくありて、經咒を誦す、東西の欄内に預め削掛の木を左右に建て置くこと各六屯、是十二月の數を表すなり、是を卯杖と稱す、而して同時に之を焼くなり、傳へ云ふ、其煙四へ向く時は丹波國來年五穀熟せず、東へなびく時は近江國又しかり、これによりて兩國の豊凶を占ふと、其後社司新に水を汲みて、削掛の火を以て元朝の供物を調ふ、是新年水火を改むるの義なり、參詣の人も亦其火を火繩に移し、携へて家に歸り元朝の羹を煮ると云ふ(本朝俗談志、華實年浪草)

ギランノゴリヤウエ

祇園御靈會 山城國愛宕郡八阪神社の齋會をいふ、毎年六月十四日若しくは十五日に行ふ、京中の大祭なり(儀式)先づ御輿洗、御輿あり、十四日に神輿三基旅所に神幸あり、同日還幸、此日馬長及び山餘等の盛儀あり、御輿及び神幸の日には、上皇、后宮の御覽あり、或は主上紫宸殿に御して、御覽ありし事を常とす、又此日には神輿違ひの行幸と稱して、皇居の方位、神幸路に禁忌ある時は他所に行幸ある例なり、上皇及び后宮等亦同じ、猶諸國圖會年中行事大成に委しく祭禮の事見えたり(原)二十二社註式には、圓融天皇天祿元年に始まるといひ、年中行事大成には、清和天皇貞觀十八年に始まるといふ、

ギラン

大治二年六月御靈會、勅使唐殿に乘り、殿上人馬長重巫女種女田樂舞人等金銀錦繡を裝ふ者數百人、最も美麗を極む、高倉天皇承安二年六月、上皇神輿三基獅子七頭を造り、之を奉り隨て御靈會を覽る、是より御靈會益々盛なり、室町時代應仁文明頃には戰亂の爲めに行はれず、後土御門天皇の明應九年六月再興せらる(親長補記、忠實記、古事類苑神祇部)

ギランノミハツカウ

祇園御八講 毎年二月八日京都祇園社に行ふ八講をいふ、勸會なり、中古以後漸絶して此儀なし、天台宗にて、修行する法なり、法華經二十八品に、結經無量義經を加へて、三十日三十口の式あり、八講壇として兩壇相對して之を飾る、講師問者を定め、右座は佛名をふし付に唱へ、左座は法華八卷の大意を論ず、別に論題を設けて論義あり、其外加陀唎散花等の法式嚴重なり(拾芥抄、華實年浪草)

ギランノヤシロ

祇園社 山城國京都四條賀茂河の東盛神院、古の八阪神社下是なり、祇園天神、牛頭天王等の稱あり、現今八阪神社と稱し、官幣中社に列す、(祭禮)素戔嗚尊を祀り、五男三女八柱命稻稻田媛命を配す、(原)清和天皇貞觀十八年常住寺僧圓如始めて之を攝摩廣峯より八阪郷に移し祀り、陽成天皇元慶の初、攝政藤原基經精舎を建て、觀慶寺感神院と號し、院内に遷祀せり、即ち今の地是なり、圓融天皇天祿元年六月始めて御靈會(ギランノゴリヤウエ)參看)を行ふ、三年此社を以て日吉社の末社とす、天延三年始めて臨時祭(ギランノリンジサイ)參看)を行ひ、勸業東遊走馬を奉る、後三條天皇延久二年十月感神院火あり、尋で兵部大輔藤原公房を遣はして火災を謝し、又詔して神殿を造る、四年三月天皇行幸あり、祇園行幸此に始まる、初本社

ギラン

は春日の末社たりしが後ち日吉の末社とす、本社は延喜式外の神社なれども、二十二社の一として朝廷の崇敬淺からず、後三條天皇以後多く稻荷社と共に...

ギラン—キカイ

禁抄には小祀と記せり、朝廷より臨時祭使を立てらるゝなど概ね平野祭に同じ、起原清原日本紀略に、圓融天皇延三年六月十五日丙辰、公家始自今年...

キカイ

併書に彌布袋あり(小説戯曲通志、名人忌辰録)キカイガシマ 鬼界島 所謂其指す所詳かならず、地理考には硫黄島を當てたれども、薩摩の南方にある諸島の總名なるべし、皇朝史略に、按長門本平家物語云、鬼界島有十二島、五島已内屬、餘未三服屬、所謂黒島、硫黄、永良部、沖繩之類、總稱曰鬼界島と云へり、又貴賀井島、貴海島とも書す、又薩摩方とも云ふは、種子島の大隅管内に對しての稱なりと云ふ、千載集沖小島に、和漢三才圖會澳小島に作る起原清原書に見えたるは、日本紀略に、長徳四年九月十四日、太宰府言上、下知貴賀島、追捕變由とあるを始めとす、治承元年法勝寺執行俊寛、平康頼、丹波成経等、鹿谷に會して、平清盛を除かんとして謀漏れ、清盛の爲めに硫黄島に流さる、源平盛衰記七俊寛成経等移鬼界島事に、薩摩方とは總名なり、鬼界は十二の島なれば、五島七島と名附たり、端五島は日本に從へり、康頼法師をば、五島の内ちとの島に捨、俊寛をば白石の島に棄けり、彼島には白鷺多して石白し、故に白石の島と云、丹波少將をば奥七島が内、三の島の北硫黄島にぞ捨たりける、此島々へはおほるけならん、人の通事もなし、島にも人稀也、自ら有者も、此土の人には似ず、身には毛不生、色黒くして牛の如し、云事の言も聞知ず、男は烏帽子もきず、女は髪もげづらず、木の皮を剥て、されかつらにしたり、ひとへに鬼の如し、眼に遮る物は、燃上る火の色、耳に滿る物は鳴下る雷の音、肝心も消計なれば、一日片時堪て有べき心地せず云々、昔は鬼の住ければ、鬼界島とも名附たり、今も硫黄の多ければ硫黄島とぞ申ける、又長門本平家物語に、鬼界は十二の島なれば、口五島と日本に從へり、奥七島は我朝に從はずといへり、白石、あ、しき、くら島、

キカイ

硫黄島、阿世納、一本阿世波、吉田氏阿末納の誤と云へり、やくの島、とほえらふ、おきなば(屋久沖繩は誤ならん)鬼界島と云り、口五島の内、少將をば三のとまりの北、硫黄島に捨置、康頼をばあ、しきの島、俊寛をば、白石島にぞ捨置ける、彼島には白鷺多くして石白し、水の流に至るまで波白く見えて、いさぎよければ白石島と云ける也」とあるにて其島の有様を知るべし、平家盛時薩摩住人阿多忠景勳勳を蒙るを以て本島に逃る、筑後守家貞を遣はして之を討せしむ、風波によりて征するを得ず、空く歸る、鎌倉時代の初め義經の黨之に據るの風説あり、且つ河邊平太通綱此島に渡り住するを以て、文治三年九月頼朝宇都宮信房を鎮西に遣はして、天野遠景と共に是を征せしむ、四年春信房謀を以て終に貴賀井島を征服す、頼朝其功を賞して地頭職を賜ふ、正嘉二年八月平康頼の孫平内左衛門俊頼、勳勳盛重の伊具四郎を殺せし事に坐して、硫黄島に流さる、後醍醐天皇關東を亡さんと企て給ふ、僧文觀圓觀等をして調伏せしめ給ふ、事顯はれて元徳元年僧徒捕へて文觀を硫黄島に流す、而して此後鬼界島の名顯はるゝこと少きも、慶長十四年奄美以南の諸島を併略するに至るまでは、此の鬼界島を薩摩の極南とせしものならん、昔時は硫黄島以下薩摩河邊郡に屬せしが、今は大隅國大島郡に屬せり(地理考、地名辭書)

キカイ

延引す、事終れば短冊を意の如く櫃に入れ、昇きて太政官謹奏 今日外文武官番上已上壽永元年成選任陸伯拾一人 式部省 奏授九百冊九人 進三階五百七十九人 進二階三百人 進一階七十人 右依令外位並内位初位判授 判授廿二人 奏授四百冊人 進三階二百人 進二階百五十人 進一階九十人 右依令外位並内位初位判授 判授百九十九人 進三階九十人 進二階五十人 進一階五十人 右依令外位並内位初位判授 以前式部大輔從三位藤原朝臣俊經兵部大輔從五位下藤原朝臣保能解備判授已上准選具件如前謹以 申聞謹奏 壽永元年六月 日 攝政從一位藤原朝臣 從一位左大臣藤原朝臣

キカイ

退出す起原清原類聚國史に、慶雲四年正月天皇御大極殿、詔授之、和銅四年四月詔叙之」とあるは蓋し後世の擬階の奏ならん、これより歴代の朝儀となれり、今吉記所載の奏狀を上に示す(公事根源、年中行事秘抄、建武年中行事) 擬講 僧位の役名、三會の講の命を受けしより勤仕以前を擬講と云ふ(寺官抄、僧官考) 義亨 名義翁と號す、敕して大祖正眼禪師と諡す、後ち寛永年間天照大現國師と諡す 系姓は源氏出雲の人 大德寺の第二世、十九歳京に入り、建仁寺の鏡堂圓禪師を師となす、堂遷化の後、南禪寺の大光國師に參す、後ち大德寺の大燈國師に參謁し、一日豁然として契悟す、建武四年冬、大燈將に入滅せんとし、亨に命じて寺事を管せしむ、明年春敕を奉じて開堂す、都下の衆稱號ひ來る、應安二年五月十五日化す、世壽七十有五、法臘五十六、語錄二卷あり(本朝高僧傳、扶桑釋林僧寶傳、龍門夜話、徹翁和尚語錄) 乞巧奠 七夕祭をいふ、タナバタを見よ、 其角 寶井其角(タカラキキカク)を見よ、 貴樂 私年號、欽明天皇十三年に相當し、凡三年間(年代記、皇代記、二中歴等)には凡二年に作る(繼續せり)(古代年號、逸年號考) 喜樂 私年號、推古天皇元年に相當し、端政五年に改む、繼續年限詳かならず、然れど同二年に、端正元年の年號あるをみれば、一年間なるか(古代年號、逸年號考) 伎樂 「ケレカク」を見よ、 伎樂師 吳の樂師をいふ、雅樂寮

キカハ キガミ

（ガガクレウ）及び吳樂（クレガク）を見よ、
キカハラゲ 黄河原毛 馬の毛色の名、河原
毛の黄ばみ多きものを云ふ、保元物語に、黄瓦げな
る馬の太くたくまじきに云々、源平盛衰記東使戦木
曾條に、武藏國住人勅使河原權三郎有房は、木蘭地
の直垂に黒糸威の籠に白星の甲廿四差たる黒布露の
矢黒漆の弓に、黃駱馬に黒漆の鞍置てそ乗たりける、
云々と見えたり、

キカフチノクラ

龜甲地鞍 戒指にて鞍橋
を伏せ包みたる鞍を云ふ、無名裝束抄に、大治五年
朝觀行幸の日、少將頼長龜甲地鞍を用ふと見えたり、
キカフノコホリ 城飼郡 所在 遠江國

起原 光仁天皇寶龜二年に始めて見えたり、和
名抄に加美（カミ）新井（ニヒキ）荒木（アラキ）河上
（カハカミ）高橋（タカハシ）新野（ニノノ）鹿城（カラ
コ）朝夷（アサヒナ）松淵（マツフチ）土形（ヒゲカタ）
狹東（サツカ）の郷あり、應永中既に城東と稱し、また
城飼にも作る、天正二年八月徳川家康の命により城
飼を城東（シヤットウ）に改めたる由、武徳編年集成
に「えたり、郡名録、キトウ」と訓み、地誌提要また之
に從へり、明治二十九年佐野郡と合併して小笠郡と
改む（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

キガミ

黃紙 江戸幕府訴訟上の文書の名、裁
判官より老中の指揮を仰ぐ書をいふ、其張り紙の黄
色なるを以て名づく、寶曆集成絲綸錄、寶曆二年五
月の條に、左の如く見えたり、
御仕置御書本文二名所一寄、相認メ候節之黃
紙前後左之通相認可申候、

此誰儀何々之致方、不届御座候間何々可申付
候哉、

キカン キキコ

一此誰儀何々之致方、不届御座候間何々可申付
候哉、
名所一相認メ候而、御答ハ別々ニ相伺候者
ハ、右之通黃紙ノ内ニ、一小打仕、認可申候、
黃紙認方
此誰儀、不届成儀も不届候間、御構御座有
間敷候哉、

此誰儀、何々之儀不届御座候間、兩人共何々
可申付候哉、
右の通御構無御座者、又ハ同様之御仕置ニ相伺
候者ハ、只今迄之通、名前一相認可申候、

キカン

桔桿（吉簡、吉干、乞寒） 名義高
麗樂曲、壹越調三十四曲中の一、小曲なり 起原 高
麗國通考に、乞寒はもと西國外番康國の樂といへり、
我國傳來詳かならず、凡相撰の節、王二人、陪從廿人、
劍氣舞脱と相對して之を奏し、又樂雜伎とも併奏
す、所謂散樂俳優曲なればなり、初め舞ありしかど後
世絶えたり（禮樂志）

ギキ

議貴 六議の一、三位以上の人をいふ、
「ギ」の條を見よ、
ギキク 黃菊 葵の色目の名、表黃裏青なるを
云ふ、九月より十一月の季節に用ふ胡曹抄、雁衣抄、
女官節抄

キキコマ

開小間 江戸時代、江戸町民に課
したる税の一、公費に係る課目を、公役小間の法を標
準として徴收すること、即ち公役小間の法を
他の課目にも割合し、出銀を聞かすといふ意、凡町費
の類は皆これに據て算出するに付、一町小間、總町小
間、火消小間、祭禮小間等の名稱あり、其課目に依て、
小間に伸縮あり、例へば、一町六十間の公役を受くる

キギス キキヤ

町なりとも、火消小間は五十五間を受け、祭禮小間は
五十間を受くる類なり、或は京間を田舎間に更めて
受くる町もあり、かく差等あるは、昔其町々の組
合にて定めたるに因り、又開小間の制方、寛政以
前は町々に依て聊か不同あり、小間割、面割（宅地別
なり）坪割、軒役割（家別なり）等の差別ありしが、町
法改正の時に、更めて小間割の一法と定められて後、
他の制方は皆廢す（江戸課役）

キギスノヒタツカヒ

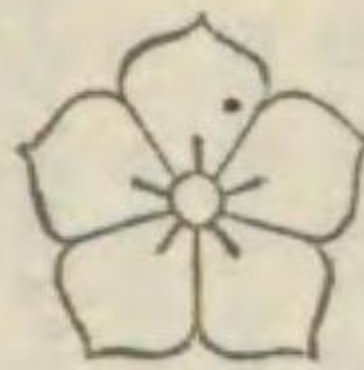
雉子頓使 名義
副使或は從者なくして、單獨の使のみなるを、俗に
思ひて「ヒタツカヒ」といふ、雉のこをいひ、ヒ
タツカヒとは、「ヒタツカヒ」にヒタツカヒといひて、物を雜
へ純一の義にて、單獨の意なり 起原 神代に、天
若日子、使命を帯びて天降りせしに、八年を経て尙も
復命せざりければ、雉名鳴女を更に遣はして天若日
子の狀を問はしめし、是時天若日子弓にて射殺し遂
に雉名鳴女返らざりしに因て、後世、凡て大事の使を
遣るに、副使從者なども無くして獨りなるをば、雉の頓
使といひて思ひことにせしなり（書紀、古事記傳）

キキバンヤク

開番役 江戸時代、諸侯の
留守居役をいふ、ルスキヤクを見よ、
キキヤウ 桔梗 葵の色目の名、表二藍、裏青、
八月之を着用す、また袴衣、下裳、衣にも用ふ（物具裝
束抄、裝束色番）胡曹抄及び薄羅草には、表裏共に藍
色といひ、雜事抄には、表は薄色の花色ばらるるも
のといへどもいかならん、

キキヤウコバン

桔梗小判 金貨の玩賞品
の一、種類四あり（一）重二匁六分、金色中位にて、表
に六角内に桔梗を畫きたるものを上下左右に極印
し、裏に「寶」の字あるもの、（二）重第一と同じく、只
極印上下の二箇在るもの（三）重一匁七分、金色古な



キキヤウノモン

桔梗紋 紋所の名、桔梗
の花を紋にしたるもの、之を家紋となす家は、左の
諸家なり、明智、鳥坂氏は桔梗ハ別
圖の如し、○太田、瀧脇氏は、丸の中
に桔梗、○土岐氏は、光琳フト桔梗ハ
（桔梗の變體にて、縁のふとさきもの）
○植村氏は「字割桔梗」（イチジャ
リキヤウ）の條參看を執も用ふ（武鑑、諸家紋鑑）

キキヤウモン

桔梗門 江戸城門の一、内
櫻田門とも云ふ、櫻田口の門にして、且つ前に外櫻
田門あるに對して名づく、新安手簡に、泊船門のこ
と御尋にて候、江城の景境には、確に泊船軒とか覺
候、門と申は、古き御目付役所の帳簿にも候と承候、
唯今は、櫻田大手御門と申を、五十年前までは泊
船と申す、とあり、又此門を桔梗門といふに付き數
説あり、或説に、寛永の頃、將軍上落の時、歸京の祝
儀を表され、此御門を建られ歸京と名付たまひしが、
後轉じて桔梗の文字に改めしと、いと覺束なき説
なり、又一説に、此門は太田道灌在城の時より存
せしものにて、徳川家康入國の後までも、屋根の瓦
に桔梗の紋付たる一枚残りし故、人々桔梗御門と
唱へしを、終に其名に定りしなりと云ふ、これ理あ
るが如く聞えたるも、正しきものには見えず、又

キキヤ

キキヤク

開役 江戸時代横目付（ヨコメツ
ク）をいふ、荷子に、十里之國、則將有百里之驛、注、
驛猶耳目也、或曰謂開課者、とあるに據るか、又
九州中國の諸藩に命じて、各其臣二名を長時に置き、
海警あれば速に其主に告げ、事に従はしむ、是を開
役と、いふ（外交志稿）

キク

菊 染色の名、裝束色葉に、菊と云は總名
にて、葉菊、香菊、白菊、蘇芳菊、移菊、紅菊、黃菊等の
色々を通じて稱するが故に假字裝束抄に菊の様々を
記して數色を擧たり云々といへり、狩衣、下裳、半
臂、衣等をば此色にて染め、九月、十一月の頃に着用
す、○襲の色目の名、表白、裏青（或は蘇芳）にて、秋着
用す（物具裝束抄、桃葉葉）

キクアハセ

菊合 名義 人数を左右に番
ひ、雙方より菊花を出し、其優劣を争ふ遊戯を云ふ、
是に判者講師讀師等ある時もあり 起原 宇多天皇寛
平中行ひしを始めとす、寛平菊合に、題菊、左方占手
の菊は、殿上童に立君を女につくりて、花におもてを
かざらせてもたせたり、いま九本をば、すはまをつく
りてぞしたる、其のすはまのさまはおもひやるべし、
面白き所の名をつけつ、菊にはゆひつたり（歌
略）右方これ殿上童、藤原重時、あはの守ひろし
げがむす、かれて菊とおおはすべきすはまを、い
とおほきにつくりて、ひとつに植ふたれば、もて出
づるに所せまければ、おしあはせては、一になるべ
くかまへて、わりて輪をつけて一たびにおしあはせ
ていださんとかまへたるを、左方の一もとづ、出す
に驚きて、たび／＼に出しければ、あはせはてたれ

キキヤ キクア

キクイチモンジ

菊一文字 菊作太刀（キ
クヅクリノタチ）を見よ、
ギクウ 義空 關西唐國の人、關西唐國
安國師に事へて上首たり、慧覺法師の入唐して法を
求むるや、皇太后橘氏唐地の禪化を欲し、有道の尊
宿を招聘せしむ、菊州に至り國師に參して曰く、
我が國教法甚だ難んれども、最上の禪宗は未だ傳
ふるあらず、願くは師の一枝の佛法を得て、吾が土
宗門の根底となさんと、國師空を以て其請に充つ、
空便ち菊と共に太宰府に著す、勅して空を迎へて京
都東寺の西院に館す、太后檀林寺を創建して之に居
らしめ、時々道を問ふ、官僚接授を得るもの多しと
いへども、時機未だ然せず、傳法人を得ず、數年
して支那に還る（元亨釋書）

キクキリノモン

菊桐紋 菊及び桐の紋を
合せていふ詞、皇室の御紋なり、菊紋（キクノモン）或
は桐紋（キリノモン）參看、
キクコバン 菊小判 金貨の玩賞品の一、菊
寶小判、菊小判の二種あり、其中、菊寶小判に四種
類あり（一）重三匁六分五厘、金位中、表に、小き菊紋
を上下左右の四箇所に、寶の字を裏に極印す、故
に四菊小判とも稱す（二）凡て第一に同じく、表に菊

キクイ キクコ